

広域連携による市町村事務の  
共同実施モデル構築事業

報 告 書

令和 8 年 3 月

貝塚市



# 目 次

<b>1. 業務概要</b> .....	<b>1-1</b>
1-1 業務の目的.....	1-1
1-2 業務概要.....	1-1
1-3 業務内容.....	1-1
1-3-1 計画準備.....	1-1
1-3-2 官民連携型の事業体制構築.....	1-2
1-3-3 一部事業の先行実装に向けた支援.....	1-2
1-3-4 事業効率化を最大化するシステム構築.....	1-3
1-3-5 報告書作成.....	1-3
1-3-6 打合せ協議.....	1-4
1-4 業務フロー.....	1-4
<b>2. 官民連携型の事業体制構築</b> .....	<b>2-1</b>
2-1 1 2市町の現状及び課題の整理.....	2-2
2-1-1 1 2市町の現況整理.....	2-3
2-1-2 検討事項と方向性の整理.....	2-20
2-2 課題解決につながるスキームの構事業想.....	2-23
2-2-1 1 2市町の連携方法.....	2-23
2-2-2 官民連携体制の検討.....	2-38
2-2-3 官民出資会社の設立に関する事例整理.....	2-42
2-2-4 先行事例を踏まえた事業スキームの構想.....	2-56
2-3 事業スキーム構築における課題の抽出.....	2-63
2-3-1 先進事例へのヒアリング調査の実施.....	2-63
2-3-2 自治体意向調査の実施.....	2-70
2-3-3 調査結果を踏まえた事業スキームの精査.....	2-77
2-4 事業スキーム構築に向けたアクションプランの整理.....	2-82
2-4-1 アクションプランの検討.....	2-82
2-4-2 事業実現に向けた論点と今後の展望.....	2-84
<b>3. 一部事業の先行実装に向けた支援</b> .....	<b>3-1</b>
3-1 2市1町における道路・公園・下水道分野包括維持管理業務の業務範囲.....	3-4
3-1-1 本業務における支援範囲の整理.....	3-4
3-1-2 業務範囲の検討.....	3-5
3-1-3 要求水準書等の作成支援.....	3-50
3-1-4 概算事業費の算定.....	3-52
3-1-5 民間事業者との勉強会・対話.....	3-56
3-1-6 2市1町における今後の展開.....	3-56
3-2 貝塚市・泉南市による公園分野の遊具に関する包括管理業務の業務範囲.....	3-62
3-2-1 包括事業化に関わる相談対応・情報提供.....	3-62

4. 事業効果を最大化するシステム構想 .....	4-1
4-1 一元化システム構想の検討 .....	4-1
4-1-1 情報管理方法の実態把握 .....	4-1
4-1-2 一元化システムの検討方針 .....	4-16
4-1-3 一元化システムの各ステップの検討 .....	4-19
4-2 一元化システムの一部試行・評価 .....	4-37
4-2-1 システム試行の概要 .....	4-38
4-2-2 システム試行結果 .....	4-41
4-3 データ一元化に向けたアクションプラン .....	4-44
4-3-1 データ標準化の流れ .....	4-44
4-3-2 一元化システム構築へ向けたロードマップ .....	4-45

## 1. 業務概要

### 1-1 業務の目的

本業務は少子高齢化や人口減少、公共施設、インフラの老朽化が進む中、将来にわたり持続的かつ高品質なインフラサービスを提供していく必要がある。

大阪府南部の岸和田市、泉大津市、貝塚市、泉佐野市、和泉市、高石市、泉南市、阪南市、忠岡町、熊取町、田尻町及び岬町（以下、「泉州地域」という）では、建築や土木技術職員の不足が共通課題であり、自治体の枠を超えて技術や知見を共有する必要がある。

泉州地域において技術職員不足の課題を補うため、公共施設及びインフラの点検調査から更新に至るまでの対応を広域的に取り組むことでスケールメリットを活かし、持続可能な形で質の高い行政サービスが提供できる事業スキームや強固な基盤の構築等を目的とし、調査、検討及び検証を行う。

### 1-2 業務概要

業務名 : 泉州地域における市町事務の共同実施モデル構築事業検討業務委託

委託業務箇所 : 泉州地域一円

履行期間 : 令和7年5月30日～令和8年3月6日

委託者 : 貝塚市

受託者 : パシフィックコンサルタンツ株式会社 大阪本社

連絡場所 : 〒530-0004 大阪市北区堂島浜一丁目2番1号 新ダイビル

大阪交通基盤事業部 インフラマネジメント室

TEL : 06-4799-7277 FAX : 06-4799-7381

Mail : senshu-model@tk.pacific.co.jp

### 1-3 業務内容

#### 1-3-1 計画準備

本業務を実施するにあたり、業務の目的・主旨を把握した上で、業務の実施方針・手順・工程等を示した業務計画書を作成する。

### 1-3-2 官民連携型の事業体制構築

官民連携型の事業体制構築業務では、令和5年12月1日付けで国土交通省より選定された「地域インフラ群再生戦略マネジメント」の取組において抽出された課題、取り組みの方向性を継承し、検討を行う。

#### (1) 課題解決につながる事業スキームの構想

既に顕在化・今後顕在化していくことが懸念されるインフラ設備の課題及び問題点の解決に繋がる、泉州地域における水平連携による広域連携事業スキームとして、地方自治法に基づく共同処理制度の活用及び仕組み、民間事業者側の実施体制の想定、システム等を活用した事業運営環境などの構想を図る。

#### (2) 事業スキーム構築における課題の抽出

事業スキームを構築する上で直面する、泉州地域での合意形成や大阪府等との調整、法規制などの課題、民間事業者の意欲醸成、意欲確認、必要事業費の算出及び予算の確保等を見据えた設定等、想定される課題を具体的に抽出し、整理を行う。

#### (3) 事業スキーム構築に向けたアクションプランの整理

将来構想の実現に向けたスケジュール設定、当面の間に実施すべき課題への対処及び役割分担の明確化を行う。

### 1-3-3 一部事業の先行実装に向けた支援

一部事業の先行実装に向けた支援業務では、令和8年度の先行実装に向けた発注支援業務を行うものとする。

#### (1) 2市1町における道路・公園・下水道分野包括維持管理業務の業務範囲

泉大津市・高石市及び忠岡町による令和8年度の先行実装に向けた道路・公園・下水道分野における包括維持管理業務とする。なお、「2市1町一体型道路等包括管理等導入可能性調査業務」の報告書を参考に実施するものである。

##### ① 民間事業者との勉強会・対話

事業へ参画する可能性のある民間事業者に対する勉強会及び地元民間事業者との個別対話を行い、令和8年度の実装に向けた課題、改善点を把握する。

##### ② 事業範囲の設定

包括管理業務のスキームとして、要求水準、民間事業者側の体制、参加資格要件の整理、契約手法等の検討に必要な条件設定等の整理を行う。

##### ③ 要求水準書等の作成支援

包括管理業務の導入に向けた要求水準書、モニタリング実施方針、契約書案の作成を行う。

#### (2) 貝塚市・泉南市による公園分野の遊具に関する包括管理業務の業務範囲

貝塚市・泉南市の公園分野における遊具点検及び修繕業務の包括管理業務とする。

### ① 民間事業者との勉強会・対話

事業へ参画する可能性のある民間事業者に対する勉強会及び地元民間事業者との個別対話を行い、令和8年度の実装に向けた課題、改善点を把握する。

### ② 事業範囲の設定

包括管理業務のスキームとして、要求水準、民間事業者側の体制、参加資格要件の整理、契約手法等の検討に必要な条件設定等の整理を行う。

### ③ 要求水準書等の作成支援

包括管理業務の導入に向けた要求水準書、モニタリング実施方針、契約書案の作成を行う。

## 1-3-4 事業効率化を最大化するシステム構築

令和7年3月31日付けで締結した「ドラレコ・ロードマネージャーを活用した維持管理の研究に関する協定書」に基づき取得したデータ等を活用し、以下より、泉州地域におけるインフラ施設のシステム構想の検討、維持管理基準等の体制に向けた検討を行う。

### (1) 一元化システム構想の検討

目指すべき事業スキームを整理し、AI分析やビッグデータを活用することで、インフラ施設の膨大な点検作業の絞り込みや作業の効率化することで客観的な評価が可能なシステムを視覚的に分かりやすい形で整理し、各組織の役割やデータ活用方法などを明確にする。

### (2) 一元化システムの一部試行・評価

独自に保有するビッグデータ、システムや大阪府の保有する維持管理DBなど活用可能なシステムを準備し、泉州地域におけるインフラ施設の維持管理データの一部を格納の上、泉州地域職員における現行管理での試行運用の結果を非機能要件等の面から多角的に評価し、試行運用の効果を検証すると共に、本格的なシステム整備に向けた具体的な課題抽出を行う。

### (3) データ一元化に向けたアクションプラン

システムを運用するために、システム構築及びデータの一元化を図る上での課題の明確化を行う。

## 1-3-5 報告書作成

成果をとりまとめ、指定の報告書フォーマットにより、分かりやすく整理して報告書を作成する。

## 1-3-6 打合せ協議

業務遂行に必要な打合せ協議について、必要に応じて適宜行う。

## 1-4 業務フロー

業務の実施フローを以下に示す。

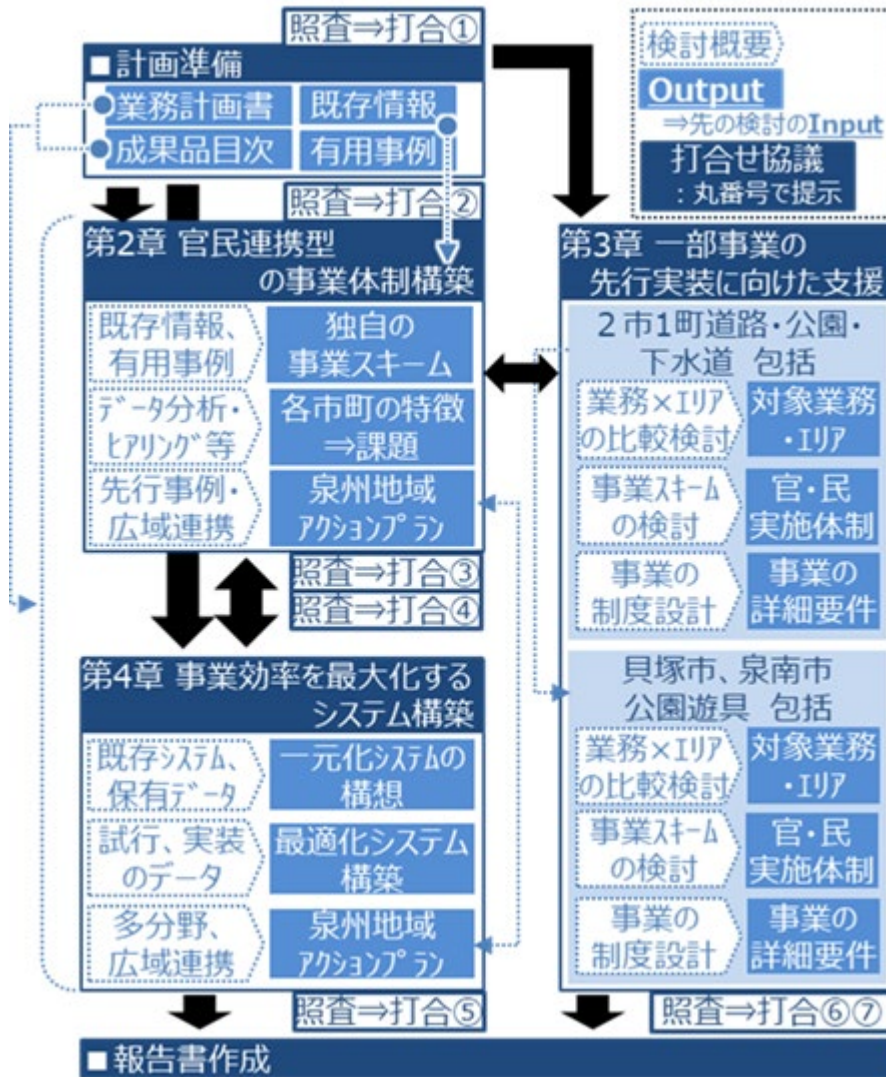


図 1-1 業務の実施フロー

## 2. 官民連携型の事業体制構築

本章では、泉州地域で群マネ事業を実現するにあたって、解決すべき課題や望ましい事業スキーム、今後の展望等について整理することを目的とする。

具体的には 12 市町の現状及び課題から検討事項と方向性について整理した。その後泉州地域で想定される広域連携手法や先行事例を基に、先行事例へのヒアリング調査及び泉州地域に対する自治体意向調査を実施し、それらの結果を踏まえて事業スキーム（案）を検討した。その後今後十数年において実施すべき事項について整理したアクションプランを検討した。

## 2-1 12市町の現状及び課題の整理

全国自治体と同様に泉州地域においても、インフラ管理に対する老朽化・体制不足などの厳しい問題を抱えている。これらの解消を図るために広域・官民連携等の取組を推進していくことが求められる。

一方で、対象12市町は個々に管理状況や抱える問題の度合いも異なることから、短絡的な取組の提案ではニーズに合致しない可能性があり、広域連携を図る上では合意形成が成立しない可能性も懸念される。

ここでは、12市町の現状・管理実態などを把握し、各市町の実情・課題を把握するとともに、共通する課題の抽出し、今後の取組を進める上で何をどのように解決していくべきか、検討を進めるための材料の確認を目的に整理を行った。

## 2-1-1 12市町の現況整理

今後の取組や体制構築に向けた検討にあたっては、前段として12市町が抱えるインフラ施設や管理体制に合わせた検討が必要となる。

このため、12市町の人口や面積といった基礎情報、さらには道路や公園、下水道などのインフラに関する整備・維持管理の状況について整理する。

### (1) 基礎情報の整理

#### ① 地形

大阪府の南西部に位置する泉州地域は、西部は大阪湾、南部は和泉山地に接し、田園地帯の多い比較的温暖な地域である。当地域には大きな河川がなく、農業用水は古くからため池に頼っている（大阪府のため池数 4,700 ヶ所（全国9位）のうち 2,000 ヶ所が当地域内）。



出典：国土地理院地図を加工して作成

図 2-1 泉州地域位置図

## ② 人口・面積

泉州地域には、忠岡町（全国3位の面積小）や田尻町（同11位）など、全国と比較しても規模の小さい自治体も含まれている。また、岬町は大阪府に4町村ある全域が過疎地域に登録されている町であり、人口の少ない市町も抱えている。一方で、大都市近郊に位置していることから人口密度が高く、泉州地域全域とした場合に政令指定都市と比較すると、人口においては堺市以上、面積は横浜市と同等の規模となる。

表 2-1 泉州地域の人口と面積

		人口（人）	面積（km <sup>2</sup> ）
鳳土木管内	泉大津市	73,282	14.33
	高石市	56,992	11.3
	忠岡町	16,675	3.97
	和泉市	183,761	84.98
岸和田土木管内	岸和田市	189,396	72.72
	貝塚市	83,156	43.93
	泉佐野市	98,545	56.51
	泉南市	59,635	48.98
	阪南市	51,579	36.17
	熊取町	43,013	17.24
	田尻町	8,498	5.62
	岬町	14,793	49.18
合計		879,325	445

<泉州地域と同程度の政令指定都市>  
堺市 人口：806,860人  
横浜市 面積 438.23 km<sup>2</sup>

出典（人口）：人口ビジョン、住民基本台帳人口 R5

出典（面積）：国土交通省国土地理院「令和3年全国都道府県市区町村別面積調」R2



また、人口に関して、今後の推移を見ると、ほとんどの市町が減少傾向にあるものの、阪南市や岬町などでは、2050年には4割以上の人口が減少すると予測されている。少子高齢化に加えて、人口の動態に関しても、岸和田市や高石市などで転入<転出の傾向にある。

土木技師数についても、2050年の概算値では全ての市町で減少しており、人口減少と高齢化により官民の双方で担い手不足が顕在化する（している）と考えられる。

施設の老朽化に伴い維持対応や修繕対応の増加が予想されるため、限られた職員での対応には限界がある。

表 2-2 人口及び土木技師数の推移と社会動態

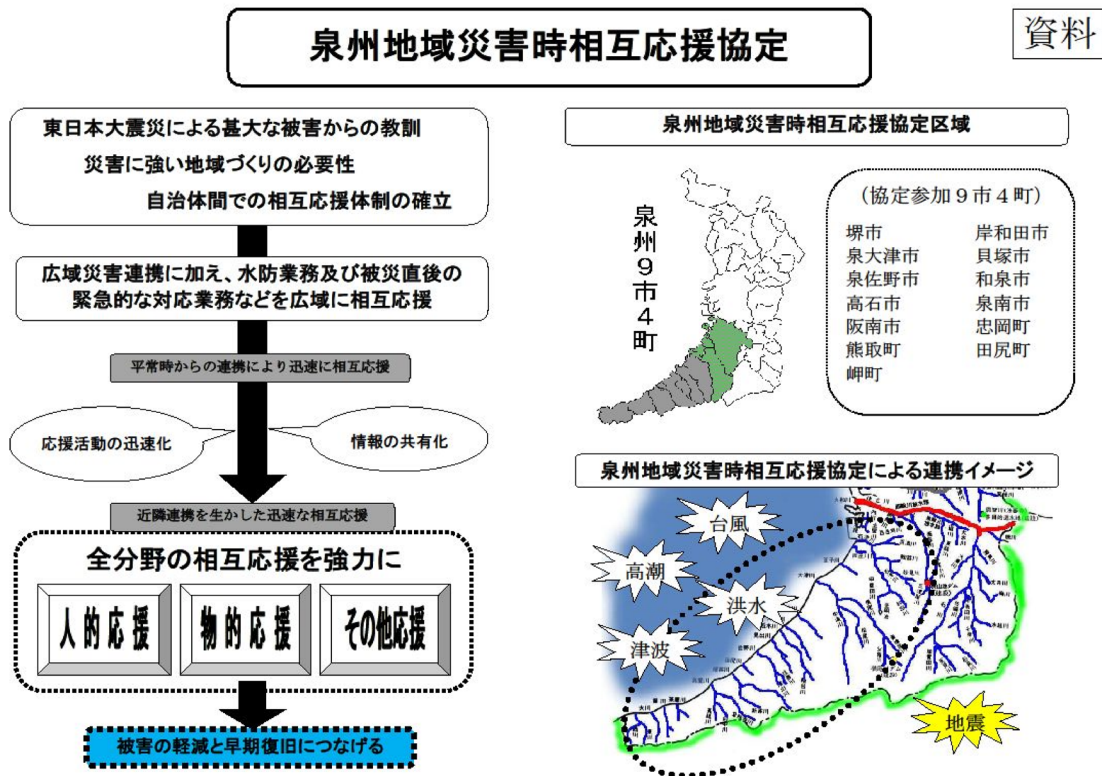
	人口推移(万人)			土木技師数：技術系職員(人)			社会動態(人) R5	
	2022年	2050年推計	人口減少率 (人口区分毎の全国平均)	2017年	2022年 (人口区分毎の全国平均)	2050年概算	転入	転出
泉大津市	5万人~ 7.38	5万人~ 5.48	26% (23%)	16	19 (18.2)	14.2	3,141	3,058
高石市	5万人~ 5.72	3万人~ 4.03	30% (23%)	16	15 (18.2)	10.7	2,093	2,514
忠岡町	1万人~ 1.68	1万人~ 1.17	30% (39%)	2	1 (4.1)	0.7	666	622 (R2年度データ)
和泉市	10万人~ 18.46	10万人~ 15.19	18% (16%)	43	48 (49.6)	39.9	6,388	6,037
岸和田市	10万人~ 19.09	10万人~ 13.75	28% (16%)	83	69 (49.6)	50.5	5,660	5,709
貝塚市	5万人~ 8.40	5万人~ 5.94	29% (23%)	19	28 (18.2)	20.2	3,194	3,153
泉佐野市	5万人~ 9.88	5万人~ 8.09	18% (23%)	38	25 (18.2)	20.4	5,827	4,683
泉南市	5万人~ 6.03	3万人~ 4.01	33% (23%)	17	15 (18.2)	10.2	2,330	2,777
阪南市	5万人~ 5.23	1万人~ 2.96	43% (23%)	28	20 (18.2)	11.7	1,313	1,622
熊取町	1万人~ 4.32	1万人~ 3.33	23% (30%)	19	18 (9.1)	14.0	1,308	1,259
田尻町	5千人~ 0.85	5千人~ 0.76	11% (44%)	5	4 (1.7)	3.6	-	- 数値未公表
岬町	1万人~ 1.50	5千人~ 0.73	51% (39%)	9	6 (4.1)	3.0	333	372 R3

出典：人口基本台帳人口移動報告、住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査、人口動態調査 他  
 貝塚市：統計かいつか R5、高石市：市市民課資料、忠岡町：忠岡町の現況 R2、和泉市：人口ビジョン R6 版  
 岸和田市・泉佐野市：オープンデータマップ R5、泉南市・阪南市・熊取町：泉南地域3市1町「地域の未来予測」 R7  
 岬町：人口ビジョン R3

### ③ 災害・医療の視点

泉州9市4町（堺市、岸和田市、泉大津市、貝塚市、泉佐野市、和泉市、高石市、泉南市、阪南市、忠岡町、熊取町、田尻町、岬町）が連携し、東日本大震災の被害を教訓とするとともに、近年増加するゲリラ豪雨に対して連携するため「**泉州地域災害時相互応援協定**」を締結している。本協定は、危機事象を共有する近隣自治体間で、平時から連携を図ることで地の利を生かした迅速な相互応援体制を確立し、単独では十分な応急措置ができない場合に、各市町の要請に基づき協定市町の協力のもと被害軽減と早急復旧を図るためのものである。

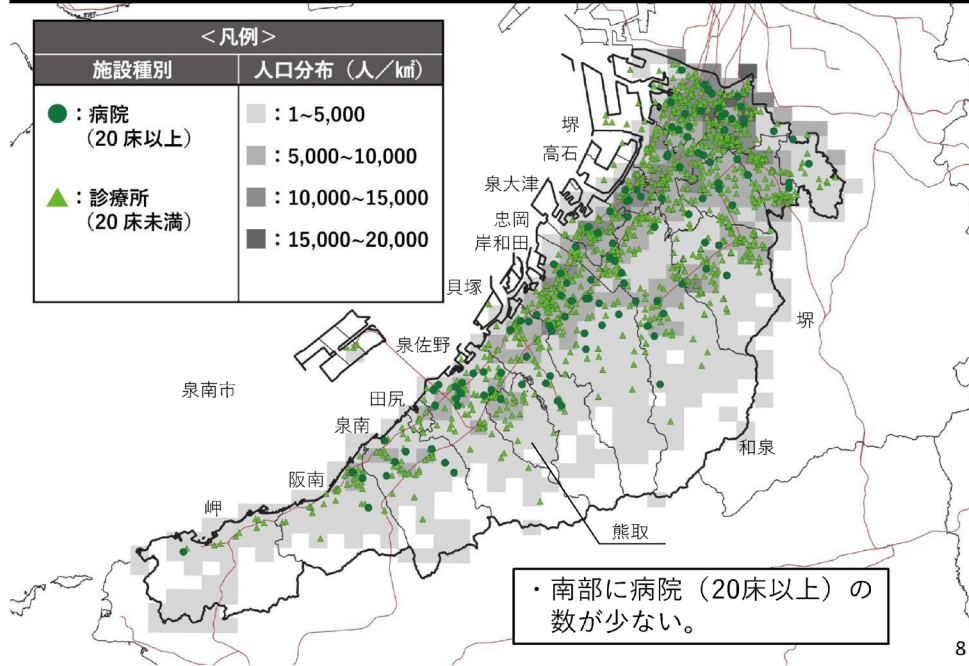
市民サービスに関わる一例として、医療施設等の分布を見ると、**主に泉州地域北部に分布しており、南部に少ない**状況が伺える。



出典：泉州地域災害時相互応援協定資料 平成25年 堺市

図 2-3 泉州地域災害時相互応援協定

## 泉州地域の施設分布 — 医療施設



出典：GX実現に向けた広域連携による公共施設 マネジメントを地元事業者主体で実施するための官民連携スキーム構築 調査報告書  
令和6年3月 貝塚市 Amame Associate Japan 株式会社

図 2-4 公共施設 (医療施設) の立地分布分析の結果

#### ④ インフラ施設の状況

##### a. 管理施設数

各市町の施設分類ごとの施設数を下表に整理した。生活インフラとなる道路・河川・公園・下水道それぞれを一定量管理している。市町ごとの人口や面積に大小あると共に、管理負担に直結する管理施設量においても市町ごとに状況が異なる。

表 2-3 各市町の管理施設数

類型	施設分類		自治体名													
	分類	単位	泉大津市	高石市	忠岡町	和泉市	岸和田市	貝塚市	泉佐野市	泉南市	阪南市	熊取町	田尻町	岬町		
道路	舗装	1級市町村道	m	12,540	11,028	4,084	25,571	42,800	18,449	19,509	16,299	15,093	13,018	1,285	13,097	
		2級市町村道	m	14,837	10,804	2,611	27,743	31,400	21,696	10,838	24,506	12,542	17,090	1,194	8,743	
		その他市町村道	m	141,199	93,785	45,661	350,139	500,800	250,403	239,855	173,773	180,055	126,953	29,913	114,959	
		法定外里道		10,000	33,000	-	不明									
	橋梁	地下道	m	299	231	30	73	100	65		372	0	22	0	不明	
		橋長15m以上	橋	7	4	8	65	66	35	20	23	29	10	1	17	
		橋長15m未満	橋	48	40	2	101	167	104	65	64	43	33	5	87	
	道路	横断歩道橋	橋	1	2	0	1	3	0		-	5	1	0	0	
		トンネル	本	0	-	0	3	-	1		-	0	0	0	0	
		シールド	基	0	-	0	1	-	0		-	0	0	0	0	
		大型カルバート	基	0	-	0	1	-	-		-	0	1	2	0	
		道路土工構造物	基	0	-	0	0	-	-		-	不明	0	0	不明	
		道路標識 ※大型標識: 地面から標識下 端まで5m以上	門型標識	基	0	-	0	0	-	0		-	0	0	0	不明
			大型標識	基	27	-	0	29	-	14		10	0	0	0	2
			小型標識	基	69	73	2	0	272	調査中		-	10	167	0	不明
		道路情報板	基	0	-	0	0	-	0		-	3	0	0	0	
		道路照明	基	970	533	243	3,600	1,579	705		589	718	254	367	3,625	
		道路反射鏡	基	840	820	307	2,240	3,217	1,602		1,805	1,250	1,163	213	不明	
		街路樹	高木	本	約950本	2,127	555	7,795	1,883	1,866		1,823	500	330	461	
	中木		本	約150本	不明	12	2,229	-	38,120		18,809	200	5	0		
低木	m2		約4,500m	不明	不明	46,798	-	11,707		-	3,500	950	965			
河川 (水路)	準用河川	指定区間	m	-	1,250	0		9,670	-		3,400		2,233			
		指定区間以外	m	-	-	0		-	-	-	-	-	-	-		
	普通河川	指定区間	m	-	5,761	0		34,350	-		16,600		11,500			
		指定区間以外	m	-	-	0		-	-	-	-	-	-	-		
	樋門・樋管	基	-	20	0		不明	32		不明		-	-			
	雑排水管	m	95,000	31,200	-	-	不明	-		不明		不明	-			
	法定外水路	m	11,000	21,000	不明		不明	-		不明		不明	-			
	放水路	m	-	-	0		-	-		不明		-	-			
	水路スクリーン	基	43	24	-	-	約100	-		28		-	-			
	取水ゲート	基	0	7	-	-	-	-		27		-	-			
	鉄扉	基	0	1	-	-	-	-		不明		-	-			
	漁港陸開	基	0	2	-	-	-	-		-		-	-			
排水機場	基	0	2	-	-	-	5		-		-	-				
調整池・ため池	基	-	-	1		9	-		管轄外		104					
公園	総合公園	箇所	0	0	0	2	2	0	1	1	0	0		1		
	運動公園						0							1		
	特殊公園(風致公園)	箇所	0	0	0	0	2	0	2		0	0				
	地区公園	箇所	1	2	0	1	3	1	2		1	2				
	近隣公園	箇所	9	1	0	17	11	4	3	4	1	2				
	街区公園	箇所	6	51	3	256	71	18	195	131	24	111	8	6		
	緑地公園	箇所	1	9	1	57	39	10	23	2	3	0				
	その他公園	箇所	49	20	16	2	2	0	0		1	11		48		
	公園(遊具あり)	箇所					136	147	175					6		
	公園内遊具	箇所					1,099	508	576							
	緑道	m	0	0	0	2	0	0			1,300	0				
	児童遊園	箇所	5				97	148						7		
広場	箇所	3				82	0						2			
下水道	汚水管路	km	149	119	57	458	604	232	194	153	118	141	37	78		
	雨水管路	km	43	74	56	216	264	80	91	55	94(6)	30	24	0		
	合流管路	km	32	45	-	0	48	-		0		0	0	0		
	処理場	基	0	-	-	0	2	0		0		0	0	0		
	ポンプ施設	雨水ポンプ場	基	5	1	1	0	2	4	2	2	2	0	1	0	
		合流ポンプ場	基	1	1	-	-						0	0	0	
		汚水ポンプ場	基	1	1	-	10	3	0		4		0	1	0	
		雨水貯水槽	基	0	-	-	0	0	3		0		0	0	0	
		マンホールポンプ施設	基	6	1	-	-	63	14		0		47		45	
	浄化センター	基	0	-	-	0	1	-		0	0	0	0	1		
	浄化槽	基	0	-	-	0	1	1		0		0	0	0		
	調整池・ため池	基	0	-	-	6	6	6		7		104	0	0		

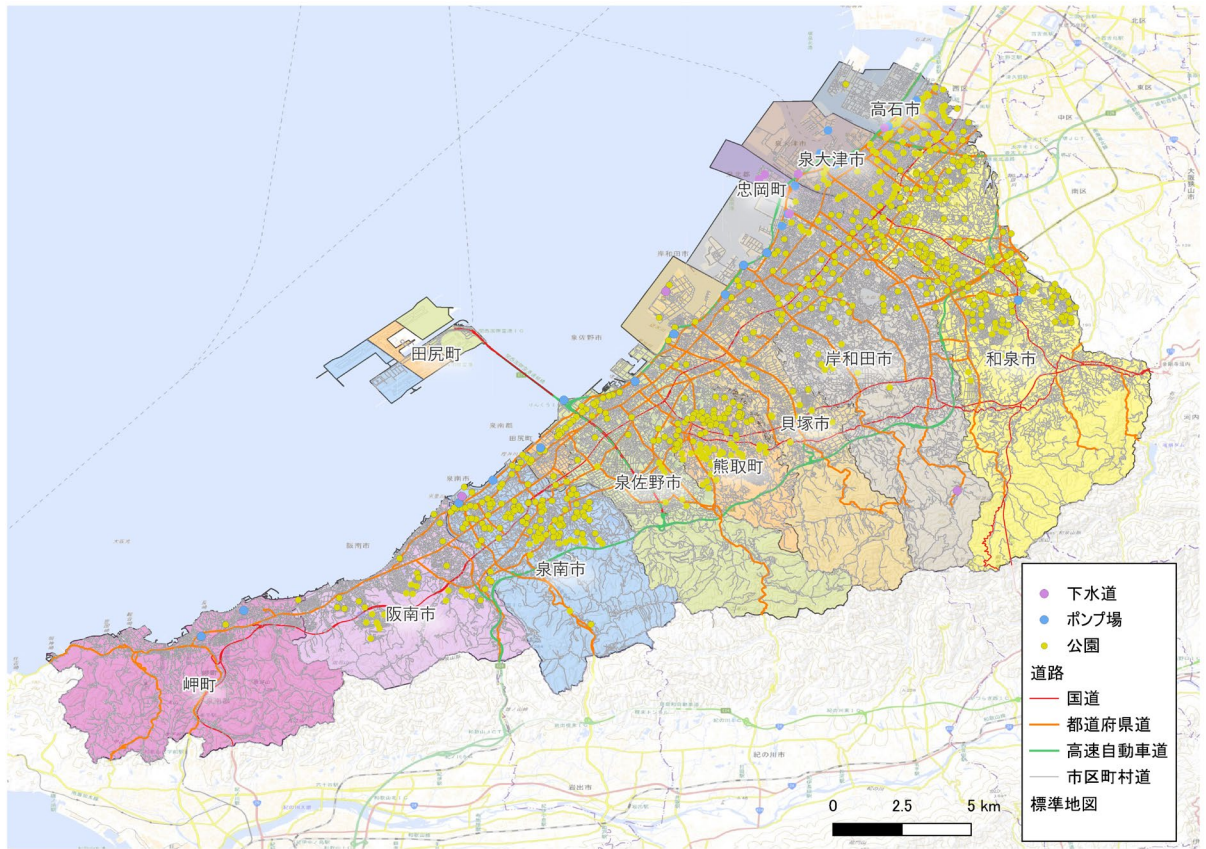


図 2-5 管理施設位置図

## b. 老朽化の状況

法定点検施設である橋梁を例に、各市町が保有している橋梁の老朽化状況を整理した（全国道路施設点検データベース xRoad よりデータを取得）。施設数にばらつきがあるものの、岸和田市（232 橋）、泉南市（174 橋）と 200 橋程度を管理している市町もある。

老朽化・健全度・橋梁規模の状況を見ると、泉南市・岬町は、老朽化割合（架設から 50 年以上経過した橋梁の割合）は少ないが、健全性の低下が伺える（全国平均 11% 平成 29 年 3 月末時点）。また、田尻町と岸和田市は老朽化が進行しているものの、小規模橋梁が多く、健全性が保たれていると推察される。

和泉市や阪南市については、橋長 15m 以上の割合が高く、維持管理費の負担が高いことが想定される。

表 2-4 各市町の老朽化状況

市町	管理 橋梁数	老朽化 (架設から50年以上)		健全度 (判定区分Ⅲ・Ⅳ)		橋梁規模 (橋長15m以上)	
		橋梁数	割合	橋梁数	割合	橋梁数	割合
泉大津市	54	3	6%	1	2%	6	11%
高石市	88	34	39%	0	0%	8	9%
忠岡町	18	2	11%	0	0%	4	22%
和泉市	166	45	27%	4	2%	80	48%
岸和田市	232	103	44%	3	1%	66	28%
貝塚市	139	34	24%	6	4%	35	25%
泉佐野市	87	27	31%	1	1%	21	24%
泉南市	174	16	9%	16	9%	46	26%
阪南市	74	21	28%	6	8%	27	36%
熊取町	41	14	34%	1	2%	10	24%
田尻町	8	6	75%	0	0%	1	13%
岬町	112	17	15%	13	12%	21	19%
合計	1193	322	27%	51	4%	325	27%

## (2) 管理体制

### ① 自治体側の状況

#### a. 管理体制

上述した管理施設数とともに、12 市町における各市町、各課の維持管理に関わる職員数を整理した。

岬町の全課や泉大津市の下水道、岸和田市の道路などでは比較的少ない職員で対応しており、一人当たりの負担が大きいと推察される。また、忠岡町や高石市、熊取町では、複数の分野を一括で管理しており、担当職員に求められる役割や負担が大きくなっていることが伺える。

各施設のうち、道路や下水道などは、泉州地域全域に市町を横断して分布しているため、効率化の観点から一体的・一元的な管理が望ましいと考えられる。

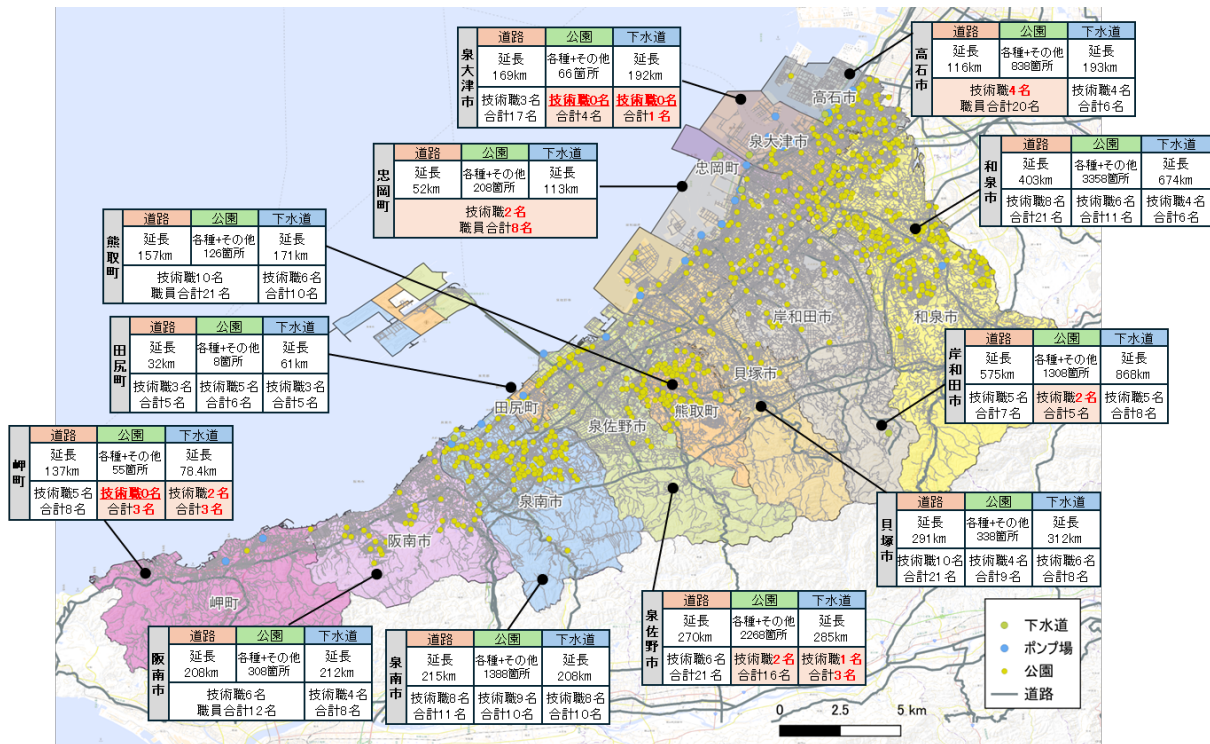


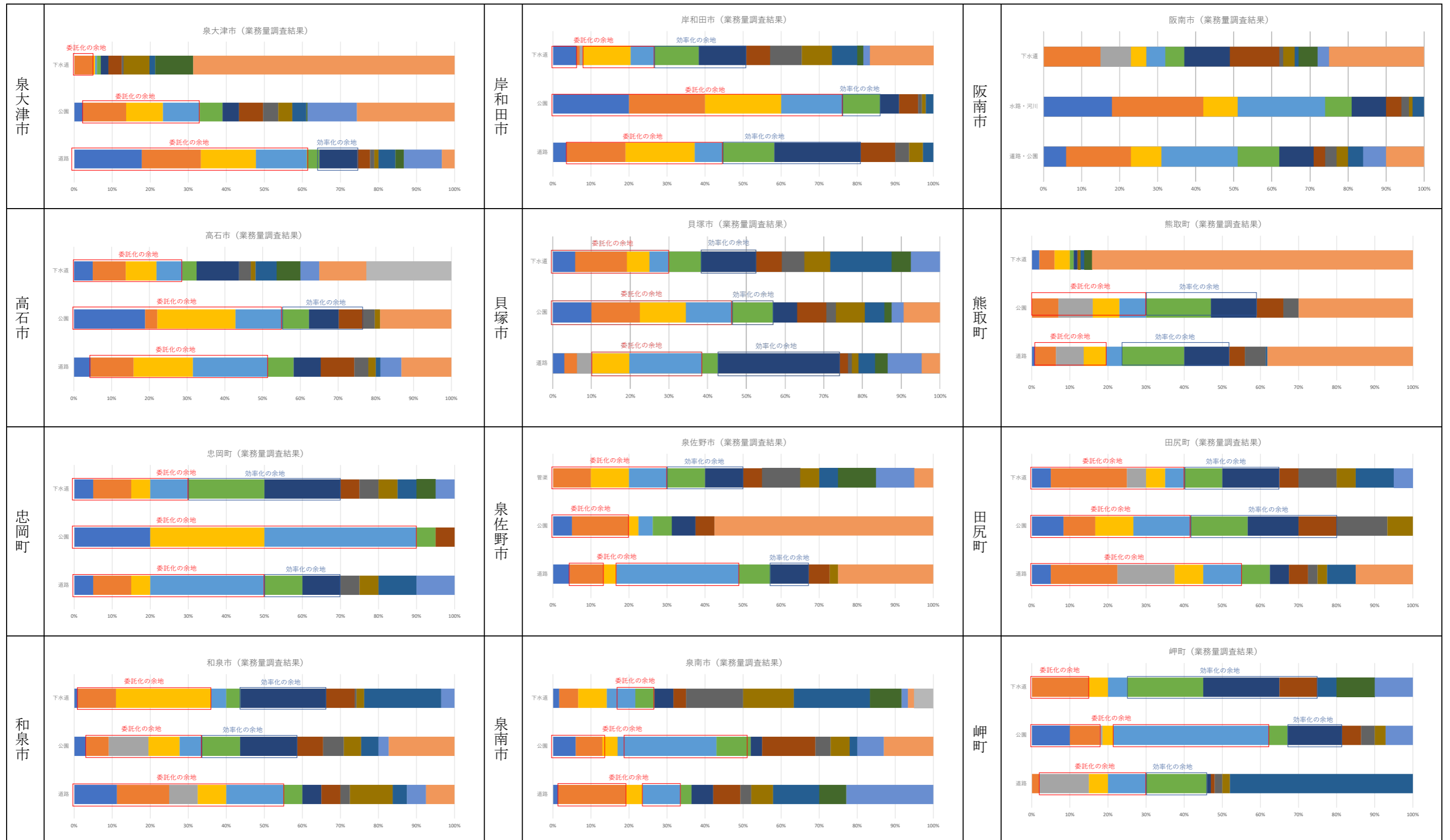
図 2-6 各市町の施設数及び職員数

**b. 職員負担の整理**

現行の維持管理において、職員に負担が生じている業務を把握するため、業務量調査を実施し、各市町・各課の業務負担割合を整理した。

表 2-5 業務量調査結果

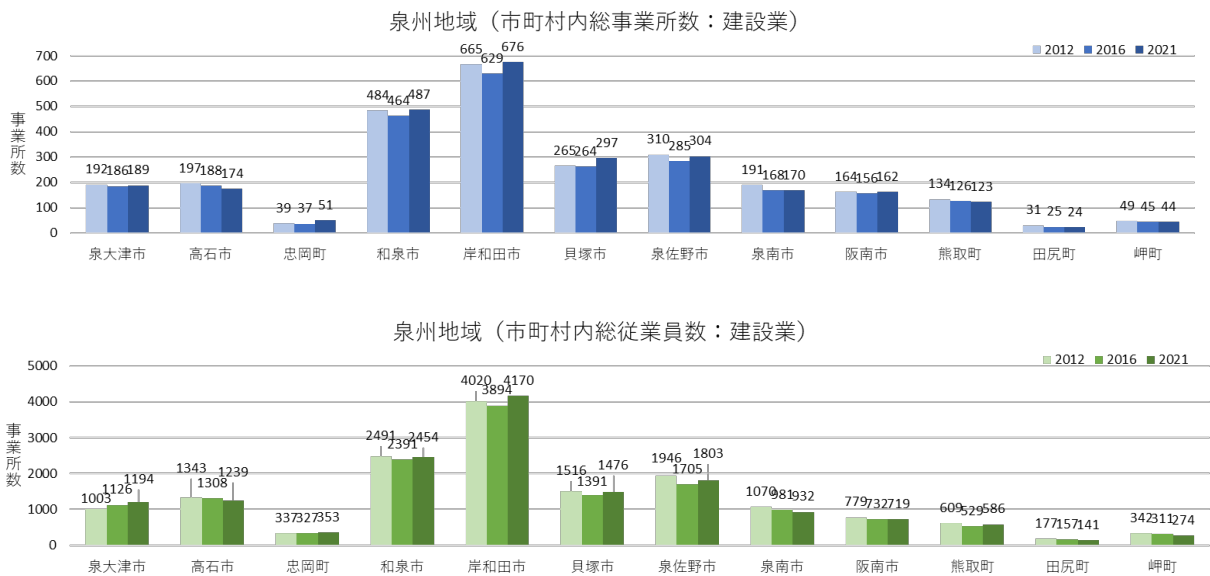
- 巡回
- 窓口対応
- 要望対応
- 現地確認・実施判断
- 維持作業
- 発注・契約手続き
- 委託・工事の監理
- 検収・支払
- 点検計画・修繕計画
- 台帳管理・データ整理
- 開発協議
- 排水設備申請・検査
- 申請受取対応
- その他事務



## ② 民間側の状況

泉州地域における維持管理を継続していくためには、各市町の地元企業の活躍が欠かせない。地元企業を活用することで地域産業の活性化につながり、地元企業は災害などの有事の際に誰よりも活躍が求められる対象となる。広域・官民連携事業に取り組むにあたっては、地元企業の参画が重要な要素となる。

ここでは、12市町を対象に、経済センサスの情報を利用して事業所数・従業員数などの推移を整理した。当資料を基本とすると、現時点では大きな減少傾向などは見られない。



出典：経済センサス（平成24年度、平成28年度、令和3年度）

図 2-7 泉州地域の市町村内総事業所、従業員数

(3) 広域連携による取組状況

① 市町間連携でのこれまでの取組

既に顕在化している課題もある中、各市町が行政連携により各種取組を進めている。また、市町単独においても官民連携の取組を積極的に進めている状況がある。これらの取組実績から得られた知見の共有、もしくは既に取り組んでいる事業を拡大展開していくことも考えられる。

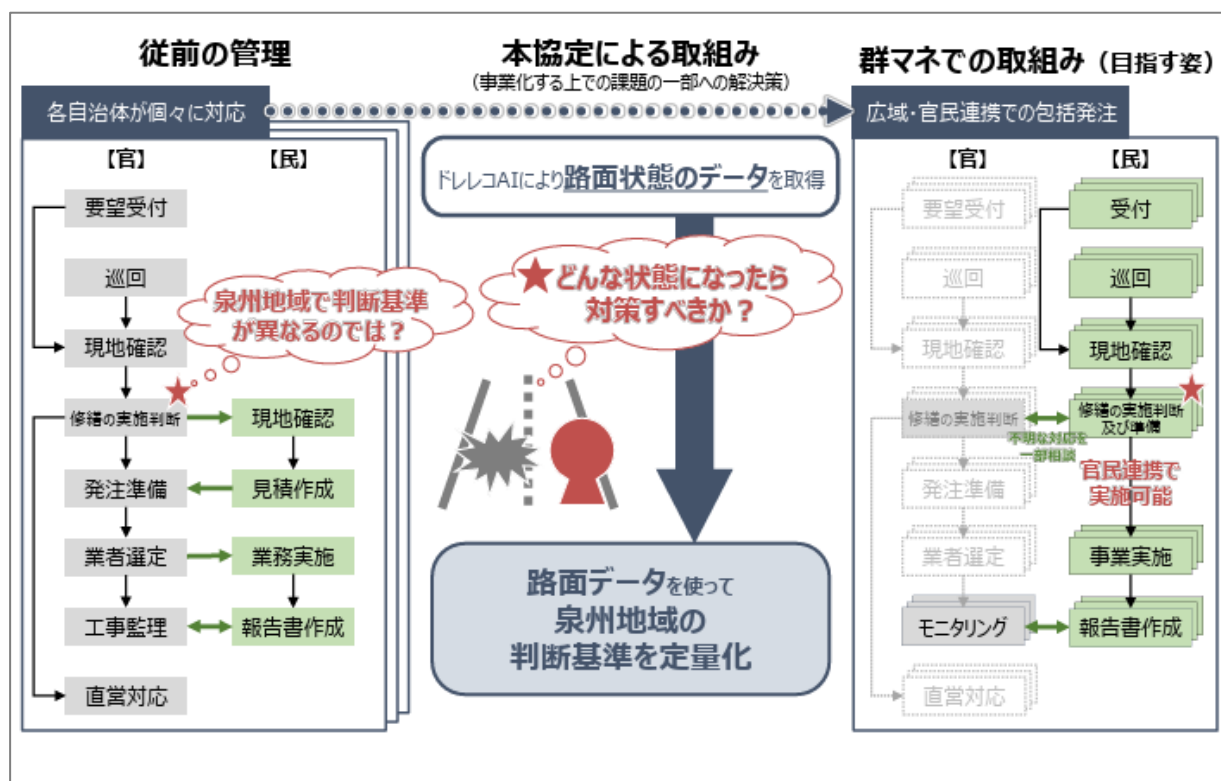
過去や現状の取組を活かしつつ、抱える課題の解決に繋がる最善案を検討する上での検討材料としてこれまでの取組を活用する。

表 2-6 泉州地域における既存の取組

市町	既存の広域連携・単体検討			その他	
	道路	公園	下水道		
泉大津市	2市1町 包括検討	2市1町 包括検討		ドラレコ・ロードマネジャーを活用した維持管理の研究に関する協定書	
高石市			水道事業統合 (岸和田、高石ほか)		
忠岡町			水道事業統合 (泉南、忠岡、田尻、岬他)		
和泉市			R5モールドスタートで開始 ⇒広域連携の足掛かり		
岸和田市		水道事業統合 (岸和田、高石ほか)			連携整備の 新斎場の 消防指令 事務
貝塚市			公共施設維持管理 (貝塚、泉佐野、泉南、阪南、龍取)		
泉佐野市					公共施設マネジメントの実現 (泉佐野、泉南、阪南、龍取)
泉南市	道路・河川・公園包括		水道事業統合 (泉南、忠岡、田尻、岬他)		
阪南市					航空写真撮影業務共同実施 に関する協定書 (泉佐野、泉南、阪南、龍取、田尻)
熊取町					
田尻町			水道事業統合 (泉南、忠岡、田尻、岬他)		
岬町					R7に広域連携の 取り組みを導入

## ② ドラレコ・ロードマネージャーを活用した維持管理の研究

ドライブレコーダー（商品名：「ドラレコ・ロードマネージャー」）を用いて、AIによる画像分析により泉州地域の道路損傷データを取得し、「舗装劣化予測」や「管理基準の設定」などの構築につなげることを目的としている。泉州12市町と、システムを保有する三井住友海上保険株式会社、大阪大学大学院工学研究科、パシフィックコンサルタンツ株式会社の4者で「ドラレコ・ロードマネージャーを活用した維持管理の研究に関する協定」を締結し、検討を進めている。

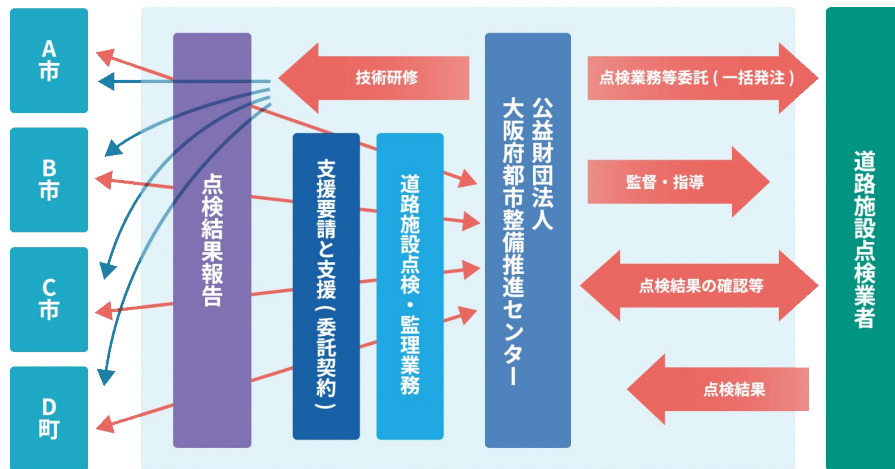


出典：貝塚市HPより

図 2-8 検討概要

### ③ 都市整備推進センターの取組

都市整備推進センターでは、「市街地の整備・開発・保全に係るまちづくりの推進を図るとともに、公共用地の有効活用による都市環境の改善及び建設発生土等を活用した環境共生型のまちづくりを行うことにより、大阪府域における秩序ある良好な市街地の形成に寄与していきます」を目的とした公益財団法人である。ここでは、いくつか事業を実行する中に、市町村の土木技術者支援も実施している。事業としては、市町村道路施設点検等支援業務と市町村職員技術研修事業がある。このうち、市町村道路施設点検等支援事業に関しては現時点では単独自治体に対する支援としているが、広域での一括発注などを実施する可能性も考えられる。



令和5年度 実施(二者)協定 締結一覧

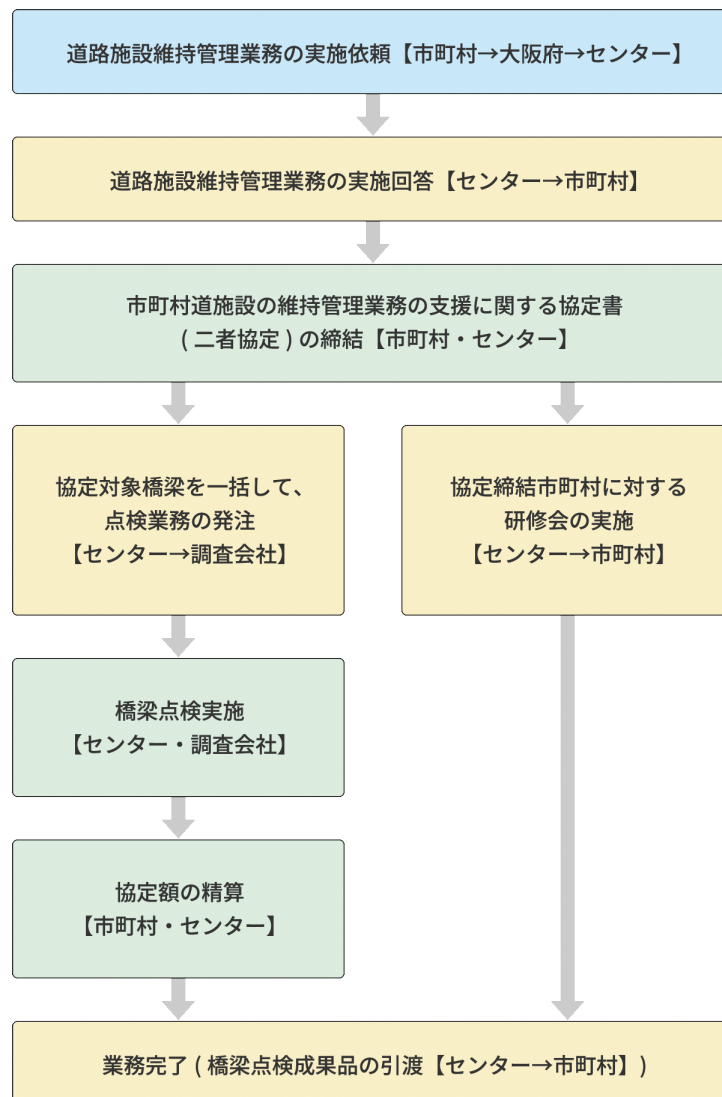
令和5年12月20日現在

番号	地域維持管理連携 プラットフォーム(PF)	支援業務	市町村名	協定締結日
			⋮	
16	泉北地域連携(PF)	照明灯点検 橋梁定期点検 道路構造物点検 長寿命化修繕計画	泉大津市	令和5年6月1日
17			和泉市	令和5年6月30日
18			高石市	令和5年6月26日
19	泉南地域連携(PF)	照明灯点検 橋梁定期点検 道路構造物点検 トンネル定期点検 長寿命化修繕計画	岸和田市	令和5年6月15日
20			貝塚市	令和5年6月1日
21			泉佐野市	令和5年6月1日
22			阪南市	令和5年5月30日
23			熊取町	令和5年5月31日
24			田尻町	令和5年6月5日

出典：大阪府都市整備推進センターHPより

図 2-9 市町村道路施設点検等支援事業のイメージ

点検支援は下図のフローで取り組んでいるが、それぞれの市町村が締結した協定をもとに一括発注を図るなどの仕組み構築が考えられる。また、現時点では支援対象となっていない点検業務以外の領域や、公園分野も含めることなどが可能性検討の範囲として考えられる。



出典：大阪府都市整備推進センターHPより

図 2-10 橋梁点検（市町村道路施設等支援事業）の業務フロー

## 2-1-2 検討事項と方向性の整理

12市町での取組を進めるにあたり、特筆すべき課題や市町間で共通する課題などを解決すべき課題と捉え、それら課題の解決に繋がる現行の取組を有効に継続・展開していくことが必要である。ここまでに整理した12市町の現況を踏まえ、今後の取組の方向性を定めるにあたり参考となる要素を抽出し、下表に取りまとめた。

表 2-7 現状整理結果の取りまとめ

項目		主な現況整理結果
基礎情報の整理	①地形	・各市町の <u>面積は比較的小さく、人口密度も高い</u>
	②人口	・全国自治体の状況と同様に <u>厳しい少子高齢化</u> を迎え、 <u>技術職員数の数も少ない</u>
	③災害・医療	・近年のゲリラ豪雨などの頻発により、 <u>災害対応に対するニーズが急増</u> している
	④インフラ施設の状況	・各分野ともに、 <u>施設の老朽化進行</u> が懸念される
管理体制	①職員側の状況	・施設数等に対する職員数の割り当ての程度には <u>バラツキがあるものの、全体的に厳しい状況</u> にある ・ <u>複数分野を1名の職員で担当、技術職員ゼロ等の市町</u> もある
	②民間側の状況	・地元企業における <u>事業所数・従業員数はやや減少傾向</u> にあり、今後はより厳しくなると想定される
取組状況	①これまでの取組	・ <u>市町間での広域連携や共同発注、包括的民間委託の実行等</u> の取組を実施している
	②ドラレコ協定	・道路管理の効率化を目指すと共に、 <u>12市町での連携を試行（始動）する</u> という <u>位置づけ</u> も含め、産官学の連携協定を締結
	③都市整備推進センター	・市町村支援として取組を実施しており、 <u>対象範囲の拡大可能性</u> を有する

これらの状況を踏まえ、共通する主要な課題としては官民双方の視点での**管理体制の弱体化**、老朽化の進行に耐える体制・予算の不足に伴う**補修ストックの増加**、今後の厳しい状況を見据えた**財政難**などが考えられる。

一方で、比較的面積が小さい市町が密集していることにより広域連携によるスケールメリットが得られやすい環境にある。また、既に各種取組を実施してきている実績があり、取組を始動・推進していく潜在能力を十分に抱えていると考えられる。

12市町においては、共通して持続的な維持管理体制の構築と予防保全型のメンテナンスの実行が求められる。将来の状況を鑑み、今から動き出すことで安定的に計画的なメンテナンスを遂行する環境を作ることが望ましいと考える。

**泉州地域 12 市町における共通課題** ~泉州地域（生活圏）のインフラサービス確保を阻害する解消すべき共通課題~

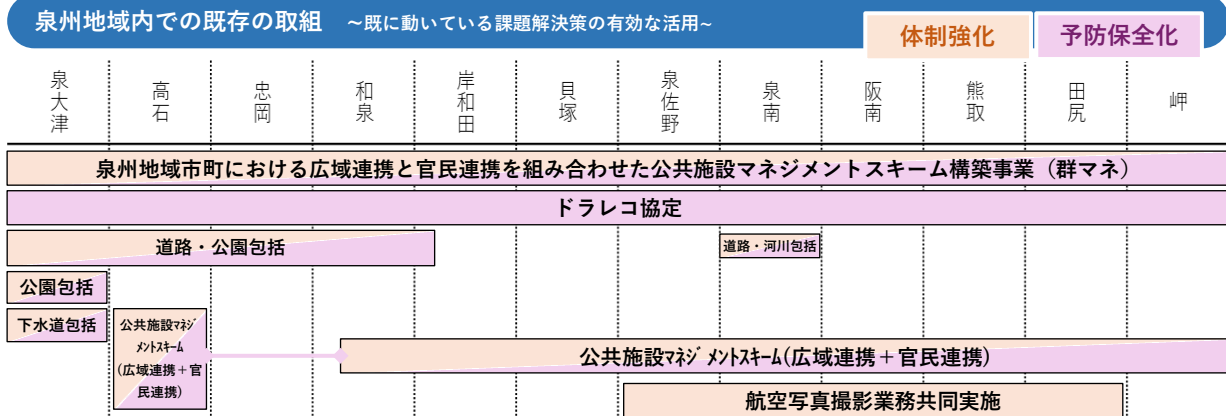
<b>体制弱体化</b> (人・技術の不足)	<b>担い手（職員・地元企業）不足</b> による負担増、 <b>技術継承</b> ができない 直営（窓口～現場対応等）対応における <b>事務負担が大きい</b> 、人手不足で <b>実施できない対応・業務がある</b>
<b>補修ストックの増加</b> (事後保全の常態化)	施設の <b>老朽化</b> （道路・公園・下水道施設の劣化が顕在化）、事後的な対応に <b>追われ計画的修繕・更新ができていない</b> 事業規模の小さい維持修繕が多く <b>市場としては魅力が小さい</b>
<b>財政難</b>	予算が硬直化、維持管理まで予算が配分される <b>見通しは厳しい</b>

既に危機的状況にある地域もある中、取り組む余力のある今のうちに生活圏域を守るための**相互補完**が求められる

**課題解決に向けた取組の目的** ~解決に向けて動ける今・群マネ事業に取り組むべき背景~

生活圏域となる泉州地域における**持続的な維持管理体制**の構築  
長期的なサービス水準確保を実現する**予防保全型メンテナンス**の実行

**泉州地域内での既存の取組** ~既に動いている課題解決策の有効な活用~

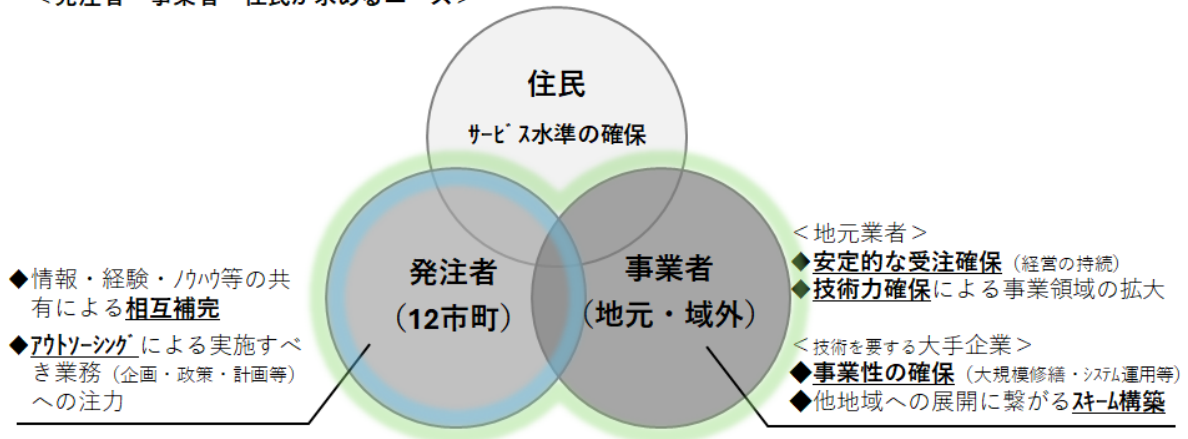


**各自治体での課題意識は高く、密接する自治体間での連携対応は頻発し、課題解消に繋がる貴重な実績・ノウハウは数多く蓄積**

図 2-1 1 課題と方向性

「持続的な維持管理体制の構築」・「予防保全型メンテナンスの実行」に向けては、顕在化している課題を基に、既存の取組である「行政連携や官民連携の推進」が必要不可欠である。担当者が減少する中でそれを補う体制補完や業務が増える中で手法の変更・効率的に取り組むための民間ノウハウの活用など、それぞれが有機的に連携した泉州地域としての適切な体制構築が求められる。

<発注者・事業者・住民が求めるニーズ>



**行政同士の連携（束になる）**

- 地理的に近接・連続しており、**広域化・共同化による限られた人員での「全体最適化」**
- 保有する実績・ノウハウ等の集結による**スケールメリット**（維持業務の効率化、事務・発注手続の省力化）に創出

**民間事業者との連携・事業プロセスの集約**

- 担い手の一元化による**事業効率の最大化**を図りつつ、**高度な技術を駆使した予防保全化の実現**
- 魅力的な事業創出を前提とした、行政だけでは補いきれない**長期的視点での危機的状況の打破**

図 2-1 2 取組において求められるピース

## 2-2 課題解決につながる事業スキームの構想

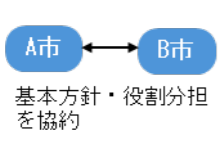
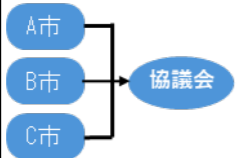
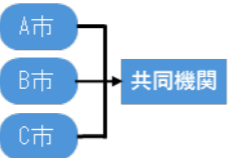
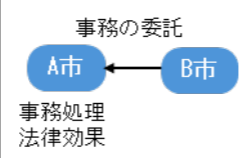
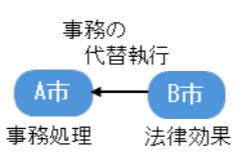
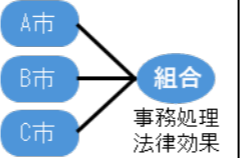
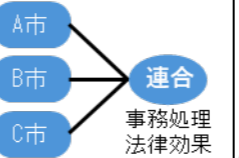

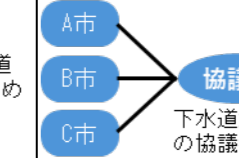
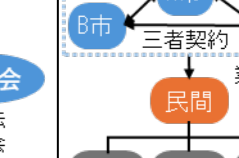
### 2-2-1 12市町の連携方法

地方公共団体が共同で事務処理を行うための広域連携手法を次頁に整理する。広域連携手法には、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の共同処理制度と私法上の委託等に大きく分けられる。

地方自治法の共同処理制度には、法人の設立を要しない簡便な仕組みとして連携協約や協議会、機関等の共同設置、事務の委託、事務の代替執行があり、法人の設立を要する仕組みとして一部事務組合と広域連合がある。

私法上の委託等として、道路法（昭和二十七年法律第一百八十号）第17条の「管理の特例」に基づく都道府県と市町村の連携手法や、下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第31条4項に基づく「協議会」の仕組みがある。その他、他の地方公共団体の取組事例を参考に、三者契約や官民出資会社の仕組みを整理した。

表 2-8 広域連携手法の比較表

	①連携協約	②協議会	③機関等の共同設置	④事務の委託	⑤事務の代替執行	⑥一部事務組合	⑦広域連合	道路法 「管理の特例」	下水道法の 「協議会」	三者契約	
イメージ図											
概要	地方公共団体が連携して事務を処理するための基本方針及び役割分担を定めることができる制度	地方公共団体が連携して管理執行、連絡調整、計画作成を行うことができる制度	地方公共団体の委員会又は委員、行政機関、長の内部組織等を複数の地方公共団体で共同設置することができる制度	地方公共団体の事務の一部についての管理・執行を他の地方公共団体に委ねることができる制度	地方公共団体の事務の一部の管理を当該地方公共団体の名において他の地方公共団体に行わせることができる制度	複数の地方公共団体で、地方公共団体の事務の一部を共同して処理することができるようにするために設ける特別地方公共団体	地方公共団体が、広域にわたり処理することが適当であると認められる事務を処理することができるようにするために設ける特別地方公共団体	市内の県道の管理を市が発注（若しくは市道の管理を県が発注）でき、その際に管理者の権限、責任が移動せず、発注が可能となる特例措置	複数の公共下水道管理者、流域下水道管理者、都市下水道管理者が協議会を設置することで、下水相互間の広域連携による効率化のための取り決めを決めることができる制度	複数の地方公共団体と民間企業で三者契約を締結し、複数地方公共団体の社会資本（例として県道・市道など）の管理を合わせて発注する	
根拠法令	地方自治法 第252条						地方自治法 第284条～291条	地方自治法 第291条の2～13	道路法 第17条	下水道法 第31条の4	—
組織	法人設立不要						独立した法人格あり		法人設立不要	法人設立不要	法人設立不要
議会の議決	設置・解散・規約の変更等に議会の議決が必要						—		議会の議決不要	—	—
特徴	○ 手続きが容易 △ 他の制度、私法上の委託契約の併用が必要	○ 法律効果は各構成団体に帰属 △ 不法行為等があった場合は構成団体の連帯責任となる	○ 法律効果は各構成団体に帰属 △ 構成団体全ての議会への対応が必要 △ 事務方式を団体毎に統一しない場合は煩雑化する	○ 権限が受託側に一元化され責任所在が明確 △ 委託団体は委託事務に関して直接権限を行使できない △ 受託団体は受託事務の全ての責任を負担	○ 代替執行を求めた団体に権限と責任を残し、事務を代替執行できる △ 事務の管理者と処理者で責任の所在が一致しない	○ 財産保有が可能 ○ 議会、固有の執行機関を有するため責任が明確 △ 事務の管理者と処理者で責任の所在が一致しない	○ 一部事務組合と同様 ○ 国、県から直接権限移譲が受けられる ○ 広域計画を作成し構成団体にも実施させられる △ 設置・運営のための条件が多い	○ 都道府県道と市道を併せて管理することで維持管理を合理化できる △ 一括で発注・管理する側の負担が増える △ 基本的に都道府県と市の間の連携となる	○ 協議で具体的な連携のあり方や分担を決定する △ 協議会で協議が整った事項は、構成員はその結果を尊重しなければならない	○ 発注事務の負担など協定で調整が可能 △ 各構成団体に適宜調整を図らなければ、構成団体の管理状況を把握できない可能性がある △ 法制度等に則った方法でない	
事例	鳥取県（日野郡3町へ移譲）※道路日常管理	河北潟干拓地内幹線道路管理調整協議会（石川県内の2市2町による協議会）※日常管理（除草・除雪）	池田市箕面市豊能町能勢町における共同処理センター※福祉、生活安全、公害、まちづくり分野	岐阜県白川村（富山県南砺市への委託）※日常管理（除雪） 愛媛県松野町（愛媛県への委託）※橋梁点検	広島県と大崎上島町との間における公害防止に係る事務の代替執行※公害分野	下伊那郡土木技術センター組合※橋梁点検 置賜広域病院組合 静岡県大井川広域水道企業団 豊中市伊丹市クリーンランド 紀南環境衛生施設事務組合 石狩湾新港管理組合	上伊那広域連合（長野県内8市町村による広域連合）※橋梁点検 隠岐広域連合（島根県と4つの町による広域連合） 富良野広域連合（北海道内5市町村による広域連合） 宇城広域連合（熊本県内3市町村による広域連合）	広島県三次市（広島県道の維持管理を三次市が実施）※道路日常管理	南河内4市町村下水道事務広域化協議会（富田林市、太子町、河南町、千早赤阪村）	静岡県（下田市と共同発注）※道路日常管理	

インフラメンテナンスにおける包括的民間委託導入の手引き（国土交通省：令和5年3月）を基に作成

## (1) 連携協約

連携協約とは、地方自治法第 252 条 2 項に定められた共同処理制度の一つであり、地方公共団体が連携して事務を処理するための基本方針及び役割分担を定めることができる制度である。「地方自治法の一部を改正する法律」（平成 26 年 11 月 1 日施行）において新たに創設された。

### 地方自治法 第二百五十二条の二

普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体及び他の普通地方公共団体の区域における当該普通地方公共団体及び当該他の普通地方公共団体の事務の処理に当たつての当該他の普通地方公共団体との連携を図るため、協議により、当該普通地方公共団体及び当該他の普通地方公共団体が連携して事務を処理するに当たつての基本的な方針及び役割分担を定める協約（以下「連携協約」という。）を当該他の普通地方公共団体と締結することができる。

(省略)

3 第一項の協議については、関係普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

4 普通地方公共団体は、連携協約を変更し、又は連携協約を廃止しようとするときは、前三項の例によりこれを行わなければならない。

#### ■ 特徴

- ・ 法人の設立を要しない
- ・ 連携して事務を処理するに当たつての基本的な方針及び役割分担を定める

#### ■ 課題

- ・ 内容に応じて、別途、事務の共同処理制度、私法上の委託等を活用する必要がある

出典：第 32 次地方制度調査会 第 27 回専門小委員会資料（総務省）を基に作成

## 連携協約の制度概要

### ① 根拠法令

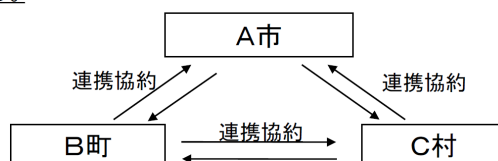
地方自治法第252条の2

### ② 制度の概要

連携協約は、普通地方公共団体が、他の普通地方公共団体と連携して事務を処理するに当たっての基本的な方針及び役割分担を定める制度である。

連携協約を締結した普通地方公共団体は、当該連携協約に基づいて、分担すべき役割を果たすため必要な措置を執るようしなければならない。連携協約に基づき、事務の委託等により事務の共同処理を行う場合は、それぞれの事務の共同処理制度の規定に基づき規約を定める必要がある。

連携協約に係る紛争がある場合は、自治紛争処理委員による処理方策の提示を求め、提示を受けることができる。



### ③ 制度活用実績

(令和5年7月1日現在)

締結件数 467件

うち、連携中枢都市圏の形成に係る連携協約 348件(74.5%)、その他 119件(25.5%)

出典：広域連携の仕組みと運用について（総務省）

図 2-13 連携協約の制度概要

## (2) 協議会

協議会とは、地方自治法の規定に基づき、地方公共団体が、共同して管理執行、連絡調整、計画作成を行うための制度である。

地方自治法 第二百五十二条の二の二

普通地方公共団体は、普通地方公共団体の事務の一部を共同して管理し及び執行し、若しくは普通地方公共団体の事務の管理及び執行について連絡調整を図り、又は広域にわたる総合的な計画を共同して作成するため、協議により規約を定め、普通地方公共団体の協議会を設けることができる。

(省略)

3 第一項の協議については、関係普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。ただし、普通地方公共団体の事務の管理及び執行について連絡調整を図るため普通地方公共団体の協議会を設ける場合は、この限りでない。

(省略)

第二百五十二条の五 普通地方公共団体の協議会が関係普通地方公共団体又は関係普通地方公共団体の長その他の執行機関の名においてした事務の管理及び執行は、関係普通地方公共団体の長その他の執行機関が管理し及び執行したものであるものとしての効力を有する。

## ■ 特徴

- ・ 法人の設立を要しない。
- ・ 各構成団体の長等の名において事務を管理執行
- ・ 各構成団体が形式的には主体性を保つ

## ■ 課題

- ・ 機動的な意思決定が難しい
- ・ 責任の帰属が第一義的に問われやすい事務には向かない
- ・ 名称が共同処理機構を想起しづらい
- ・ 数が少ない

出典：第32次地方制度調査会 第27回専門小委員会資料（総務省）を基に作成

## 協議会の制度概要

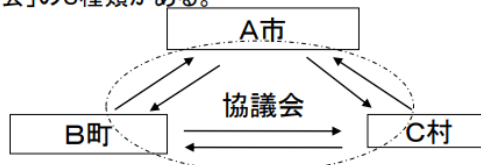
### ① 根拠法令

地方自治法第252条の2の2～第252条の6

### ② 制度の概要

協議会は、普通地方公共団体の協議により定められる規約で設置される組織であるが、法人格を有せず、協議会固有の財産又は職員を有さない。

協議会には、①事務を共同して管理執行するための「管理執行協議会」、②関係普通地方公共団体間の連絡調整のための「連絡調整協議会」、③広域にわたる総合的な計画を共同で作成するための「計画作成協議会」の3種類がある。



※ 地方自治法第252条の6の2に予告脱退についての規定がある。

### ③ 財源

協議会の経費は、関係普通地方公共団体が負担・支弁し、その方法は規約で定める。

### ④ 制度活用実績

（令和5年7月1日現在）

設置件数 227件

主な事務 消防59件(26.0%)、救急26件(11.5%)、広域行政計画等22件(9.7%)

筑後地域消防通信指令事務協議会(福岡県)、他

茨城消防救急無線・指令センター運営協議会、他

帯広圏地方拠点都市地域協議会(北海道)、他

※ 協議会の事務件数については、複数の事務を行っている場合は事務ごとに件数を計上しているため設置件数と一致しない場合がある。

出典：広域連携の仕組みと運用について（総務省）

図 2-1 4 協議会の制度概要

## (3) 機関等の共同設置

機関等の共同設置とは、地方公共団体の委員会又は委員、行政機関、長の内部組織等を複数の地方公共団体が共同で設置する制度である。

地方自治法 第二百五十二条の七

普通地方公共団体は、協議により規約を定め、共同して、第百三十八条第一項若しくは第二項に規定する事務局若しくはその内部組織（次項及び第二百五十二条の十三において「議会事務局」という。）、第百三十八条の四第一項に規定する委員会若しくは委員、同条第三項に規定する附属機関、第百五十六条第一項に規定する行政機関、第百五十八条第一項に規定する内部組織、委員会若しくは委員の事務局若しくはその内部組織（次項及び第二百五十二条の十三において「委員会事務局」という。）、普通地方公共団体の議会、長、委員会若しくは委員の事務を補助する職員、第百七十四条第一項に規定する専門委員又は第二百条の二第一項に規定する監査専門委員を置くことができる。ただし、政令で定める委員会については、この限りでない。

(省略)

第二百五十二条の十二

普通地方公共団体が共同設置する委員会若しくは委員又は附属機関は、この法律その他これらの機関の権限に属する事務の管理及び執行に関する法令、条例、規則その他の規程の適用については、この法律に特別の定めがあるものを除くほか、それぞれ関係普通地方公共団体の委員会若しくは委員又は附属機関とみなす。

■ 特徴

- ・ 法人の設立を要しない。
- ・ 各団体の共通の機関等としての性格を有し、管理執行の効果は、それぞれの団体に帰属

■ 課題

- ・ すべての構成団体の議会に対応する必要があるなど、手続きが煩雑
- ・ 複数の責任主体を支えることになり、指揮命令系統が不明確になる可能性
- ・ 限定された分野での活用にとどまる

出典：第32次地方制度調査会 第27回専門小委員会資料（総務省）を基に作成

## 機関等の共同設置の制度概要

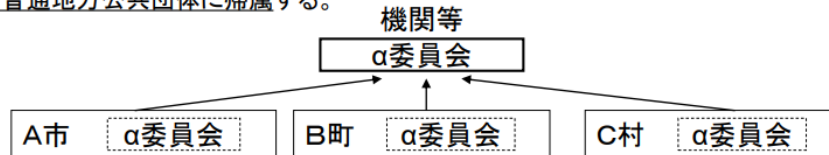
### ① 根拠法令

地方自治法第252条の7～第252条の13

### ② 制度の概要

機関等の共同設置は、普通地方公共団体の委員会又は委員、行政機関、長の内部組織等を普通地方公共団体の協議により定められる規約で、共同して設置するものである。

共同設置された機関等は、各地方公共団体の共通の機関等としての性格を有し、共同設置した機関等による管理・執行の効果は、関係普通地方公共団体が自ら行ったことと同様に、それぞれの普通地方公共団体に帰属する。



※ 地方自治法第257条の7の2に予告脱退についての規定がある。

### ③ 財源

機関等の共同設置に要する経費は、関係普通地方公共団体が負担し、「規約で定める普通地方公共団体」の歳入歳出予算に計上して支出する。

### ④ 制度活用実績

(令和5年7月1日現在)

設置件数 445件

主な事務 介護区分認定審査128件(28.8%)、公平委員会106件(23.8%)、障害区分認定審査106件(23.8%)

北上地区介護認定審査会(岩手県)、他

東京都市公平委員会(東京都)、他

長岡市・出雲崎町障害者自立支援審査会(新潟県)、他

※ 機関等の共同設置の事務件数は、複数の事務を行っている場合は事務ごとに件数を計上しているため設置件数と一致しない場合がある。

出典：広域連携の仕組みと運用について（総務省）

図 2-15 機関等の共同設置の制度概要

#### (4) 事務の委託

事務の委託とは、地方公共団体の事務の一部の管理・執行を他の地方公共団体に委ねる制度である。

地方自治法 第二百五十二条の十四

普通地方公共団体は、協議により規約を定め、普通地方公共団体の事務の一部を、他の普通地方公共団体に委託して、当該他の普通地方公共団体の長又は同種の委員会若しくは委員をして管理し及び執行させることができる。

2 前項の規定により委託した事務を変更し、又はその事務の委託を廃止しようとするときは、関係普通地方公共団体は、同項の例により、協議してこれを行わなければならない。

3 第二百五十二条の二の二第二項及び第三項本文の規定は前二項の規定により普通地方公共団体の事務を委託し、又は委託した事務を変更し、若しくはその事務の委託を廃止する場合に、同条第四項の規定は第一項の場合にこれを準用する。

(省略)

## 第二百五十二条の十六

普通地方公共団体の事務を、他の普通地方公共団体に委託して、当該他の普通地方公共団体の長又は同種の委員会若しくは委員をして管理し及び執行させる場合においては、当該事務の管理及び執行に関する法令中委託した普通地方公共団体又はその執行機関に適用すべき規定は、当該委託された事務の範囲内において、その事務の委託を受けた普通地方公共団体又はその執行機関について適用があるものとし、別に規約で定めをするものを除くほか、事務の委託を受けた普通地方公共団体の当該委託された事務の管理及び執行に関する条例、規則又はその機関の定める規程は、委託した普通地方公共団体の条例、規則又はその機関の定める規程としての効力を有する。

### ■ 特徴

- ・ 法人の設立を要しない。
- ・ 権限の移動を伴い、委託側は事務処理権限を失う
- ・ 権限が受託側に一元化されるため責任の所在が明確
- ・ 事務処理の効率性が高い

### ■ 課題

- ・ 委託団体は、委託した事務に関して直接、権限を行使することができなくなる
- ・ 受託団体は、受託した事務に関する責任をすべて負う
- ・ 権限の移動を伴うため、活用を躊躇するとの指摘

出典：第32次地方制度調査会 第27回専門小委員会資料（総務省）を基に作成

## 事務の委託の制度概要

### ① 根拠法令

地方自治法第252条の14～第252条の16

### ② 制度の概要

事務の委託は、普通地方公共団体の事務の一部の管理執行を、他の普通地方公共団体に委ねる制度である。

普通地方公共団体は、協議により規約を定め、事務を委託する。

事務を受託した普通地方公共団体が当該事務を処理することにより、委託した普通地方公共団体が、自ら当該事務を管理執行した場合と同様の効果を生ずる。当該事務についての法令上の責任は、受託した普通地方公共団体に帰属することになり、委託した普通地方公共団体は、委託の範囲内において、委託した事務を管理執行する権限を失うことになる。



※ 住民基本台帳の作成に関する事務や戸籍に関する事務のように、法律により市町村のみが処理できるものとされているような事務を都道府県に委託することはふさわしくない。  
市町村のみが設置義務を負っている小中学校に関する事務を都道府県に委託することは可能である。

### ③ 財源

委託事務に要する経費は、すべて委託をした普通地方公共団体は受託をした普通地方公共団体に対する委託費として予算に計上し、受託した普通地方公共団体は委託事務に要する経費を予算に計上して執行する。

### ④ 制度活用実績

(令和5年7月1日現在)

委託件数 6,815件

主な事務 住民票の写し等の交付1,338件(19.6%)、公平委員会1,167件(17.1%)、競艇864件(12.7%)

出典：広域連携の仕組みと運用について（総務省）

図 2-1 6 事務の委託の制度概要

## (5) 事務の代替執行

事務の代替執行とは、地方公共団体の事務の一部の管理・執行を当該地方公共団体の名において他の地方公共団体に行わせる制度である。

地方自治法 第二百五十二条の十六の二

普通地方公共団体は、他の普通地方公共団体の求めに応じて、協議により規約を定め、当該他の普通地方公共団体の事務の一部を、当該他の普通地方公共団体又は当該他の普通地方公共団体の長若しくは同種の委員会若しくは委員の名において管理し及び執行すること（以下この条及び次条において「事務の代替執行」という。）ができる。

2 前項の規定により事務の代替執行をする事務（以下この款において「代替執行事務」という。）を変更し、又は事務の代替執行を廃止しようとするときは、関係普通地方公共団体は、同項の例により、協議してこれを行わなければならない。

3 第二百五十二条の二の二第二項及び第三項本文の規定は前二項の規定により事務の代替執行をし、又は代替執行事務を変更し、若しくは事務の代替執行を廃止する場合に、同条第四項の規定は第一項の場合に準用する。

(省略)

#### 第二百五十二条の十六の四

第二百五十二条の十六の二の規定により普通地方公共団体が他の普通地方公共団体又は他の普通地方公共団体の長若しくは同種の委員会若しくは委員の名において管理し及び執行した事務の管理及び執行は、当該他の普通地方公共団体の長又は同種の委員会若しくは委員が管理し及び執行したものであるものとしての効力を有する。

#### ■ 特徴

- ・ 法人の設立を要しない。
- ・ 代替執行を求めた団体の長等の名において事務を代替執行

#### ■ 課題

- ・ 事務の管理執行と、事務処理の結果の責任の所在が一致しない
- ・ 数が少ない

出典：第32次地方制度調査会 第27回専門小委員会資料（総務省）を基に作成

## 事務の代替執行の制度概要

### ① 根拠法令

地方自治法第252条の16の2～第252条の16の4

### ② 制度の概要

事務の代替執行は、普通地方公共団体の事務の一部の管理執行を、当該普通地方公共団体の名において、他の普通地方公共団体に行わせる制度である。

普通地方公共団体は、協議により規約を定め、事務を代替執行させる。

普通地方公共団体が他の普通地方公共団体に当該事務を代替執行させることにより、事務を任せた普通地方公共団体が、自ら当該事務を管理執行した場合と同様の効果を生ずる。当該事務についての法令上の責任は事務を任せた普通地方公共団体に帰属したままであり、当該事務を管理執行する権限の移動も伴わない。



### ③ 財源

代替執行事務に要する経費は、すべて、事務を任せた普通地方公共団体が事務の代替執行をする普通地方公共団体に対する負担金として予算に計上し、負担すべきその経費の支弁の方法は規約の中で定める。

### ④ 制度活用実績

(令和5年7月1日現在)

代替執行件数 3件

上水道に関する事務 1件(宗像地区事務組合⇒北九州市)、簡易水道に関する事務 1件(天龍村⇒長野県)

公害防止に関する事務 1件(大崎上島町⇒広島県)

出典：広域連携の仕組みと運用について（総務省）

図 2-17 事務の代替執行の制度概要

## (6) 一部事務組合

一部事務組合とは、地方公共団体が、その事務の一部を共同して処理するために設ける特別地方公共団体である。

### 地方自治法 第二百八十四条

地方公共団体の組合は、一部事務組合及び広域連合とする。

2 普通地方公共団体及び特別区は、その事務の一部を共同処理するため、その協議により規約を定め、都道府県の加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事の許可を得て、一部事務組合を設けることができる。この場合において、一部事務組合内の地方公共団体につきその執行機関の権限に属する事項がなくなつたときは、その執行機関は、一部事務組合の成立と同時に消滅する。

3 普通地方公共団体及び特別区は、その事務で広域にわたり処理することが適当であると認めるものに関し、広域にわたる総合的な計画（以下「広域計画」という。）を作成し、その事務の管理及び執行について広域計画の実施のために必要な連絡調整を図り、並びにその事務の一部を広域にわたり総合的かつ計画的に処理するため、その協議により規約を定め、前項の例により、総務大臣又は都道府県知事の許可を得て、広域連合を設けることができる。この場合においては、同項後段の規定を準用する。

4 総務大臣は、前項の許可をしようとするときは、国の関係行政機関の長に協議しなければならない。

### 第二百八十五条

市町村及び特別区の事務に関し相互に関連するものを共同処理するための市町村及び特別区の一部事務組合については、市町村又は特別区の共同処理しようとする事務が他の市町村又は特別区の共同処理しようとする事務と同一の種類のものでない場合においても、これを設けることを妨げるものではない。

(省略)

### 第二百八十六条

一部事務組合は、これを組織する地方公共団体（以下この節において「構成団体」という。）の数を増減し若しくは共同処理する事務を変更し、又は一部事務組合の規約を変更しようとするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定め、都道府県の加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、第二百八十七条第一項第一号、第四号又は第七号に掲げる事項のみに係る一部事務組合の規約を変更しようとするときは、この限りでない。

2 一部事務組合は、第二百八十七条第一項第一号、第四号又は第七号に掲げる事項のみに係る一部事務組合の規約を変更しようとするときは、構成団体の協議によりこ

れを定め、前項本文の例により、直ちに総務大臣又は都道府県知事に届出をしなければならない。

(省略)

#### 第二百九十条

第二百八十四条第二項、第二百八十六条（第二百八十六条の二第二項の規定によりその例によることとされる場合（同項の規定による規約の変更が第二百八十七条第一項第二号に掲げる事項のみに係るものである場合を除く。）を含む。）及び前二条の協議については、関係地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

#### ■ 特徴

- ・ 法人格を有するため、財産の保有が可能
- ・ 議会、固有の執行機関を有するため、責任の所在が明確
- ・ 構成団体は事務処理権限を失う

#### ■ 課題

- ・ 構成団体は一部事務組合の事務に関して直接、権限を行使することができなくなる
- ・ 機動的な意思決定が難しい
- ・ 構成団体の議会の直接の審議の対象にはならない
- ・ やや減少傾向

出典：第32次地方制度調査会 第27回専門小委員会資料（総務省）を基に作成

## 一部事務組合の制度概要

### ① 根拠法令

地方自治法第284条～第291条

### ④ 設置数 ※R5. 7. 1現在

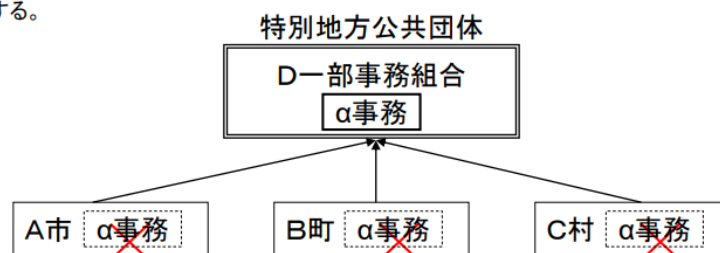
1, 392件(構成団体:延べ9, 262団体)  
 主な事務: ごみ処理387件(27.8%)、し尿処理304件(21.8%)  
 消防・救急各267件(19.2%)

※ 一部事務組合の事務件数については、複数の事務を行っている場合は事務ごとに件数を計上しているため設置件数と一致しない場合がある。

### ② 制度の概要

一部事務組合は、地方公共団体がその事務の一部を共同して処理するために、構成団体の議会の議決を経て、協議により規約を定め、都道府県が加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事の許可を得て設ける特別地方公共団体である。(地方公営企業の事務を共同処理するものを「企業団」という。)

一部事務組合が成立すると、共同処理するとされた事務は、構成団体の権能から除外され、一部事務組合に引き継がれる。組合内の構成団体につき、その執行機関の権限に属する事項がなくなったときは、その執行機関は消滅する。



※ 地方自治法第286条の2に予告脱退についての規定がある。

### ③ 財源

①負担金 ②手数料 ③その他(地方債など) ※税による収入はなし。交付税は、構成団体に対して交付。

出典：広域連携の仕組みと運用について（総務省）

図 2-1 8 一部事務組合の制度概要

## (7) 道路法の「管理の特例」

道路法（昭和二十七年法律第百八十九号）第17条の「管理の特例」とは、原則として都道府県や国が管理する国道・都道府県道を、市町村が協議と同意を経て自ら管理できる制度である。また、市町村が管理する市町村道を、都道府県が受託・監理することも可能となっており、街路樹や歩道の維持、災害復旧を迅速に行えるようにする仕組みとなっている。

### 道路法 第十七条

指定市の区域内に存する国道の管理で第十二条ただし書及び第十三条第一項の規定により都道府県が行うこととされているもの並びに指定市の区域内に存する都道府県道の管理は、第十二条ただし書、第十三条第一項及び第十五条の規定にかかわらず、当該指定市が行う。

2 指定市以外の市は、第十二条ただし書、第十三条第一項及び第十五条の規定にかかわらず、都道府県に協議し、その同意を得て、当該市の区域内に存する国道の管理で第十二条ただし書及び第十三条第一項の規定により当該都道府県が行うこととされているもの並びに当該市の区域内に存する都道府県道の管理を行うことができる。

3 町村は、第十五条の規定にかかわらず、都道府県に協議し、その同意を得て、当該町村の区域内に存する都道府県道の管理を行うことができる。

#### (8) 下水道法の「協議会」

下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第31条4項に基づく「協議会」とは、2以上の下水道管理者が、広域的な連携を協議するために組織できる機関で、平成27年の改正法で創設され、経営統合や災害対応などを話し合う場として活用されている。

##### 下水道法 第三十一条の四

二以上の公共下水道管理者、流域下水道管理者又は都市下水路管理者は、それぞれが管理する下水道相互間の広域的な連携による下水道の管理の効率化に関し必要な協議を行うための協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会は、必要があると認めるときは、次に掲げる者をその構成員として加えることができる。

一 関係地方公共団体

二 下水道の管理の効率化に資する措置を講ずることができる者

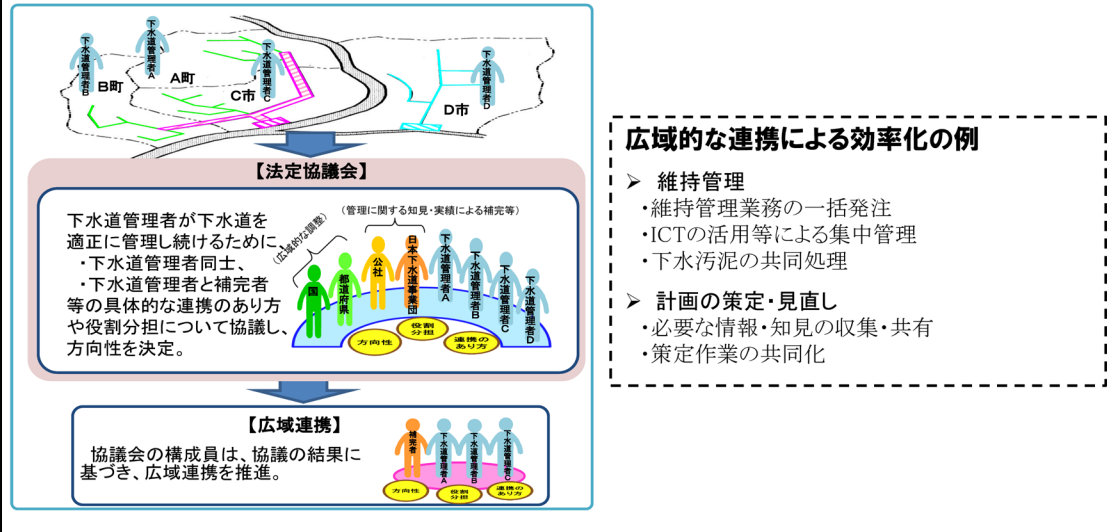
三 学識経験を有する者その他の協議会が必要と認める者

3 協議会において協議が調った事項については、協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

4 前三項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

## 【参考】改正下水道法に基づく協議会制度の概要

○平成27年5月に改正された下水道法(第31条の4)においては、複数の下水道管理者による広域的な連携に向けた「協議の場」としての協議会制度を創設(国、公社等の参画も可能)。



出典：報道発表資料 改正下水道法に基づく法定協議会の設置第一号（国土交通省）

図 2-19 改正下水道法に基づく協議会制度の概要

### (9) 三者契約

三者契約は、覚書や協定等で発注事務を一管理者に委任するが、契約自体は管理者ごとに締結するため、発注事務以外の権限や予算の執行等は各管理者により実施される形態である。インフラ包括等の分野において複数事例がある。

表 2-9 三者契約の参考事例

事例	静岡県（下田市と共同発注） 県道・市道の日常維持管理	泉佐野市・泉南市・阪南市・熊取町・ 田尻町：3市2町航空写真撮影業務
イメージ図		
業務分担 費用分担	<ul style="list-style-type: none"> <li>県と市で覚書を締結し、県道と市道の日常維持管理を同一の事業者へ委託（舗装補修、小規模修繕等）</li> <li>契約は県・市それぞれが実施（同一の仕様書で公告し、県が事業者を選</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>3市2町で共同実施に関する協定書を締結し、幹事市が指名競争入札により事業者を決定</li> </ul>

事例	静岡県（下田市と共同発注） 県道・市道の日常維持管理	泉佐野市・泉南市・阪南市・熊取町・ 田尻町：3市2町航空写真撮影業務
	定した後、市は覚書に基づき同一事業者と随契)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・契約は3市2町がそれぞれ実施（幹事市以外の市町は協定書に基づき同一事業者と随契)</li> <li>・幹事市は輪番制を採用</li> </ul>

## 2-2-2 官民連携体制の検討

行政と民間事業者の連携体制は、包括的民間委託など「行政から民間事業者への業務委託」を行う体制と、「行政と民間事業者による連携体制」であるCM業務委託及び行政と民間事業者の連携組織の設立の大きく3通りが考えられる。

泉州地域の共通の課題の一つに官民双方の視点での管理体制の弱体化が挙げられる。特に官側の人員不足等に対応していくには、これまで自治体職員が担ってきた業務を民間移譲していく方針が望ましい。一方で、全てを民間移譲するのではなく、行政内部へのノウハウ残置の視点も必要であることから、行政と民間事業者が横並びで連携できる体制構築が望ましく、CM業務委託の体制若しくは行政と民間の連携組織の設立が候補となり得る。

表 2-10 官民連携体制の検討

体制	行政から民間事業者への業務委託	行政と民間事業者との連携体制の構築	
		CM業務委託	行政と民間の連携組織
イメージ図			
手法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 包括的民間委託、指定管理者制度、PFI事業等</li> <li>・ 民間事業者がインフラ維持管理の担い手となる体制</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 行政から民間事業者（CMR）にCM業務委託を行う。</li> <li>・ CM業務として発注者支援業務（包括委託等に係る発注書類の作成、見積支援等）を行う</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第三セクター、官民共同出資事業</li> <li>・ 官民連携の組織体を組成し、行政と民間事業者がそれぞれのノウハウや技術力を持ちより、インフラ維持管理を行う体制</li> </ul>

体制	行政から民間事業者への 業務委託	行政と民間事業者との連携体制の構築	
		CM業務委託	行政と民間の連携組織
事例	広島県（19市町へ移譲）、鳥取県（日野郡3町へ移譲）、静岡県（下田市と共同発注）、岐阜県白川村（富山県南砺市、岐阜県へ委託）、石川県内灘町ほか	国土交通省事業促進P P P等	圏域を超えた地方鉄道事業等、ONE・AQITA（秋田県）、水みらい広島（広島県）

行政と民間事業者の連携組織としては、P F I 事業等で設立される特別目的会社（S P C）や官民出資会社の設立等が挙げられる。以下に特徴等を比較・整理した。

表 2-1 1 官民連携体制の比較

項目	P F I 等における S P C (特別目的会社)	官民出資会社 (第三セクター等)
地方公共団体との資本関係	・ 資本関係なし	・ 資本関係あり
事業の性格	・ 事業契約に基づく運営 ・ 裁量の範囲小	・ 会社法に基づく運営 ・ 裁量の範囲大
事業領域	・ 公益事業 ・ 公益的（低収益）事業	・ 民間事業の低収益分野 ・ 公益的（低収益）分野
地方公共団体の経済的負担 ※事業破綻した場合	・ プロジェクトファイナンスの場合には基本的に不可抗力等、地方公共団体に発生する責任を契約により事前に明確化	・ 原則として出資額の範囲内での有限責任 ・ 損失補償、経営支援念書などがあれば発注
地方公共団体の監督	・ 事業契約に沿って請求	・ 株主として、又は役員派遣によりコントロール
金融機関との関係	・ サービスの対価を支払う顧客としての地方公共団体の信用力には依存しない（プロジェクトファイナンス） ・ 金融機関はプロジェクトファイナンスをキャッシュフローに依存して組成 ・ 直接協定等に基づき、金融機関と事業継続の方策を協議	・ 金融機関は株主としての地方公共団体の信用力に依存（コーポレートファイナンス） ・ 損失補償、経営支援を契約する場合もある
本事業への適用性	△従来の自治体業務の事実行為を行わせる場合、職員チェックが不可欠となり、事実上、職員負担軽減につながりにくい △公共は監督者としての立場のみで、事業に直接関与できない	○計画策定支援や工事・設計業務の発注者支援（積算・工事監督）等、従来の自治体業務の事実行為を行うに当たって、官民共同の体制の方が実務上取組み易い

項目	P F I 等における S P C (特別目的会社)	官民出資会社 (第三セクター等)
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地方公共団体との資本関係がなく、リスク分担が明確である</li> <li>○原則的に、事業破綻時の地方公共団体の経済的負担はない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○出資者として公共が事業に関与できる</li> <li>△赤字化や一般会計からの補填等が生じないように、事業性の評価の徹底と経営が適正に行われる仕組みを導入し、管理することが必要</li> </ul>

出典：内閣府ホームページの内容を基に作成「第三セクターと P F I のちがい」  
([https://www8.cao.go.jp/pfi/pfi\\_jouhou/tebiki/kiso/kiso03\\_01.html](https://www8.cao.go.jp/pfi/pfi_jouhou/tebiki/kiso/kiso03_01.html))

本事業では、行政職員の人員不足等に対応するため、計画策定支援や工事・設計業務の発注者支援（積算・工事監督）等、従来の自治体業務の事実行為を民間移譲していく方針が望ましい。このような事実行為の実施にあたっては、業務内容を適切に管理・監督（コントロール）する必要がある、出資者として公共が事業に関与でき、官民共同の体制である「官民出資会社」が、実務上取り組みやすいと考えられる。

地方公共団体が 25%以上出資する場合は第三セクターとなる。第三セクターは法令上明確に定義されているものではないが、総務省の「第三セクターに関する指針の概要等（平成 20 年 8 月）」において以下のように整理されている。

<p>「第三セクターに関する指針の概要等（総務省自治財政局公営企業課：平成 20 年 8 月 20 日）」</p> <p>第 1 一般的留意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・この指針において、第三セクターとは、地方公共団体が出資又は出えんを行っている民法法人及び商法法人をいう。</li> </ul> <p>⇒ 「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の対象</p> <p>地方道路公社、土地開発公社及び地方独立行政法人の負債の額及び第三セクター等の損失補償債務額のうち、当該法人の財務・経営状況を勘案した一般会計等の実質負担見込額</p> <p>⇒ 平成 20 年 6 月 30 日付ガイドラインの対象</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 地方公共団体が 25%以上を出資又は出えんしている法人、</li> <li>② 地方公共団体が損失補償等の財政援助を行っている法人その他地方公共団体がその経営に実質的に 主導的な立場を確保していると認められる法人</li> <li>③ 地方公社（地方住宅供給公社、地方道路公社及び土地開発公社をいう。）</li> </ul>
---

出典：総務省「第三セクターに関する指針の概要等（平成 20 年 8 月）」

また、第三セクターの設立・運営においては、総務省の以下の指針や通知に準拠する必要がある。

- ▶ 第三セクター等の抜本的改革の推進等について（平成 21 年 6 月 23 日 総財公第 95 号）
- ▶ 第三セクター等の経営健全化の推進等について（平成 26 年 8 月 5 日 総財公第 101 号）
- ▶ 第三セクター等の経営健全化等に関する指針（平成 26 年 8 月 5 日 総財公第 102 号）
- ▶ 第三セクター等の経営健全化方針の策定について（平成 30 年 2 月 20 日 総財公第 26 号）

## 2-2-3 官民出資会社の設立に関する事例整理

### (1) ONE・AQITAに関する事例整理

秋田県全域で下水道事業を推進している株式会社ONE・AQITAについて本事業の事業スキームに関連する部分が多いと想定されることから、概要や要点について整理する。

#### ① 設立経緯

ONE・AQITA は秋田県と市町村との共同事業の計画立案などの検討を進める「秋田県生活排水処理事業連絡協議会」を2010年に設立し、その後2019年には法定協議会に格上げした。

2023年3月に秋田県と秋田県内全25市町村にて生活排水処理事業の運営にかかる連携協約を締結した。これによって入札事務において秋田県が窓口となって民間事業者へ一括発注することが可能となった。その後2023年5月から官民連携会社の民間パートナー事業者募集公告を開始し、同年11月20日に会社設立に至った。

表2-12 設立経緯の時系列

時期	内容
2010年	秋田県生活排水処理事業連絡協議会を設立
2019年5月	秋田県生活排水処理事業連絡協議会を下水道法第31条の4の規定に基づき、知事を会長、各市町村等を会員とする法定協議会に格上げ。
2022年8月	秋田県・市町村協働政策会議で議論された広域補完組織設立検討方針が秋田県より示される。
2022年12月	秋田県が秋田県生活排水処理事業広域化・共同化計画を策定
2023年3月	生活排水処理事業の運営にかかる連携協約を秋田県及び秋田県内全25市町村にて締結
2023年3月	生活排水処理事業等の事務を補完する官民出資会社の民間パートナー事業者募集の公告
2023年5月～9月	募集・審査期間
2023年9月	応募コンソーシアムへの審査結果通知
2023年10月	秋田県、秋田県内全25市町村、民間パートナー企業にて株主間協定締結
2023年11月20日	会社設立
2024年2月	業務受注開始
2024年4月	本格運用開始（常勤職員13名）

## ② 官民の役割分担

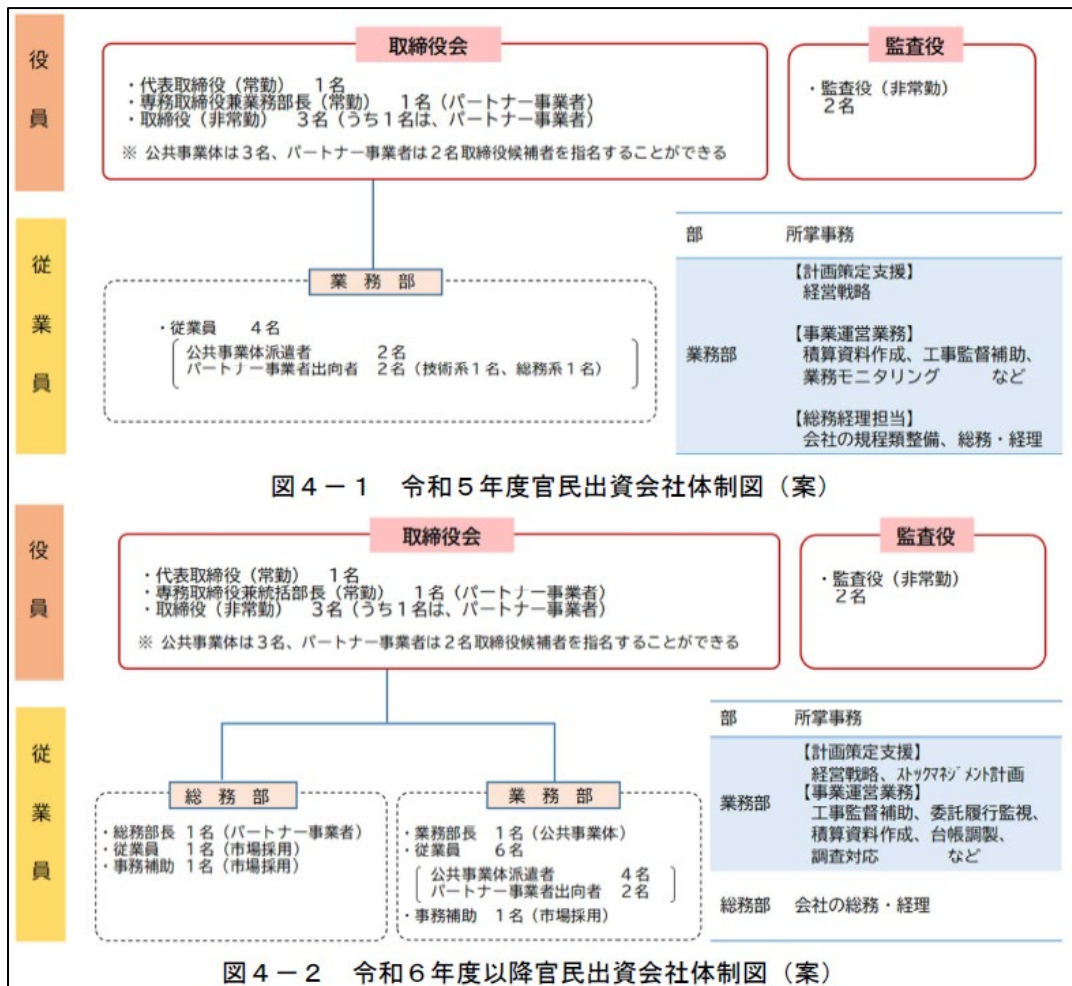
官民連携会社として設立された株式会社 ONE・AQITA について出資構成は以下の通りとなっている。県並びに市町村の出資比率については人口比率に基づいて決定している。資本金は 100,000 千円であり、発行株式の数は 10,000 株、1 株当たりの金額は 10,000 円で設立されている。

表 2-13 出資構成

出資者	出資割合
公共事業体	51%
パートナー事業者	49%

出典：令和 7 年度第 4 回水分野の PPP/PFI（官民連携）推進会議 会議資料

従業員については、公募資料における募集要項より以下のような体制図が想定されていた。

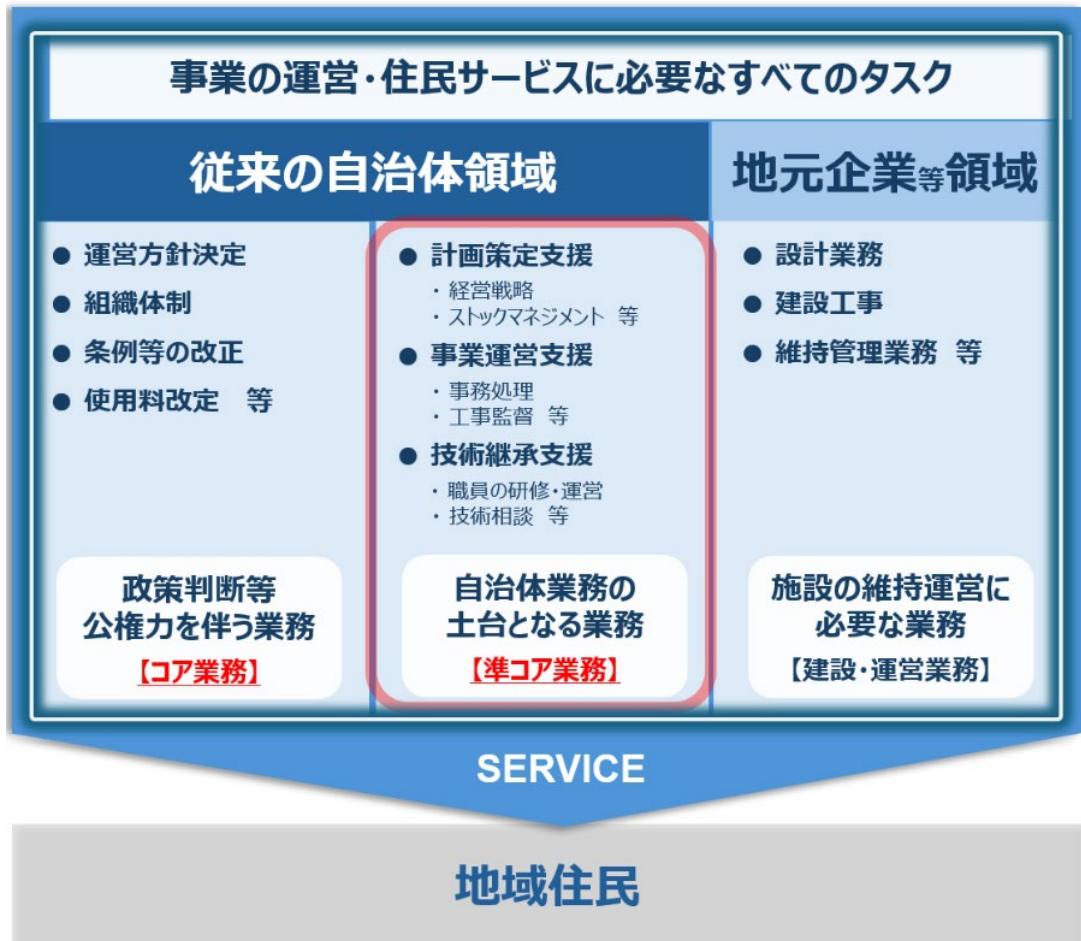


出典：生活排水処理の事務を補完する官民出資会社パートナー事業者募集要項

図 2-20 官民出資会社体制図（案）

### ③ 業務領域

ONE・AQITA の業務領域は以下の通りである。「準コア業務」について、県並びに全市町村を広域共同化させ、かつ、業務の遂行を一つの法人が担うのが合理的かつ効率的という理由による大きく「計画策定支援」・「事業運営支援」・「技術継承支援」の三つを業務領域としている。



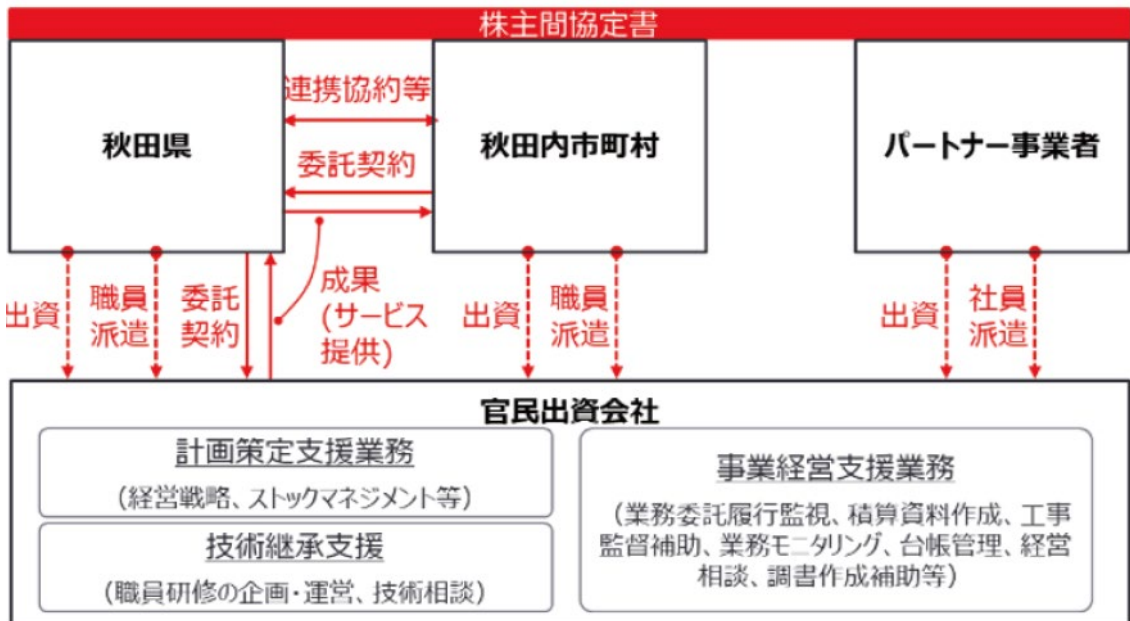
出典：ONE・AQITA 公式HP

図 2-2 1 ONE・AQITA の業務領域

#### ④ 自治体同士の共同処理方法

設立経緯で示したように秋田県においては生活排水処理事業の運営にかかる連携協約を秋田県及び秋田県内全 25 市町村にて締結したことによって、秋田県から官民連携会社への一括発注を可能としている。具体的には公募資料における募集要項より以下のように整理されている。

「県は、各市町村から受託した業務の項目及び県が管理する流域下水道、公共下水道等に関連する必要項目を取りまとめ、一括して官民出資会社に発注する。」



出典：土地総合研究 2025 春号「地域の未来を水から支える官×民融合会社」

図 2-2 2 関係者間でのスキーム

秋田県及び市町村における生活排水処理事業の運営に係る連携協約では、①目的、②連携する事務の範囲、③基本方針、④役割分担、⑤経費の負担、⑥協議、⑦連携協約の変更及び廃止、⑧疑義の決定等について締結している。具体的な秋田県と市町村の役割分担は以下の通りである。

表 2-14 取組内容に関する役割分担

取組分野	内容	役割分担	
		甲（秋田県）	乙（市町村）
連携に関する事務を執行する広域補完組織の設立及び運営による事業運営の効率化	広域補完組織の設立について	1 乙と連携し、広域補完組織の設立に関する事項を取りまとめるとともに、広域補完組織に出資して協働で事業を実施する民間事業者（以下「パートナー事業者」という。）の公募及び選定に関する事務を総括する。	1 広域補完組織の設立や、パートナー事業者の公募に関する事項について、甲と協力して検討を行う。
		2 乙と共に、広域補完組織を設立するための資本金を拠出する。	2 甲と共に、広域補完組織を設立するための資本金を拠出する。
	広域補完組織の運営について	1 広域補完組織の役員及び社員の派遣について、乙と調整を図る。乙との協議に基づき、必要に応じて広域補完組織に職員を派遣する。	1 広域補完組織の役員及び社員の派遣について、甲と調整を図る。甲との協議に基づき、必要に応じて広域補完組織に職員を派遣する。
		2 乙との協議により、乙が必要とする支援や経費を取りまとめ、甲が管理する施設に関する業務と合わせて、広域補完組織に一括して発注する。	2 広域補完組織に依頼する業務について、甲と協議を行う。
	広域補完組織の評価について	1 乙と連携し、広域補完組織の経営状況等を評価する。	1 甲と連携し、広域補完組織の経営状況等を評価する。

出典：秋田県公式HP

### ⑤ パートナー事業者の公募方法

パートナー事業者の選定は公募型プロポーザル方式により実施された。実績要件は以下の通りである。

実績要件	応募法人又は応募グループの代表事業者は、次に掲げる(1)又は(2)のいずれかの事項に該当すること。
	(1) 元請けとして、次に掲げる①、②の両方の業務を受注し、完成させた実績を有すること。  ①地方公営企業法適用後の公共下水道事業における経営戦略策定(改定含む)又は下水道の処理場、ポンプ場及び管路施設のストックマネジメント計画 <sup>※1</sup> の策定(改定含む)に関する業務 ②地方公共団体、特別地方公共団体、日本下水道事業団、公益財団法人(以下「地方公共団体等」という。)が発注した下水道施設の整備又は改築・修繕等に係る施工監理に関する業務 <sup>※2</sup>
	(2) 国内において、下水道、水道、工業用水道のいずれかの分野におけるPFI(コンセッション方式に限る)の運営を行うSPCの代表者としての実績を有すること。

※1…国土交通省が公表している「下水道事業のストックマネジメント実施に関するガイドライン(2022年改定)」の「第2編 スtockマネジメントの実施手法」に示される「施設情報の収集・整理」、「リスク評価」、「施設管理の目標設定」、「長期的な改築事業のシナリオ設定」に相当する範囲を含む計画を指す。

※2…公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会が公表している「下水道施設(管きょ)重点施工監理業務委託要領(案)」及び「下水道施設(ポンプ場、終末処理場)重点施工監理業務委託要領(案)(土木・機械・電気編)」において示される業務又は国や地方公共団体等が発注する下水道施設に関する現場技術業務や工事監督補助など、施工現場における立会や書類の確認等を行う業務を指す。

出典：生活排水処理の事務を補完する官民出資会社パートナー事業者募集要項

図 2-23 応募者の要件

公募における審査基準は以下の通りである。

表 2-15 設立経緯の時系列

分類	審査項目	配点	
1 経営方針	1-1 秋田県の現状及び課題の把握	20	40
	1-2 官民出資会社の経営方針	20	
2 運営手法	2-1 応募者の能力	5	90
	2-2 応募者の経験、構成等	5	
	2-3 実施体制	10	
	2-4 人員配置（役員）	10	
	2-5 人員配置（従業員）	10	
	2-6 経営戦略の策定・見直し支援	20	
	2-7 ストックマネジメント計画の策定・見直し支援	20	
	2-8 事業運営支援、技術継承支援	10	
3 地域貢献	3-1 地域企業等との関わり	10	20
	3-2 県民への普及啓発	10	
合計		150	

出典：生活排水処理の事務を補完する官民出資会社パートナー事業者審査基準  
 パートナー事業者の契約期間は公募資料における募集要項より以下の通りである。

**「官民出資会社は、公共事業体が運営する生活排水処理事業を永続的に支援するために設立するものであり、公共事業体とパートナー事業者の間で締結する株主間協定においても、将来にわたる継続的な連携を前提として内容を定める。」**

出典：生活排水処理の事務を補完する官民出資会社パートナー事業者募集  
 に関する実施方針への質問に対する回答

なお、官民出資会社が5年程度を期間とした中期経営計画を定め、自らモニタリングを行う中でパートナー事業者の追加について必要と判断した場合には、株主である公共事業体及びパートナー事業者が対応を検討することとなる。

また、パートナー事業者は工事等に関する入札を行う際には、基本的に参加できない形となっている。

### 6.3 入札等の競争性の阻害に関する制限

- ・ 官民出資会社は、入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成 14 年法律第 101 号）第 2 条第 1 項に規定される「特定法人」に該当するため、官民出資会社が入札等により相手方を選定する方法により行う請負その他の契約の締結に関しては、同法の規定が適用される。
- ・ 官民出資会社が成果品として納めた積算資料を基に公共事業体が工事等に関する入札を行う際には、パートナー事業者は、当該入札に参加してはならない。

出典：生活排水処理の事務を補完する官民出資会社パートナー事業者募集要項

図 2-2 4 入札に関する規定

## ⑥ 本事業との比較

ONE・AQITA の事例について、本事業との比較をしながら要点について整理する。

表 2-1 6 要点の整理

要点	ONE・AQITA	本事業
主導する行政の不在	秋田県が主体的な立場となって連携協約の締結や官民出資会社への一括契約を担当	大阪府が主体的な立場となることは現段階においてハードルが高いと想定されるため、連携協約の締結等をする際には注意が必要
コア業務の実施	ONE・AQITA は準コア業務のみを対象としており、コア業務については引き続き各自治体の実施	自治体職員の負担を軽減するためには、準コア業務だけでなく、コア業務についても官民出資会社の実施できるような形が望ましい ⇒公権力を伴う業務となるため、どのような障害があるのか検討が必要
工事等に関する入札	官民出資会社が成果品として納めた積算資料に関連する工事等に関する入札について、パートナー事業者は参加不可	工事等に関する発注を官民出資会社が実施する形が望ましい ⇒準コア業務との関連性やパートナー事業者の選定方法、工事等に関する参加資格について検討が必要

## (2) 水みらい広島に関する事例整理

広島県内の水道施設の指定管理者や運転管理・保守点検業務等の業務を受託している株式会社水みらい広島について、本事業の事業スキームや工事の発注に関して参考となる部分があることから、概要や要点について整理した。

### ① 設立経緯

広島県では県営水道（水道用水供給事業3事業、工業用水道事業3事業）が抱えている、①水需要の減少による給水収益の減収、②施設の老朽化に伴う更新費用の増加、③職員の大量退職等、事業経営の根幹に係る課題を抱えていた。また、仕様発注による委託では競争性が発揮できないことや、県の技術力の低下といったことが懸念されていた。それらを解消し、民間による創意工夫の発揮、県職員の技術力の維持・継承、管理の広域を目指すために設立された。

表 2-17 設立経緯の時系列

時期	内容
平成 16 年 1 月	広島県が水道事業のあり方を検討する研究会を設置。報告書で「民間委託の推進」「市町との一元化」などの方向性が示される。
平成 17 年度	浄水場の夜間・休日運転管理業務の民間委託を開始。
平成 20 年度	工業用水道の浄水場で 24 時間の運転管理業務委託を開始。
平成 21 年 6 月	総務省より「第三セクター等の抜本的改革の推進」の通知。これを踏まえ、設立準備に外部有識者を加えた検討会を設置。
平成 22 年 9 月	水道事業に係る「公公民」連携勉強会の設置（計 7 回）。 ※勉強会参加者は大竹市上下水道局、荏原エンジニアリングサービス株式会社（現水 ing 株式会社）、株式会社浜銀総合研究所
平成 23 年 7 月	勉強会の報告を基に、民間主導型の公民共同企業体の設立と指定管理者制度の導入を方針として決定。
平成 23 年 8 月	「公民共同企業体設立準備検討会」の設置。スキームや経営見直し、出資者募集方法などを検討。
平成 23 年 11 月	検討会が「株式会社が適当」との結論を出す。資本金 6,000 万円（県 35%、民間 65%）とする方針が決定。
平成 24 年 2 月	広島県議会で出資金を予算化。
平成 24 年 6 月	公募の結果、水 ing 株式会社が共同出資者候補に選定。
平成 24 年 8 月	水 ing 株式会社と株主間協定（合弁契約）を締結。
平成 24 年 9 月	「株式会社水みらい広島」として設立登記。
平成 24 年 10 月	県と水 ing から役職員を受け入れ、常勤 6 名で業務開始。

## ② 概要

県と民間水道事業者の共同出資により設立した企業体が、県営の2つの用水供給事業と工業用水道事業を指定管理により受託。さらに県内外の他水道事業体からも水道施設の運転管理や保守点検等業務を受託するとともに、市町水道施設の維持管理業務の受託等の新規事業の開拓も行う。

資本金の出資比率については、県の関与を必要最小限に留め、民間事業者のノウハウを最大限発揮できるように、県が35%、共同出資者が65%となっている。これにより民間主導を明確に位置づける一方で、公共としての責任を果たすため、県単独で特別決議事項が拒否できる3分の1以上を保有している。

商号	株式会社水みらい広島 (Mizumirai Hiroshima Corporation)
創立	平成24年9月21日
代表者	代表取締役社長 真鍋 孝利
資本金	6,000万円 (水ing株式会社：65%、広島県企業局：35%)
事業内容	上下水道施設の運転・維持管理など
所在地	〒730-0029 広島市中区三川町7-1 SK広島ビル2F TEL：082-258-1315
従業員数	46名（平成26年9月1日現在）
HP	<a href="http://www.mizumirai.com/">http://www.mizumirai.com/</a>

出典：水道技術ジャーナル「水みらい広島における公民連携の取組み」

図 2-25 水みらい広島の概要

## ③ 指定管理制度の導入

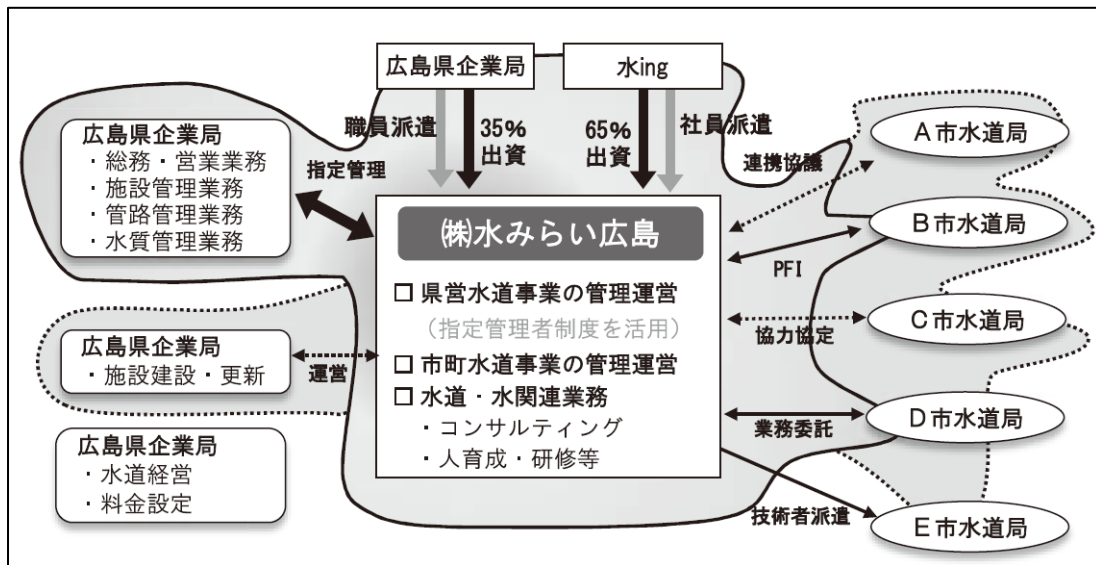
県は委託範囲をできるだけ広げ、受託者の創意工夫を最大限発揮させることを念頭に、広島県水道広域連合企業団が管理する水道・工業用水道施設について、地方自治法第244条の2に基づく指定管理者制度を選択した。また、料金を収受する者は水道事業者として認可を受ける必要があるため、地方自治体が指定管理者に管理運営経費を支払う代行制を採用している。

④ 共同出資者の公募方法

県は公民共同企業体を設立後、非公募で県営水道の指定管理者に指定することを想定していたため、共同出資者たる民間事業者は公平性、透明性の観点から公募で選定した。

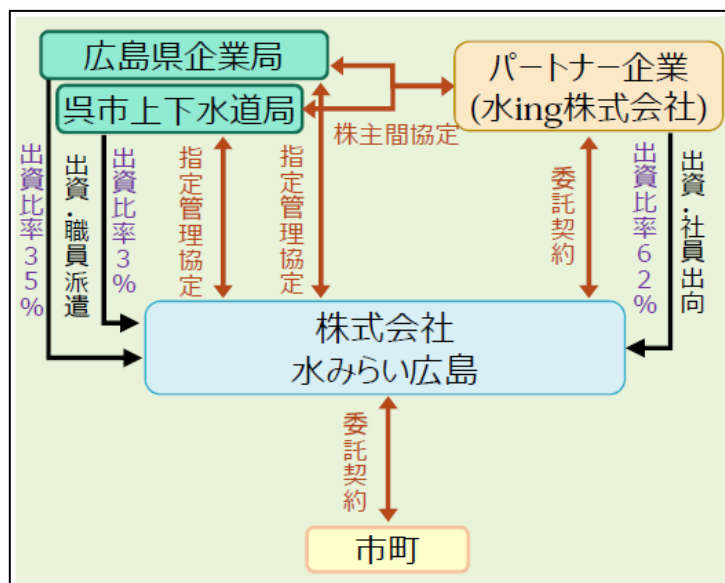
⑤ 事業スキームについて

水みらい広島については、ONE・AQITA と少し異なり、広島県企業局とパートナー企業は株主間協定のみであり、水みらい広島に対してパートナー企業や各市町が委託契約を締結している。



出典：水道技術ジャーナル「水みらい広島における公民連携の取組み」

図 2-26 事業スキーム①



出典：国土交通省「官民連携（PPP/PFI）のススメ」

図 2-27 事業スキーム②

## ⑥ 水みらい広島が工事発注をできる仕組み

水みらい広島の特徴として、民間事業者でありながら一部工事の発注を担っている点が挙げられる。以下に工事発注の仕組みについて整理する。

### a. 指定管理者制度の活用

水みらい広島は先述のとおり広島県水道広域連合企業団から指定管理者として指定されている。この指定管理者制度では、「施設の維持管理・運営」と「条件により施設整備（更新工事・災害復旧工事等）」までを行政に代わって担うことが可能である。

広島県が令和7年度に発表した「株式会社水みらい広島の取組状況について」によると、令和7年度から業務範囲を拡大し、指定管理施設における施設整備業務（更新工事及び災害復旧工事）を新たに実施していることがわかる。

<p>① 水道施設等の運転監視、維持管理</p> <p>ア 県営水道事業等における指定管理者業務の実施</p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 平成25年度から広島西部水道用水供給事業、平成27年度から沼田川工業用水道事業・沼田川水道用水供給事業の指定管理者に指定され、広島県水道広域連合企業団（以下、「水道企業団」という。）に事業移管後も、指定管理者として、円滑に業務を履行している。 また、令和7年度からは、業務範囲を拡大し、指定管理施設における施設整備業務（更新工事及び災害復旧工事）を新たに実施している。</li><li>○ 呉市の施設については、平成27年度に業務委託契約を締結し、その業務実績が評価され、平成31年度からは、指定管理者に指定され、円滑に業務を履行している。</li></ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"><p>【指定管理者制度導入による効果】</p><ul style="list-style-type: none"><li>・ 民間の技術やノウハウを活用した更なる業務の効率化・省力化</li><li>・ 事業所間の連携や協力企業の応援による危機管理体制の強化</li><li>・ 指定管理者が施設整備業務を実施することによる更新時期の適正化や投資費用の抑制</li><li>・ タブレット端末の導入などDXの取組等により維持管理費用が約4.5%縮減</li></ul></div> <p>イ 水道事業等における運転監視業務等の受注拡大</p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 平成27年度から県内市町の水道施設の運転監視・維持管理業務を受託しており、現在は県内7市町と県外1府3市において、業務を受託し、円滑に業務を履行している。</li><li>○ このうち、令和7年度から受託している横須賀市の業務は、<u>水ingAM株式会社</u>※を代表としたJVを構成し、これまでの水道施設での業務実績を基に、下水道施設も含めた上下水道管路等の維持管理業務を履行している。 ※水ingAM株式会社：水ingグループの運転監視・維持管理事業を担う会社</li></ul>
---

出典：広島県「株式会社水みらい広島の取組状況について」

図 2-28 水みらい広島の「水道施設等の運転監視、維持管理」に関する取組状況

また、広島県水道広域連合企業団の公式HPでは、上記の指定管理対象事業において施設更新工事の一部を指定管理者が発注すると公表している。

<p>令和7年度から、指定管理者制度を導入している水道事業（広島西部地域水道用水供給水道及び沼田川工業用水道・沼田川水道用水供給水道）において、施設更新工事の一部を対象として、指定管理者である株式会社水みらい広島が発注を予定しています。</p>
--

出典：広島県水道広域連合企業団公式HP

以上の結果より、指定管理者である水みらい広島が、対象となる施設更新工事を発注することが制度上可能となっている。

## b. 企業団規程の準用

水みらい広島の公式HPでは更新工事について以下の内容が明記されている。

株式会社水みらい広島が執行する4条工事等においては、広島県水道広域連合企業団の規程等を準用することとします。

出典：株式会社水みらい広島公式HP

その結果以下の関係規程や各種様式については、広島県水道広域連合企業団が自ら工事発注する場合と同一のルールが準用される。

表 2-18 関係規程・各種様式

内容
○入札・契約関係要領
○監督・検査・評定関係
○様式集
○技術管理基準

出典：株式会社水みらい広島公式HP

これにより、水みらい広島の工事発注は公営企業に準じた契約・入札手続であり、透明性・公平性・競争性を確保した発注として位置づけられる。

## c. 公的調達サイトでの公告

水みらい広島が発注する工事・業務については、水みらい広島公式HPに掲載されるだけでなく、「広島県の調達情報システム」や「広島県水道広域連合企業団の発注見通し」などの公的調達サイト上で公告・公表されている。

発注機関 株式会社水みらい広島							令和8年2月公表分	
【業務】								
番号	工程	発注時期 (第0四半期)	業務名	箇所名	概要	工期 (か月)	入札・契約等の方式	
1	土木関係建設 コンサルタント	第4四半期	【指定管理者実施事業】 八丁湯水ポンプ所自家発電設備外更新施設設計業務	大竹市 八丁外	八丁湯水ポンプ所自家発電設備更新施設設計 N=1台 政道加圧ポンプ所自家発電設備更新施設設計 N=1台 小園調整池自家発電設備更新施設設計 N=1台 宮島海浜送水管電食防止装置更新施設設計 N=1式 大野浜軌条橋断面送水管路電食防止装置更新施設設計 N=1式	14	指名競争入札 (総合評価)	
2	土木関係建設 コンサルタント	第4四半期	【指定管理者実施事業】 坊士浄水場・木郷浄水場薬品注入設備更新施設設計業務	尾道市 高須町外	坊士浄水場薬品注入設備更新施設設計 N=1式 木郷浄水場薬品注入設備更新施設設計 N=1式	11	指名競争入札 (総合評価)	
3	土木関係建設 コンサルタント	第4四半期	【指定管理者実施事業】 三原加圧ポンプ所自家発電設備外更新施設設計業務	三原市 古浜町外	三原加圧ポンプ所自家発電設備更新施設設計 N=1式 小原加圧ポンプ所自家発電設備・自家発電設備更新施設設計 N=1式 宮原配水池受電設備更新施設設計 N=1式 善入寺調整池受電設備更新施設設計 N=1式 北方調整池受電設備更新施設設計 N=1式	12	指名競争入札 (総合評価)	
4	土木関係建設 コンサルタント	第4四半期	【指定管理者実施事業】 坊士浄水場排水池播毒機更新施設設計業務	尾道市 高須町	播毒機更新施設設計 N=1式	11	指名競争入札	

注：記載された内容は、公表時点における発注の見通しであり、公表した後に変更又は追加があり得るものである。

出典：株式会社水みらい広島公式HP

図 2-29 令和7年度 株式会社水みらい広島発注見通し

以上を踏まえて、水みらい広島は「指定管理者制度」「企業団規程の準用」「公的調達サイトでの公告」の3つの要点から工事発注を実現している。

### (3) 総括

ONE・AQITAの事例において、秋田県が全25市町村をまとめる立場であったことから、官民連携会社の設立まで進んでいったと同時に、秋田県が全25市町村と連携協約を結ぶことで官民連携会社への一括発注を可能にしていることがわかった。そのため、本事業においても主導する行政を市町村以外で形成することが重要である。一方でONE・AQITAは準コア業務を対象としており、本事業として求めるコア業務の担当については課題が残ると想定される。

水みらい広島の事例については、株式会社が工事発注できる仕組みとして広島県水道広域連合企業団の規程に準じていることが大きな要因であることがわかった。そのため、本業務においても大阪府都市整備推進センターなどの公共団体の規程に準じることで、コア業務にあたる工事発注を負担できる可能性がある。

## 2-2-4 先行事例を踏まえた事業スキームの構想

### (1) 泉州地域の目指す姿の検討

#### ① 課題解決につながる方向性の検討

各市町が抱える課題を解消するためには、維持管理業務の効率化や事務・発注手続の省力化、魅力的な事業創出等の取組が必要であるが、そのためにはスケールメリットの確保が不可欠である。一方、12市町がそれぞれ抱えている現状や課題は様々であることから、段階的に12市町の連携体制を構築することが有用である。

直近で実施すべき事項は、現状進行中の取組を継続しながら、現実的な単位（行政の束）で部分的な連携体制を構築することである。ヒト（技術職員不足）・モノ（補修ストックの増加）・カネ（財政難）に対する効果を検証しつつ、取組を拡大していくことが考えられる。

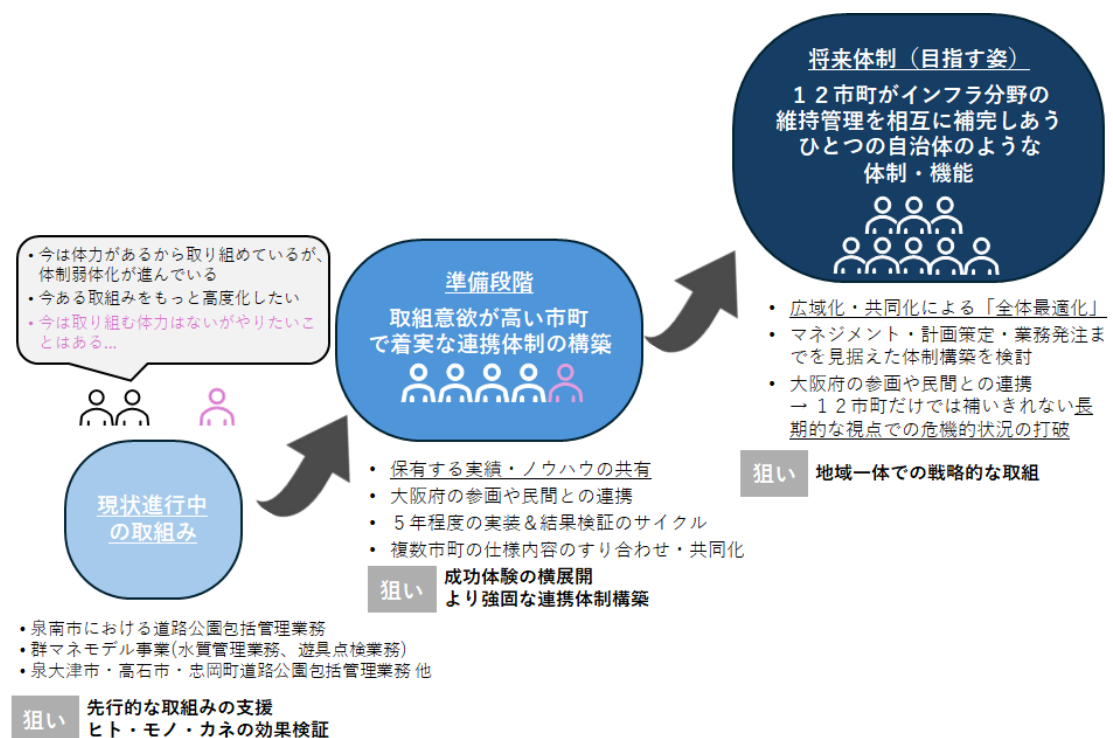


図 2-30 検討段階別の課題解決の方向性

#### ② 検討段階に応じた事業スキームの構想

##### a. 現状進行中の取組

現状は、群マネモデル事業（事業場排水規制業務、遊具点検業務等）や一部の市町における包括管理業務の発注・検討が進んでいる状況であるが、単独市町又は小単位での連携のため、効率化に伴う規模のメリットが享受しづらい。また、今後さらに技術職員や財源が不足し補修ストックが増加すると、現状の枠組みでは対応しきれなくなる恐れがある。

b. 準備段階

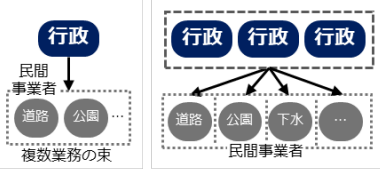
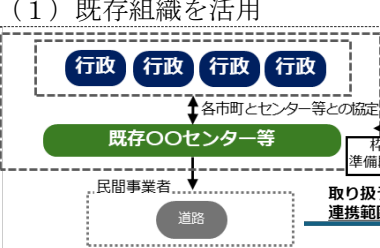
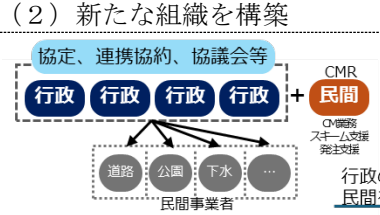
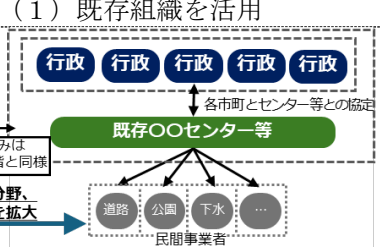
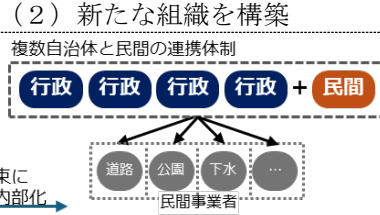
準備段階においては、取組意欲が高い市町で着実に連携体制を構築することを目指し、各市町が保有する実績やノウハウの共有を図りながら、複数市町の仕様内容のすり合わせや共同化を進める。連携体制としては、公益財団法人大阪府都市整備推進センター（以下、「都市整備推進センター」という。）等の既存組織を活用しながら包括業務の発注を行うスキームや、複数市町が協定や連携協約、協議会等の法人格を有しない枠組みで連携を図りながら民間事業者（CMR）の支援を受けつつ包括業務の発注を行うスキームが想定される。

c. 将来体制（目指す姿）

既存組織を活用する場合、新たな組織体制の設立が不要になる一方で、既存組織の制約等により業務範囲が一部の分野に限られる。将来体制に向けては既存組織が取り扱う分野・業務領域の拡大が不可欠であり、既存組織との合意形成や定款改定等の手続きが必要になる。

準備段階において法人格を有しない枠組みで各市町の連携を図るスキームについては、法人格を有しないことから比較的容易に連携できる一方、首長の方針に左右されやすく、体制の継続性・安定性に懸念が残る。そのため、将来体制に向けては、法人格を有する新たな組織体制の構築について検討し、持続的な連携体制を確立する必要がある。

表 2-1 9 検討段階別の事業スキームの構想

現状進行中の取組	準備段階	将来体制（目指す姿）
 <p>(事例)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・群マネモデル事業(事業場排水規制業務、遊具点検業務)</li> <li>・泉南市における道路公園包括管理業務</li> <li>・泉大津市・高石市・忠岡町道路公園包括管理業務</li> </ul>	<p>(1) 既存組織を活用</p>  <p>(2) 新たな組織を構築</p> 	<p>(1) 既存組織を活用</p>  <p>(2) 新たな組織を構築</p> 
特徴		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・単独又は小単位のため意思決定が比較的容易</li> </ul>	<p>(1) の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・既存組織を活用できる</li> </ul> <p>(2) の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・民間事業者がコンストラクションマネージャー（CMR）として共通の課題を持つ市町の包括</li> </ul>	<p>(1) の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・準備段階と同様に既存組織を活用できる</li> </ul> <p>(2) の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・マネジメント・計画策定・業務発注等を相互補完できる体制</li> </ul>

現状進行中の取組	準備段階	将来体制（目指す姿）
	業務、スキーム構築を助言・支援 ・法人格は必要なく、既存の枠組みで運用可能	・発注等に係る事務手続きをアウトソースできる
懸念事項		
・効率化が限定的（規模のメリットが小さい）	（１）の場合 ・センターの制約により一部の分野の業務に限られる恐れがある （２）の場合 ・法人格を有しない連携は、首長の方針により左右されやすく、取組の継続性・安定性に懸念が残る	（１）の場合 ・既存〇〇センター及び関係箇所との変更協議等に時間を要す （２）の場合 ・官民双方から出資・人員確保が必要 ・法人格を有する組織を新設する場合は、各市町の意思決定が容易ではない

表 2-20 泉州地域で適用が想定される広域連携手法の整理

項目	行政の束			民間との連携	行政の束×民間との連携			
	協議会／ 機関等の共同設置	事務の委託／ 事務の代替執行	一部事務組合／ 広域連合	包括的民間委託 ※単独市町	包括的民間委託 ※複数市町	CM業務委託	官民出資会社	
イメージ図								
概要	【協議会】 地方公共団体が連携して管理執行、連絡調整、計画作成を行うことができる。 【機関等の共同設置】 地方公共団体が委員会・附属機関等を共同で設置し、効率的な行政運営を図る。	【事務の委託】 地方公共団体の事務の一部についての管理・執行を他の地方公共団体に委ねることができる。 【事務の代替執行】 地方公共団体の事務の一部の管理を当該地方公共団体の名において他の地方公共団体に行わせることができる。	【一部事務組合】 複数の地方公共団体で、地方公共団体の事務の一部を共同して処理するために設ける特別地方公共団体。 【広域連合】 異なる事務を持ち寄って広域的に処理が可能。国や都道府県から直接権限移譲を受けられる。	複数の業務や施設を包括的に民間事業者者に委託する方法。民間事業者者の創意工夫を引き出すために、複数年契約、性能発注方式（受託者に対して一定の性能確保を条件としつつ、運営方法の詳細は受託者の自由裁量に任せる発注方式）にする場合が多い。	同左。 地域特性（人口、交通、インフラの数や状況等）や地方公共団体間の機能的なつながりを踏まえて、複数市町が連携する「地域インフラ群再生マネジメント」の考えに基づく。	複数の地方公共団体が「地域インフラ群再生マネジメント」の考えに基づき共同発注・広域計画の策定等を進める際に、民間事業者者がコンストラクションマネジメント方式*（CM方式）により地方公共団体を支援する。公共側の体制や技術力の質的・量的な補完が見込める。	地方公共団体と民間事業者者が共同で出資し設立された株式会社が、各市町の発注事務や計画策定業務等を一体的に担うことで、地方公共団体職員の事務負担軽減と民間事業者者のノウハウ活用を図る。 ※官民出資会社が工事や業務を委託する役割を持つか否かは制度設計次第。	
根拠法令	地方自治法第252条の2～13	地方自治法第252条の14～16	地方自治法第284条～291条	民法	民法	民法	会社法等	
組織	法人格なし	—	独立した法人格あり	—	—	—	独立した法人格あり	
議会の議決	議会の議決必要	議会の議決必要	議会の議決必要 ※規約制定後、総務大臣又は都道府県知事の許可が必要	議会の議決は必須ではない	行政の連携方法によっては議会の議決が必要	行政の連携方法によっては議会の議決が必要	行政の連携方法によっては議会の議決が必要	
特徴整理	手続きの容易さ	○ 設置が比較的簡易（法人格なし） ※各自自治体で議会議決は必要	○ 手続きが比較的簡易 ※各自自治体で議会議決は必要	△ 設置に許可が必要、法人格あり （広域連合は広域計画が必要）	◎ 発注手続き自体は通常委託と大きく変わらない	— 行政の連携方法による （三者契約など簡易な方法もある）	△ 行政の連携方法による	△ 官民出資会社の設立やパートナーとなる民間事業者の選定が必要
	職員の 手間削減 （短期）	△ 柔軟な運用が可能な代わりに意思決定が遅く、幹事市町は負担が増える	○ 委託元・依頼元の職員は事務処理が軽減する（反対に、委託先・代行先の手間は削減されない）	◎ 専門性の高い事務を専任職員が処理するため効率化できる	○ 窓口対応など直営分を民間業務範囲に含めれば、職員手間が削減	(○) 同左 ※行政の連携方法によっては幹事市町村の発注手間が増える	△ CM業務は準コア業務（法律行為以外）の提案・助言・支援に留まるため、直接的に職員負担低減につながるわけではない	△ 官民出資会社の設立やパートナーとなる民間事業者の選定に向けた発注が増える
	将来的な職員不足への対応（長期）	△ 将来的に、職員のみへの対応には限界がある	△ 将来的に、職員のみへの対応には限界がある	△ 将来的に、職員のみへの対応には限界がある	○ 職員のみでは対応できない部分に民間事業者者のノウハウ（人手・技術力）を活用できる	○ 職員のみでは対応できない部分に民間事業者者のノウハウ（人手・技術力）を活用できる	△ 民間事業者者のノウハウ・専門性を活用できるが、発注等に係る事務手続きをアウトソースできるわけではないため効果は限定的	◎ 官民出資会社が準コア業務（法律行為以外）を担う場合は、発注等に係る事務手続きをアウトソースでき、民間ノウハウも活用できる
	財政支出の削減	△ 業務効率化によるコスト削減は限定的	○ 業務の重複をなくすことによりコスト削減は可能	○ 業務の重複をなくすことによりコスト削減は可能	○ 業務を長期・包括発注するスケールメリットによりコスト削減可能	○ 業務を長期・包括発注するスケールメリット、発注事務の重複をなくすことによりコスト削減可能	○ コスト最適化を狙った制度設計等を行うため、長期的には財政支出の削減に寄与し得る	◎ 短期的には出資等による財政負担は増えるが、発注事務のアウトソースによる人件費削減等が期待
事例	【協議会】河北潟干拓地内幹線道路管理調整協議会（石川県内の2市2町による協議会）※日常管理（除草・除雪）	【事務の委託】岐阜県白川村（富山県南砺市への委託）※日常管理（除雪） 【事務の委託】愛媛県松野町（愛媛県への委託）※橋梁点検	【一部事務組合（大阪広域水道企業団）】水道事業の統合（泉南市・阪南市・田尻町・岬町）	【包括】泉大津市 公共下水道管路施設包括	【包括・三者契約】3市2町航空写真撮影業務（泉佐野市、泉南市、熊取町、田尻町、阪南市）	—	【官民出資会社】秋田県生活排水処理事業（ONE・AQITA） 【官民出資会社】広島県広域水道事業（水みらい広島）	

※2002年国土交通省「CM方式活用ガイドライン」より、コンストラクションマネジメント方式（CM方式）とは、コンストラクション・マネージャー（CMR）が技術的な中立性を保ちつつ発注者の側に立って、設計・発注・施工の各段階において、設計の検討や工事発注方式の検討、工程管理、品質管理、コスト管理などの各種のマネジメント業務の全部又は一部を行うものと定義されている。

インフラメンテナンスにおける包括的民間委託導入の手引き（国土交通省：令和5年3月）、事務の共同処理制度の概要（総務省）等を基に作成

### ③ 将来的な連携体制

これまでの検討を踏まえ、泉州地域が将来的に目指す連携体制として、下図の4つの選択肢を検討した。

現状の取組をいかに拡充していくか、発注事務や入札・契約の対応を誰が担うのか、法人格を有する新たな組織を設立する必要があるのかなど、連携体制にどのような役割・機能を望むかによって選択の幅があると考えられ、12市町の道路・公園・下水道の各分野の担当者の意向調査を実施した上で、詳細を検討することとした。意向調査の内容は「2-3-2 自治体意向調査の実施」に示す。

このうち「行政と民間の連携組織の設立」は秋田県の広域連携組織「ONE・AQITA」の事例でも示したように、将来的に発注等に係る行政職員の事務手続きをアウトソースでき、最も広域連携・機能補完の効果が高いと考えられる。一方で、官側の出資も伴う官民連携組織であることから設立のハードルも高く、次項以降にその検討課題を別途整理する。

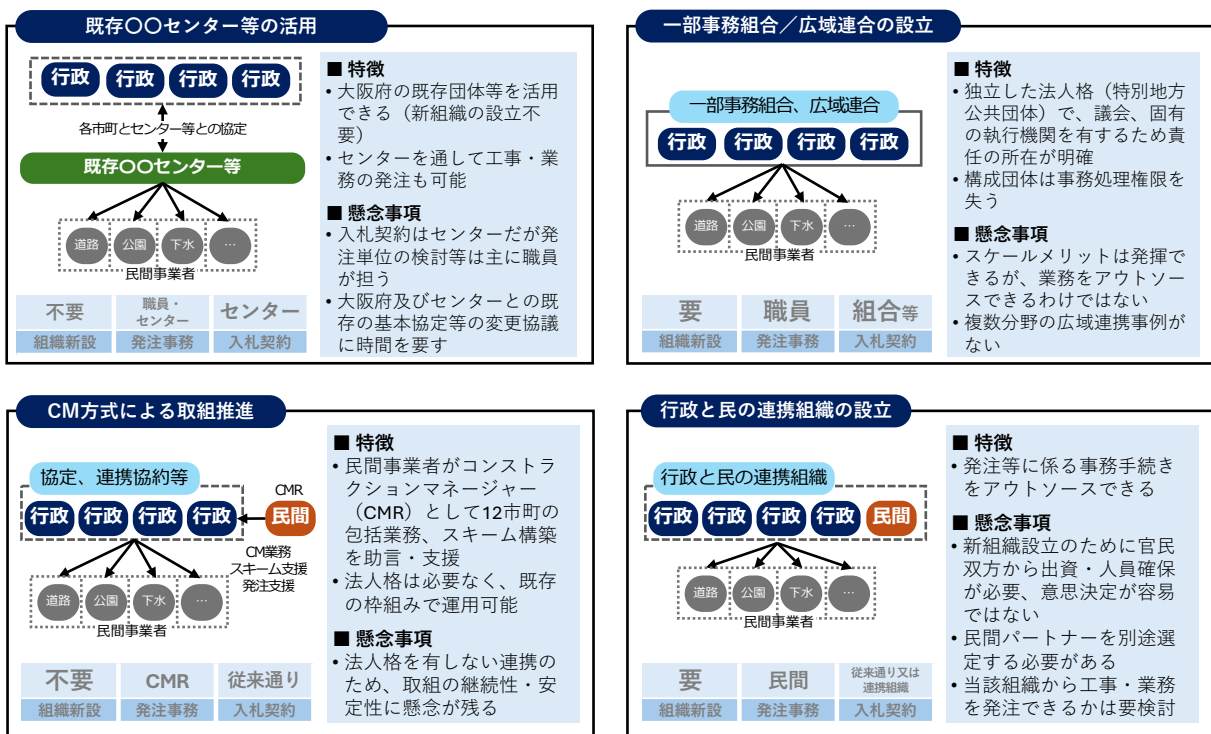


図 2-3 1 泉州地域が将来的に目指す連携体制の選択肢

### (2) 行政と民間の連携組織の設立における検討課題・論点の整理

行政と民間の連携組織を設立するスキームの想定案と、官民出資の株式会社を設立する場合に想定される検討課題や論点を以下に整理する。

特に、12市町の連携方法（論点①）や官民出資会社の設立（論点②）、官民出資会社の役割（論点③）に関しては、泉州地域で当該スキームの実現性を検討するにあたって

重要な論点であり、類似事例における合意形成のプロセスや組織設立時・運用時の課題や解決方法は本事業の推進にあたって参考になるものとする。

そこで、官民出資会社より群マネ体制を構築する先進事例である秋田県の広域連携組織「ONE・AQITA」にヒアリング調査を実施することとした。ヒアリング調査の詳細は、「2-3-1 先進事例へのヒアリング調査の実施」に示す。

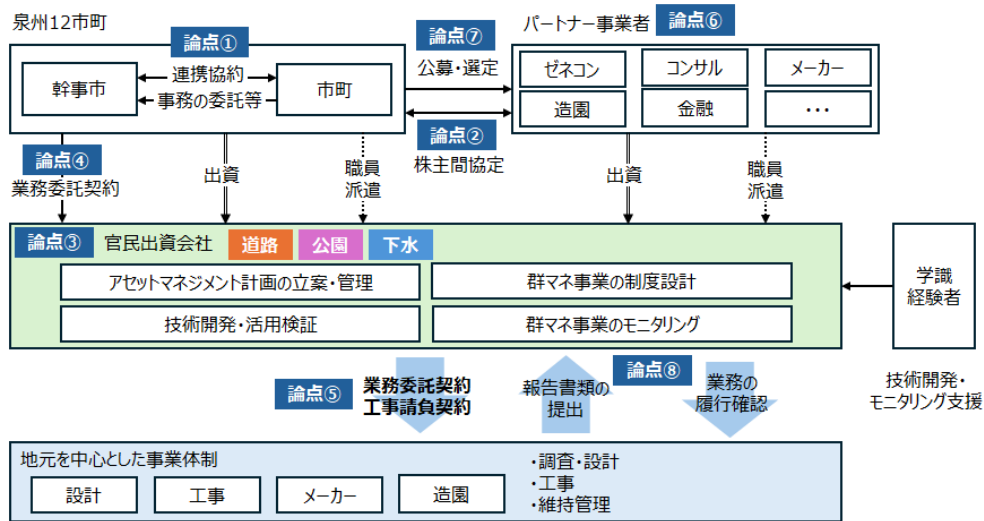


図 2-3 2 行政と民間の連携組織（株式会社を想定）の事業スキーム案

表 2-2 1 行政と民間の連携組織の設立に係る論点整理

論点	内容
<p>論点① 12市町の連携方法</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ <u>連携協約等の締結に向けた手続き・スケジュール</u> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各市町において議案を議会へ提出、議会承認</li> <li>・首長による合意形成</li> <li>・大阪府知事への届出</li> <li>・連携協約書の作成・締結</li> </ul> </li> <li>✓ <u>発注処理方法の検討</u> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事務の委託、事務の代替執行等の地方自治法上の枠組み</li> <li>・三者協定等の私法上の枠組み</li> </ul> </li> </ul>
<p>論点② 官民出資会社の設立</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ <u>株主間協定の内容</u> <ul style="list-style-type: none"> <li>・官民の出資の考え方（出資比率等）</li> <li>・官民の役割分担</li> </ul> </li> <li>✓ <u>出資企業の追加・変更の条件</u> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業途中での出資企業の追加・変更が可能な要件とするか 等</li> </ul> </li> </ul>

論点	内容
<p>論点③ 官民出資会社の役割</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ <u>官民出資会社設立の目的を整理</u> <ul style="list-style-type: none"> <li>・発注事務の省力化</li> <li>・群マネ事業の制度設計やモニタリングへの民間ノウハウの活用・相乗効果の発揮</li> </ul> </li>   <li>✓ <u>官民出資会社の業務内容の検討</u> <ul style="list-style-type: none"> <li>・アセットマネジメント計画の立案・管理</li> <li>・技術開発・活用検証</li> <li>・群マネ事業の制度設計</li> <li>・群マネ事業のモニタリング 等</li> </ul> </li> </ul>
<p>論点④ 官民出資会社への契約形態</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ <u>請負 or 委任 or 準委任</u> <ul style="list-style-type: none"> <li>・仕事の完成を目的とする契約か（請負）</li> <li>・法律行為を委託するか（委任）</li> <li>・事実行為のみの委託か（準委任）</li> </ul> </li> </ul> <p>※ 論点③とセットで検討</p>
<p>論点⑤ 地元事業者等への発注主体</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ <u>発注主体は誰か</u> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 各市町にてそれぞれ発注</li> <li>② 幹事市がまとめて発注</li> <li>③ 官民出資会社</li> </ul> </li> <li>・幹事市がまとめる場合の共同処理方式（事務の委託、三者協定、負担金の有無等…）</li> <li>・官民出資会社による発注の可能性（管理者でない主体から発注可能か法的整理）</li> </ul>
<p>論点⑥ パートナー事業者のインセンティブ</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ <u>パートナー事業者の事業参画の動機づけ</u> <ul style="list-style-type: none"> <li>・単なる事務手続きの代行ではうまみがない</li> <li>（例）技術開発・活用・検証のフィールドづくり 等</li> </ul> </li> </ul>
<p>論点⑦ パートナー事業者の選定</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ <u>パートナー事業者選定の要件検討</u></li> <li>✓ <u>公平性・競争性の確保</u></li> <li>✓ <u>地元事業者（業務・工事の担い手）との関係</u> <ul style="list-style-type: none"> <li>・群マネ事業の制度設計に関わる主体なら、業務・工事の担い手となる事業者との資本・人的関係の整理が必要</li> </ul> </li> </ul>
<p>論点⑧ モニタリング方法の検討</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ <u>工事・業務のモニタリングの実施者</u> <ul style="list-style-type: none"> <li>・官民出資会社による実施か</li> <li>・12市町への報告・会議体の設定</li> </ul> </li>   <li>✓ <u>モニタリング方法の検討</u> <ul style="list-style-type: none"> <li>・受発注者双方の負担軽減</li> <li>・学識経験者の役割を整理</li> </ul> </li> </ul>

## 2-3 事業スキーム構築における課題の抽出

### 2-3-1 先進事例へのヒアリング調査の実施

#### (1) 目的

地域インフラ群再生戦略マネジメントを県全体で取り組んでいる株式会社 ONE・AQITA 及び行政関係者である秋田市に対して、ONE・AQITA の組織化・運営について、会社設立時及び現在においてどのような課題が発生し、解決に向けてどのような方策を実施したのか、若しくはこれから実施する予定なのかを詳細に把握することで、泉州地域においてどのように新たな群マネ体制を組織化し、運営していくための課題と解決策について検討することを目的に、ヒアリング調査を実施した。

#### (2) 調査概要

##### ① 日時

ヒアリング調査は2日間に分けて実施した。

表 2-22 ヒアリング工程表とヒアリング項目

日時	内容
2025年12月10日 13時30分～17時00分	株式会社 ONE・AQITA へのヒアリング+意見交換会 1. 泉州地域の現状と課題について 2. 株式会社 ONE・AQITA へのヒアリング+意見交換会 議題1 会社設立過程について ・設立に関する支援について ・合意形成について ・事業形態について 議題2 業務内容等について ・業務内容全般について ・運営した結果生じた課題について ・広域化・共同化について ・自治体間の意思決定について ・業務に関する予算措置について 議題3 今後の展望等について ・広域化・共同化の推進について ・複数分野への展開について ・自治体からの意見について ・ONE・AQITA の役割について ・泉州地域における課題について 議題4 泉州地域に関する意見交換

日時	内容
2025年12月11日 10時00分～12時00分	秋田市へのヒアリング 1. 泉州地域の現状と課題について 2. 株式会社 ONE・AQITA へのヒアリング+意見交換会 議題1 会社設立過程について ・設立における反対意見について 議題2 業務内容等について ・ONE・AQITA の活用状況について ・ONE・AQITA への発注業務の遂行について ・ONE・AQITA の評価について 議題3 今後の展望等について ・ONE・AQITA の改善点について ・その他 議題4 泉州地域に関する意見交換

## ② ヒアリング参加者

2日間でのヒアリング参加者は以下の通りである。

表 2-2 3 設立経緯の時系列

所属	参加者
株式会社 ONE・AQITA	4名 ・代表取締役社長 ・経営戦略室長 【業務部】 ・技術戦略参事 ・部長
秋田市上下水道局	3名 【下水道整備課】 ・課長 ・主席主査 【総務課】 ・課長
貝塚市	5名
パシフィックコンサルタンツ株式会社	4名



図 2-3 3 ヒアリング調査の様子

### (3) 調査結果の概要

調査結果の概要について、次第ごとに整理する。

#### ① 会社設立過程について

秋田県の事例では全 25 市町村が参加している。当初はいくつかの自治体は協力的ではなかったが、人材不足という全 25 市町村の共通認識があったことで事業として大きく進んでいったことがわかった。

また、意思決定の場として秋田県では首長が参加する協働政策会議を通して合意形成する場があったことが事業を進める要因として挙げられた。

事業体については一部事務組合や既存組織の活用も想定されたが、既存組織に業務分野に関するノウハウがなかったことや社外的評価としてガバナンスがしっかりしていること、将来的には県外の業務を支援する可能性があること等から株式会社が選択されたことがわかった。

#### 【反対意見について】

- ・全 25 市町村の全てが前向きだった訳ではなかった。大半は協力的だったが、3～4 市町村は具体的なイメージが湧いていない状況だった。また、規模の大きい自治体は困っていない状況にあることから出資する必要はないという意見があった。(ONE・AQITA)
- ・秋田県内部からは新たな第 3 セクターをつくることに対して大きな反対があった。(ONE・AQITA)

#### 【課題の認識について】

- ・業務の効率化といったコンテンツの観点では、市町村によって課題解決の必要性が異なる。人材不足は全市町村で共通課題であることから、事業のストーリーが組み立てやすい。(ONE・AQITA)
- ・秋田県は人口減少率が全国 1 位であり、首長を含めて秋田県全体で共通の危機感を持っていたことが、事業として大きく進んだ背景にある。(秋田市)

#### 【意思決定の流れについて】

- ・秋田県内で協働政策会議を通して合意形成する場があったのが大きな要素だった。(ONE・AQITA)
- ・秋田県市町村協働政策会議における議題の中で、生活排水処理施設の共同化を進めるための組織づくりに関する議題が挙げられた。その結果企画課主導の元、首長による意思決定が進められ、スピード感をもって進めることができた。(秋田市)
- ・担当者レベルでは日水コンが主体となってワークショップを開催し、全市町村の課題や認識を共通化していった。(秋田市)
- ・連携協約は議会の議決が必要であり、軽んじることはできないが柔軟性もある。(ONE・AQITA)

#### 【事業体について】

- ・株式会社に決定した結果、ヒトの流れをつくることができるのはメリットと考えている。既存センターを活用した場合は人材確保についてセンターからの再委託となる。社

外的評価として株式会社はガバナンスがしっかりしていることが評価できた。(ONE・AQITA)

- ・既存技術支援組織の中に下水道課を作ればよいのではないかという意見もあった。その場合は出資の必要性もない。ただ既存技術支援組織に業務に関するノウハウがなかったことから厳しいという結論に至った。(秋田市)
- ・官民連携会社の設立にあたっては利益を求める株式会社ではないこと、倒産の可能性が低い会社であることを庁内で説明した。将来的には県外の業務を支援することが想定されたことから株式会社とした。(秋田市)

**【業務範囲について】**

- ・入札契約を業務に含めることは慎重に考えた。アセットの運営権を保有したコンセッションのようなスキームであると可能だと思うが、必ずどこかで利益相反が起きると思っている。法律上可能だとしても、レピテーション（社会的風評）が最大のリスクと考えている。(ONE・AQITA)

**② 現在（業務内容）について**

発注の流れについて各市町村が秋田県に対して ONE・AQITA に委託したい業務の要望を提示した上で、ONE・AQITA と秋田県で協議し、その後一括発注の仕様書を秋田県が作成した上で契約を締結していることがわかった。そのため、共同発注ではなく、あくまで従来の発注形式が主である。一部共同発注をしている業務もあるが、その場合は ONE・AQITA への出資割合を基に、予算の負担割合を決定していると想定される。

ONE・AQITA へ発注するメリットとしては事務の省力化が挙げられた。一方課題としては集約化によってサービスレベルが低下する可能性があることや技術相談を受けているものの、属人的な対応となっていること、安定した雇用が創出できていないこと等が挙げられ、持続可能性に懸念が残る形となっていることがわかった。

今後の展望としては県外の業務に参画していくとともに、市町村の業務効率化に向けたプラットフォームの開発等を進めていくことがわかった。

**【発注の流れについて】**

- ・一括発注の仕様書は秋田県が作成している。最初に業務を依頼する段階では各市町村が仕様書を作成し、見積を県経由でもらっている。その金額を踏まえて秋田県と契約を結ぶ。(秋田市)
- ・各市町村の予算措置について、秋田県が全市町村の要望を取りまとめて予算化している。取りまとめる中で想定される業務やその量を調節している。(ONE・AQITA)

**【発注形式について】**

- ・発注について、共同発注をしている訳ではなく、形式としては従来発注の通りである。(ONE・AQITA)

・複数の自治体にまたがる広域的・共同的な計画について、秋田市は関与していないため分からないが、おそらく出資割合によって負担額を決定するのではないかと。(秋田市)

**【ONE・AQITAのメリットについて】**

・ONE・AQITAへ発注するメリットは事務の省力化である。準コア業務の中では、電子化が図られたこともあり、書類の整合チェックや確認の手間が大幅に削減された。(秋田市)

**【現状の課題について】**

・市町村からの技術相談が増加している。現状の課題として相談に対する回答が属人的であることが挙げられる。(ONE・AQITA)

・集約化(窓口を減らす等)することでサービスレベルが低下する恐れがある。効率化だけで進めるべきではないが、業務発注を官民連携会社が担うスキームはメリットが大きいと感じる。(ONE・AQITA)

・経営上の課題として人材雇用が挙げられる。来年度も継続して受注できるとは限らないため、安定した雇用を創出することが難しい。(ONE・AQITA)

**【今後の展望について】**

・将来的には県外の業務について、W-P P Pの事業者側として事業に参画する可能性もある。県内の場合は顧客と株主が市町村と同じであることから、競争性が働かない。(ONE・AQITA)

・様々な情報があつまるプラットフォームをつくり、各市町村の情報がつながる場所を提供した上で、市町村の経営状況の見える化についても現在無償で取り組んでいる。

(ONE・AQITA)

**③ 今後の展望・その他について**

泉州地域については事業を進めるための事業体を早くつくるべきであり、そのために既存センターを活用すればよいという意見が得られた。

地元事業者への委託については、包括発注による長期契約がメリットだけではなく、リスクとなりえることがわかった。

事業スキームとしてCM方式は行政側ではなく、民間事業者側に導入することで維持管理の効率化に寄与することが想定される一方でCMRがどこまで当事者意識を持つことができるのか懸念が残るといった意見が得られた。

**【泉州地域における合意形成について】**

・既存組織を活用して、まずはハコ(事業体)をつくるべきと考える。既存センターを活用した場合、人材派遣もしやすいと想定される。(ONE・AQITA)

**【契約リスクについて】**

・長期契約は本来ありがたいが、地元事業者としては20年契約をした際に、そこまで会社を維持できるか分からないためリスクが高い。(ONE・AQITA)

**【庁内合意について】**

・秋田県と同様の課題であるが、下水道・公園・道路の分野はそれぞれ庁内で縦割りの体制となっているため、分野をまとめた合意形成は難しいと想定される。事業ごとに温度差がある。(ONE・AQITA)

**【事業スキームについて】**

- ・CM方式については、民間側につけると効果的かもしれないと思った。行政側につけても、下水道分野ならストマネや設計部分には目がいくと思うが、維持管理の効率化にまでは繋がらないのではないかと思う。(秋田市)
- ・民間事業者側にCMRを入れるのはよいが、どこまでCMRが当事者意識を持つことができるかが重要である。(秋田市)

#### (4) 総括

ONE・AQITA 及び秋田市へのヒアリング調査結果を踏まえて、本業務への検討事項における留意すべき点として以下が挙げられる。

##### ① 合意形成を円滑に進めるための仕組み

秋田県のように広域連携を進める上で都道府県レベルの推進力のある存在が非常に重要であり、大阪府に求める役割の明確化を進めるべきである。また、行政だけでなく、学識経験者等の外部委員を含めた委員会を設立し、想定される事業スキームの評価や選定を今後の検討において委ねていくことで、各市町村において庁内合意が進みやすくなる可能性がある。

##### ② 将来体制に求める役割

ヒアリング調査結果を通して本事業においては必ずしも官民連携会社を採用する必要はなく、事業化に向けたスピード感も鑑みながら、事業スキームの選択をする必要がある。そのため、合意形成や事業分野、事業範囲等を踏まえて、持続性・機動性のある事業スキーム及び推進体制を構築することが重要である。

## 2-3-2 自治体意向調査の実施

### (1) 自治体意向調査の目的・概要

「2-2-4 先行事例を踏まえた事業スキームの構想」で整理した泉州地域の目指す姿や事業スキームの構想を説明し、各自治体の群マネ検討に対する令和8年度以降の意向を調査することで、事業スキームの精査や群マネ検討体制の検討を行うことを目的に各市町に自治体意向調査を実施した。

表 2-24 自治体意向調査の概要

対象自治体 (★は幹事市)	<b>【鳳土木管内】</b> 泉大津市(★)、和泉市、高石市、忠岡町 <b>【岸和田土木管内】</b> 岸和田市、泉佐野市、泉南市(★)、阪南市、熊取町、田尻町、岬町
実施方法	アンケート調査
回答期間	令和7年11月17日(月)～令和7年12月5日(金)
回答数	11(全ての対象自治体から回答あり)

※貝塚市は調査者であるため、対象自治体には含めていない。

### (2) 調査票の作成

各市町に配布する調査票を次頁のとおり作成した。作成した調査票の原本は資料編に示す。

質問 1	R8年度以降、泉州地域の群マネ検討の取組みを継続したいと考えますか。
<選択肢> ① 継続したい ② 継続する意向はない ③ 別途、現状進行中の取組のみを継続する	
<理由・懸念する事項>	上記のようにお答えになった理由をお聞かせください。条件付きで「①継続したい」となる場合は、条件の内容をお聞かせください。例えば、「予算措置ができれば継続したい」や「全額国補助による調査であれば継続したい」など自由にお聞かせください。また、特に、「②継続する意向はない」「③別途、現状進行中の取組のみを継続する」とお答えの場合は、群マネ検討の継続が難しいと判断される理由や、検討を続ける上で懸念する事項を具体的にお聞かせください。
回答欄 ※右枠に自由に記載ください。	
<現状進行中の取組の具体的な内容>	「③別途、現状進行中の取組のみを継続する」とお答えの自治体にお聞きます。継続予定の取組の具体的な内容・案件名等をお聞かせください。
回答欄 ※右枠に自由に記載ください。 回答例①：群マネ実装事業（道路附属物点検、遊具点検、水質管理）のみ参照する。 回答例②：市町独自で包括委託事業等を検討及び実装予定。	
質問 2	<b>【概要資料p.3, 4を参照】</b> 質問1で「①継続したい」とお答えの自治体にお聞きます。 「準備段階」、「将来体制（目指す姿）」のどちらの段階から関わることを想定されますか。
<選択肢> ① 準備段階 ② 将来体制（目指す姿）	
<理由>	上記のようにお答えになった理由をお聞かせください。特に「②将来体制（目指す姿）」とお答えの場合は、準備段階からの関与が難しいと判断される理由をお聞かせください。
回答欄 ※右枠に自由に記載ください。	
<懸念事項>	「①準備段階」とお答えの自治体にお聞きます。準備段階から関与するにあたり、要望や懸念する事項があれば具体的にお聞かせください。
回答欄 ※右枠に自由に記載ください。	
質問 3	質問1で「①継続したい」とお答えの自治体にお聞きます。将来の体制に期待したいことをお聞かせください。
回答欄 ※複数選択です。該当するものにプルダウンで「○」を入力してください。	① 計画策定・効率的な業務発注をマネジメントしたい ② 発注事務をアウトソースしたい ③ 入札・契約自体をアウトソースしたい （上記以外で期待したいことがあれば、行を追加して記入してください）
<懸念事項>	体制を検討する上で懸念する事項があれば具体的にお聞かせください。
回答欄 ※右枠に自由に記載ください。	

質問 4	【概要資料p.5を参照】 質問1で「①継続したい」とお答えの自治体にお聞きします。 将来的に目指したい体制として、最もお考えに近いものはどの体制でしょうか。
<選択肢> 【既存組織を活用するパターン】 ① 既存〇〇センターの活用  【新しい組織体制を構築するパターン】 ② 一部事務組合／広域連合の設立 ③ CM方式による取組推進 ④ 行政と民の連携組織の設立  ⑤【既存組織を活用するパターン】と【新しい組織体制を構築するパターン】のどちらでもよい	
<理由>	上記のようにお答えになった理由をお聞かせください。
回答欄 ※右枠に自由に記載ください。	

### (3) 調査の実施結果

調査結果の概要を以下に整理する。各市町が提出した調査票の原本や回答一覧表、集計結果の詳細版は資料編に示す。

#### ① 群マネ検討の取組の継続意向について

9自治体（公園分野は8自治体）が令和8年度以降の取組に対して継続意向を示したが、いずれの自治体も負担金の拠出が難しく、全額国補助や予算が取れた場合は継続するという条件付きであった。このことから、国の補助の活用や参加自治体が負担金を拠出しない方法を検討する必要がある。

また、現在進行中の取組の継続意向についても確認できたことから、以下の実装事業は、令和8年度以降も引き続き検討することとし、ワーキンググループ等の検討体制は継続することが望ましい。

- 道路分野：道路附属物点検、2市1町（泉大津市・高石市・忠岡町）包括管理
- 公園分野：遊具点検
- 下水分野：水質管理、下水管渠施設の点検・調査に係る効率化、指定排水設備工事店の新規及び更新申請業務委託

表 2-25 質問1の回答結果

	道路	公園	下水道
① 継続したい	9	8	9
② 継続する意向はない	0	1	0
③ 別途、現状進行中の取組のみを継続する	2	2	2
合計	11	11	11

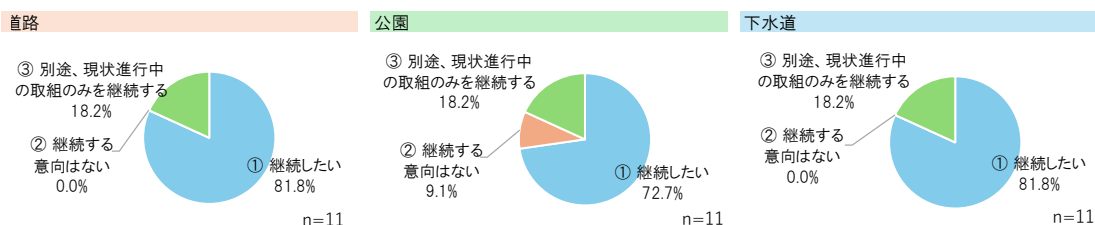


図 2-34 質問1の集計結果

表 2-26 「継続したい」と回答した自治体の主な意見

自治体	主な意見
泉南市 <sup>※1</sup> 、和泉市、阪南市、岬町、熊取町	全額国補助による調査であれば継続したい。スケールメリットがあれば参画したい。
高石市、岸和田市、泉佐野市 <sup>※2</sup>	引き続き検討が必要と考えているが、予算措置が難しく、負担金の拠出は困難。
忠岡町	人員不足のため群マネ検討にかける余力がない。体制を立て直して積極的に取り組みたい。

※1 泉南市は、予算要求を予定している旨を確認済み。また、下水道分野はコンサルによる十分なサポートがあれば継続したいという意向を示した。

※2 泉佐野市は、予算要求をしておらず、負担金が必要になれば継続困難になる可能性がある旨を確認済み。

表 2-27 「別途、現在進行中の取組のみ継続」と回答した自治体の主な意見

分野	自治体	継続したい取組
道路	泉大津市	①群マネ実装事業（道路附属物）のみ参画する。 ②2市1町（泉大津市・高石市・忠岡町）包括管理の実装を目指し、関係市町と協議を行う。
	田尻町	道路附属物点検
公園	泉大津市	①群マネ実装事業（遊具点検・修繕）のみ参画する。 ②2市1町（泉大津市・高石市・忠岡町）包括管理の実装を目指し、関係市町と協議を行う。
	田尻町	遊具点検
下水道	泉大津市	①発注案件「指定排水設備工事店の新規及び更新申請業務委託」、研究案件「下水道管渠施設の点検・調査に係る効率化」及び「泉州地区の特性を活かした仕様検討」に

分野	自治体	継続したい取組
		ついて協議、検討中。「事業場排水規制業務」については令和7年に共同発注に至り参画中。 ②2市1町包括管理（泉大津市・高石市・忠岡町）の実装を目指し、関係市町と協議を行う。
	田尻町	群マネ実装事業（事業場排水規制業務）

## ② 関わりたい検討段階についての意向

質問①で群マネ検討の取組を継続したいと回答した自治体に対して、「準備段階」「将来体制（目指す姿）」のどの段階から関わっていきたいか意向を確認した。

各分野で複数の自治体が準備段階からの関わりたいと回答したが、その際の懸念事項から、府主導による体制構築や協定書の締結等、複数市町が合意形成を図りやすい体制構築が求められていることが分かる。

準備段階で複数市町が合意形成を図りやすい体制を整えるために、意思決定プロセスの明確化（誰が主導し、誰が意思決定を行うか等）や、各分野での取組テーマや準備段階で目指すべきゴールの設定を行うことが有効と考える。

表 2-28 質問2の回答結果

	道路	公園	下水道
① 準備段階	4	3	6
② 将来体制(目指す姿)	4	5	2
無回答	1	0	1
合計	9	8	9

※岸和田市は道路及び下水道分野において令和8年度以降の取組継続の意向を示したが、質問2は無回答

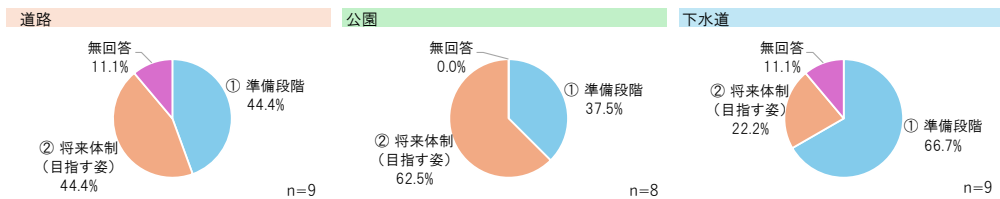


図 2-35 質問2の集計結果

表 2-29 「準備段階」から関わりたいと回答した自治体の懸念事項

分野	自治体	懸念事項
分野共通	高石市	幹事市町ではなく大阪府主導による市町への支援、国への働きかけ等が必要。
	泉南市	テーマやターゲット、期間、検討に係る費用等の明確化が必要。

分野	自治体	懸念事項
道路	岬町	首長が異なる自治体が共同で事業を進めていくため、協定書等の整備が必要。小さい自治体だと輪番制では対応できない可能性がある。
下水道	和泉市	ワーキンググループには業務上支障がない範囲で参加したいが、事業実装は将来を見据えた慎重な検討が必要。
	岬町	自治体の規模が異なるため、役割分担の明確化が必要。
	泉佐野市	事業を簡素化する仕組みに取り組みたい。
	熊取町	各市町で維持管理の手法や置かれている状況に隔たりがあり、費用に見合った効果（目標到達）が得られるか、得られるとすればいつになるのかを懸念。

### ③ 将来の体制に期待したいこと

群マネ検討の取組を継続したいと回答した自治体に対して将来の体制に期待したいことについて質問した結果、「①計画策定・効率的な業務発注のマネジメント」「②発注事務のアウトソース」のニーズが比較的高いことが分かった。試行的に取り組む準備段階においては、これらを優先的に取り組める体制構築を検討することが考えられる。

表 2-30 質問3の回答結果

	道路	公園	下水道
① 計画策定・効率的な業務発注をマネジメントしたい	5	3	6
② 発注事務をアウトソースしたい	4	5	3
③ 入札・契約自体をアウトソースしたい	3	4	1
その他	1	0	1
無回答	1	1	1
合計	9	8	9

※岸和田市は道路及び下水道分野において令和8年度以降の取組継続の意向を示したが、質問3は無回答

※道路分野の「その他」は施術職員減少に伴う業務負担の軽減と回答

※下水道分野の「その他」は将来、対応できるものを選ぶと回答

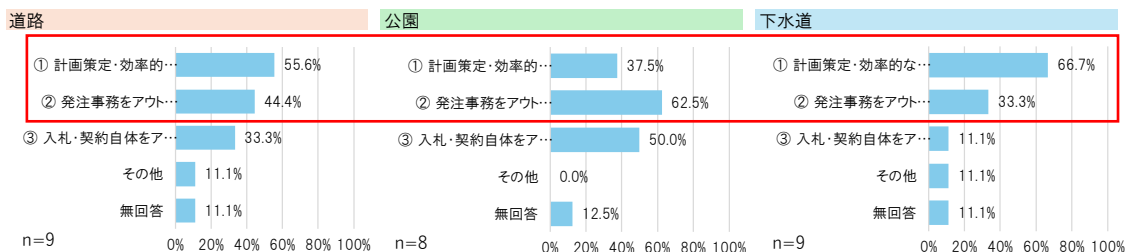


図 2-36 質問3の集計結果

表 2-3 1 体制を検討する上での懸念事項

分野	自治体	懸念事項
道路	泉南市	12市町の規模等に大小があり、群マネに求める事項についても様々であるため、ターゲットを集約し、すべきことの選択が必要。
	和泉市	按分比率をみると、他市より負担割合が大きく、全額国の補助金がないと財政部局や議会に理解を得られない可能性が高い。
	泉佐野市	必要な予算確保ができるかどうか不安材料となる。
公園	泉南市	スケールメリットがある体制を構築したい。
	和泉市	全公園を一括で指定管理により管理しているため、それと同等かそれより負担が生じない体制が望ましい。
下水道	泉南市	将来的に自治体連携が必要な業務を洗い出し、その業務を遂行する上で、最適な組織体制を検討する必要がある。
	和泉市	令和10年から維持管理における官民連携手法の導入を検討しており、これに含まれない業務についての合理的な広域連携を期待。
	熊取町	各市町で維持管理の手法や置かれている状況に隔たりがかなり大きいように見え、体制構築にはかなりの困難が予想される。

#### ④ 将来的に目指したい体制についての意向

群マネ検討の取組を継続したいと回答した自治体に対して、将来的に目指したい体制についての意向を確認した。

道路分野に関しては、既存組織の活用を希望する意見が比較的多く、道路及び下水道分野に関しては、既存組織の活用と新たな組織体制の構築のどちらでもよい（又は現時点で判断できない）という回答が比較的多い。

表 2-3 2 質問4の回答結果

	道路	公園	下水道
① 既存〇〇センターの活用	3	1	1
② 一部事務組合／広域連合の設立	0	0	2
③ CM方式による取組推進	0	0	0
④ 行政と民の連携組織の設立	2	2	1
⑤【既存組織を活用するパターン】と【新しい組織体制を構築するパターン】のどちらでもよい	3	3	4
無回答	1	2	1
合計	9	8	9

※岸和田市は道路及び下水道分野において令和8年度以降の取組継続の意向を示したが、質問4は無回答

※公園分野の「無回答」の2自治体は現時点で判断できない旨を回答

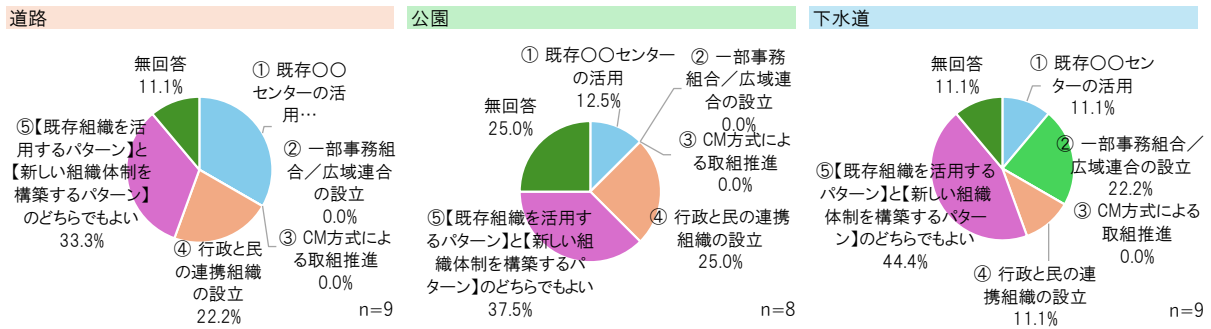


図 2-37 質問4の集計結果

表 2-33 将来的に目指したい体制の選択理由

分野	自治体	選択理由
①既存〇〇センターの活用	泉南市、高石市	業務の遂行、移行がスムーズに進み、事務負担が最も軽減できると考えられる。
	和泉市（道路）	最も現実的だが、センターが一括発注しても費用削減の効果がそこまで大きくないのが懸念点。
②一部事務組合/広域連合	和泉市（下水道） 泉佐野市（下水道）	最も経済的で合理的。参加市町と連携しながらの事業簡素化を期待したい。
④行政と民の連携組織	忠岡町	当町の体制は必然的に「広く浅くの知識」で業務にあたることが多く、民間技術の活用は不可欠である。
	泉佐野市（道・公）	事務手続きをアウトソースでき、行政と民の双方の強みを活かした体制構築が実現できる。

### 2-3-3 調査結果を踏まえた事業スキームの精査

#### (1) 令和8年度以降の群マネ検討体制

令和8年度以降の泉州群マネの検討体制について、自治体意向調査より進行中の取組を継続する意向を示した自治体が複数いたことから、道路分野のドラレコ実装や、公園分野の遊具点検実装、下水道分野の事業場排水規制業務実装等のワーキンググループは継続する方針が望ましい。

別途、将来体制の検討については、ほとんどの市町から予算措置の懸念が挙げられたことから、補助金等の充当を条件に継続することが考えられる。

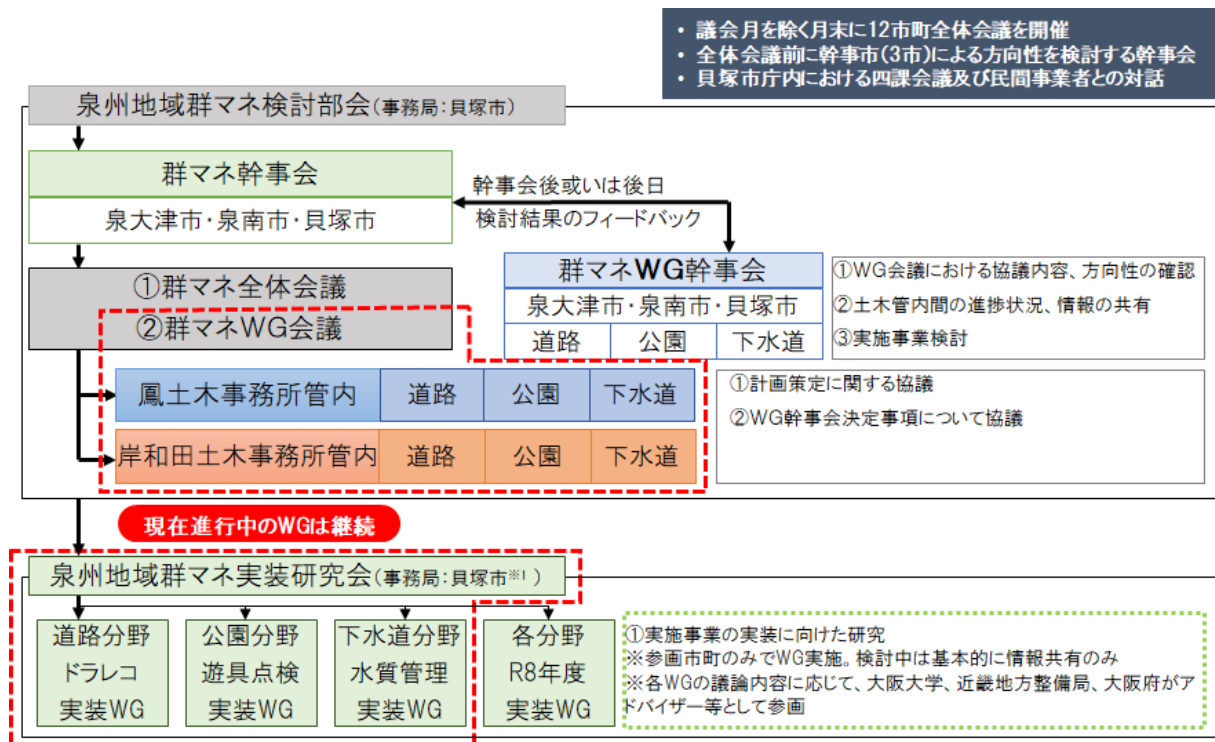


図 2-38 令和8年度以降の群マネ検討体制(案)

## (2) 新たな群マネ体制のスキームの精査

調査結果を踏まえ、事業スキーム案を下表の3案のもと精査した。

一部事務組合／広域連合によるスキームの場合、地方自治法の共同処理制度に基づく手続きによる事例も多数あり、スキーム導入に係る庁内調整は比較的円滑に進むと考えられる。一方で、構成団体が多いと市町間の合意形成プロセスが複雑化し、迅速さに欠けることから、運用後の意思決定のスピードや柔軟性に懸念が残る。

既存組織の活用のスキームは、都市整備推進センターの活用が考えられる。また、道路分野において既に点検の一括発注等を行っていることから、包括業務の実装を進めやすいと考えられる。一方、道路分野以外の分野の拡充や当センターが担う業務範囲の変更等は大阪府の意向の影響を受けやすく、今後の領域の拡大について見通しが立たない部分がある。

官と民の連携体制(株式会社の設立)のスキームは、新たな組織を設立するため分野や事業領域に特段の制限はなく、また、運用後は経営トップの裁量で迅速に事業を進めることができる。一方、官民双方からの出資や職員派遣が必要であるため、各市町において庁内関係者への丁寧に説明しながら合意形成を図っていく必要がある。

表 2-3 4 新たな群マネ体制の事業スキーム案の比較

		一部事務組合/広域連合	公益財団法人 大阪府都市整備推進センター	官と民の連携組織 (株式会社等を想定)
スキーム図				
※赤字箇所は泉州地域特有の特徴を示す				
分野		○ 道路・公園・下水	△ 現状は道路のみ ※分野拡充は府の意向による	○ 道路・公園・下水
事務権限の委譲		あり ※共同処理する事務は構成団体の権能から除外される	なし	なし
職員構成		官から職員派遣が必要	職員派遣は任意(分野拡充の場合は要)	官・民双方から職員派遣が必要
官民 の融合	職員派遣 (行政職員→組織)	— ※構成団体からの職員派遣が一般的	○ ※在籍出向が可能かは条例による	○ ※出向方法は要確認
	職員派遣(ハトナ- 事業者→組織)	要確認	要確認	○
取組 易さ	組成に係る費用	○ 設立準備費が必要な場合がある	◎ 初期費用はほとんどかからない	△ 官民双方から出資が必要
	組成に係る議会承認	△ 議会承認が必要	◎ 必須ではない	○ 必須ではない(議会説明は要すると思料)
運用 し易さ	意思決定・柔軟性	△ 構成団体が多いと合意形成プロセスが 多く、迅速さに欠ける	△ 府の意向の影響を受けやすい	◎ 経営トップの裁量で迅速に進められる
	領域の拡充	△ 規約の変更が必要(議会承認要)	△ 領域(分野・事業内容)は府の意向による	◎ 特段の制約はない(コンプライアンスに留意)
総括・懸念		地方自治法の制度に基づくもので事例も多数あるが、運用後の意思決定のスピードや柔軟性に欠ける	道路分野は取組みやすく、実装しやすいが、領域(分野・事業内容)の拡充は難しい	組成後は柔軟に運用しやすいが、官民双方からの職員派遣や出資が必要なため、庁内関係者への丁寧な説明が必要。

### (3) 新たな群マネ体制に求める役割や業務範囲の検討

道路・公園・下水道分野のインフラマネジメントに係る業務内容のうち、新たな群マネ体制で補完・移行できる可能性がある事務処理、検討・支援項目を整理した。

下表は新たな群マネ体制に最大限補完・移行することを想定したものであり、意向調査でニーズが高かった「計画策定・効率的な業務発注のマネジメント」や「発注事務のアウトソース」に関する項目を優先的に実施することも想定される。

計画策定やDX化・情報プラットフォーム形成、複数分野等の包括発注に係る支援は、広域連携によるスケールメリットを発揮しやすい領域であり、将来的にこれらを含めていくことも有用である。

表 2-35 新たな群マネ体制に求める役割・業務範囲の模式図

道路・公園・下水分野のインフラマネジメントに係る業務内容											
政策判断	マネジメント方針決定・組織体制・条例等の改正										
	各種使用料・料金等の改定										
計画策定	規則等の制定・改正 <span style="border: 1px solid red; padding: 2px;">スケール外 効率的な維持管理計画の作成                      ・各市町の計画の整合性                      ・複数市町での共同発注に係る計画</span> スケール外 DX化、情報プラットフォームの形成										
	経営分析(予算、財産管理等) 新たなインフラ業務の予算化										
一般事務	<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>予算 事務</td> <td>発注 手続</td> <td>入札 事務</td> <td>窓 口</td> <td>現場 対応</td> <td>設計</td> <td>工事</td> <td>補修 修繕</td> <td>点検 診断</td> <td>運転 管理</td> </tr> </table>	予算 事務	発注 手続	入札 事務	窓 口	現場 対応	設計	工事	補修 修繕	点検 診断	運転 管理
	予算 事務	発注 手続	入札 事務	窓 口	現場 対応	設計	工事	補修 修繕	点検 診断	運転 管理	
	<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td style="border: 1px solid red;">積算</td> <td style="border: 1px solid red;">契約関係 図書の作成</td> <td colspan="8" style="border: 1px solid red;">設計変更対応・工事監理・モニタリング等</td> </tr> </table>	積算	契約関係 図書の作成	設計変更対応・工事監理・モニタリング等							
積算	契約関係 図書の作成	設計変更対応・工事監理・モニタリング等									
スケール外 複数分野・工種の包括発注に係る支援											
その他	技術相談										

凡例 |  自治体を実施する領域  新たな群マネ体制により支援・実施可能な領域  
 地元事業者等に発注  意向調査でニーズが高かった領域

一部事務組合／広域連合や都市整備推進センターの活用案では、計画策定から経営管理、契約関係図書の作成や発注手続に係る一般業務まで対応可能と考えられるが、当該組織自体が上記の業務範囲の全てを担うことは難しく、民間のパートナー事業者を募集・選定し、CM業務を発注するなど民間ノウハウの活用が前提となる。その場合、CMRの支援範囲は広くなり、連続した支援が必要となることから単年度発注は不向きである。よって、CMRへの毎年の随意契約又は複数年契約が条件となると考えられる。

官と民の連携組織（株式会社を想定）の場合、発注手続や入札事務はコンプライアンスの観点から慎重な検討が必要である。

表 2-3 6 新たな群マネ体制の事業スキーム案の比較（業務範囲の視点で整理）

業務範囲		効果	一部事務組合/広域連合	公益財団法人 大阪府都市整備推進センター	官と民の連携組織 (株式会社等を想定)
計 画 策 的 な	各市町の計画の整合性・ロードマップ検討	インフラサービス向上	○	○	○
	複数市町での共同発注の計画	インフラサービス向上 広域化・共同化	○	○	○ 業務を束ねる役割が必要
	DX化・情報プラットフォームの形成	広域化・共同化 官民視点の融合	○	○	○
管 理 営	経営分析・新たなインフラ業務の予算化	インフラサービス向上 広域化・共同化	○	○ 予算化支援は可能	○ 予算化支援は可能
	一 般 業 務	契約関係図書の作成	職員負担軽減 費用削減	○	○
積算・設計変更対応・工事監督・モニタリング等		職員負担軽減	○	○	○
業務等の包括発注に係る支援		職員負担軽減 費用削減	○	○	○ 業務を束ねる役割が必要
発注手続・入札事務		職員負担軽減	○	○	○ △ 利益相反等の懸念が残る
他 その	技術相談	職員スキル向上	○	○	○
総括・懸念			CMRの業務範囲が広く、連続した支援が必要であり単年発注は不向き → CMRへの毎年の随契又は複数年契約が条件となる(連携協約等で定め、これを根拠に随契する)	CMRの業務範囲が広く、連続した支援が必要であり単年発注は不向き → CMRへの毎年の随契又は複数年契約が条件となる(連携協約等で定め、これを根拠に随契する)	官民出資会社は各市町の発注業務をまとめる役割は持たないため、東ね役となる主体が必要。 発注手続や入札事務は、コンプライアンスの観点から慎重な検討が必要。

## 2-4 事業スキーム構築に向けたアクションプランの整理

### 2-4-1 アクションプランの検討

泉州地域として群マネを検討していくための今後 10 年程度のアクションプランを次頁に整理した。

「2-3-3 調査結果を踏まえた事業スキームの精査」において、道路・公園分野、下水道分野毎に、新たな群マネ体制の基本スキーム（案）を取りまとめたが、これらの検討結果を基に、令和 8 年度においては新たな群マネ体制の役割や業務範囲の精査、体制の絞り込みを図ることを予定する。

具体的にはスキーム検討において、道路や公園、下水道などの各分野で新たな群マネ体制が担うことのできる業務範囲や事業範囲を検討した上で、適切な事業スキーム（一部事務組合や株式会社など）を検討する。その後令和 9 年度以降に各事業スキームの具体化に向けた諸条件を検討する。

民間との調整については、事業スキームによってパートナー事業者の有無が変化するものの、その役割や募集・選定要否について令和 8 年度に検討する。その後令和 9 年度以降に CM 方式といった発注方法の検討や募集書類の作成などを行った上で、令和 12 年度ごろにパートナー事業者の募集・選定を想定する。

併せて、群マネの検討・推進体制の整備を進める必要があり、令和 8 年度においては、各市町の上位職階や首長を交えた会議体を設置するとともに、幹事市に代わる新たな「東ね役」の確立に向けた検討を進めることが考えられる。

秋田県で実施された連携協約のように、令和 8 年度において一部市町でスキームの枠組みに関する連携協約を締結することで、複数の市町が連携する実行力を担保するとともに、令和 12 年度の中期では全 12 市町を対象に各分野における具体的な規程や構成市町の負担金、役割分担を明確化するための連携協約を締結することで令和 13 年度以降に新たな群マネ体制を実装することが重要である。

泉州地域の課題解決のために「行政連携」「官民連携」による体制や技術力の補完が必要不可欠である。一方で、数多くのステークホルダーが存在する中で、最適な事業スキームの決定から、具体的な事業遂行に至るまでに各種合意形成や調整が必要になってくる。当プランはあくまでも“案”という位置づけであるが、長期的な取組におけるマイルストーンを計画しておくことで具体的な行動に繋がると共に、継続的な取組意識の確保を図る。

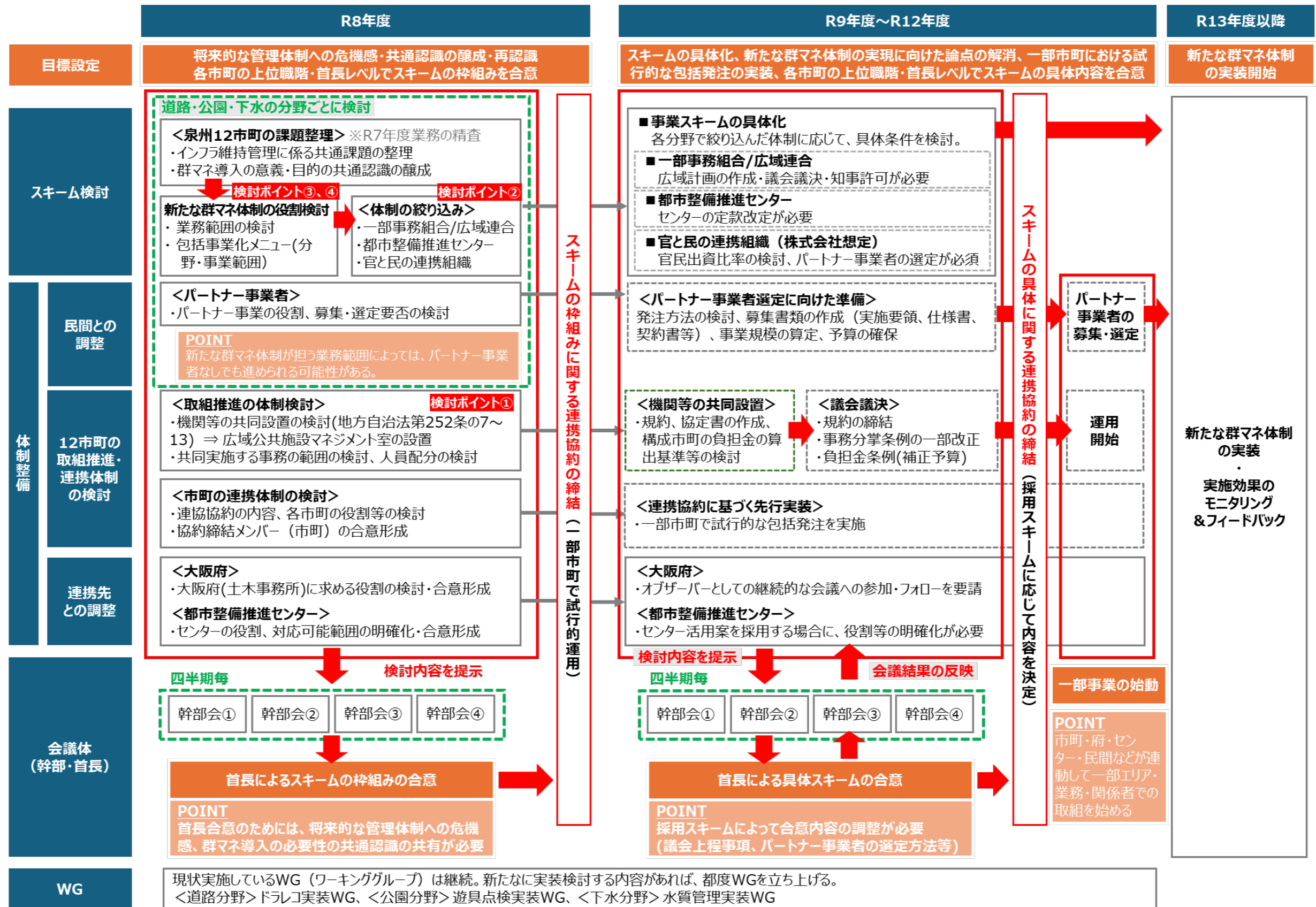


図 2-39 事業スキーム構築に向けたアクションプラン

## 2-4-2 事業実現に向けた論点と今後の展望

各市町の職員不足の解消や効率的な維持管理の実現のため、新たな群マネ体制に発注事務・事業等を委託できるような体制構築を検討し、その際に事業実現に向けた論点を整理する。対象となる事務・事業は各市町の要望に基づき、「調整役」を通じて新たな群マネ体制に委託されることを想定する。

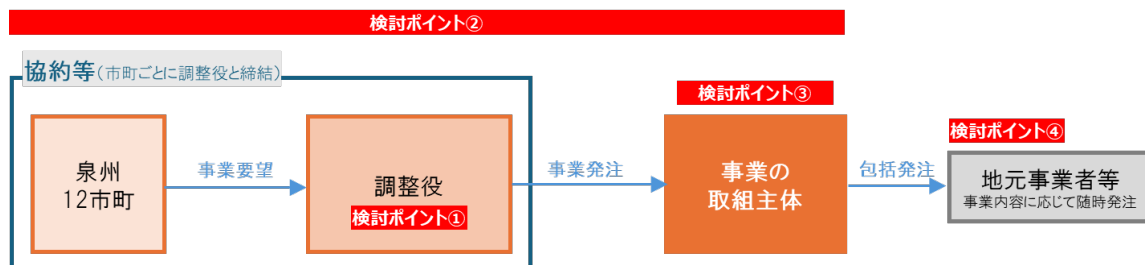


図 2-4 0 新たな群マネ体制の基本スキーム

### (1) 泉州12市町の調整役

幹事市による事業推進は負担が大きく、これまでの幹事市を中心とした水平連携から、水平連携を基盤としつつも垂直的に意思決定を行えるよう泉州12市町を調整する役割が必要である。大阪府が担うことも想定されるが、府と合意形成が得られない場合を想定し、代替案の検討が必要である。

代替案の例として、機関等の共同設置（地方自治法第252条の7～13）により「広域公共施設マネジメント室（仮称）」を複数市町で共同設置し、現在の幹事市が担う役割を補完することが考えられる。

機関等の共同設置にあたり主な検討事項を以下に整理する。

- ・ 構成市町の協議により、幹事市及び執務場所を決定する。
- ・ 構成市町の協議により、広域実施の対象事務、必要人員総数及び構成市町ごとの人員配分（職階や担当の割り振りも含む。）を決定する。
- ・ 構成市町において、それぞれの事務分掌条例に基づき、「広域公共施設マネジメント室」を規定する。また、広域と各市町の調整に必要な市町ごとのハブ部局も検討し定めておく。
- ・ 構成市町の協議により、共同設置及び事務執行に必要な規約や協定書を作成する。なお、あらかじめ広域事務に必要な概算経費を算出し、構成市町の負担金の算出基準などを決定しておく。
- ・ 共同設置検討の初期段階で、企画部局、財政部局、人事部局など関連部局から構成する検討部会を設置しておく。また設置後は、公マネ部局及び関連施設所管部局から構成する運営会議（群マネ幹事会のような会議体）を設置する。

## (2) 新たな群マネ体制の検討

新たな群マネ体制の検討においては、分野ごとに「一部事務組合／広域連合」「都市整備推進センターの活用」「官と民の連携組織」などから最適な体制を絞り込むことが重要である。

また、新たな群マネ体制の業務範囲や包括事業化メニューを合わせて検討し、体制の精査を進める必要がある。その際には道路分野における府道の包括管理や市町村の点検支援などの既に包括管理を実施している点を活かしながら事業を進めていくことが重要である。

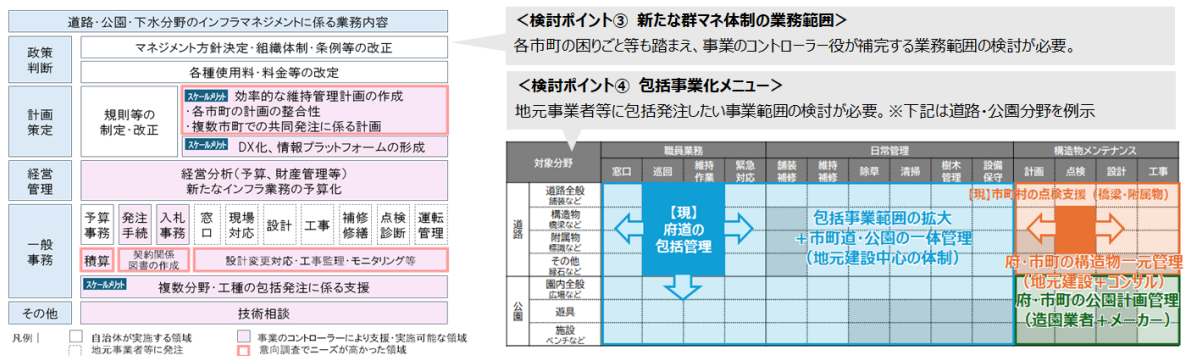


図 2-4 1 新たな群マネ体制の展開イメージ

## (3) 採用する群マネ体制ごとの検討事項

各分野に適した体制を絞り込み、令和9年度以降に具体のスキームを検討する。各体制で検討が必要な主な事項を以下に整理する。

一部事務組合（広域連合）については、議会の議決や都道府県知事の許可が求められることから、各市町で申請・許可等を踏まえた事業スケジュールを共有しながら検討を進めていくことが求められる。

都市整備推進センターについては、現行の橋梁一括点検等の取組を軸としつつも、さらなる領域の拡がりを模索するために、都市整備推進センターに付加する役割や業務範囲の実現可能なラインを検討することが考えられる。また、各市町から都市整備推進センターに業務委託する方法や費用負担の考え方等を整理する必要がある。

官と民の連携組織については、組織の業務範囲を検討するとともに、官民出資比率や議決権の割合設定を通じて、ガバナンスの確保策を整理する必要がある。また、職員の確保や費用負担の考え方、株式会社の運用面について検討を進める必要がある。

表 2-37 体制ごとの主な検討事項

体制	主な検討事項
一部事務組合 ／広域連合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 設立目的・共同処理範囲の明確化</li> <li>・ 構成団体の役割と事務分担</li> <li>・ 規約の作成</li> <li>・ 財政措置・負担金の算定方法の検討</li> <li>・ 職員確保の方法</li> <li>・ インフラ台帳・データ等の統合</li> <li>・ 広域的な維持管理計画の作成</li> <li>・ 議会の議決</li> <li>・ 都道府県知事の許可 等</li> </ul>
都市整備推進 センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 都市整備推進センターに新たに付与する役割・業務範囲の明確化</li> <li>・ 各市町から都市整備推進センターへの委託方法の検討</li> <li>・ 包括事業の制度設計（対象範囲、仕様統一に向けた調整、モニタリング体制の検討）</li> <li>・ 職員確保の方法</li> <li>・ 費用負担の検討（委託料・事務費の算定方法等）</li> <li>・ インフラ台帳・データ等の統合</li> <li>・ 定款の改定 等</li> </ul>
官と民の連携 組織	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 官民連携組織の業務範囲の明確化</li> <li>・ ガバナンスの検討（官民出資比率・議決権割合）</li> <li>・ 各市町から官民連携組織への委託方法の検討</li> <li>・ 職員出向の考え方（府・市町・民間のバランス、任期）</li> <li>・ 費用負担の検討（委託料・事務費の算定方法等）</li> <li>・ インフラ台帳・データ等の統合、リスク分担の検討 等</li> </ul>

### 3. 一部事業の先行実装に向けた支援

本章では、泉州地域における群マネ事業の本格運用を見据え、一部地域における事業実装を図ることで泉州全地域における参考事例・成功体験を蓄積することを目的とする。

ここでは、昨年度より検討を進めている泉大津市・高石市・忠岡町（以下、「2市1町」という。）を対象とした、道路・公園・下水道分野における広域連携かつ包括的民間委託の導入と、同じく昨年度より取組を進めている貝塚市・泉南市における公園遊具点検の広域発注の導入に向けた、事業の詳細設計や発注図書準備等を対象に支援を行った。

2市1町を対象とした支援範囲

分野 (範囲設定の視点)	準備段階		日常包括の試行		日常包括の本格導入		予防保全への転換
	R6	R7	R8	R9	R10	R11~14	R15~
<b>道路</b> ・泉大津市での公園包括の実績を活用して道路・公園包括 ・簡易な範囲であるが業務の連続性を確保	事業検討		泉大津 照明管理・安全施設管理・路面清掃 泉大津 水路管理		<b>2市1町 道路・公園包括</b> 窓口・巡回・応急対応 維持修繕工事 除草・清掃 樹木管理 照明管理 安全施設管理 路面清掃 水路管理 遊具点検・修繕		<b>2市1町 道路・公園包括</b> 窓口・巡回・応急対応 維持修繕工事 除草・清掃 樹木管理 照明管理 安全施設管理 路面清掃 水路管理 遊具点検・修繕 + 舗装更新
<b>公園</b> ・泉大津市の現行の公園包括は1期目は継続 ・技術・機械等を要する比較的高度な業務・工事は1期目からは除外			事業検討		<b>2市1町道路・公園包括&lt;試行&gt;</b> <道路> 泉大津 巡回・応急対応+シルバー対応（除草・清掃） +道路補修等維持工事 <公園・街路樹> 泉大津 巡回・応急対応+シルバー対応（除草・清掃） +公園等除草 <b>泉大津市公園包括</b> 泉大津 各市町樹木管理 R10.3 泉大津 各市町遊具点検・修繕		
<b>下水道・排水機場</b> ・泉大津市の現行の下水道施設・管路包括および高石・忠岡のポンプ場運転管理業務の契約時期を見据えながら2市1町の連携に繋げる ・WPPPの動向を注視しつつ取組を進めていく必要がある	<b>泉大津市下水道施設包括</b> 事業検討 泉大津市下水道施設・高石市排水機場包括<試行> 泉大津市下水道管路包括 泉大津市下水道施設・高石市排水機場包括 泉大津市下水道管路包括		泉大津 高石市排水機場包括<試行> 泉大津 高石ポンプ場運転管理業務（長期継続契約） 泉大津 羽衣ポンプ場運転管理業務（長期継続契約） 泉大津 忠岡雨水ポンプ場運転管理業務（長期継続契約） 泉大津 泉大津市下水道管路包括 泉大津 泉大津市下水道管路包括 泉大津 泉大津市下水道管路包括	泉大津 泉大津市下水道施設・高石市排水機場包括 泉大津 泉大津市下水道管路包括	<b>2市1町 下水道施設・排水機場包括</b> 泉大津 泉大津市下水道施設・高石市排水機場包括 泉大津 泉大津市下水道管路包括	<b>WPPPの展開</b>	

図 3-1 2市1町での令和6年度検討成果（アクションプラン）



**群マネの実施方針**（大阪府岸和田市、泉大津市、貝塚市、泉佐野市、和泉市、高石市、泉南市、阪南市、忠岡町、熊取町、田尻町、岬町、大阪府）

[自治体が抱える課題と群マネ導入で期待する効果]

「三大都市圏内であつ核となる中心市が存在しない基礎自治体の広域連携」

[実施内容]

**(1)業務のマネジメント戦略**  
①対象範囲(インフラ分野×業務プロセス)

業務プロセス インフラ分野	日常維持管理業務			構造物の定期点検関連		
	窓口業務	維持作業	計画策定	点検	設計	工事
道路		巡回業務・軽作業		路面状況観望 附属物点検		
河川						
公園		維持管理・修繕業務		遊具点検 遊具点検・修繕		
下水道	排水設備登録事務	事業場排水規制業務	新技術活用検討 雨水対策の検討			

■ R7年度モデル事業の実装  
道路：路面状況観望、公園：遊具点検、下水道：事業場排水規制業務

■ R8年度以降検討内容  
道路：附属物点検、巡回・軽作業包括管理、公園：維持管理・修繕業務、遊具点検・修繕  
下水道：排水設備指定業者登録等事務、新技術を活用した施設健全度予測の検討、泉州地域の特性を踏まえた雨水対策の検討

②発注方式等

- 契約期間の複数年化：R7無、R8以降検討中
- 性能規定の導入：有(●●業務)・無(○)

**(2)自治体の束**

モデル事業(道路)

モデル事業(公園・下水道)

R8年度以降：各分野の事業範囲ごとに、広域連携手法を検討予定  
令和7年度の総務省委託事業にて発注者と受注者を変えた発注事務等を補完する体制構築の検討結果を踏まえ、体制構築に向けて引き続き検討予定

- 地方自治法上の共同処理制度の適用：有(無)
- 連携協力道路制度の活用：有(無)

**(3)技術者連携、データ連携**

①技術者連携の具体メニュー  
⇒群マネ参画自治体による官民連携に向けた会議・ワーキンググループ・民間事業者を講師に招いた勉強会を実施し、産官学そして金融を束ねた泉州地域PPP/PFIプラットフォームを立ち上げ、群マネ計画の策定・運用に向けた連携を行う。

②データ連携の具体メニュー  
⇒大阪大学大学院工学研究科にて各市町との広域連携における合意形成手法の課題抽出・分析について実施。また、同大学大学院へインフラ維持管理データを提供及び分析の実施、そして群マネ参画市町と同大学大学院への連携体制を構築。

5

R7.12.18時点の検討内容であり、今後の調整により変更となる可能性があります。

出典：国交省 HP

図 3-3 令和7年12月時点での群マネ実施方針

### 3-1 2市1町における道路・公園・下水道分野包括維持管理業務の業務範囲

本項では、令和6年度に2市1町を対象に実施された道路・公園・下水道に関する包括的民間委託の広域連携による包括的民間委託の導入可能性検討（「2市1町一体型道路等包括管理等導入可能性調査業務」（以下、「令和6年度成果」という。））を基に、具体的な実装に向けた事業の詳細設定や発注図書の準備、事業化の工程整理などを行った。ここで得られた知見・ノウハウ及び具体的な成果を参考に、他地域でも取組を進める際の参考情報として活用する。

#### 3-1-1 本業務における支援範囲の整理

2市1町における道路・公園・下水道分野の包括維持管理業務の実装に向けた支援について、支援開始時に支援範囲及び2市1町との役割分担を下表のとおり整理し、支援業務に着手した。

2市1町道路・公園分野包括維持管理に関しては、公募型プロポーザルによる発注を想定し、業務範囲の設定や仕様の統一、プロポーザル実施要領、要求水準書、契約書類の作成等、業務内容が多岐にわたるため、業務受託者が主で検討することとした。

水路管路の連携事業、泉大津市下水道施設・高石市排水機場包括維持管理、2市1町下水道管路包括に関しては、入札による発注を想定し、業務範囲や仕様内容等は従来発注の内容を原則踏襲することから、2市1町にて主で検討すること及び、業務受託者は適宜補助を行うこととした。

表 3-1 2市1町における支援業務の役割分担（概要）

検討分野・事業	2市1町	業務受託者	備考
2市1町道路・公園分野包括維持管理		○	
水路管路の連携事業	○	△	
泉大津市下水道施設・高石市排水機場包括維持管理	○	△	対話への同席等
2市1町下水道管路包括	○	△	

○…主の担当、△…補助・支援

表 3-2 2市1町における支援業務の役割分担（詳細）

○…主の担当、△…補助・支援

実施項目・作業内容	2市1町での道路・公園分野包括維持管理		2市1町での水路管理の連携事業		泉大津市下水道施設・高石市排水機場包括		2市1町下水道管路包括	
	2市1町	PCKK	2市1町	PCKK	2市1町	PCKK	2市1町	PCKK
<b>1. 民間事業者との勉強会・対話</b>			※実施する場合				※実施する場合	
・実施スケジュールの検討		○		○		○		○
・対象事業者の選定		○	○	△		○	○	△
・説明資料の作成、対話事項の整理		○	○	△		○	○	△
・官民対話の実施、結果とりまとめ		○	○	△		○	○	△
<b>2. 事業範囲の設定</b>					※排水機場の条件検討はPCKKにて			
・勉強会・対話結果を踏まえた事業範囲の調整		○		○		○		○
・業務マップ・事業対象の業務リストの作成		○		○		○	※必要に応じて	
・実施体制・要求水準・実施手法(性能/仕様)の検討		○	○	△	○	△	○	△
・契約手法・支払方式・資格要件・リスク分担の検討		○	○	△	○	△	○	△
・2市1町の共同発注方法の検討		○		○		○		○
<b>3. 要求水準書等の作成支援</b>	※プロボ想定		※入札想定		※プロボ想定		※プロボ想定	
(1)プロポーザル実施要項(又は入札説明書)								
・2市1町の内規等の確認(委員会設置、手続き関連)	○		○		○		○	
・包括対象の過年度発注業務の仕様書の整理(R5,R6年度業務)	○		○		○		○	
・プロポーザル実施要項(又は入札説明書)の作成		○	○	△	○	△	○	△
(2)要求水準書(又は仕様書)								
・事例等を活用した構成整理		○						
・包括対象の過年度発注業務の仕様書の整理(R5,R6年度業務)	○		○		○		○	
・要求水準書案(又は仕様書)の作成		○	○	△	○	△	○	△
(3)モニタリング手順書								
・事例等を活用した構成整理		○	※作成する場合					
・モニタリング手順書案の作成		○	○	△	○	△	○	△
・資料作成に向けたポイント・助言整理				○		○		○
(4)様式集			※作成する場合					
・用意すべき様式の整理		○	○		○		○	
・様式集の作成		○	○	△	○	△	○	△
(5)契約書類			※作成する場合					
・契約書(案)の作成		弁護士	○		○	弁護士による助言	○	弁護士による助言
<b>4. 事業規模の算定</b>								
・見積依頼・整理	○		○		○		○	
・参考数量の整理		○		○		○		○

### 3-1-2 事業範囲の設定

#### (1) 業務範囲の検討

令和6年度成果においては、業務範囲設定において下記の視点・具体的な範囲設定を行っている。当検討結果をベースに、現時点での管理実態を踏まえた担当職員の課題や取組方針や、民間企業の意見・意向を踏まえて最終案を設定することとした。

##### ① 業務範囲設定の視点

当面の業務範囲の設定に関しては、事業実施の効果（負担軽減や効率性の確保など）を図る事を前提としつつ、実現性に配慮すると共に既存の取組を有効に活用していることが重要である。

### ①直営作業の委託化

サービス継続のために官民の役割分担の見直しと効率的な対応方法の検討が必要  
特に職員負担が大きい苦情要望対応を主眼に事業者の対応可否を見極めながら包括化

### ②契約のスリム化と弾力化

同種・関連業務をできるだけ束ねる、複数年化する、窓口を一本化することで契約事務や調整負担を軽減

### ③業務規模の拡大・シナジーの発揮

事業者が安定的に体制を確保できるように、一定の業務規模を確保（広域化・利益につながる業務の組込み）  
事業者が効率的に業務を実施できるように、親和性の高い業務同士をできるだけ包括化（業務プロセスの連携）

事業を確実に実現するために…

### ④事業者の対応可否に配慮

業種の壁や技術・ノウハウの壁を踏まえたうえで、民間事業者が体制構築可能な業務構成を設定

### ⑤事業の取組み時期に配慮

既存の複数年契約期間や取組の熟度を踏まえた段階的な導入スケジュールを想定

図 3-4 事業範囲設定の視点

## ② 想定した業務範囲（令和6年度時点）

現行の管理状況を業務マップとして整理し、各分野について対象業務を明確化した。

### a. 道路・公園分野

道路施設は直営業務と年間発注の工事、単発発注の日常修繕工事を包括化することが考えられる一方、対象とする単発発注工事の規模や業務を制限し、130万円未満の土木系修繕工事を対象とする。併せて、シルバー人材センターが担う清掃業務を包括化することが想定される。

公園施設は直営業務と年間の維持管理業務、造園系の委託業務を包括化することが考えられるが、当面は既に泉大津市で導入している公園包括委託業務の契約期間が続くことから、該当業務は対象外とする。また、該当の包括業務をモデルとして他市町へ展開すること、ある程度専門性を要する業務は事業者参画のハードルとなりうることから、高木を含む樹木管理業務は対象外とする。

<道路>

自治体	施設種別	日常的修繕										計画的修繕									
		直営業務 窓口・巡回 現地対応 (※)	年間契約・工 リテラ注	工事						委託				点検・調 査	設計	工事	修繕計 画				
				130万円未満			130万円以上			土木系	造園系	電気系	清掃								
		土木系	造園系	電気系	土木系	造園系	電気系	土木系	造園系					電気系	清掃						
泉大津市	舗装	10,633時間 (業務時間 の61%/年)	道路補修 工事 50.5百万円 (1件)							区画線 13.1百万円(1件)				路面清掃 3.6百万円(1件)		81.1百万円 (3件)					
	橋梁													排水管 12.2百万円(1件)		26.2百万円 (1件)					
	附属物									防犯灯 1.2百万円(1件)				反射鏡 2.0百万円(1件)							
	街路樹・植栽													樹木管理 14.6百万円(3件)							
	水路									樹木伐採 0.5百万円(1件)				樹木管理 14.6百万円(3件)							
高石市	舗装	9,028時間 (業務時間 の51%/年)	市内舗装工事 12.6百万円(1件)	維持補修対応 0.03百万円(1件)						路面清掃 1.3百万円(1件)				維持補修工 事26.6百万 円(2件)							
	橋梁			照明灯反射鏡 設置工事 1.5百万円(1件)						地下溝 掃除 1.9百万円(1件)				基準点復旧 等1.6百万円(1件)				安全確認等 工事7.5百万 円(2件)			
	附属物			市内樹木剪定 9.8百万円(1件)						羽衣バネ等管理 8.6百万円(1件)				地下溝 掃除0.5百万 円(2件)				防壁シド 設置3.7万 円(1件)			
	街路樹・植栽			市内湖沼・清掃 4.8百万円(1件)						剪定 2.5百万円(2件)				樹木伐採 2.9百万円(1件)				樹木管理 20.5百万 円(6件)			
	水路			維持補修対応 0.02百万円(1件)						ろ材入替 2.4百万円(1件)				水路・貯水槽 0.4百万円(1件)							
中岡町	舗装	977時間 (業務時間 の50%/年)	維持補修 対応4.5 百万円(2件)	道路 保守7.2 百万円(1件)						剪定 2.5百万円(2件)				剪定 0.2百万円(1件)				維持補修工 事15.2百万 円(1件)			
	橋梁			低木灌木 0.1百万円(1件)																	
	附属物			法定外修繕 0.6百万円(1件)																	
	街路樹・植栽																				
	水路																				

※窓口・巡回・現地対応の実施時間 = (勤務日数240日/年 + 3力年の平均残業時間) × 担当職員数 × 業務実施時間の割合

直営 地元業者 市・町外業者 建設コンサル シルバー

当面の取組検討範囲

図 3-5 道路分野の事業実施範囲 (令和6年度時点)

<公園>

自治体	施設種別	日常的修繕										計画的修繕																					
		窓口・巡回 現地対応 (※)	年間契約	工事						委託				点検・調 査	設計	工事	修繕計 画																
				130万円未満			130万円以上			土木系	造園系	電気系	清掃																				
		土木系	造園系	電気系	土木系	造園系	電気系	土木系	造園系					電気系	清掃																		
泉大津市	近隣公園 地区公園	2,115時間 (業務時間 の33%/年)	公園 植樹帯 等の包 括管理 30.3 百万円 (1件)							高架下 広場管理 0.7百万 円(1件)				ごみ回収 10.9百万 円(5件)		園路等 修繕 0.7百万 円(6件)		施設応 急対応 0.4百万 円(3件)		樹木管理 20.1百万 円(5件)		高大 剪定 0.5百万 円(1件)		防犯カ メラ点 検 0.3百万 円(1件)		清掃等 3.1百万 円(1件)		浄化槽 管理 0.2百万 円(1件)		遊具点 検 1.7百万 円(1件)		遊具 修繕 4.1百万 円(1件)	
	街区公園																																
	その他公園																																
	緑地																																
高石市	近隣公園 地区公園	5,903時間 (業務時間 の55%/年)	公園管 理業務 1.4百万 円(1件)	維持補修対応 0.7百万円(1件)						草花管理 0.9百万 円(1件)				樹木管理 9.9百万 円(3件)				清掃等 管理 10.9万 円(7件)		公園等 清掃 1.3万 円(1件)		遊具等 点検 2.1百万 円(1件)		水辺施設 修繕4.2万 円(1件)									
	街区公園																																
	その他公園																																
中岡町	近隣公園 地区公園	1,759時間 (業務時間 の90%/年)	公園保 守 3.6百万 円(1件)							剪定 2.1百万 円(2件)																							
	街区公園																																
その他公園																																	
緑地							清掃 12.4万 円(1件)				新浜緑地管理 14.6百万 円(2件)																						

※窓口・巡回・現地対応の実施時間 = (勤務日数240日/年 + 3力年の平均残業時間) × 担当職員数 × 業務実施時間の割合

直営 地元業者 市・町外業者 建設コンサル シルバー その他

当面の取組検討範囲

図 3-6 公園分野の事業実施範囲 (令和6年度時点)

b. 下水道分野

下水道施設（河川のポンプ施設含む）は対象施設をポンプ場・排水機場施設、管路施設に分けて維持管理を実施しており、泉大津市においてはそれぞれの施設を対象に包括委託に取り組んでいる。

ポンプ場施設は各市町でそれぞれ運転管理業務を長期継続契約で発注しており、該当業務が維持管理の中心となっている。当面は現契約が継続するため、該当業務を包括化の対象外とする。一方、高石市が府の委託により管理する排水機場施設は直営体制と個別の業務発注により管理を行っており、包括委託化による業務のスリム化や直営負担の軽減が期待できるため、泉大津市の包括委託の業務期間終了後、次期業務において包括化を検討する。

なお、下水道施設については直營業務のうち、維持管理に直接的にかかわる窓口・巡回・現地対応といった業務内容の割合が少なく、他施設と比較して直營業務の効率化につながる期待は小さいものの、委託業務との一体的な業務遂行が期待されるため、他施設と同様に直營業務の委託化も視野に検討を行う。

<下水道>

自治体	施設種別	窓口・巡回 現地対応(※)	工事				日常的修繕				委託			計画的修繕							
			130万円未満	130万円以上			土木系	造園系	電気系	清掃	点検・調査	設計	工事	修繕計画							
泉大津市	ポンプ場	1,380時間 (業務時間の6%/年)	下水道施設包括的運転管理業務委託																		
	排水機場・水門		R7.10より包括導入																		
	管路		維持補修 対応3.4 百万円(1件)	雨水拵 3.4百万円(4件)	雨水拵 2.4百万円(1件)	16.7 百万円(3件)															
高石市	ポンプ場	4,992時間 (業務時間の29%/年)	維持補修 対応1.2 百万円(1件)	維持補修 対応0.9 百万円(6件)	維持補修 対応0.7 百万円(1件)	維持補修 対応0.1 百万円(1件)	剪定 0.01 百万円(1件)	点検整備・非常 時対応 9.9百万円(2件)	設備保守 1.8百万円(4件)	設備保守 0.3百万円(3件)	4.0百万円 (1件)	19.8 百万円 (1件)	875.3 百万円 (2件)	水質調査							
	排水機場・水門		維持補修 対応1.6 百万円(1件)											1.0百万円 (1件)	2.4 百万円 (1件)	2.7 百万円 (2件)	33.9 百万円 (2件)				
	管路		維持補修 対応4.6 百万円(1件)											清掃・浚渫 4.3百万円 (1件)							
忠岡町	ポンプ場	586時間 (業務時間の30%/年)											4.7百万円 (1件)	0.4百万円 (1件)	0.3百万円 (1件)	2.0百万円 (1件)	4.4 百万円 (2件)	198 百万円 (2件)	0.5 百万円 (1件)		
	排水機場・水門		維持補修 対応1.5 百万円(1件)	維持補修 対応1.6 百万円(6件)	浚渫1.6 百万円(5件)	除草0.3 百万円(5件)											1.8 百万円 (1件)	水質調査			
	管路		維持補修 対応1.5 百万円(1件)	維持補修 対応1.6 百万円(6件)	浚渫1.6 百万円(5件)	除草0.3 百万円(5件)											0.02 百万円 (1件)	0.01 百万円 (1件)	1.4 百万円 (4件)	12.2 百万円 (1件)	0.5 百万円 (1件)

※窓口・巡回・現地対応の実施時間 = (勤務日数240日/年+3か年の平均残業時間) × 担当職員数 × 業務実施時間の割合

- 直営
- 地元業者
- 市・町外業者
- 建設コンサル
- シルバー
- その他

- 当面の取組検討範囲（ポンプ場・排水機場）
- 当面の取組検討範囲（管路）

図 3-7 下水道分野の事業実施範囲（令和6年度時点）

### ③ 職員ヒアリングの実施

#### a. 概要

これまでに2市1町が検討してきた包括管理業務の事業スキームについて、各市町の認識を確認するため、各市町の担当職員へヒアリングを行った。なお、詳細な状況確認・調整が伴う道路・公園のみを対象に実施した。

ヒアリングにあたっては、過年度成果を踏まえつつ、各市町の取組方針、既存の業務情報の詳細（作業内容、実施時期、支払方法等）を確認した。

表 3-3 職員ヒアリングスケジュール

対象	日時
泉大津市	令和7年6月24日 10:00～11:30
高石市	令和7年6月27日 13:00～14:30
忠岡町	令和7年6月24日 13:30～14:30

表 3-4 【参考】各市町の組織体制

対象	道路	公園	下水道
泉大津市	道路課	都市づくり政策課	下水道課
高石市	土木管理課		下水道課
忠岡町	土木課		

## b. ヒアリング事項

以下の項目を基に、各市町の道路・公園分野に関するヒアリングを行った。

表 3-5 ヒアリングでの確認事項

項目	確認事項
業務の内容	・業務内容や対象施設の認識に間違いがないか ・特殊な対象施設や内容等（他の市町と異なると考えられる部分）
実施回数	・年〇回、月〇回、毎日等、各業務の実施内容の実施回数を確認 ・明確な規定がない場合も、現状の実態を踏まえた上で必要な内容を確認
実施体制・資格	・技術者や作業員の配置、実施者に求めている資格や経験年数などの要件を確認
実施条件	・職員からの指示により都度実施する、実施基準に基づき事業者判断で実施する、業務計画書や協議により受発注で実施時期・内容を合意して実施するなど、指示方法を含め実施方法を確認
実施時期	・実施時期について規定している内容があるか、規定していない場合も、してすべき時期の条件がないかを確認
支払方法	・総価契約か、単価契約かを確認 ・支払回数や支払時期、支払条件（報告書の確認／検収）などを確認
提出書類	・業務の実施や終了にあたり提出している書類や様式等があれば確認

表 3-6 ヒアリング時の要望資料

項目	要望資料
各業務にかかる入札資料	・各業務の入札方法、参加資格要件を確認するため
各市町の公募型プロポーザル実施要領	・プロポーザル準備に必要な内容や調整事項、スケジュール感を検討するため

### c. ヒアリング結果

各市町の主なヒアリング結果を示す。詳細結果は参考資料のヒアリング結果を参照。

ヒアリングの結果、2市1町ではそれぞれ類似した業務を実施しており、共通する内容について包括的に共同発注する意向があるものの、それぞれの業務の実施方法（業務の内容、発注・支払い方法、担い手、指示の運用等）が異なることを確認できた。

共同して包括管理業務を発注するにあたり、これらの相違点の解消や、あるいは解消要否を検討することも重要となる。

表 3-7 ヒアリング結果（道路分野）

対象	主な意見・意向
泉大津市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 照明灯、安全施設（区画線等）は泉州地域での群マネ検討として取組を進められており、2市1町の発注とは切り分けたい。</li> <li>・ 分室とは職員が対応しているもので、発注に載せられなかった緊急対応が該当する。令和5年度は444件発生しているが、数年後には職員が配置できなくなるので、分室対応の業務負担が増えていることが市の一番の困りごとである。</li> <li>・ 水路関係は下水道包括管理に含めたい。</li> </ul>
高石市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 舗装補修の発注は、市内一円舗装工事（委託ではなく工事）で舗装補修全体の7割程度が該当する。その他は道路維持等営繕業務委託に該当し、概ね100万円/件未満のものとなる。河川維持等営繕業務委託もあり、その中で一部側溝補修等も対応して、組み合わせて対応している。</li> <li>・ 河川浚渫・会所浚渫は毎年同じ場所で総価契約、10月までの4カ月間で市内の指定箇所を実施。会所浚渫と排水管清掃合わせて約470箇所。予算によって数の変動があり、直営で対応せざるを得ないケースもある。再任用の方も約2年後には65歳を迎える。市にはバキューム車がないため、対応が難しい（5～6年前に廃車）。</li> </ul>
忠岡町	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 苦情を受けるのが町になるのであれば、職員の負担が大きく軽減されることはないと思う。</li> <li>・ 現場に出るタイミングで巡回を行う。苦情対応の際に職員が現場にでる。現場判断は町が行う。シルバーには難しいと思う。なお、シルバーに限らず事業者が現場判断を行えるか否かは、現時点で判断できない。包括に含めて総価の範囲で上手く対応してもらえると有難い。</li> </ul>

表 3-8 ヒアリング結果（公園分野）

対象	主な意見・意向
泉大津市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 道路・公園をあわせたトイレ清掃に関しては、現状は障がい者団体に発注しているため、その条件を仕様で定められるのであれば可能である。障がい者団体以外への発注になるならば包括に含めない。</li> <li>・ 台風などの緊急時に地元の造園業者が対応してくれており、助かっている。包括で発注することでこれまでの関係が崩れてしまうことを懸念する。</li> <li>・ 市の公園包括パッケージを他市町に適用する際の懸念点               <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 植樹管理をシルバー人材に委託しているが、夏場の作業時間の短縮や作業員の確保が難しいと聞いている。この部分を補完できる業者がいればよいと考える。</li> <li>✓ 窓口を業者に委託しているが、実態は市に問合せが来ることがほとんどである。</li> </ul> </li> </ul>
高石市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新（にい）公園は運動広場なども含む大きな公園。鴨公園は建物施設の指定管理を行っており、包括的に管理してもらっている。</li> <li>・ 除草と剪定は切り分けて発注ができるため、包括化された際にどちらかのみを取り込むとすることも可能である。</li> <li>・ 公園の愛護会で半分近くの公園を管理しているが、全てできるわけではないため、比較的大きい公園は清掃・ごみ収集等、その他公園の直営でやりきれないところをシルバーにやってもらっている。平日はほぼ全ての公園を職員が回り、ごみ収集（愛護会・シルバー対応分）を行っている。</li> </ul>
忠岡町	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 剪定業務を包括に含むか否かは事業者意見次第と考える。剪定業務は町外の事業者が対応している。</li> <li>・ シルバー人材センターを担い手として考え続ける点について、高齢者人口は増加傾向なので組織自体は存在すると思うが、業務を受けてくれるかは別の話。</li> </ul>

#### ④ 既存業務及び業務条件の洗い出し

ヒアリング結果を踏まえ、各市町の業務内容に対する認識を統一するとともに、包括管理業務に含める具体的な業務内容を明確化するため、既存業務の内容や実施条件の整理を行った。

整理にあたっては、日常的な維持管理業務の内容を細分化し、ヒアリングで確認した職員作業の内容や既存業務との対応関係を一覧表形式で整理した。

また、整理した結果を踏まえ、包括化による共同発注が可能な業務を整理し、各市町へ照会を行った。整理・照会した結果を表に示す。







⑤ 業務範囲のとりまとめ

前項までの内容をもとに、共同発注が可能な範囲を2市1町が目指す包括管理業務の業務範囲（案）としてとりまとめた。

なお、各業務は業務分野ごとに内容や担い手等の業務特性が異なることから、業務分野に応じて、それぞれ異なる業務範囲（案）を検討した。また、業務範囲の境界が明確になるよう業務内容・対象自治体を表形式で明示するとともに、1業務としてまとめて発注する場合の業務構成を整理した。

a. 道路・公園分野

道路・公園に関しては、工種の類似性から同じ担い手での効率的な取組も想定されることから、一つの事業での発注を想定することとした。前項において詳細な業務項目から抽出した結果を踏まえ、下図を対象範囲として想定する。

**<道路>**

自治体	施設種別	直営業務 窓口・巡回 現地対応 (※)	日常の修繕										計画的修繕				
			工事						委託				高検・調査	設計	工事	修繕計画	
			130万円未満			130万円以上			土木系	造園系	電気系	清掃					
土木系	造園系	電気系	土木系	造園系	電気系	土木系	造園系	電気系					清掃				
茨城県 大洗市	舗装	10,633時間 (業務時間 の61%/年)	道路補修 工事	反照線	反照線	5.6時間 (1件)										61.3時間 (3件)	
	橋梁		50.5百万円 (1件)	照明灯	反照線	12.2時間 (1件)	2.0時間 (1件)									26.2時間 (1件)	
	附属物																
	街路樹・植栽																
茨城県 取手市	舗装	9,028時間 (業務時間 の51%/年)	市内舗装工事	維持補修対応												舗装工事 26.6時間 (2件)	
	橋梁		12.6時間 (1件)	照明灯反折補 設工事													
	附属物																
	街路樹・植栽																
茨城県 鹿嶋市	舗装	977時間 (業務時間 の50%/年)	市内歩道・清掃	維持補修対応												維持補修工事 15.2時間 (1件)	
	橋梁		4.8時間 (1件)	維持補修 対応4.5 時間													
	附属物																
	街路樹・植栽																

※窓口・巡回・現地対応の実施時間 = (勤務日数240日/年 + 3カ年の平均残業時間) × 担当職員数 × 業務実施時間の割合

**<公園>**

自治体	施設種別	直営業務 窓口・巡回 現地対応 (※)	日常の修繕										計画的修繕				
			工事						委託				高検・調査	設計	工事	修繕計画	
			130万円未満			130万円以上			土木系	造園系	電気系	清掃					
土木系	造園系	電気系	土木系	造園系	電気系	土木系	造園系	電気系					清掃				
茨城県 大洗市	近隣公園・ 地区公園	2,115時間 (業務時間 の33%/年)	公園・ 植栽帯 等の包 括管理	高草下 位管理	除草等 管理	樹木管理	高木 管理	剪定	剪定	剪定	剪定	剪定	剪定	剪定	剪定	剪定	剪定
	街路公園		30.3時間 (1件)	0.7時間 (1件)	10.9時間 (5件)	0.7時間 (1件)	0.4時間 (1件)	20.1時間 (9.5件)	0.5時間 (1件)	3.1時間 (1件)	0.3時間 (1件)	1.7時間 (1件)	1.7時間 (1件)	4.1時間 (1件)			
	その他公園																
	緑地																
茨城県 取手市	近隣公園・ 地区公園	5,903時間 (業務時間 の55%/年)	公園営 繕業務	維持補修対応													
	街路公園		1.4時間 (1件)	0.7時間 (1件)													
	その他公園																
	緑地																
茨城県 鹿嶋市	近隣公園・ 地区公園	1,750時間 (業務時間 の90%/年)	公園保 守	剪定													
	街路公園		3.6時間 (1件)														
	その他公園																
	緑地																

※窓口・巡回・現地対応の実施時間 = (勤務日数240日/年 + 3カ年の平均残業時間) × 担当職員数 × 業務実施時間の割合

図 3-8 道路・公園分野の事業実施範囲

## b. 下水道分野

下水道分野に関しては、現行の泉大津市による包括事業の広域化、泉大津市・高石市でのポンプ場・排水機場の広域・包括化、泉大津市での水路事業の包括化を想定する。

自治体	施設種別	日常的修繕										計画的修繕					
		工事					委託					点検・調査	設計	工事	修繕計画		
		窓口・巡回現地対応(*)	130万円未満		130万円以上		土木系	造園系	電気系	清掃	土木系					造園系	電気系
泉大津市	ポンプ場	下水道施設包括的運転管理業務委託															
	排水機場・水門	各種直管対応															
	管路			維持補修対応						雨水枡	雨水枡	管路点検・調査					
	水路																
高石市	ポンプ場	各種直管対応	維持補修対応								運転管理等	設備保守		ポンプ場設計	ポンプ場工事	ポンプ場工事	
	排水機場・水門		維持補修対応	維持補修対応	維持補修対応	維持補修対応	剪定	点検整備・非常時対応	設備保守	設備保守							
	管路		維持補修対応								管路清掃	管路点検		管路工事	管路工事		
	水路			維持補修対応						清掃・浚渫							
忠岡町	ポンプ場	各種直管対応				浚渫	その他			運転管理	設備保守	設備保守		ポンプ場設計	ポンプ場工事	ポンプ場工事	
	排水機場・水門												点検・調査				
	管路		維持補修対応			維持補修対応	浚渫	除草			管路清掃	管路清掃		管路設計	管路設計	管路工事	管路工事
	水路									水路清掃							

□ 当面の取組検討範囲（ポンプ場・排水機場）
 □ 当面の取組検討範囲（管路）
 □ 当面の取組検討範囲（水路）

図 3-9 下水道分野の事業実施範囲

### (2) 要求水準の検討

道路・公園分野に関して設定した業務範囲を対象に、業務ごとの要求水準を検討した。なお、今後の展開も見据え、スモールスタート案ではなく第二期以降の事業を想定した範囲（図 3-8）を対象に検討を行った。

#### ① 業務ごとの発注方式

包括管理業務では事業者が自発的に業務に取り組み、独自のノウハウや創意工夫を発揮することで2市1町が検討する包括管理業務では、より事業者のノウハウ・工夫を引き出すため、性能規定を基本に検討した。

ただし、従来の業務内容が明確で、取り組み方を変更することに大きな影響を及ぼす業務に関して単価契約による仕様規定を基本に考えた。今後、事業実施による結果の検証などに基づき性能規定化に向けて取り組むことも考える。

表 3-12 業務ごとの発注方式

業務項目	支払方法	対象自治体		
		泉 大 津 市	高 石 市	忠 岡 町
統括管理業務	総価契約	○	○	調整中
コールセンター業務	総価契約	○	○	
道路等維持管理業務	—	—	—	
日常巡回（道路）	総価契約	○	○	
道路維持作業	総価契約	○	○	
道路維持工事	単価契約	○	○	
泉大津市 市内3駅周辺道路等清掃業務	総価契約	○	—	—
忠岡町 法定外公共物除草業務	総価契約	—	—	○
樹木等管理業務	—	—	—	—
高石市 市内一円樹木剪定等業務	単価契約	—	○	—
高石市 樹木等維持管理業務	総価契約	—	○	—
公園等管理業務	—	—	—	調整中
日常巡回（公園等）	総価契約	—	○	
施設補修業務	総価契約	—	○	
植栽等維持管理業務	総価契約	—	○	
清掃業務	総価契約	—	○	
除草業務	総価契約	—	○	
高石市 公園施設警備清掃管理業務	総価契約	—	○	
忠岡町 新浜緑地等保守・受付事務等業務	総価契約	—	—	○
緊急対応業務	単価契約	○	○	○

※総価契約を基本とした業務に関しては、性能規定による取組を基本として想定

### (3) 発注及び契約手法の検討

#### ① 各業務における要求水準

各業務の現行の取組状況（仕様内容）や他事例（他自治体で先行導入された公表済の要求水準書）等を参考に、業務ごとに要求水準を整理した。

作成した結果は、「要求水準書（案）」を参照のこと。

表 3-13 要求水準設定の視点

業務項目	要求水準設定の視点
統括管理業務	・包括事業を的確に進めるために肝となる業務である一方、取組内容がやや曖昧であるため、計画的・効率的に取り組めるような会議・調整の場の設定と必要資料等の明確化を図る

業務項目	要求水準設定の視点
コールセンター業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>多くの対応負担や住民との接触を伴う行為であるため、コストやリスクへの影響が大きい。対応内容・対応時間・実施体制等をできる限り明確化する。</li> </ul>
道路等維持管理業務 樹木等管理業務 公園等管理業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>各市町で従来実施してきた対応が基本となる。現時点では対応方法のすり合わせを図ることは難しいため、現行業務の仕様内容を基本として、同様の対応を図ることを基本とする。</li> <li>一方で、日常巡回などは従来計画的に取り組めていなかった行為であり、道路通行上の安全確保などを要求水準として、それを満足するために実施させるような水準設定を図る。</li> </ul>
緊急対応業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>対応内容は既存業務と同様のものを想定する。ただし、あくまでも緊急対応であり対応有無が想定しきれないため、過去の対応件数等を参考情報として用意する。</li> </ul>

## ② 共同発注・契約手法

2市1町で道路公園包括を共同発注するにあたり、地方自治法の共同処理制度を活用するなど様々な手法が考えられる。それら手法の中で道路公園包括においては、事業の実施し易さや合意形成のし易さの観点から、私法上の共同発注方法を検討した。

先行事例から共同発注方法のパターンを整理した。奈良県（奈良モデル）のように幹事市が他の市町の業務を取りまとめて事業者に一括発注するスキームは、幹事市の発注時の事務負担や業務履行中の責任や監視・検収等の負担が過大になり、今回のような地方公共団体の水平連携では適さないと考えられる。

2市1町の平等な負担や運用のしやすさの観点から、静岡県・下田市の事例や3市2町航空写真撮影業務のように、幹事市が選定した事業者と他の市町が随意契約を結び、業務開始後の業務指示や支払事務は市町ごとに行う方法が適すると考えられる。

上記を踏まえ、道路公園包括においては、協定に基づき、2市1町が共同でプロポーザルを実施し、プロポーザルで選定された事業者と2市1町がそれぞれ契約締結を行う方法を採用する。

表 3-1 4 共同発注方法に関する事例・特徴整理

事例	静岡県（下田市と共同発注） 県道・市道の日常維持管理	泉佐野市・泉南市・阪南市・熊取町・田尻町 3市2町航空写真撮影業務	奈良県（奈良モデル） 点検・計画策定	
イメージ図				
業務分担 費用分担	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県と市で覚書を締結し、<b>県道と市道の日常維持管理を同一の事業者へ委託</b>（舗装補修、小規模修繕等）</li> <li>・ <b>契約は県・市それぞれが実施</b>（同一の仕様書で公告し、県が事業者を選定した後、<b>市は覚書に基づき同一事業者と随契</b>）。</li> <li>・ 県・市・事業者の3者合同で定例会議を実施。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>3市2町で共同実施に関する協定書を締結し</b>、幹事市が指名競争入札により事業者を決定。</li> <li>・ <b>契約は3市2町がそれぞれ実施</b>（幹事市以外の市町は協定書に基づき同一事業者と随契）。</li> <li>・ 幹事市は輪番制を採用。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 前年度に市町村へ意向調査を行った上で、該年度に<b>県と市町村が点検等の委託に関する協定書を締結</b>。</li> <li>・ <b>県が県と複数市町村の業務をとりまとめて一括発注</b>（橋梁等の点検や長寿命化計画策定）。</li> <li>・ 県と市町村が立ち会いの上、業務の完了を確認。</li> <li>・ <b>市町村は県への事務費を負担</b>。</li> </ul>	
メリット・デメリット	2市1町の運用しやすさ	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 覚書等を交わすのみで、議会議決は不要</li> <li>○ 幹事市（静岡県の役割）が選定した事業者と各市町が随契を結ぶので、<b>事業開始後は従来手法と大きく変わらず、試行しやすい</b>。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 協定書等を交わすのみで、議会議決は不要</li> <li>○ 幹事市が選定した事業者と各市町が随契を結ぶので、<b>事業開始後は従来手法と大きく変わらず、試行しやすい</b>。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 協定書等を交わすのみで、議会議決は不要</li> <li>△ 発注者である幹事市（奈良県の役割）に対して、発注・事業者選定等に係る<b>事務費を各市町が支払うことになり、予算の計上が必要となる可能性</b>がある（金額自体は、本来発生する人件費等と相殺）。</li> </ul>
	職員負担軽減	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 幹事市以外の市町は事業者選定までの事務負担は軽減される。</li> <li>△ 事業者選定を担当する幹事市の事務負担は従来手法から変わらない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 幹事市以外の市町は事業者選定までの事務負担は軽減される。</li> <li>○ 事業者選定を担当する幹事市の事務負担は従来手法から変わらないが、<b>輪番制のため負担は2市1町で平等</b>。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 幹事市が一括発注するため、幹事市以外の市町は契約に伴う負担が軽減される。</li> <li>× 発注者である幹事市が業務履行の責任を持つ形となり、<b>発注の事務負担増に加え、幹事市の責任や監視、検収等の負担が増す</b>。</li> </ul>
	事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>△ 2市1町とそれぞれ契約締結する必要があり、業務開始後の指示系統も統一されない。</li> <li>○ 各市町と契約を結ぶため、<b>各市町で実績がつく</b></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>△ 2市1町とそれぞれ契約締結する必要があり、業務開始後の指示系統も統一されない。</li> <li>○ 各市町と契約を結ぶため、<b>各市町で実績がつく</b></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 契約が一本にまとまるため事務負担が減る。</li> <li>△ <b>幹事市における実績しかなかず、デメリットと捉えられる可能性</b>がある。</li> </ul>
方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 幹事市が事業者選定・契約し、他の市町が同一事業者と随意契約を結ぶ方式を想定</li> <li>・ 幹事市を輪番制とするか、幹事市に対して奈良モデルのように事務費を支払うかは検討余地あり</li> </ul>		-	

※静岡県（下田市と共同発注）及び奈良県（奈良モデル）は、地域インフラ群再生戦略マネジメント計画策定手法検討会 第5回検討会資料の内容を基に作成

### ③ 共同発注に向けたプロセスの整理

複数自治体による広域連携を実施するにあたっては、事業化に向けたプロセスを見える化し、スケジュールや各自自治体の役割等を担当者間で共有することが重要である。

本支援業務においては、2市1町の共同発注に向け、事業スキームの検討から予定価格の設定、協定書の作成、募集・選定手続き、契約手続きの各プロセスにおける2市1町の役割分担等を次頁のとおり整理した。

本支援業務を通し、自治体間で調整が必要な主な事項を以下に取りまとめる。

表 3-15 共同発注に向けて自治体間で調整が必要な事項例

調整が必要な事項	具体内容
共同発注・事務処理方法の検討	地方自治法の共同処理制度を採用するか私法上の委託スキームを採用するか早期に検討が必要である。また、発注方法を入札とするかプロポーザルとするかによっても、選択が異なる可能性があるため、担当部局だけでなく契約部局も交えた庁内調整が必要である点に留意する。
予定価格の考え方	予定価格は全自治体の業務をまとめた総額として設定するか、自治体ごとの金額で設定するか調整が必要である。判断ポイントは包括事業者との契約形態と考えられ、例えば、幹事となる自治体が代表して契約する方式であれば、全自治体の業務をまとめた総額が予定価格になり、共同で発注するが契約は自治体ごとに結ぶ方式であれば、自治体ごとの支出上限額を予定価格として設定することになる。
予算確保の考え方	包括的民間委託の多くは複数年契約とすることが考えられるため、債務負担行為の設定が必要となる。  共同発注だが契約は自治体ごとに結ぶ方式であれば、全ての自治体で債務負担行為が必要と考えられる。一方、幹事となる自治体が代表して契約する方式であれば、幹事自治体は債務負担行為が必要だが、他の自治体は民間事業者と直接的な委託関係にないため債務負担行為が不要と解される場合もある。なお、その場合は幹事以外の自治体において複数年の予算確保の確約が難しく、仮に予算を確保できなかった場合に幹事自治体のリスクが重くなる点に留意が必要である。

表 3-16 共同発注に向けたプロセス例

○：意思決定が必要な項目、◎：議会の議決・説明が必要な項目 緑：地方自治法の共同処理制度を採用する場合の留意点 オレンジ：私法上の委託を採用する場合の留意点

項目	内容	主な 作業 者	発 → 受	調整事項	参考事例
<b>事業スキームの検討</b>					
包括対象範囲・業務内容の検討	・包括発注の対象業務やその範囲を検討	全ての市町			
参加資格要件の整理	・参加資格要件（応募者構成、登録要件、実績・資格等）を検討	全ての市町		各市町の従来発注時の考え方と大きく逸脱していないか	
発注スケジュールの検討	・各市町の庁内手続きに要する時間を考慮した発注スケジュールを検討	全ての市町			
共同発注・事務処理方法の検討	・複数市町の共同発注に係る事務処理方法等を検討	全ての市町		地方自治法の共同処理制度の採用／私法上の委託等、個別契約の有無、支払方法（幹事市 or 各市町）	【私法上の委託】奈良モデル、泉州地域航空写真、貝塚遊具点検、静岡県、一宮市 【個別契約・個別支払】泉州地域航空写真、貝塚遊具点検、静岡県、一宮市 【幹事のみ契約】奈良モデル
関係課の確認	・契約課、財務課等の関係課を確認	全ての市町		担当部局による発注か、契約部局による発注か	
○ 共同発注の参加意向の確認・表明	・事業スキームを取りまとめ、共同発注の参加意向を確認		幹事 → 各市町		
	・上記検討を踏まえ、共同発注の参加意向を表明		各市町 → 幹事		
<b>予定価格の設定</b>					
予定数量の確認	・各市町の予定数量を確認	全ての市町			
見積徴収（必要に応じて）	・参考見積を依頼	幹事	幹事 → 民間		
予定価格/提案上限額の算定	・参考見積等を踏まえ、予定価格/提案上限額を算定	幹事			泉州地域航空写真、貝塚遊具点検、静岡県、一宮市は各市町の業務委託費をまとめた金額を予定価格としている。
○ 予定価格の照会・回答	・予定価格を各市町に照会		幹事 → 各市町		
	・予定価格の確認結果を回答。承諾が得られない場合は、事業スキーム等の見直し案を作成し、再度照会をかける。		各市町 → 幹事		
発注案の決定通知	・事業スキーム・予定価格の決定通知を行う。		幹事 → 各市町		
◎ 次年度予算の確保	・各市町で予算を確保（債務負担行為の設定）	全ての市町		数量等の変更があるため、余裕を持って予算を確保 (複数年契約の場合)	
<b>協定書の作成・締結</b>					
共同実施に関する協定書（案）の作成	・【主な規定事項】幹事を務める市町、幹事の責務（落札者の決定等）、幹事市以外の責務（幹事市が落札した業者と委託契約を締結等）、負担額の取り決め、契約金額の取り決め 等	幹事 ・ 全ての市町		・幹事は輪番制とするか ・幹事に事務費を支払うか ・負担額の取り決め方法 ・協定書の構成（協定書1本か、共同発注方法の詳細を定めた要領等を別途作成するか等）	【輪番制】泉州地域航空写真、貝塚遊具点検、一宮市 【事務費あり】奈良モデル、一宮市 【協定書の構成】協定書1本（貝塚遊具点検※要確認）、協定書+業務実施要領（一宮市）、協定書+事務処理要領（奈良モデル）
○ 協定内容の照会・回答	・協定書（案）を各市町に照会		幹事 → 各市町		
	・協定書（案）の確認結果を回答		各市町 → 幹事		
◎ 議会の議決【地方自治法の共同処理制度を採用する場合】	・地方自治法の共同処理制度（事務の委託等）を採用する場合は、各市町で議会の議決が必要	全ての市町			

項目	内容	主な 作業 者	発 → 受	調整事項	参考事例
◎ 共同実施に関する協定書の締結【私法上の委託を採用する場合】	・協定書の締結	全ての市町		議会説明の要否、時期【私法上の委託を採用する場合】	【必要】 【不要】泉州地域航空写真、貝塚遊具点検（要確認）
入札／公募手続き・契約締結					
指名停止事業者の除外【指名入札の場合】	・指名予定事業者に該当事業者が含まれる場合は除外		各市町 → 幹事		
公告／募集要項の公表	・幹事市より入札公告し、幹事市の入札規則に沿って手続きを進める	幹事			
落札者／優先交渉権者の決定	・幹事市が落札者／優先交渉権者を決定する。	幹事			
落札者／優先交渉権者との協議	・落札者と、協定書に基づき各市町とも個別委託契約を結ぶことについて協議・承諾を得る		幹事 ⇔ 民間		
契約金額の決定・通知	・契約金額を各市町に通知 ・契約金額を落札者／優先交渉権者に通知		幹事 → 各市町 幹事 → 民間		
◎ 契約締結（幹事市）	・幹事市が落札者／優先交渉権者と契約締結		幹事 ⇔ 民間	契約締結時の議会議決の要否	
◎ 個別契約の締結（各市町）	・各市町が落札者／選定事業者と契約締結		各市町 ⇔ 民間	契約締結時の議会議決の要否	
モニタリング					
日程調整・記録簿作成	・幹事市が調整、各市町へ確認・共有		幹事 → 各町		
初回打合せ/年度初回打合せ	・全市町合同で実施	全ての市町			
月次定例打合せ（業務報告書の確認含む）	・毎月実施、原則全市町合同で実施	全ての市町			
関係機関協議	・業務内容・協議先に応じて合同実施	全ての市町			
変更契約（必要に応じて）					
変更協議（事前調整）	・変更内容について落札者／選定事業者と協議	該当市町			
変更設計書の作成依頼	・幹事市に変更設計書の作成を依頼		各市町 → 幹事	必要な添付書類の確認	
変更設計書の作成	・変更設計書を作成	幹事			
変更内容の通知	・幹事市から各市町に変更設計の内容を通知		幹事 → 各市町		
	・幹事市から落札者／選定事業者に変更設計の内容を通知		幹事 → 民間		
◎ 変更契約の締結	・幹事市が落札者／選定事業者と変更契約を締結		幹事 ⇔ 民間		
	・該当市町が落札者／選定事業者と変更契約を締結（必要に応じて）		各市町 ⇔ 民間		
完了・支払					
業務の完了報告	・幹事市から各市町に業務完了の旨を通知		幹事 → 各市町		
負担金の請求	・幹事市から各市町に負担金を請求		幹事 → 各市町	負担金請求・支払いのタイミング	【完了時】奈良モデル
負担金の支払	・各市町から幹事市に負担金を支払		各市町 → 幹事		

#### (4) 民間事業者側の体制及び参加資格要件の整理

##### ① 民間実施体制

包括的民間委託では発注規模が従来発注業務より大きくなるため、共同企業体や事業協同組合等の形態で複数企業による共同受注が可能な体制が採用されている。

共同企業体は法人格を有しない組織体であり、組成の手続きは構成企業で組合契約を締結するのみで時間を要しない。一方、事業協同組合は法人格を有する組織体であり、設立認可申請や設立登記等の手続きにより組成までに4～6カ月程度を要する。

民間事業者の組成の手間等を考慮し、道路公園包括における民間実施体制は企業グループ（共同企業体）の採用が考えられる。

表 3-17 共同企業体と事業協同組合の比較

	共同企業体（JV） ※1 乙型を想定	事業協同組合 ※分担施工方式を想定
法人格	法人格なし	法人格あり
責任	無限責任（JV構成員が全責任を負う）かつ連帯責任	有限責任（組合員が出資金以上の責任を負わない）
出資	出資比率の最小限度基準は、発注機関において定める	組合員は地域の中小企業者に限られる。組合員の出資金額は1社あたり1/4まで
元請下請け関係	共同企業体と構成員間に元下関係はない	組合と組合員は元下関係にある
組織のガバナンス	構成員の中から代表企業を選定する 出資比率は自主的に定めるが、事業実施量の多い最大出資者が務めることが多い	組合員の議決権、選挙権は平等である
マネジメント業務の取扱い	構成員の中からマネジメント企業を定める ※従来業務の金額とは別途マネジメント業務費を計上	組合自体がマネジメントの役割を担う ※組合員が実施する業務は従来と変わらない
建設業の許可 ※2	共同企業体としては不要 (各構成員は必要)	組合として必要な場合もある (各構成員は必要)
構成員数	実質的に10社程度が限界 (構成員数が多い場合は、内部の調整が難しくなるため)	特段の制限はない
組成容易さ	契約ごとに容易に設立できる	組織設立に相応の期間を要する
適用事例	府中市、三条市、明和町、四日市市	宮下土木、日光土木、八重山土木

※1 【甲型】出資比率に応じて一体となって施工 【乙型】自分の分担工事を施工

※2 建設業の許可が必要な工種が業務範囲に含まれる場合

上記を踏まえ、プロポーザル実施要項において以下のとおり民間実施体制を整理した。

## 【プロポーザル実施要項（案）】

### 4 参加資格要件

#### (1) 基本事項

応募者は、単独企業又は企業グループであること。企業グループとする場合は、次の(2)に示す資格要件を全て満たしているものとし、構成員が自主的に形成するものとする。また、応募者は(3)に示す技術者要件を満たしていなければならない。

なお、企業グループとする場合は代表企業を1者選定し、参加表明時には、応募者の構成員全てを明らかにするとともに、各々の役割分担を明確にすること。

代表企業者は、応募を含むそれ以降の提案に係る諸手続及び契約等に係る諸手続を行う。

## ② 参加資格要件

道路や公園施設等の包括的民間委託を導入している先行事例において、参加資格要件の事例整理を行った。

企業に求める要件について、入札参加資格の区分として「土木一式」かつ格付等級A又はB以上の構成員を含むことを定める事例が複数ある。また、宮下土木や日光土木（共同企業体又は事業協同組合による受注を想定）、四日市市（地域維持型共同企業体による受注を想定）では建設業法の許可を求めている。その他、業務範囲等に応じて事例ごとに同種又は類似の実績要件を定めている。

いずれの事例も業務を統括する役割を担う責任者の配置（統括責任者、統括業務責任者等）を求めており、建設業法における主任技術者相当の資格や実績要件を定めている。その他、各業務の特性に応じて業務責任者の配置を求めている事例が複数確認できる。

表 3-18 参加資格要件の先行事例整理 (1/2)

	事例	中山間地域道路等維持補修業務委託 (宮下土木)	道路及び河川等維持管理統合業務委託 (日光土木)	八重山管内維持管理業務委託 (八重山土木)	明和町道路・公園施設等包括管理業務委託 (明和町)
企業に求める要件	入札参加資格	「一般土木工事」B等級以上又はA等級の組合員 (JVの場合は代表構成員) を含む。	「土木一式」	区分指定なし ※共同企業体の代表構成員は「建設工事」	なし
	許可等	建設業法の許可業種 土木工事業及びとび・土工工事業の許可を得ている者であること。 ※要件を満たす1者以上の組合員を満たすことでも可	※参加者は県内に建設業法に基づく主たる営業所を有する者を満たすこと	—	【代表企業】建設業法の許可業種である土木工事業の許可 【構成企業】建設業法の許可業種である土木工事業、とび・土工工事業及び舗装工事業の許可を得ている企業を含むこと
	実績	過去5年間に国及び地方公共団体から元請で受注した実績があること。又は同要件を満たしている1者以上の組合員 (JVの場合は構成員) を含むこと ① 同種業務 道路除草業務、道路植栽管理業務、河川除草業務、河川伐木業務 ② 除雪業務 (2年以上の実績に限る)	過去15年間に栃木県内で国及び地方公共団体発注の「道路除雪業務」「道路・河川・砂防施設等に係る維持管理業務」又は「道路及び河川等維持管理統合業務」を履行した実績 ※事業協同組合の場合は、その組合員たる一民間事業者の実績で可とする	【代表構成員・構成員】①又は②を有すること。 業務1件以上の元請の実績 (業務成績が60点以上) ①同種業務：八重山土木事務所発注の維持管理等の業務又は工事 ②類似業務：八重山土木事務所管内における国・県発注の土木一式工事	なし

	事例	中山間地域道路等維持補修業務委託（宮下土木）	道路及び河川等維持管理統合業務委託（日光土木）	八重山管内維持管理業務委託（八重山土木）	明和町道路・公園施設等包括管理業務委託（明和町）
統括責任者に求める要件	配置	【平成29年・平成31年】主任技術者を専任で常時1名以上配置 【令和6】MMR（メンテナンスマネージャー）を配置	主任技術者（建設業法第26条に規定する「主任技術者」又は「監理技術者」）を専任で1名配置	代表構成員は総括管理者を専任で配置すること ※パトロール業務の業務実施責任者と兼務可能	業務の進捗管理、本町への報告・協議、業務全体のマネジメントを行う責任者として、統括業務責任者を配置すること
	資格・実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>・【MMR】※いずれか</li> <li>・技術士（総合技術管理部門・建設－「道路」又は建設部門「道路」）</li> <li>・RCCM（道路）</li> <li>・1級又は2級土木施工管理技士</li> <li>・道路維持管理業務に関する実務経験10年以上</li> </ul>	「道路除雪業務」、「道路・河川・砂防施設等に係る維持管理業務」又は「道路及び河川等維持管理統合業務」の実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いずれかの資格を有すること。</li> <li>・1級土木施工管理技士</li> <li>・1級建設機械施工管理技士</li> <li>・技術士</li> <li>・同種業務又は類似業務をマネジメントした実務経験</li> <li>・いずれかの実績を1件以上有すること。</li> <li>・同種業務 ※企業要件と同じ</li> <li>・類似業務 ※企業要件と同じ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1級土木施工管理技士</li> <li>・道路の維持管理業務（補修・修繕等の業務）において、5年以上の実務経験を有する者</li> </ul>

	事例	中山間地域道路等維持補修業務委託（宮下土木）	道路及び河川等維持管理統合業務委託（日光土木）	八重山管内維持管理業務委託（八重山土木）	明和町道路・公園施設等包括管理業務委託（明和町）
各業務担当者に求める要件	配置	<ul style="list-style-type: none"> <li>【令和6～】業務管理責任者、主任技術者を配置。※MMRと業務管理責任者と主任技術者は兼務可</li> </ul>	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>パトロール業務実施責任者</li> <li>維持管理作業業務実施責任者</li> <li>除草業務実施責任者</li> <li>照明業務実施責任者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>業務の技術上の管理を行うとともに、当該業務に関して現場の作業員の指揮、監督を行う責任者として、業務責任者を配置すること</li> </ul>
	資格・実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>【主任技術者（除草業務実施責任者）】※いずれか</li> <li>技術士（総合技術管理部門・建設—「道路」又は建設部門「道路」）</li> <li>RCCM（道路）</li> <li>1級又は2級土木施工管理技士</li> <li>1級又は2級造園施工管理技士</li> <li>道路維持・補修工事、又は舗装工事に関する10年以上の実務経験</li> </ul>	<p>「道路除雪業務」、「道路・河川・砂防施設等に係る維持管理業務」又は「道路及び河川等維持管理統合業務」の実績（事業協同組合の場合は、その組合員たる一民間事業者の実績で可とする。）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【パトロール・維持管理業務】※資格はいずれか</li> <li>1級又は2級土木施工管理技士</li> <li>1級又は2級建設機械施工管理技士</li> <li>1級又は2級舗装施工管理技術者</li> <li>同種業務又は類似業務の実績</li> <li>【除草業務】※資格はいずれか</li> <li>1級又は2級造園施工管理技士</li> <li>造園技能士1級又は2級</li> <li>街路樹剪定士</li> <li>同種業務又は類似業務の実績</li> <li>【照明業務】</li> <li>1級又は2級電気工事施工管理技士</li> <li>同種業務又は類似業務の実績</li> </ul>	<p>次のいずれかに該当する者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1級土木施工管理技士の資格を保有している者</li> <li>2級土木施工管理技士の資格を保有しており、かつ道路の維持管理業務（補修・修繕等の業務）において、5年以上の実務経験を有する者</li> </ul>

表 3-19 参加資格要件の事例整理 (2/2)

	事例	地域維持型道路・河川等維持 修繕業務委託 (南部) (四日市市)	大館市道路等包括管理業務 (大館市)	嵐北地区社会資本に係る包括 的維持管理業務委託 (三条市)	府中市道路等包括管理事業 (全域2期・府中市)
企業に求める要件	入札参加 資格	「土木一式工事」 代表構成員はAランク、構成員 はランク指定なし、完成工 事高2,500千円以上	「土木一式工事」格付等級が B級以上の構成員を1者以上 含むこと	「土木一式工事」格付等級が B以上の構成員を1者以上含 むこと	府中市契約事務規則第34条に 規定する指名競争入札参加資 格を有すること
	許可等	土木工事業の建設業許可を受 けてから営業年数が5年以上	—	—	—
	実績	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>過去5年間に市から道路舗装 補修工事又は舗装補修業務を 元請として受注した実績があ る構成員を含むこと</li> <li>過去10年間に市や他の団体 (国・県・民間等)で発注の 舗装維持工以外の業務内容を 元請として受注した実績があ る構成員を含むこと</li> </ul>	過去5年間に市から以下の各 業務を元請で受注した実績が ある構成員を含むこと  除雪、舗装補修、江渚、電気 工事、樹木等維持管理	—
統括責任者に求める要件	配置	<b>【代表構成員】</b> ・国家資格者又は実務経験者を 現場代理人として配置するこ と (専任不要)	統括業務責任者を1名配置す ること	統括業務責任者を1名配置す ること	統括責任者1名 (専任) 及び 副統括責任者を各構成企業か ら1名ずつ (1名以上は専 任) 配置すること
	資格・ 実績	経営管理責任者又は営業所専 任技術者で有るものを現場代 理人又は主任技術者に配置す ること	※いずれか ・1級又は2級土木施工管理技 士 ・道路補修工事又は道路維持管 理に関する業務の1年以上の 実務経験	※いずれか ・技術士 (総合技術監理部門 「建設」又は建設部門 ・1級又は2級土木施工管理技 士	<b>【統括責任者】</b> いずれかの資格かつ道路維持 管理の5年以上の実務経験を 有すること ・1級又は2級土木施工管理技 士

	事例	地域維持型道路・河川等維持 修繕業務委託（南部） （四日市市）	大館市道路等包括管理業務 （大館市）	嵐北地区社会資本に係る包括 的維持管理業務委託 （三条市）	府中市道路等包括管理事業 （全域2期・府中市）
					<ul style="list-style-type: none"> <li>• 技術士（総監「建設」又は建設部門）</li> <li>【副統括責任者】※いずれか</li> <li>• 1級又は2級土木施工管理技士</li> <li>• 1級又は2級造園施工管理技士</li> <li>• 技術士（総監「建設」又は建設部門）</li> <li>• 道路維持管理の5年以上の実務経験</li> </ul>
各業務担当に求める要件	配置	<p>【全ての構成員】</p> <p>※専任は要しない</p> <p>国家資格者又は実務経験者を主任技術者として適正配置すること</p> <p>※他工事の常駐現場代理人や専任の主任技術者又は監理技術者は除く</p>	<p>各業務で業務実施責任者を配置すること</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 巡回業務</li> <li>• 道路・河川維持管理業務（除草除く）</li> <li>• 道路除草工</li> </ul>	<p>各業務で業務実施責任者を配置すること</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 巡回業務</li> <li>• 除雪業務</li> <li>• 橋梁定期点検業務</li> <li>• 補修業務</li> <li>• 樹木、芝生等管理業務</li> <li>• 電気工事</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 新設・補修・更新業務実施時は、建設業法上の主任技術者又は監理技術者を配置すること</li> <li>• 植栽管理業務、樹木剪定等業務では資格者を配置すること</li> </ul>
	資格・実績	<p>経営管理責任者又は営業所専任技術者で有るものを現場代理人又は主任技術者に配置すること</p>	—	<p>【巡回・補修・除雪業務】</p> <p>※いずれか</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 技術士</li> <li>• 1級又は2級土木施工管理技士</li> </ul> <p>【橋梁定期点検業務】</p> <p>※いずれか</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 技術士</li> </ul>	<p>【植栽管理業務】※いずれか</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 1級又は2級造園施工管理技士</li> <li>• 造園技能士1級</li> </ul> <p>【樹木剪定等業務】</p> <p>※いずれか</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 1級又は2級造園施工管理技士</li> <li>• 造園技能士1級</li> </ul>

	事例	地域維持型道路・河川等維持 修繕業務委託（南部） （四日市市）	大館市道路等包括管理業務 （大館市）	嵐北地区社会資本に係る包括 的維持管理業務委託 （三条市）	府中市道路等包括管理事業 （全域2期・府中市）
				<ul style="list-style-type: none"> <li>• 1級土木施工管理技士又はME 新潟（構造、構造+防災）</li> <li>【樹木、芝生等管理業務】</li> <li>※いずれか</li> <li>• 技術士</li> <li>• 1級又は2級造園施工管理技 士</li> <li>【電気工事】※いずれか</li> <li>• 技術士</li> <li>• 1級又は2級電気工事施工管 理技士</li> </ul>	

a. 応募者共通の参加資格要件

応募者共通の参加資格要件は、2市1町それぞれの公募型プロポーザルにおける要件を参考に検討した。検討結果は、プロポーザル実施要項（案）に記載し、資料編に示す。

b. 技術要件

応募者に求める技術要件は、先行事例や事業者との対話結果を踏まえて検討した。

本事業は複数業務を包括するため、全体のマネジメントを担う統括責任者を配置することが望ましく、業務の実施判断等が可能な技術者の資格・実績要件を設定した。検討結果は、プロポーザル実施要項（案）に記載し、資料編に示す。

(5) 支払方法の検討

包括的民間委託は総価契約を基本とするものの、施設状態やその他の要因により契約当初と業務量が大きく変動する場合がある。業務の特性や民間事業者の裁量の範囲を踏まえつつ、民間事業者に過度な負担を強いることがないように、業務ごとに適した支払方法を設定する必要がある。

支払方法は、単価を設定し実施数量に基づいて精算を行う「単価」、要求水準が満たされていれば契約金額を支払う「総価」、総価契約としながらも想定以上の業務量が生じた場合の契約変更に係る単価を予め合意し、実施数量等に応じて契約変更を行う「総価単価」がある。

表 3-20 支払方法の概要

契約方法	支払の概要
単価	単価を決定し、業務実施数量に基づき精算
総価	要求水準を満たしていれば契約どおり金額を支払う
総価単価	総価で契約するとともに単価を合意

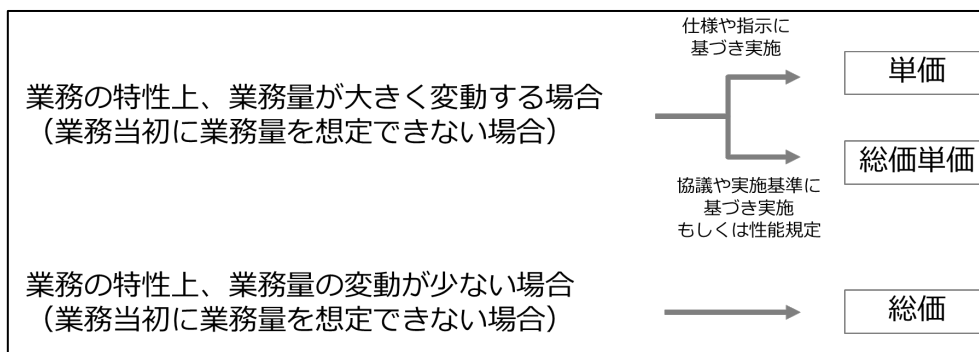


図 3-10 支払方法の選択フロー

道路公園包括においては基本的に総価による支払を採用するが、道路等維持管理業務のうち道路維持工事、樹木等管理業務のうち高石市 市内一円樹木剪定等業務、緊急対応業務については、契約当初に業務量を想定することが難しいため、単価による支払を想定する。

表 3-21 対象業務の支払方法一覧

業務項目	支払方法	対象自治体		
		泉大津市	高石市	忠岡町
統括管理業務	総価契約	○	○	調整中
コールセンター業務	総価契約	○	○	
道路等維持管理業務	—	—	—	
日常巡回（道路）	総価契約	○	○	
道路維持作業	総価契約	○	○	
道路維持工事	単価契約	○	○	
泉大津市 市内3駅周辺道路等清掃業務	総価契約	○	—	—
忠岡町 法定外公共物除草業務	総価契約	—	—	○
樹木等管理業務	—	—	—	—
高石市 市内一円樹木剪定等業務	単価契約	—	○	
高石市 樹木等維持管理業務	総価契約	—	○	
公園等管理業務	—	—	—	調整中
日常巡回（公園等）	総価契約	—	○	
施設補修業務	総価契約	—	○	
植栽等維持管理業務	総価契約	—	○	
清掃業務	総価契約	—	○	
除草業務	総価契約	—	○	
高石市 公園施設警備清掃管理業務	総価契約	—	○	—
忠岡町 新浜緑地等保守・受付事務等業務	総価契約	—	—	○
緊急対応業務	単価契約	○	○	○

総価及び単価による支払方法について、プロポーザル実施要項においてそれぞれ下記のとおり整理した。

【プロポーザル実施要項（案）】

（3）委託料の支払い方法

ア 総価契約

総価契約の対象業務について、2市1町は、委託料を委託期間内の各年度において、四半期ごとに業務受託者の請求に基づき支払うものとする。

2市1町は、業務受託者が提出する毎月の業務報告書に基づき、業務実施状況のモニタリング結果を業務受託者に通知する。各年度の6月末日までを第一期、9月末日までを第二期、12月末日までを第三期、翌年3月末日までを第四期とし、業務受託者は、各期の最終月のモニタリング結果の通知受領後、速やかに委託料の請求書を提出すること。

2市1町は、請求書受領後、当該請求を受けた日から原則として●日以内に委託料を支払うものとする。詳細は「契約書（案）」を参照すること。

#### 【プロポーザル実施要項（案）】

##### （3）委託料の支払い方法

###### イ 単価契約

単価契約の対象業務について、2市1町は、契約書（案）に定める各作業項目の単価に基づき、2市1町が確認した実施数量に応じて算定した額を支払うものとする。

業務量は、業務受託者が提出する業務報告書（道路維持工事実施数量表）に基づき、2市1町が確認を行い、確定する。業務受託者は、毎月10日までに前月実施分の作業数量を取りまとめるとともに速やかに請求書を提出すること。

2市1町は、請求書受領後、当該請求を受けた日から原則として●日以内に委託料を支払うものとする。詳細は「契約書（案）」を参照すること。

## （6）リスク分担の検討

### ① リスク分担の基本的な考え方

事業の実施にあたり、契約締結の時点ではその影響を正確には予測できない不確実性のある事由（例：事業期間中に発生する可能性のある事故、需要の変動、天災、物価の上昇等の経済状況の変化等）によって、損失が発生する可能性をリスクという。インフラメンテナンスにおける包括的民間委託導入の手引き（国土交通省）では、リスク分担について下記の記載がある。

#### 【国土交通省：インフラメンテナンスにおける包括的民間委託導入の手引き（令和5年3月）】

##### 4. （2）導入可能性調査段階

###### ② 包括的民間委託の内容（導入対象範囲）等の検討

- ・業務実施に当たっての官民のリスク（業務期間中に発生する可能性のある事故、天災、物価の上昇等の経済状況の変化）・役割分担（苦情対応、巡回等、直営で行っていた業務をどこまで委託するのか）について検討する。
- ・包括的民間委託の導入によりこれまで官が負担していたリスク・役割の一部を民間に移転することが可能となる。

P F I 事業のガイドラインにおいては、「リスクを最もよく管理することができる者が当該リスクを分担する」という考え方が示されている。

**【内閣府：P F I 事業におけるリスク分担等に関するガイドライン（令和3年6月改正）】**

一 リスク分担等の基本的留意点

2 （省略）

選定事業のリスク分担については、想定されるリスクをできる限り明確化した上で、「リスクを最もよく管理することができる者が当該リスクを分担する」との考え方に基づいて協定等で取り決めることに留意する必要がある。

出典：内閣府 P F I 事業におけるリスク分担等に関するガイドライン（令和3年6月改正）

## ② 主なリスク項目

主なリスク項目について、従来業務からリスクの考え方に変更がないもの、従来業務では特段の定めがなかったが包括的民間委託の導入にあたり予め明確化させておくもの等、下表のとおり分類した。

表 3-2 2 主なリスク項目と従来業務からの変更点

主なリスクの種類	従来業務におけるリスクの考え方 ※各市町の工事請負契約約款、業務委託契約約款を参照	包括的民間委託におけるリスク分担の考え方 ※【括弧内】は従来との比較
法令変更リスク	特段の定めがないため、都度協議して定める。	【リスク分担を明確化】道路法、道路交通法、都市公園法といった本事業と直接的に関連する法令や法令に基づくガイドライン等の改正に基づく変更については発注者のリスクとする。広く一般的に適用される法定の変更による追加費用等のリスクは受注者のリスクとする。
税制変更リスク	【泉大津市】消費税法等の改正による委託金額の変更は市の負担。	【リスク分担を明確化】法人税等の見直しに対する利益の減少といったことに関しては、一般的に全ての法人に影響を及ぼすものであることから受注者のリスクとする。ただし、

<p>主なリスクの種類</p>	<p>従来業務におけるリスクの考え方 ※各市町の工事請負契約約款、業務委託契約約款を参照</p>	<p>包括的民間委託におけるリスク分担の考え方 ※【括弧内】は従来との比較</p>
	<p>【他】特段の定めがないため、都度協議して定める。</p>	<p>消費税法の改正による委託金額の変更は発注者が負担する。</p>
<p>事業中止・延期リスク</p>	<p>受注者に責がない場合は発注者が負担。発注者・受注者のいずれの責めに帰すことができない天災等は不可抗力として扱う。</p>	<p>【概ね変更なし】人為的な理由により事業が中止・延期となる場合において受注者に責がない場合は、発注者がリスクを負担する（自然災害等は不可抗力で記載）。</p>
<p>住民対応リスク</p>	<p>特段の定めがないため、都度協議して定める。</p>	<p>【リスク分担を明確化】発注者の示した条件や事業計画に関する住民の要望や訴訟等への対応リスクは発注者が負担する。委託業務に関するそれ以外の要望等の対応は受注者のリスクとする。</p>
<p>第三者賠償リスク</p>	<p>受注者が負担する。ただし発注者の責による場合、通常避けることができない理由による場合※は発注者が負担。 ※忠岡町工事は協議による。</p>	<p>【概ね変更なし】公共工事標準請負契約約款、公共土木設計業務等標準委託契約約款と同様の考え方とする。通常の損害（善管注意義務違反が無い場合）は、原則受注者負担。地盤沈下等通常避けることができない損害は原則発注者負担。第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者及び受注者は協力してその処理解決に当たるものとする。なお、保険適用であることを前提としたリスクとする。</p>
<p>不可抗力リスク</p>	<p>工事は契約額の100分の1を超える額を発注者が負担、業務は受発注者の協議により損害額の負担割合を決定する。</p>	<p>【リスク分担を明確化】公共工事標準請負契約約款、公共土木設計業務等標準委託契約約款と同様の考え方とするが、本事業の目的物は道路や公園施設であり日常的に天候等の影響を受けていることから通常時におけるリスクが受注者にあることを明確化する。（設計図書で基準を定めたものにあたっては、当該基準を超えるものを天災等として受発注者のいずれの責めにも帰すことができないもの「不可抗力」とする。） ※「軽微な事象」は受注者リスクとし、適用範囲は公共土木施設災害復旧事業国庫負担法第6条（第4、5号を除く）を準用する。</p>
<p>物価変動リスク</p>	<p>工事は変動前残工事代金額と変動後残工事代金額との差額のうち変動前残工事代金額の1000分の15を超える額は発</p>	<p>【概ね変更なし（複数年契約のためリスクは高まる）】物価変動が一定以上となった場合は発注者のリスクとし、一定額までは受注者のリスクとする。</p>

主なリスクの種類	従来業務におけるリスクの考え方 ※各市町の工事請負契約約款、業務委託契約約款を参照	包括的民間委託におけるリスク分担の考え方 ※【括弧内】は従来との比較
	注者負担、業務は特段の定めなし。 ※従来は単年度発注のためリスクは限定的	<p>＜契約書への記載案＞※土木学会の包括的維持管理業務委託契約の契約標準（案）を参考</p> <p>発注者又は受注者は、変動前残業務委託料（業務委託料から当該請求時の既履行部分に相応する業務委託料の額を控除した額をいう。）と変動後残業務委託料の額（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前業務委託料に相応する額をいう。）との差額のうち変動前業務委託料の1000分の15を超える額につき、業務委託料の変更に応じなければならない。</p> <p>変動前業務委託料及び変動後業務委託料は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。</p>
コスト変動リスク	仕様発注、数量に基づき変更、清算する場合の <u>コスト変動は発注者のリスク</u>	【概ね変更なし】発注者の指示による基準改定や委託内容等の変更によるコスト変動は発注者が負担し、それ以外は受注者が負担する。 <u>性能発注とする場合は、要求水準を満たすための手法等は問わない代わりに維持管理費等のコストが変動する場合は受注者が変動分を負担することが一般的である</u> （なお、道路補修工事は仕様発注・単価契約とするため、受注者リスクは限定的）。ただし、受注者がコントロールできない計画変更や物価変動リスクは別途記載することとしている。
施設損傷リスク	通常利用での劣化による施設損傷は <u>発注者のリスク</u> （仕様発注、単価契約のため受注者リスクの範疇にない）	【変更あり】通常利用での劣化による施設損傷は、 <u>受注者の要求水準（道路維持管理業務）の範囲内までは受注者のリスクとする</u> 。ただし、道路補修工事（1件200万円未満）については仕様発注・単価契約のため、受注者リスクは限定的である。なお、これに関わらず受注者の責めによる施設損傷は受注者がリスクを負うものとする。
施設損傷未発見リスク	巡回は <u>直営対応のため発注者のリスク</u>	【変更あり】巡回業務は施設の損傷状況や、補修必要箇所の確認を行うことが業務に含まれるが、受注者の故意又は過失がなく、 <u>受注者が善管注意義務を果たしていることを前提に、緊急補修の必要な箇所が発見できず事故等が発生した場合であっても、受注者のリスクとはしないことが考えられる</u> 。
性能未達リスク	契約不適合責任の考え方を適用	【概ね変更なし】契約終了時に所定の性能が発揮されていればよいものとする。契約終了

主なリスクの種類	従来業務におけるリスクの考え方 ※各市町の工事請負契約約款、業務委託契約約款を参照	包括的民間委託におけるリスク分担の考え方 ※【括弧内】は従来との比較
		時において業務要求水準を満たしているかどうかの調査は発注者で行うこととし、未達があった場合は受注者に履行の追完又はこれに代えて若しくは併せて損害賠償の責めを負う。又は代金の減額を請求する。

※2市1町全てに同様の表現としての定めが網羅されていないため、各契約書参照の上で共通で記載すべき内容として整理している。

### ③ リスク分担表（案）

前項の主なリスク項目の検討を踏まえ、リスク分担表（案）を以下のとおり作成し、要求水準書に添付した。

表 3-23 リスク分担表（案）

No.	リスクの種類	リスクの内容	発注者	受注者
1	応募手続リスク	プロポーザル実施要領等公表資料の誤り、内容の変更により生じる追加費用等	○	
2	契約リスク	発注者の責めに帰すべき事由により、受注者と契約が結べない、又は契約締結が延期する場合	○	
		受注者の責めに帰すべき事由により、契約が結べない、又は契約締結が延期する場合		○
		発注者及び受注者のいずれの責めにも帰さない事由により、契約が結べない、又は契約締結が延期する場合	○	○
3	法令変更リスク	消費税法の改正によるもの	○	
		上記以外の法令の変更・新設によるもの		○
4	税制変更リスク	受注者の利益に課される税制度の新設・変更に関するもの	○	
		上記以外の税制の変更・新設によるもの		○
5	許認可リスク	発注者が取得すべき許認可（例：占用許可）の遅延によるもの	○	
		受注者が取得すべき許認可の遅延によるもの		○
6	政策変更リスク	発注者の政策変更により、事業の内容が変更又は中止される場合に生じるリスク	○	
7	住民対応リスク	発注者の提示条件に関する地域住民の要望、訴訟等への対応	○	
		受注者の事由による地域住民の要望、訴訟等への対応		○
8	環境問題リスク	受注者が行う業務に関する騒音、振動、有害物質の排出等によるもの		○

No.	リスクの種類	リスクの内容	発注者	受注者
9	第三者賠償リスク	発注者の事情により、第三者に損害を与えた場合の賠償責任	○	
		上記以外の事由により第三者に損害を与えた場合の賠償責任		○
10	物価変動リスク	物価変動による費用増加減少等（※1）	○	○
11	事業中止・延期リスク	発注者の政策変更、指示等による事業の中止又は延期	○	
		受注者の事由による事業の中止又は延期		○
12	不可抗力リスク	地震・風水害等の自然災害（※2）、又は戦争・暴動等の人為的な事象によるもので軽微（※3）なもの		○
		地震・風水害等の自然災害、又は戦争・暴動等の人為的な事象によるもので上記以外のもの	○	
13	債務不履行リスク	事業報告の遅延、業務の放棄等の受注者の債務不履行		○
		報酬の支払いの遅延等の発注者の債務不履行	○	
14	計画変更リスク	発注者に起因する各種計画、要求水準の変更によるもの	○	
		上記以外の事由によるもの		○
15	要求水準未達リスク	要求水準の未達、サービス低下に関するもの		○
16	コスト変動リスク	発注者の指示による費用増加	○	
		上記以外の事由による費用増加		○
17	施設損傷リスク	通常利用での劣化による施設の損傷（200万円/件以上の事象は発注者負担）	○	△
		受注者の責めによる施設の損傷		○
		発注者の責めによる施設の損傷	○	
18	需要変動リスク	利用者からの受付件数の増減によるもの		○
19	利用者対応リスク	受注者の業務範囲において利用者からの苦情やトラブル等への対応		○
		上記以外の利用者からの苦情やトラブル等（利用者からの改善要望）への対応	○	
20	施設損傷未発見リスク	巡回で発見すべき施設の瑕疵の見逃しによるもの ※受注者は「善管注意義務」を果たすことを前提として、巡回において緊急補修必要箇所が発見できなく事故等が発生した場合でも、受注者のリスクとはしない。	○	△
21	事故リスク	受注者の業務実施中に発生する交通事故、施設損傷等の事故		○

No.	リスクの種類	リスクの内容	発注者	受注者
22	性能リスク	事業終了時における施設の性能の確保 ※事業期間中に存在していた瑕疵のうち、要求水準に従って業務を実施していなかったことによる瑕疵で、2年以内に発注者が発見したもの		○
23	移管手続きリスク	事業終了時の業務引継に関する諸費用		○

- ※1 物価変動が一定額までは受注者のリスクとし、一定以上となった場合は発注者のリスクとする。詳細は事業契約書（案）に定める。
- ※2 降雨、暴風、高潮、波浪又は津波による災害の定義は、公共土木施設災害復旧事業査定方針第3（二）から（四）の規定によるものとする。
- ※3 「軽微な範囲」については、公共土木施設災害復旧事業国庫負担法第6条（第4、5号を除く）を準用する。

## (7) モニタリング方法の検討

### ① モニタリングの実施体制

総価契約では要求水準を満たしていれば対価を支払うこととなるため、業務の履行状況や要求水準の達成状況を確認（モニタリング）する必要がある。

民間事業者の創意工夫による市民・町民へのサービスの確保・向上を支援し、2市1町と民間事業者のコミュニケーションを図るための会議体を設け、円滑な情報共有、継続的に業務の改善を行うことを想定する。

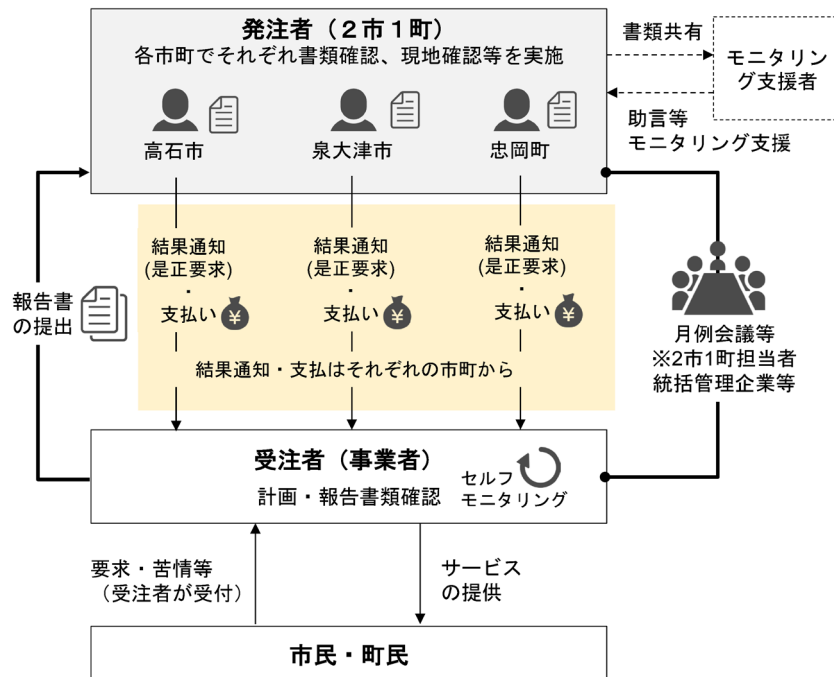


図 3-11 モニタリング体制のイメージ

モニタリングにおける2市1町と事業者の役割分担を下表に示す。

業務開始当初など行政職員も業務遂行やモニタリングの仕組みに慣れていない時期においては、2市1町が実施するモニタリングの技術的な助言等の支援を行う者としてコンサルタント等の活用も考えられる。

表 3-24 モニタリングにおける各者の役割分担

分担	役割
2市1町（発注者）	予算管理、業務履行状況等の確認（モニタリング）
事業者：共同事業体JV等（受注者）	事業マネジメント、業務の実施 業務計画書・報告書類の作成、セルフモニタリング
モニタリング支援者（必要に応じて）	事業者作成書類の確認 履行状況・要求水準の達成状況の確認支援（適宜助言）

業務期間中の2市1町と事業者の情報共有の場として、下表の会議体を設けることが望ましい。後述する業務報告書の内容確認や業務履行上の課題確認などは、2市1町と事業者のコミュニケーションを密に図るためにも月例で実施することが考えられる。

表 3-25 設置する会議体と調整事項

会議体	具体的な内容	実施頻度
月例会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>業務報告書の内容確認（業務実施状況の確認及び業務の情報共有）</li> <li>セルフモニタリング結果の確認（問題の共有と対応策の意見交換）</li> <li>包括的民間委託の課題、改善点等を話し合い業務の改善を目指す</li> </ul>	毎月
引継会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>次期受注者（事業者）との引継ぎ</li> </ul>	契約終了時

## ② モニタリングの確認書類

事業者は、以下の業務計画や報告書を予め定められた時期に2市1町に提出し、承諾を得るものとする。月次報告書は日々の業務履行結果を束ねたものを提出することを想定する。

表 3-26 事業者が2市1町に提出する書類

提出書類	内容	提出時期
業務計画書	事業期間全体における各業務の実施方針、工程表、実施体制等について、要求水準書及び提案書に基づき記載するもの	業務開始30日前 変更時
年度業務計画書	該当年度における各業務の実施方針、工程表、実施体制等について、要求水準書及び提案書に基づき記載するもの。過年度の履行状況を踏まえて適宜更新すること	該当年度が始まる 30日前

提出書類	内容	提出時期
業務報告書 (業務日報含む)	業務計画書等に基づき業務の履行状況などを記載するもので、以下の業務日報及び数量表を含むこと <業務日報> ・巡回業務日報 ・コールセンター業務日報 <数量表等> ・道路維持作業箇所別実施調書 ・道路維持工事実施数量表	毎月10日まで ※業務日報は業務受託者にて保管し、必要の都度提出すること
業務完了報告書	年間業務の実施状況や業務に係る経費の収支状況、その他市が必要とする事項を記載するもの	契約期限まで
各種会議記録	各種会議体の記録を記載するもの	必要の都度

### ③ モニタリングの流れ

モニタリングは以下のフローに沿って実施することが考えられる。

モニタリングの結果、事業者の業務内容が要求水準等を満たしていないと2市1町が判断した場合は、2市1町は事業者に対して当該事象の是正を求めることができるものとし、是正が確認できるまで2市1町はサービス対価の支払を留保できるような仕組みの構築が考えられる。

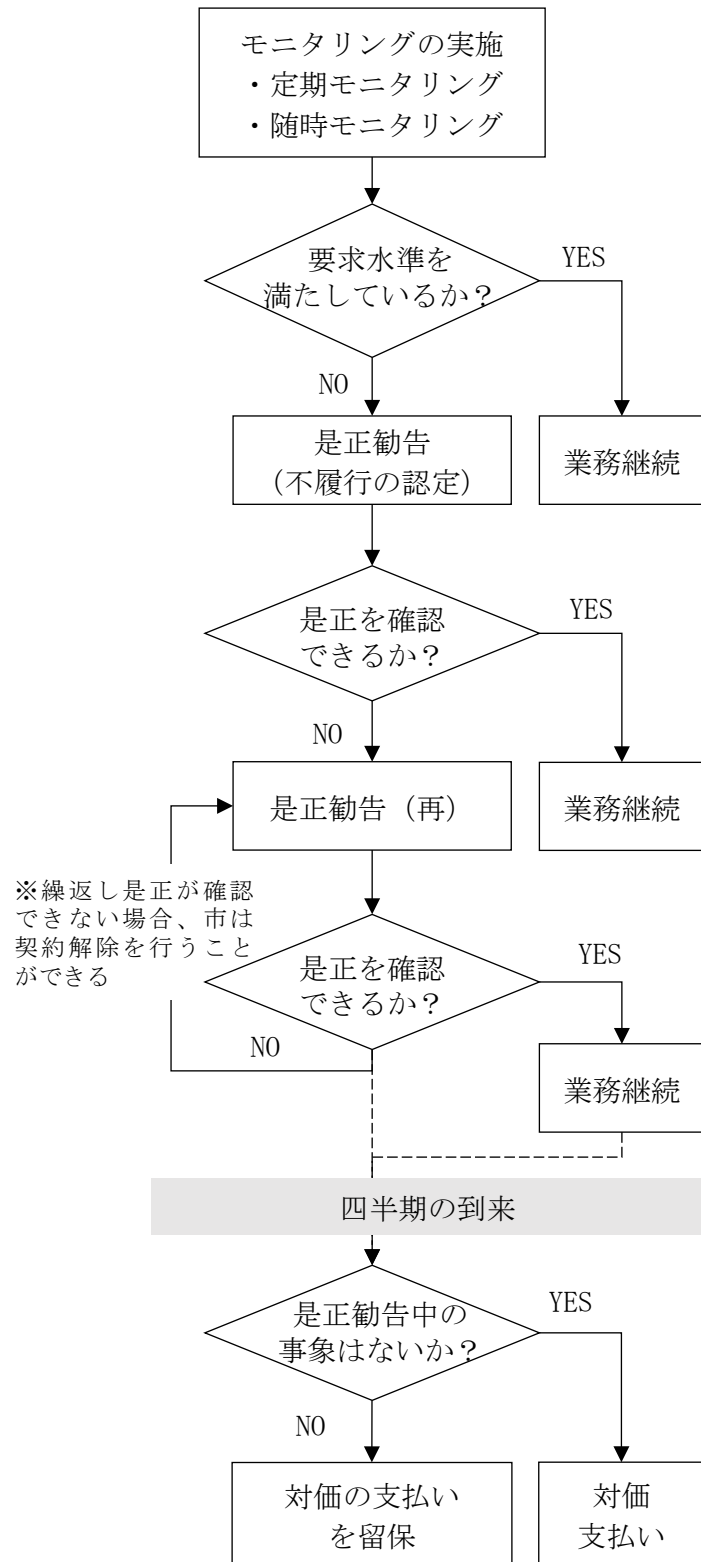


図 3-12 モニタリングの基本的な流れ

(8) 評価方法の検討

① 評価の方法

本業務は、事業者の有する専門的な知識やノウハウ、技術力等を活用することが必要であることから、業務受託者の選定にあたっては、公募型プロポーザル方式を

採用することが考えられる。下記のフローに沿って、企画提案による技術面等の非価格要素とともに提示された参考見積金額を総合的に評価する。

企画提案の内容を審査し、評価点を算出する必要があることから、審査委員会の設立を予定する。審査委員会の構成は、幹事市の内規等により決定することが考えられ、委員の人数や学識経験者等の外部委員の要否、幹事市以外の市町の役職者の要否などが今後の検討事項である。

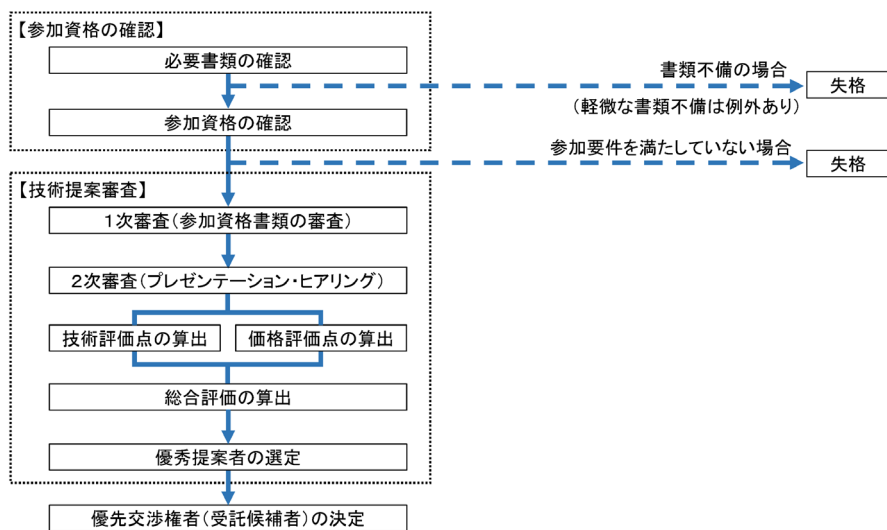


図 3-1 3 審査のフロー

## ② 評価の内容

審査は応募者の提案内容を評価する「提案内容の審査（提案内容点）」と提案価格を評価する「価格の審査（価格点）」があり、地方公共団体における公募型プロポーザルでは提案内容点と価格点を合算させる「加算方式」の採用が一般的である。

参加資格書類審査の段階で、実績や地域精通度等の評価を行い上位者のみ提案内容の審査に進ませるという方法もあるが、提案内容審査の負担が大きくなるほど多数の事業者の応募が見込まれるものではないため、参加資格書類審査における通過者の絞り込みは不要と考えられる。

## ③ 価格点の考え方

道路や公園等の包括的民間委託の先行事例において、価格を評価するか否かは案件によって考え方が異なる。

公募時点で数量等を明確にできない（予定価格は過去の業務規模等を勘案して設定する）場合は、価格に対して競争性が働きにくく、価格の評価はそぐわない。ただし、見積参考資料等を公表し、予定価格に関する一定の情報を事業者に提示できる場合は、価格に対して競争性が働く可能性があるため評価することも想定し得る。

本事業においては、要求水準書の添付資料として見積参考資料の添付を予定しており予定価格に関する一定の情報を事業者に提示する方針であること、2市1町の財政負担の低減の観点から価格点の計上可否等を検討し、提案評価基準に整理した。提案評価基準は資料編に示す。

表 3-27 内容点と価格点の比率事例

価格評価点0点の事例

評価項目	評価の視点	価格評価点0点の事例									
		宮下土木	新木日光	三条市	府中市	大館市	芦屋市 道路公園	三重県 明和町	埼玉県 狭山市	沖縄県 うるま市	
内容点（業務経歴+提案内容）		200	100	150	320	90	720	90	350	100	
		100%	100%	100%	97%	90%	60%	90%	117%	179%	
価格点		0	0	0	10	10	480	10	0	0	
		0%	0%	0%	3%	10%	40%	10%	0%	0%	
総合評価点（内容点+価格点）		200	100	150	330	100	1200	100	350	100	

$$\text{価格評価点} = \text{配点} \times (\text{最低見積金額} \div \text{当該応募者の見積金額})$$

#### ④ 特定テーマの検討

##### a. 特定テーマの事例整理

公募型プロポーザルにおいては、業務内容に応じて具体的な取り組み方法の提示を求めるテーマ（特定テーマ）を示し、特定テーマに関する技術提案と当該業務の実施方針の提出を求め、技術的に最適な者を特定する評価の方法がある。

先行事例における特定テーマの設定例を下表のとおり整理した。

表 3-28 先行事例における特定テーマの設定事例

発注者	特定テーマ
三条市	①効率的な道路巡回及び路面状況を的確に把握するための着目点について
	②適切な情報発信により、市民が自治会又は受託者に直接通報するための着目点について
府中市	①市民サービスの向上 (提案例：要望相談者への対応)
	②経費削減に関する創意工夫 (提案例：様々な媒体の活用による業務の効率化、作業の兼務化)
	③災害時等の体制 (提案例：災害時等に備える資機材や配置する人員等の体制、複数班の編成)
	④年間を通じた良好な沿道景観の維持 (提案例：効果的な除草計画、効率的な植栽管理)
	⑤市内事業者の参画 (提案例：適切な技術力、執行能力を有した構成企業の参画数)

発注者	特定テーマ
	<p>⑥市内事業者等の再委託民間事業者としての活用 (提案例：各業務への活用、公益社団法人府中市シルバー人材センターの活用)</p> <p>⑦府中市道路等包括管理事業へ市内事業者の参画を促す取組 (提案例：包括管理委託等インフラ管理にかかる意見交換会の開催、他工種への拡大や維持管理のための要求水準に関する市との継続調整等)</p> <p>⑧地域活性化への取組や地域活動等への協力等 (提案例：「府中まちなかきらら」や地元商工会等との連携、市が主催、後援するイベントや祭り等への協力、豪雨、降雪時等の子供や高齢者の見守り活動等)</p> <p>⑨特定テーマへの取組における提案者のアピールポイント</p>
宮古土木	<p>①良好な沿道景観の形成を目指した性能規定による植栽管理の効果的かつ効率的な実施方法に関する提案</p> <p>②過去の道路パトロールにおける不具合箇所の対応や苦情処理で得られた蓄積データの効果的な活用方法に関する提案</p>
八重山土木	<p>①交通に支障をきたす道路の要補修箇所の早期発見に向けたパトロールの実施方法及び発注者との連携方法に関する提案</p> <p>②沿道景観の効率的かつ効果的な維持管理を目的とした除草工（性能規程方式）について、草丈長の設定及びそれを達成するための管理方法に関する提案</p>
大館市	<p>①維持管理業務を确实且つ効率的・効果的に実施するための方策について</p> <p>②維持管理業務に住民参画を促進するための方策について</p>
宮下土木	<p>①安全確保への配慮</p> <p>②品質確保（総合的な業務の効果発現）</p> <p>③地域住民の視点を持った工夫</p> <p>④除雪業務での工夫</p> <p>⑤道路パトロールでの異状見落とし防止対策</p>
栃木日光土木	<p>①異常気象時の対応に関する提案</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・夜間及び休祝日の緊急時における初動体制及び初期対応の留意点について</li> <li>・落石や河川氾濫等、災害が発生した場合の現場対応に関する留意点について</li> <li>・電話回線不通エリアでの現場対応に関する情報伝達の対応について</li> </ul> <p>②平常時の維持管理業務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・統合維持管理業務におけるDX等を用いた業務効率化の取組について</li> </ul>

発注者	特定テーマ
	・路面冠水・倒木・落石等への対応の留意点について
	・地域特性に配慮した日常点検における留意点について
	③工事事故防止の対応
	・通行者や架空線、地下埋設物の破損、飛石など第三者への公衆災害防止について
	・建設機械の稼働関連、資機材等の下敷き、挟まれ事故防止について
	・橋梁、トンネル、シェッド等高所での作業における転落、墜落事故防止について
明和町	①業務の実施方針
	・業務における着眼点
	・各業務の実施方法
	・想定リスクへの対応
	②地域貢献
	・町内業者との連携に係る方策
	・町内業者の業務量確保に関する方針
・本業務を通じた地域への貢献	
③自由提案・その他自由提案	
狭山市	①市民サービスの向上
	②経費管理コスト削減に関する創意工夫
	③降雨・降雪時の体制
	④市内業務者の参画
	⑤市内業務者の再委託業務者としての活用
	⑥市内業務者の成長戦略
	⑦これまで培った経験やノウハウの地域還元
	⑧舗装や橋梁のマネジメントに伴う適切な予防保全・修繕等の実施
	⑨街路樹の計画的な維持管理の実施
	⑩働き方改革の推進
	⑪特定テーマへの取組における提案者のアピールポイント
うるま市	①円滑な窓口業務の実践方法（窓口業務の実施体制、市職員との情報共有方法）
	②良好な沿道景観及び植栽管理の効果的かつ効率的な実施方法（草丈長の設定）

【色分け凡例】以下の分類に沿って色分け  
 効率的かつ効果的な維持管理方法  
 良好な沿道景観植栽管理の効果的かつ効率的な実施方法

情報収集又は情報活用  
 地域住民及び地域活動への貢献  
 災害時の対応

b. 本業務における特定テーマの検討

本業務においては、「群マネ」や「道路・公園の効率的な維持管理」に関わるテーマの設定が想定される。群マネ業務の特性上、想定し得る課題や懸念事項を下表のとおり整理し、これらの課題や懸念事項に対して解決策の提案を求めたい内容を特定テーマ（案）として検討した。

検討結果は、提案評価基準に記載し、資料編に示す。

<b>【広域連携・包括化において想定し得る課題や懸念】</b>	
・巡回ルートや業務水準が2市1町で異なると、コスト増や品質の差につながる	
・複数自治体＋事業者間で情報共有が不十分だと、意思決定が遅れ、緊急対応時に迅速に対応できない可能性がある	
・広域包括のメリットを活かせないと、単独委託と変わらないコスト構造になってしまう	
・本格導入にむけて性能規定化が課題であるが、成果や管理基準の確立が難しい	
・市民サービス向上のため、各自治体の地元企業間の連携が重要となる	

表 3-29 特定テーマ候補（案）

キーワード	特定テーマ（案）
広域連携による全体最適化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2市1町の地勢的特性を踏まえた、効率的な道路巡回や路面性状を的確に把握するための方策</li> <li>・複数自治体を跨ぐ業務における、全体最適化のための効率的な業務の遂行方策（業務分野の最適化、プロセスの最適化、直営→委託への最適化等の視点）</li> </ul>
コミュニケーション	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2市1町及び事業者間での効果的な情報共有、意思決定の仕組み</li> </ul>
スケールメリット	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2市1町のスケールメリットを活かした、コスト削減や品質向上の具体案</li> </ul>
次期事業に向けて	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2市1町の管理基準の統一や性能規定化を推進するための、成果の測定・検証方策（データの蓄積、活用方策）</li> </ul>
地域住民・地元事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域経済や住民サービスの向上に資する具体的な取組</li> </ul>
職員との協働	<ul style="list-style-type: none"> <li>・直営業務からの移行</li> </ul>

⑤ 評価項目・配点（案）の検討

前項までの検討を踏まえ、評価項目及び配点（案）を検討した。

検討結果は、提案評価基準に記載し、資料編に示す。

⑥ 評価点の得点化方法

評価点は下表の5段階評価による得点化することが考えられる。

表 3-30 評価点の得点化方法

評価	評価内容	得点化方法
A	当該評価項目において具体的な提案があり、特に優れている	配点×1.00
B	AとCの中間程度	配点×0.75
C	当該評価項目において具体的な提案があり、優れている	配点×0.50
D	CとEの中間程度	配点×0.25
E	当該評価項目において具体的な提案がなく、特に優れている点はない（要求水準を満たす程度である）	配点×0.00

### 3-1-3 要求水準書等の作成支援

#### (1) 募集書類の体系

公募型プロポーザルで業務を発注するにあたり、プロポーザル実施要項や要求水準書等の募集書類を作成する必要がある。各書類の主な記載内容と道路公園包括における作成状況を以下に整理する。

表 3-3 1 募集書類の体系

書類	主な記載内容	本支援業務での作成状況
① プロポーザル実施要項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業の内容に関する事項（事業期間、業務内容、委託料の支払い、参加資格要件 等）</li> <li>・ リスク分担</li> </ul>	○
② 要求水準書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 総則</li> <li>・ 業務の内容及び維持管理水準</li> <li>・ 別紙（業務の内容に関する参考資料 等）</li> </ul>	○
③ 提案評価基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 選定方式、選定委員会</li> <li>・ 審査の手順</li> <li>・ 評価項目、評価の視点</li> </ul>	○
④ 様式集	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 様式（プロポーザル参加資格に関する提出書類、技術提案書に関する提出書類 等）</li> </ul>	○
⑤ モニタリング手順書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ モニタリング対象業務</li> <li>・ モニタリング方法</li> <li>・ 要求水準未達の場合の措置</li> </ul>	○
⑥ 契約書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 用語の定義</li> <li>・ 総則</li> <li>・ 対象施設</li> <li>・ 契約期間及び契約の終了並びに解除等</li> <li>・ 契約の変更又は一時中止</li> <li>・ 業務委託料の変更にて代える設計図書の変更</li> <li>・ 契約保証金等</li> <li>・ 法令等の変更</li> <li>・ 不可抗力</li> <li>・ 損害賠償請求</li> <li>・ 契約不適合責任</li> <li>・ 権利義務の譲渡等</li> <li>・ 著作権の譲渡等</li> <li>・ 再委託・下請負に関する事項</li> <li>・ 監督員、統括管理責任者、業務責任者</li> <li>・ 履行報告</li> <li>・ 雑則</li> <li>・ 別紙</li> </ul>	○
⑦ その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 参考資料等</li> </ul>	—

## (2) プロポーザル実施要項

事業期間、業務内容、参加資格要件、支払方法等の事業内容に関する事項や、質問回答プロセスや各種審査書類の提出期限等の審査に係る内容を取りまとめたプロポーザル実施要項（案）を作成した。

作成したプロポーザル実施要項（案）は資料編に示す。

## (3) 要求水準書

業務内容とその維持管理水準に関する事項を取りまとめた要求水準書（案）を作成した。

作成した要求水準書（案）は資料編に示す。

## (4) 提案評価基準

事業者選定方法や審査の手順、評価項目及び評価の視点等を取りまとめた提案評価基準（案）を作成した。

作成した提案評価基準（案）は資料編に示す。

## (5) 様式集

プロポーザル参加資格に関する提出書類、技術提案書に関する提出書類の様式を取りまとめた様式集（案）を作成した。

作成した様式集（案）は資料編に示す。

## (6) モニタリング手順書

モニタリング対象業務や実施方法、要求水準未達の場合の措置等を取りまとめたモニタリング手順書（案）を作成した。

作成したモニタリング手順書（案）は資料編に示す。

## (7) 契約書（案）

契約書（案）を弁護士が作成した。

作成した契約書（案）は資料編に示す。

### 3-1-4 概算事業費の算定

#### (1) 概算事業費の見直し

概算事業費に関しては、包括事業化を想定する業務を対象に、民間企業への見積作成依頼により情報を収集すると共に、既存業務などに関しては過去の予算情報も参考に整理を行った。

#### (2) 事業規模調査

包括事業実績を有する企業などに、下記資料により見積作成を依頼した。

##### a. 見積作成依頼資料

###### 泉大津市・高石市・忠岡町における道路・公園施設の包括的民間委託に関する事業規模調査票

※「事業概要書(案)」をご覧の上、ご回答ください。  
 ※ご質問等につきましては、パシフィックコンサルタンツ株式会社までお願いします。

###### ■基本情報

企業名	
担当者指名	
電話番号	
メールアドレス	

###### ■回答

・事業規模の総額および業務ごと・市町ごとの事業規模を回答欄(黄色着色部)にご入力願います。  
 ・ご回答いただいた内容に適用条件等がある場合は、備考欄にご入力願います。

総額(税抜 単位:千円)  ※コールセンター業務の受付時間が①8:45~17:30(平日)の場合

業務項目	実施内容	事業費(税抜 単位:千円)			備考
		泉大津市	高石市	忠岡町	
1) 統括管理業務 (性能規定/総価契約)	・業務計画書作成				
	・業務報告				
	・定例会議の開催				
	・モニタリングの実施と報告				
2) 巡回業務 (性能規定/総価契約)	・引継ぎ作業				
	・巡回計画作成 ・日誌作成 ・定期巡回 ・緊急巡回				
3) コールセンター業務 (性能規定/総価契約)	・市民等からの要望受付	①8:45~17:30(平日)の場合			
		②24時間(土日祝含む)の場合			
4) 道路維持管理業務 (性能規定/総価契約)	・道路維持作業 (簡易補修、除草・伐採、清掃・ごみ処分等)				
5) 公園等管理業務 (性能規定/総価契約)	・公園等維持作業 (除草・剪定、清掃、ごみ処分)	-			

※業務期間は2年間(24か月)とする。

図 3-1-4 事業規模調査票

## b. 見積作成用の参考資料

### <泉大津市・高石市・忠岡町> 2市1町における道路・公園分野の包括的民間委託 事業概要書(案)

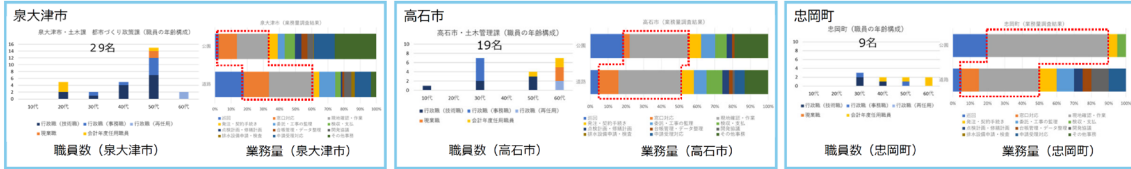
1

#### 1. 調査の背景・目的

泉大津市・高石市・忠岡町(以下、「2市1町」という。)では人口減少や施設の老朽化が進行し、技術職員の減少や市民ニーズの多様化への対応など、また、建設業界の人手不足も進行し、将来に渡る維持管理の継続が不透明な状況にあります。このような中、2市1町は2市1町広域連携協定を締結しており、上記課題への解決策の一つとして道路・公園を含めた広域・多分野の包括的民間委託の導入可能性の検討を行っています。本調査は、包括委託業務に対する民間事業者の皆さまの参加条件や、対話で得られた意見を事業スキームに反映することで、より良い事業条件を検討することを目的とします。

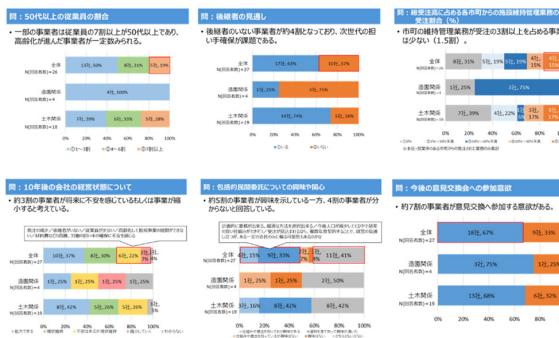
#### 2. 地域の実態(2市1町の管理体制)

令和4年度現在として、泉大津市は対象2課で合計29名、高石市は19名、忠岡町は9名の職員が勤務していますが、年々減少し、かつ、高齢化率が高くなってきています。また、窓口・現地対応等の業務に追われており、インフラの維持管理業務に対する十分な対応が出来ない等の課題を有しています。



#### 3. 地域の実態(地元事業者の状況・意向)

令和7年3月24日～4月7日にかけて2市1町の地元事業者へ実施した「インフラ維持管理に関するアンケート調査」では、従業員の高齢化や後継者不足・経営状態への不安などが見られる一方、包括事業への関心も一定数見られ、回答事業者の約7割が今後の意見交換会への参加意向を示されています。



#### 4. 課題解決に向けた取組概要

今まで職員で担っていた業務の一部や、今まで個別に発注していた業務・工事を束ねて、一連の業務を民間事業者で担うことにより効率化を実現し、インフラ維持管理の継続やサービスレベルの向上を目指す「包括的民間委託」の導入可能性を、2市1町での広域連携事業として検討を進めています。

**■ 包括的民間委託の実施のイメージ**

本事業においては、業務・対象施設を包括化し、複数年度契約とした上で広域連携により取り組みことを目指しています。

**東京都府中市のケース(道路)**

地区	巡回	維持	補修・修繕
地区A	○	○	○
地区B	○	○	○
...	○	○	○

**新潟県三上市市のケース(道路・公園・排水路)**

巡回	維持	点検
道路	○	○
公園	○	○
排水路	○	○

【出典：インフラメンテナンスにおける包括的民間委託導入の手引き】

**■ 想定される効果**

**受注者における効果**

- 複数年契約の場合、将来の業務量の見通しがつづため、人員・機会の確保や効率的な配置・運用、更に新たな設備投資がしやすい
- 性能発注を導入する場合、裁量の余地が大きい、創工夫によりコストを削減しやすい
- 幅広い施設(分野)・業務を経験し、ノウハウを蓄積できるため、ビジネスの幅を広げることができる

**地域住民における効果**

- 個別契約の場合、行政職員が現場を確認した上で発注という手続を踏む必要があるが、包括的民間委託の場合、通報に対して事業者がすぐに対応する事が可能となる
- 災害時や緊急時に迅速に対応できる地域の事業者の活用が高まることで、地域における雇用の維持が図られる

### <泉大津市・高石市・忠岡町> 2市1町における道路・公園分野の包括的民間委託 事業概要書(案)

2

#### 5. 事業範囲

事業範囲は、2市1町での道路事業と高石市・忠岡町の公園事業をまとめた包括事業化を想定しています。一連の維持管理プロセスを含めるために、窓口・巡回などの異常検知から職員が対応している現地対応等を含め、既に年間契約等で取り組んでいる業務や比較的簡易な工事を対象として事業を開始することを考えています。

1件当たり200万円(少額)を超える工事や造園・電気・機械清掃等は、本事業を進める中で業務を広げていくことを想定しています。

対象分野・自治体	職員業務					補修					維持作業				
	窓口	巡回	事故対応	災害対応	舗装・陥没	照明	水路	排水管	その他簡易対応※	清掃	除草	剪定(中低木)	剪定(高木)	その他	
道路	泉大津市	○	○	○	○	○(200万円未満)	—	—	—	○	○(人)	—	—	—	
	高石市	○	○	○	○	○(200万円未満)	—	—	—	○	○(人)	—	—	—	
	忠岡町	○	○	○	○	—	—	—	—	○	○(人)	—	—	—	
公園	泉大津市	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	高石市	○	○	○	○	—	—	—	—	○(砂場洗浄・便所含む)	○	—	—	○(現地委託・整備)	
	忠岡町	○	○	○	○	—	—	—	—	○(砂場洗浄・便所含む)	○	—	—	—	

※その他簡易対応の主な内容：レミ補修、どろ袋・不法投棄回収、側溝補修・清掃(併含む)、カーブミラー調整、交通安全施設の調整 等

#### 6. 主な業務内容

業務内容は従来委託していた道路維持管理業務、植樹帯管理業務、公園等管理業務に加え、統括管理業務、巡回業務、コールセンター業務といった新たな委託業務を含めた構成を想定しています。重機を必要とするような一定規模以上の道路補修工事を除き、基本的に性能規定による総価契約を想定しています。

1) 統括管理業務 (性能規定/総価契約)	2) 巡回業務 (性能規定/総価契約)	3) コールセンター業務 (性能規定/総価契約)	4) 道路維持管理業務 (性能規定/総価契約) ※青字:仕様規定/単価契約	5) 植樹帯管理業務 (性能規定/総価契約)	6) 公園等管理業務 (性能規定/総価契約)	7) 事故・災害対応業務 (性能規定/総価契約)
・業務計画書作成 ・業務報告 ・定例会議の開催(月1回) ・モニタリングの実施と報告 ・引継ぎ作業	・巡回計画作成 ・日誌作成 ・定期巡回 ・緊急巡回	・市民等からの要望受付(開庁時間内) ・初期対応(現地確認)	・道路維持作業(簡易補修・清掃、こみ処分) ・道路補修工事(200万円未満/単価契約)	・中低木剪定 ・除草 ・こみ処分	・公園等維持作業(除草・剪定、清掃、こみ処分) ※高石市・忠岡町のみ	・現地確認及び安全確保、現地処理作業 ・災害発生時の事前巡回及び災害緊急巡回

#### 7. 契約期間

2年間程度(令和8年度～令和9年度)

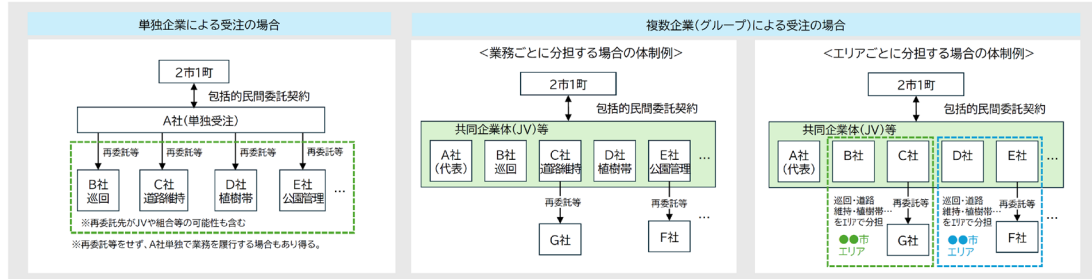
図 3-15 見積作成用の参考資料(1/2)

＜泉大津市・高石市・忠岡町＞ 2市1町における道路・公園分野の包括的民間委託 事業概要書(案)

3

8. 業務実施体制

単独企業又は複数企業でグループ(共同企業体(JV)等)を組成した上で、共同受注いただくことを想定しています。  
 単独企業による受注の場合は、単独企業がすべての業務を履行する場合や、地域内事業者等を含む企業へ再委託等することにより業務を履行する場合を考えています。  
 複数企業でグループを組成して受注する場合は、代表企業が統括管理業務を担い、構成企業が巡回・道路維持・植樹帯管理…の業務を分担して履行することを考えています。なお、グループ内での役割分担は、民間事業者が自由に提案できるものとし、例えば、巡回、道路維持管理、コールセンター、植樹帯管理、公園等管理…のように業務単位ごとに分担する場合や、泉大津市・高石市・忠岡町…のようにエリアごとに業務分担する場合など、様々なパターンを考えています。



9. ロードマップ

令和8年度～令和9年度にかけて実施予定の「2市1町道路・公園包括」を試行業務と位置づけ、事業効果等の検証を行いながら、令和10年度以降、広域包括の本格導入へとステップアップすることを想定しています。

分野	準備段階	広域包括の試行	広域包括の本格導入	予防保全への転換
(範囲設定の視点)	R6 R7	R8	R9 R10 R11~15	R16~
公園	事業検討	泉大津市公園包括 各市町高木剪定・樹木管理 各市町遊具点検・修繕	2市1町道路・公園包括 窓口・巡回・応急対応 維持修繕工事 除草・高挿 樹木管理 照明管理 安全施設管理 路面清掃 遊具点検・修繕	2市1町道路・公園包括 窓口・巡回・応急対応 維持修繕工事 除草・高挿 樹木管理 照明管理 安全施設管理 路面清掃 遊具点検・修繕 舗装更新
道路	事業検討	2市1町道路・公園包括<試行> <公園・樹路側> 窓口・巡回・応急対応+パネルバ対応(除草・高挿)+公園等除草 <道路> 窓口・巡回・応急対応+パネルバ対応(除草・高挿)+道路補修等維持工事 照明管理、安全施設管理、路面清掃	2市1町道路・公園包括 窓口・巡回・応急対応 維持修繕工事 除草・高挿 樹木管理 照明管理 安全施設管理 路面清掃 遊具点検・修繕	2市1町道路・公園包括 窓口・巡回・応急対応 維持修繕工事 除草・高挿 樹木管理 照明管理 安全施設管理 路面清掃 遊具点検・修繕 舗装更新

＜泉大津市・高石市・忠岡町＞ 2市1町における道路・公園分野の包括的民間委託 事業概要書(案)

4

10. 参考数量

本業務は、従来職員が担っていた委託業務や統括マネジメントのように新たに発生する業務など、従来は発注されていない業務が含まれます。該当部分の委託にかかる費用規模を把握するため、以下の参考情報(想定数量)をもとに、貴社が想定する事業規模(費用)を算出願います。  
 なお、調査の対象業務は本業務の対象業務から従来委託・工事として発注されていた業務を除き、事業導入に伴い新たに業務化される内容(以下の業務項目)のみを対象とします。  
 また、コールセンター業務については、受付時間による費用規模の比較を行うため、2パターンの事業規模を算出願います。

＜調査対象業務の参考数量＞

業務項目	実施内容	想定数量など			備考
		泉大津市	高石市	忠岡町	
1) 統括管理業務 (性能規定/総協契約)	・業務計画書作成 ・業務報告 ・定例会議の開催 ・モニタリングの実施と報告 ・引継ぎ作業	統括責任者 1人 統括責任者 4時間/週 統括責任者 0.5人/回、1回/月 統括責任者 0.5人/回、1回/月 統括責任者 0.5人/月、6ヵ月			統括管理責任者(業務全体(調査対象・対象外業務含む)のマネジメントを担う責任者)の配置を求める予定。1級土木施工管理技士や技術士等の資格要件を検討。
2) 巡回業務 (性能規定/総協契約)	・巡回計画作成 ・日誌作成 ・定期巡回 ・緊急巡回	<道路> 約390人日/年 ※毎日25km程度	<道路> 約100人日/年 ※毎日15km程度 <公園> 約250人日/年 ※83箇所	<道路> 約100人日/年 ※維持作業時に適宜実施 <公園> 約50人日/年 ※20箇所	
3) コールセンター業務 (性能規定/総協契約)	・市民等からの要望受付	<道路> 約1,500件/年	<道路> 約1,000件/年 <公園> 約400件/年	<道路> 約100件/年 <公園> 約40件/年	受付時間は以下の2パターンでの事業規模を算出願います。 ①8:45～17:30(平日) ②24時間(土日祝含む)
4) 道路維持管理業務 (性能規定/総協契約)	・道路維持作業 ・簡易補修 ・除草・伐採 ・清掃・ごみ処分 ・その他	約600人日/年 約155件/年 — 約165件/年 約50件/年 約370件/年	約780人日/年 約70件/年 約210件/年 — — 約280件/年	約90人日/年 約35件/年 約15件/年 約25件/年 約5件/年 約80件/年	令和5年度実績 令和5年度実績 令和5年度実績 令和5年度実績 令和5年度実績
5) 公園等管理業務 (性能規定/総協契約)	・公園等維持作業 (除草・剪定・清掃・ごみ処分)	—	約440人日/年	約170人日/年	

※業務期間は2年間(24ヵ月)とする。

【参考】調査対象外業務(従来発注業務)の事業規模 ※令和4年度発注実績 実際の発注業務規模・内容とは異なる可能性があります。

※青字:シリアルバーンセンター受注業務

業務項目	泉大津市		高石市		忠岡町	
	従来発注業務	業務規模	従来発注業務	業務規模	従来発注業務	業務規模
4) 道路維持管理業務 (性能規定/総協契約)	・道路補修等維持工事 ・道路等美化清掃作業委託	約5,000万円	・道路維持等常務業務委託 ・市内一円舗装工事	約2,000万円	・道路等保守委託	約1,000万円
5) 公園等管理業務 (性能規定/総協契約)	—	—	・公園等清掃業務委託 ・公園等砂場リフレッシュ業務委託 ・公園便所清掃業務委託 ・公園施設整備清掃管理業務(高砂公園・新公園) ・鴨公園等清掃業務委託	約1,000万円	・公園等保守業務委託 ・忠岡新浜緑地受付事務等業務委託 ・忠岡新浜緑地等保守業務委託	約2,000万円
6) 植樹帯管理業務 (性能規定/総協契約)	—	—	・樹木等維持管理業務委託(9エリア) ・市内一円樹木剪定等業務委託	約4,000万円	・法定外公共物除草等業務委託	約100万円

図 3-16 見積作成用の参考資料(2/2)



### 3-1-5 民間事業者との勉強会・対話

#### (1) 道路・公園分野に関する勉強会・対話

##### ① 勉強会・対話スケジュールの検討

道路・公園分野においては、道路・公園等の包括的民間委託や類似業務の受託実績やノウハウを有する事業者を対象に、事業スキーム案（事業範囲、対象施設、要求水準の考え方等）に対する意見を受け付け、妥当性の確認を行うための対話を実施した。

対話は2回に分けて実施した。実施スケジュールを以下に示す。

表 3-3 2 実績を有する事業者への対話スケジュール（第1回）

令和7年度		7月				8月				9月				10月			11月						
		7~	14~	21~	28~	4~	11~	18~	25~	1~	8~	15~	22~	29~	6~	13~	20~	27~	3~	10~	17~	24~	
実績を有する事業者へのヒアリング①	事業者の選定 対話資料の作成			■	■	■	■	■	■														
	声掛け・日程調整					■	■	■	■	■													
	対話の実施									■	■	■	■										
	参考見積を依頼										■	■	■	■									

表 3-3 3 実績を有する事業者への対話スケジュール（第2回）

令和7年度		11月				12月				1月				2月				3月					
		3~	10~	17~	24~	1~	8~	15~	22~	5~	12~	19~	26~	2~	9~	16~	23~	2~	9~	16~	23~	30~	
事業範囲・手法等の検討			■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
実績を有する事業者へのヒアリング②	対話資料の作成 ※ 事業スキーム（案）									■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	
	声掛け・日程調整												■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	
	対話の実施																			■	■	■	
	結果取りまとめ																					■	■

##### ② 対話の実施概要

第1回及び第2回の対話の実施概要を下表に示す。

第1回対話以降の検討において事業範囲を限定したスモールスタートの可能性が生じたことから、第2回対話ではスモールスタート案を提示し、参画意欲等を確認することを目的に対話を実施した。

表 3-3 4 対話の実施概要

項目	第1回	第2回
目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2市1町における群マネの取組、方向性の提示</li> <li>・ 事業スキーム案に対する意見を受け付け、妥当性を確認、スキームの精査を行う</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第1回対話意見への対応方針の共有、検討状況の共有</li> <li>・ スモールスタート案に関する意見聴取を行い、参画意欲等を確認</li> </ul>
対象事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 道路包括等の実績やノウハウを有する事業者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 同左</li> </ul>
実施時期	令和7年8月29日～30日	令和8年2月19日、25日
周知方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 電話又はメールにて担当者に声掛け</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 同左</li> </ul>
実施方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 実施の承諾を得られた事業者と対面（又はWEB会議）でヒアリング、意見交換を実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 実施の承諾を得られた事業者とWEB会議でヒアリング、意見交換を実施</li> </ul>
対話資料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 依頼文（対話の主旨・日程等）</li> <li>・ 事業概要書（事業目的、事業範囲等）</li> <li>・ 調査票（質問事項を予め整理・共有）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業概要書（スモールスタート案）</li> </ul>
事業概要書の主な内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 維持管理を取り巻く現状整理</li> <li>・ 2市1町における課題解決の方向性（＝包括的民間委託導入の意義・目的）</li> <li>・ 事業範囲（案）</li> <li>・ 事業スキーム（実施体制）のイメージ等</li> <li>・ 事業ロードマップ（案）、事業スケジュールの想定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 同左（スモールスタート案）</li> </ul>
結果の公表	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ なし</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ なし</li> </ul>

### ③ 対話資料の作成

対話の実施にあたり、以下の資料を作成し、事業者に配布した。配布した資料は資料編に示す。

- ・ 依頼文
- ・ 事業概要書（第1回／第2回）
- ・ 調査票

#### ④ 第1回対話の実施結果

第1回対話の事業者の調査票の回答及び対話意見の取りまとめ一覧は、資料編に示す。

#### ⑤ 第2回対話の実施結果

第2回対話の実施結果（議事録）は、資料編に示す。

### (2) 下水道分野に関する勉強会・対話

下水道分野においては、下水道施設等の包括的民間委託の受託実績を有する事業者を対象に、事業スキーム案（事業範囲、対象施設、要求水準の考え方等）に対する意見を受け付け、妥当性の確認を行うための対話を実施した。

対話は3回に分けて実施した。実施日程及び概要を以下に示す。

表 3-35 下水道分野に関する対話スケジュール

回数	日時	主な内容
第1回	令和7年8月1日（金） 15:30～17:00	・業務内容・物価変動対応について ・排水機場の運転管理、人員配置について ・ポンプ場について ・発注方法等について
第2回	令和7年11月20日（木） 9:30～	・排水機場の検討状況、懸案事項について ・高石市下水道P場の検討状況、懸案事項について ・事業スケジュールについて
第3回	令和8年1月28日（水） 15:00～	・概算見積について ・排水機場の取組について

### 3-1-6 2市1町における今後の展開

#### (1) 当面の事業範囲

道路・公園分野においては、持続的な維持管理の遂行や予防保全への転換などを目的に負担を要する窓口・現場対応等の直營業務の委託化や、民間発注による130万円未満の維持対応の包括化を想定していた。一方、窓口・巡回等に関しては委託化に伴う予算調達の難易度や現行職員がいる中での内部合意へのハードルがあり、また、忠岡町に関しては土木課で道路・公園・下水道を一括管理している現状や厳しい内部体制の中での計画的な庁内協議が難しく、第一期に関してはスモールスタートを基本とした限定的な業務範囲を想定した。

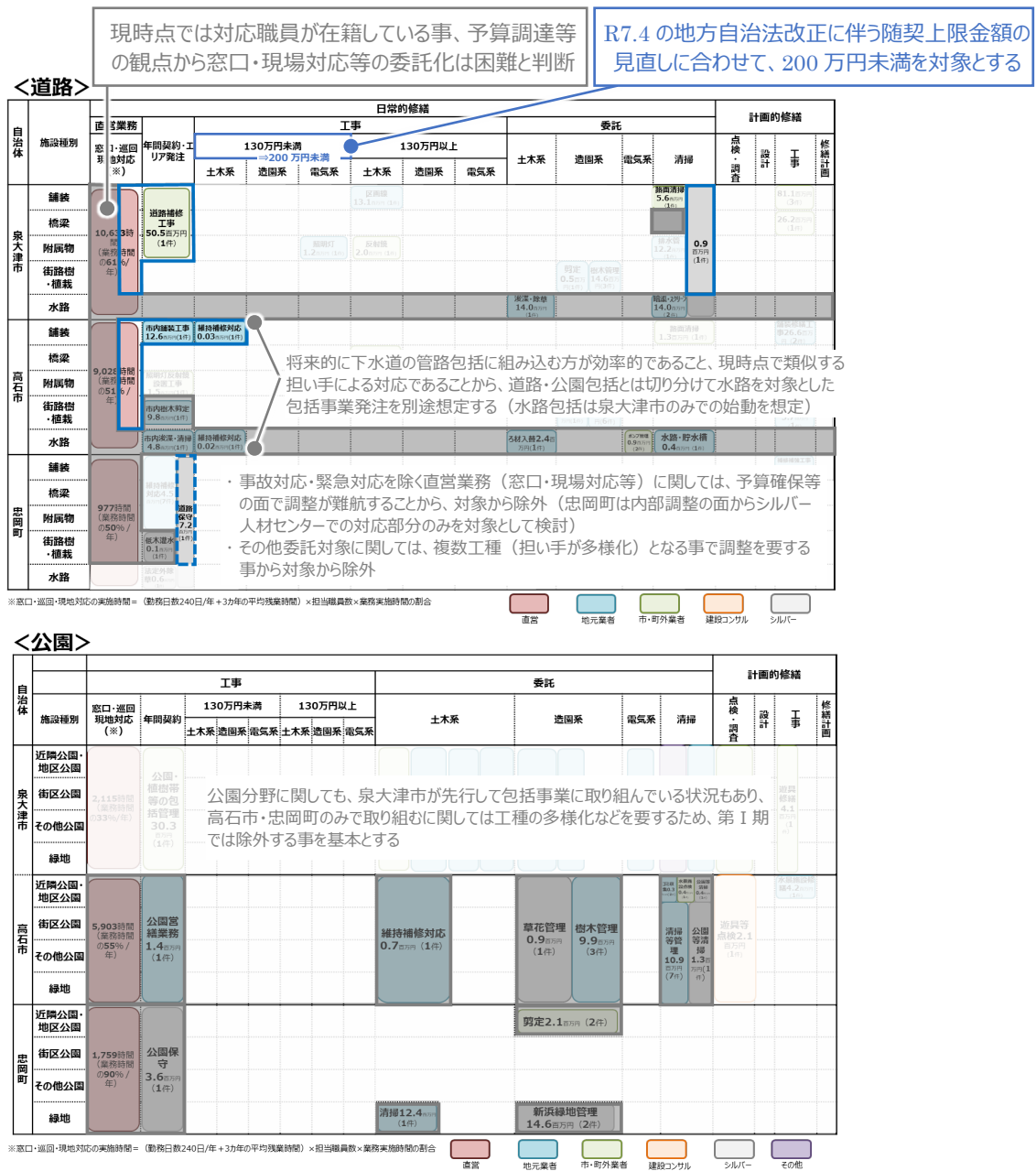


図 3-17 道路・公園分野の事業実施範囲

下水道分野に関しては当初想定する範囲を事業化すると共に、水路事業の包括化を見据えて取組を進める。

<下水道>

自治体	施設種別	窓口・巡回 現地対応(※)	日常的修繕							計画的修繕							
			工事			委託				点検・調査	設計	工事	修繕計画				
			130万円未満	130万円以上		土木系	造園系	電気系	清掃								
泉大津市	ポンプ場	1,380時間 (業務時間の6%/年)	下水道施設包括的運転管理業務委託														
	排水機場・水門																
	管路				維持補修 対応3.4 百万円(1件)	R7.10より包括導入				雨水枡 3.4百万円 (1件)	雨水枡 2.4百万円 (1件)	16.7 百万円 (3件)					
高石市	ポンプ場	4,992時間 (業務時間の29%/年)	維持補修 対応1.2 百万円(1件)					運転管理等 277.3百万円 (2件)	設備保守 4.9百万円 (1件)				4.0百万円 (1件)	19.8 百万円 (1件)	875.3 百万円 (2件)		
	排水機場・水門		維持補修 対応1.9 百万円(6件)	維持補修 対応0.9 百万円(1件)	維持補修 対応0.7 百万円(1件)	固定 0.01 百万円(1件)	点検整備・非常 時対応 0.9百万円 (2件)	設備保守 1.8百万円 (4件)	設備保 守0.3 百万円(3件)			水質 調査					
	管路		維持補修 対応1.6 百万円(1件)								1.0百万円 (1件)	2.4 百万円 (1件)		2.7 百万円 (2件)	33.9 百万円 (2件)		
忠岡町	ポンプ場	586時間 (業務時間の30%/年)			浚渫0.9 百万円 (1件)	その他0.5 百万円 (1件)		運転管理 40.7百万円 (1件)	設備保守 1.8百万円 (1件)	設備保 守0.3 百万円(3件)			2.0百万円 (1件)	4.4 百万円 (2件)	198 百万円 (2件)	0.5 百万円 (1件)	
	排水機場・水門											1.8百 万円 (4件)	水質 調査				
	管路		維持補修 対応1.5 百万円(1件)		維持補修 対応1.6 百万円(6件)	浚渫1.6 百万円 (6件)	除草0.3 百万円 (5件)				0.02 百万円 (1件)	0.01 百万円 (1件)		1.2 百万円 (1件)	0.5 百万円 (1件)	31.4 百万円 (4件)	1.5 百万円 (1件)
	水路									1.4百万円 (4件)							

※窓口・巡回・現地対応の実施時間 = (勤務日数240日/年 + 3カ年の平均残業時間) × 担当職員数 × 業務実施時間の割合

   当面の取組検討範囲（ポンプ場・排水機場）
    当面の取組検討範囲（管路）

図 3-18 下水道分野の事業実施範囲（再掲）

(2) 事業実装のロードマップ

2市1町における道路・公園・下水道分野の今後の事業実装のロードマップを整理した。

道路・公園分野においては、令和9年度～令和10年度にかけて「2市道路包括」を試行業務と位置づけて発注し、事業効果等の検証を行いながら、令和11年度以降に広域包括の本格導入へステップアップすることが考えられる。

下水道分野においては、泉大津市の現行の下水道施設・管路包括及び高石市・忠岡町のポンプ場運転管理業務の契約時期を見据えながら、2市1町の連携に繋げていくことが考えられる。

分野 (範囲設定の視点)	準備段階		広域包括の試行		広域包括の本格導入		予防保全への転換 R15~
	R6	R7	R8	R9	R10	R11~14	
公園	事業検討		<b>泉大津市公園包括 (第1期)</b> 各市町高木剪定・樹木管理 公園遊具群マネ事業 (点検・修繕)		調整	<b>2市1町道路・公園包括 (第1期)</b>	<b>2市1町道路・公園包括</b> 窓口・巡回・応急対応 維持修繕工事 除草・清掃 樹木管理 照明管理 安全施設管理 路面清掃 遊具点検・修繕 + 舗装更新
道路	事業検討		<b>2市道路包括 (試行)</b> 道路維持業務 (シルバー人材センターへ委託) 各市町照明管理・安全施設管理・路面清掃		<b>2市1町下水道管路包括</b> <b>1市1町下水道管路包括</b>	<b>2市1町下水道管路包括</b> <b>2市1町下水道施設・排水機場包括</b>	<b>WPPPの展開</b>
下水道・排水機場	事業検討		<b>泉大津市水路包括</b> <b>泉大津市下水道管路包括</b> 浚渫・清掃 管路調査・修繕 <b>泉大津市下水道施設包括</b> 芦田川・王子川排水機場 高石ポンプ場運転管理業務 羽衣ポンプ場運転管理業務 忠岡雨水ポンプ場運転管理業務		<b>2市1町下水道管路包括</b> <b>2市1町下水道施設・排水機場包括</b>	<b>2市1町下水道管路包括</b> <b>2市1町下水道施設・排水機場包括</b>	<b>WPPPの展開</b>

図 3-19 2市1町の事業実装のロードマップ

表 3-36 道路・公園包括の試行業務の公募スケジュール (案)

項目	詳細	R7年度				R8年度・R9年度															
		10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	
事業者選定スケジュール														公告	QA	参加表明	提案締切	提案審査	契約	事業開始	
事業範囲の設定	業務内容、事業規模等 対話①を踏まえた精査	[業務範囲設定]																			
事業手法検討	要求水準、契約手法、契約期間、民間実施体制、リスク分担、モニタリング方法 対話①を踏まえた検討・精査	[事業手法検討]																			
官民対話	実績を有する企業 地元事業者 対話②																				
発注図書作成	実施要領、要求水準書、モニタリング実施要領、様式集、契約書 (案) 契約書 (弁護士依頼)	[発注図書作成]																			
事業費算定	事業費算定根拠資料、事業効果等の整理 見積結果を踏まえた精査	[事業費算定]																			
選定委員会																				第1回	第2回 (審査)

### 3-2 貝塚市・泉南市による公園分野の遊具に関する包括管理業務の業務範囲

本項では、貝塚市・泉南市が共同で取り組む遊具点検の包括発注に向けた支援を実施した。基本的には職員自らが発注に向けた調整・図書の整理・事業者選定などを実施し、各プロセスにおける相談対応・情報提供・資料確認等を実施した。

#### 3-2-1 包括事業化に関わる相談対応・情報提供

公園遊具の包括管理課に向けて、泉州地域で構成する群マネ検討 WG に参加し、各 WG での議論への参加や相談への回答などを適宜実施した。会議は貝塚市・泉南市・泉大津市で構成する幹事会での WG と、泉州 12 市町で開催する全体会議で検討 WG のそれぞれで対応した。

表 3-37 幹事会・全体会議での支援

会議体	幹事会	全体会議	支援内容
2024 年度	—	1 月 24 日	・ 幹事会・全体会議は本業務の契約前から実施しており、検討 WG として継続的に検討を実施
	2 月 9 日	2 月 14 日	
	2 月 29 日	—	
2025 年度	4 月 9 日	4 月 18 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各月（議会を要さない月での開催が基本）で開催された幹事会・全体会議での検討 WG に参加</li> <li>・ 公園分野での検討 WG において包括管理における発注方法の検討、発注図書・協定書等の準備、スケジュール調整等に関わる議論を実施</li> <li>・ 公園分野の遊具点検などを有する包括事業の先行事例などを対象に、発注図書等の参考情報を提供</li> </ul>
	5 月 16 日	5 月 30 日	
	6 月 26 日	7 月 25 日	
	7 月 11 日	—	
	8 月 22 日	8 月 29 日	
	10 月 3 日	10 月 31 日	
	—	11 月 28 日	
	1 月 10 日	1 月 30 日	
	2 月 21 日	2 月 27 日	
	4 月 16 日	4 月 24 日	
	—	5 月 22 日	
	7 月 8 日	7 月 31 日	
	8 月 14 日	8 月 28 日	
	9 月 29 日	10 月 30 日	
	11 月 19 日	11 月 27 日	
—	12 月 25 日		
1 月 13 日	1 月 29 日		
2 月 16 日	2 月 26 日		

#### 3-2-2 発注図書等の確認

庁内で作成された遊具点検の包括事業に関する協定書・特記仕様書等を受領し、内容に関する確認等を行った。確認を行った関連図書については参考資料に示す。

## 4. 事業効果を最大化するシステム構想

本項では、泉州 12 市町での連携を促進するためのデータ一元化の構想を図ると共に、具体的な取組を並行することで現実的な計画策定と遂行を進めることとした。システム構想に関しては現行の維持管理課題の解決や情報管理における現状の問題点を洗い出し、その解決に繋がる道筋を検討した。具体的な取組に当たっては、産官学連携で取り組みを進める「ドライブレコーダーを活用した維持管理の研究に関する協定」での検討成果を活用した広域連携の取組の可能性を整理した。

これら結果を踏まえて、今後のデータ一元化に向けたアクションプランを作成した。

### 4-1 一元化システム構想の検討

「官民連携型の事業体制構築」の検討も踏まえ、持続的な維持管理を実現するためには市町間での広域的な連携を図っていくことが求められる。どのような体制を整備して取り組んでいくか明確にしていく必要もあるが、広域的な取組を進めていくにあたっては、12 市町のデータの一元化や統合的なシステム整備が図れるとより効率的な管理に繋がることが考えられる。一方で、相応の予算を要することや具体的な効果が見えなければ実現に向かうのは難しく、ここでは、情報管理に関わる実態や課題を明確にした上で、求められるニーズに応じた理想的なシステム構想を掲げ、実現に向けた課題・ハードルや乗り越えるための方向性等をまとめ、今後の取組方針を明確にすることが必要である。

#### 4-1-1 情報管理方法の実態把握

泉州地域におけるシステム構築に向けて、情報管理の実態や担当職員における取組ニーズを把握するため、アンケート調査により各市町の担当職員が日常業務においてどのような情報管理を行っているか（紙媒体／Excel／システム）等を確認し、実施状況の詳細の分かる資料（システム、マニュアル、データ等）を収集するとともに、より管理実態を深掘りするための一部市町へのヒアリングを実施し、実態及び課題の抽出を図った。

## (1) アンケート調査による情報管理の実態把握

12 市町を対象に情報管理の実態把握を行うため、簡易なアンケート調査を実施した。

### ① 調査概要

下表の調査計画に基づき、アンケート調査を実施した。

表 4-1 調査計画

項目	内容
対象者	泉州 12 市町の道路、公園、下水道担当者
調査内容	① 利用しているシステム名・Excel ファイル名 ② 上記システム・Excel の利用頻度 ③ システム・Excel の負担及び課題
調査時期	令和 7 年 8 月 5 日～令和 7 年 8 月 19 日

調査は、下図の調査票を Excel で用意し、各市町・各分野担当者へ記入を依頼した。業務ごとの情報管理方法や、その使用頻度などを確認することで、市町・分野・業務ごとの特徴を把握し、連携の可能性や共通課題の抽出等に繋げることを目的とした。

◆システム利用状況の調査

①業務項目ごとに利用しているシステム名またはExcelで管理しているファイル名

②上記システム、Excelを利用している頻度

毎日/毎週/毎月/毎年/その他

③システムやExcelで負担や課題となっていること

自由記述

業務分類		業務項目（道路・公園）	①システム名	①Excelファイル名	②利用頻度	③負担・課題	
直営対応	直接業務	巡回		汚水管巡回ファイル	年2回程度		
				雨水管巡回ファイル	年7回程度		
直営対応	直接業務	現場対応	管路台帳システム	吉備・要望管理ファイル	都度		
直営対応	間接業務	受付	管路台帳システム		都度		
直営対応	間接業務	立会・現地確認	管路台帳システム		都度		
直営対応	間接業務	文書管理	文書管理システム		都度利用		
直営対応	間接業務	検査	管路台帳システム		都度		
発注対応	日常的修繕	浚渫	管路維持管理情報システム		毎年		
発注対応	日常的修繕	維持補修対応	管路維持管理情報システム		毎年		
			設備台帳システム		毎年		
発注対応	日常的修繕	施設応急対応	管路維持管理情報システム		毎年		
			設備台帳システム		毎年		
発注対応	日常的修繕	設備保守	設備台帳システム		毎日		
発注対応	計画的修繕	点検・診断・調査	構築システム		都度		
			管路維持管理情報システム		毎年		
発注対応	計画的修繕	補修・補強設計	構築システム		都度		
発注対応	計画的修繕	更新設計	構築システム		都度		
発注対応	計画的修繕	補修・補強工事	構築システム		都度		
			管路維持管理情報システム		毎年		
			設備台帳システム		毎年		
			構築システム		都度		
発注対応	計画的修繕	更新工事	管路維持管理情報システム		毎年		
			設備台帳システム		毎年		
			構築システム		都度		
発注対応	計画的修繕	修繕計画策定	構築システム		都度		
直営対応	直接業務	巡回					
		現場対応					
		その他					
	間接業務	受付					
		立会・現地確認					
		実施判断					
		文書管理					
		委託・工事監理					
		検査					
		発注等対応					
発注対応	日常的修繕	除草					
		浚渫					
		清掃					
		維持補修対応					
		施設応急対応					
		樹木管理					
		照明管理					
		設備保守					
		その他					
		計画的修繕	点検・診断・調査				
	補修・補強設計						
	更新設計						
	補修・補強工事						
	更新工事						
	修繕計画策定						

図 4-1 アンケート調査票

② 調査結果

分野ごとに収集したアンケート結果を対象に、各市町横並びで調査結果を整理した。

a. アンケート結果の取りまとめ

泉州 12 市町に対して実施した各担当課へのシステム・Excel 等の利用に関するアンケート結果を取りまとめた。現状システムや Excel のデータ利活用において、GIS 連携や紙資料による管理などの負担はあるものの、大きな負担や課題は顕在化していないことが分かった。一方で、分野は異なるが一連の維持管理対応を行う中で、各市町がそれぞれに取組や改善を行っている。Excel リストが多く活用されている業務領域では Excel リストによる管理を行うことで業務負担を標準化することができる。各市町独自のシステムや同じ業務共通のシステムの活用による負担軽減が可能となる。

表 4-2 アンケート結果の取りまとめ

全体の課題	既存システム、Excel等に抜本的課題や喫緊の対応は見られない	LOGO フォーム利用	窓口要望対応を電子申請システム (ワライ手続き) で負担軽減	データ連携・数字：業務量調査の結果（全業務合計100） ｼ:ｼｽﾃﾑ活用、E:Excel台帳等活用										
共通のシステムを活用 台帳管理やデータ整理には台帳システムや積算システムを複数の市町で活用している	<b>道路</b>	泉州大津市	高石市	忠岡町	和泉市	岸和田市	貝塚市	泉佐野市	泉南市	阪南市	熊取町	田尻町	岬町	平均
	巡回	18	E 4	E 5	E 11	4	3	4	1	E 6	E 1	E 5	E 0	5
	維持作業	13	E 20	E 30	E 15	7	ｼE 19	ｼ 32	10	E 20	E 4	E 10	E 10	16
	窓口対応	16	11	E 10	ｼ 14	15	ｼE 3	ｼ 9	18	E 17	E 5	E 18	E 2	12
	要望対応	0	0	E 0	ｼ 8	0	0	ｼ 0	0	E 0	E 7	E 15	E 13	4
	現地確認・実施判断	14	16	E 5	ｼ 8	18	ｼE 10	ｼ 3	4	E 8	E 6	E 8	E 5	9
	委託・工事の監理	10	7	ｼ 10	ｼ 5	23	31	10	6	9	E 12	E 5	1	11
	検収・支払	3	9	0	5	9	2	6	7	3	E 4	E 5	1	5
	発注・契約手続き	3	ｼ 7	ｼ 10	ｼ 5	14	ｼ 4	ｼ 8	ｼE 3	11	E 16	ｼ 8	ｼE 16	9
	点検計画・修繕計画	ｼ 1	ｼ 4	5	ｼ 3	ｼ 4	ｼ 1	ｼ 0	ｼ 3	ｼ 3	ｼ 5	ｼE 3	ｼ 2	3
	台帳管理・データ整理	ｼ 1	ｼ 2	ｼ 5	ｼ 11	4	ｼ 2	ｼ 2	ｼ 6	ｼ 3	ｼ 0	E 3	ｼ 2	3
	開発協議	4	ｼ 1	10	4	3	4	0	12	4	E 0	E 8	48	8
	設備申請・検査	ｼ 2	ｼ 0	0	0	0	3	0	ｼE 7	E 0	0	E 0	0	1
	申請受理対応	10	E 6	E 10	5	0	9	0	23	6	E 0	0	E 0	6
その他事務	3	13	0	8	0	5	25	0	10	38	15	0	10	
Excelリストによる管理 Excelリストで業務情報を一連で管理することでの業務負担が平準化が図れている	<b>公園</b>	泉州大津市	高石市	忠岡町	和泉市	岸和田市	貝塚市	泉佐野市	泉南市	阪南市	熊取町	田尻町	岬町	平均
	巡回	2	19	E 20	3	E 20	10	E 5	6	E 18	E 0	E 8	10	10
	維持作業	11	12	E 40	6	E 16	12	E 4	26	E 23	E 7	E 15	41	18
	窓口対応	E 0	E 3	0	ｼ 6	E 20	E 13	15	7	E 24	E 7	E 8	8	9
	要望対応	E 10	E 0	0	ｼ 10	E 0	E 0	0	0	E 0	E 9	E 0	1	2
	現地確認・実施判断	10	21	E 30	8	E 20	12	3	4	E 9	E 7	E 10	3	11
	発注・契約手続き	6	E 7	ｼ 5	ｼ 10	E 10	11	5	9	7	E 17	E 15	5	9
	検収・支払	4	E 6	5	7	E 5	8	5	14	4	E 7	E 10	5	7
	委託・工事の監理	6	E 8	ｼ 0	ｼ 15	E 5	ｼ 6	6	3	9	E 12	ｼ 13	14	8
	点検計画・修繕計画	ｼ 4	ｼE 3	0	ｼE 5	1	ｼE 3	ｼ 0	E 4	ｼ 2	ｼ 4	ｼE 13	4	4
	台帳管理・データ整理	ｼ 4	ｼ 1	ｼ 0	ｼ 5	E 1	ｼ 8	0	ｼ 5	ｼ 1	ｼ 0	E 7	ｼ 3	3
	開発協議	4	0	0	5	E 2	E 5	0	E 2	E 3	0	E 0	0	2
	排水設備申請・検査	0	0	E 0	0	E 0	E 2	0	0	E 0	ｼ 0	E 0	0	0
	申請受理対応	13	0	E 0	3	E 0	3	E 0	7	E 0	E 0	E 0	7	3
その他事務	26	19	0	17	0	9	58	13	0	30	0	0	14	
下水道・管路台帳システムの活用 多くの自治体で台帳システムによる業務負担低減がみられる 市町独自管路台帳システムの導入（せせらいん・GIS） 業務負担の均一化	<b>下水道</b>	泉州大津市	高石市	忠岡町	和泉市	岸和田市	貝塚市	泉佐野市	泉南市	阪南市	熊取町	田尻町	岬町	平均
	巡回	0	ｼ 5	E 5	E 1	E 6	E 6	ｼE 0	2	0	E 2	E 5	0	3
	維持作業	ｼ 5	ｼ 9	E 10	E 10	E 1	ｼE 13	ｼE 10	ｼE 5	ｼ 15	ｼE 4	E 20	15	10
	窓口対応	ｼ 0	E 0	0	E 0	E 1	ｼ 0	ｼE 0	ｼE 0	ｼE 8	ｼE 0	E 5	0	1
	要望対応	ｼ 1	E 8	5	E 25	E 13	ｼ 6	ｼE 10	ｼE 8	ｼE 4	ｼE 4	E 5	5	8
	現地確認・実施判断	ｼ 1	E 7	E 10	E 4	E 6	ｼ 5	ｼ 10	ｼE 8	ｼ 5	ｼE 0	E 5	5	5
	発注・契約手続き	ｼ 1	E 4	ｼ 20	E 4	E 12	8	ｼ 10	ｼ 5	E 5	E 1	E 10	20	8
	検収・支払	ｼ 2	E 11	20	E 23	E 13	ｼ 14	ｼE 10	ｼ 5	E 12	E 1	E 15	20	12
	委託・工事の監理	ｼ 4	E 0	ｼ 5	ｼE 8	ｼ 6	7	ｼ 5	3	E 13	E 0	ｼ 5	10	5
	点検計画・修繕計画	ｼ 1	ｼ 3	ｼE 5	ｼE 1	ｼE 8	ｼ 6	ｼ 10	ｼ 15	ｼE 1	0	ｼE 10	0	5
	台帳管理・データ整理	ｼ 7	ｼ 1	ｼ 5	E 2	E 8	ｼ 7	ｼ 5	ｼ 13	ｼ 3	ｼ 1	E 5	ｼ 0	5
	開発協議	ｼ 2	6	5	ｼE 20	E 7	16	5	20	1	E 10	E 10	5	8
	排水設備申請・検査	ｼ 10	E 6	ｼ 5	ｼE 0	ｼE 2	ｼ 5	ｼ 10	8	E 5	2	E 0	ｼ 10	5
	申請受理対応	ｼ 0	ｼ 5	E 5	E 4	E 2	ｼE 8	ｼE 10	ｼE 2	ｼ 3	ｼE 0	E 5	10	4
その他事務	69	13	0	0	17	0	5	2	25	84	0	0	18	
総務係対応	0	23	0	0	0	0	0	5	0	0	0	0	2	

b. 各分野のアンケート結果

イ. 道路分野

道路分野では、積算システムや文書管理システムなどを導入している自治体があり、Excel ファイルは、要望や受付リストを作成しており、直営対応を一気通貫して活用している状況が見られる。

利用頻度は必要に応じて都度利用することが多く、負担・課題については特別なものは見受けられない。

表 4-3 調査結果（道路） 1/2

①システム名													
業務分類	業務項目（道路）	泉大津市	阪南市	高石市	熊取町	泉佐野市	岬町	泉南市	岸和田市	和泉市	貝塚市	忠岡町	田尻町
直営対応	巡回												
	現場対応					LOGOフォーム					防災情報システム（Web）を利用できていない		
	その他												
	受付					LOGOフォーム				苦情要望台帳（Access）	防災情報システム（Web）を利用できていない		
	立会・現地確認					LOGOフォーム				苦情要望台帳（Access）	防災情報システム（Web）を利用できていない		
	実施判断									苦情要望台帳（Access）	防災情報システム（Web）を利用できていない		
	文書管理	文書管理システム	文書管理システム	文書管理システム	電子決裁・文書管理システム	文書管理システム	文書管理システム	文書管理システム		文書管理システム	文書管理システム	文書管理システム	
	委託・工事監理									積算システム		積算システム	
	検査												
	発注等対応			文書管理システム		積算システム・文書管理システム	財務会計システム	統合型GIS		積算システム	積算システム	積算システム	財務会計システム
発注対応	剪定	積算システム	積算システム	積算システム	積算システム	積算システム・文書管理システム			積算システム	積算システム		積算システム	
	除草	積算システム	積算システム	積算システム	積算システム	積算システム・文書管理システム			積算システム	積算システム			
	浚渫	積算システム		積算システム	積算システム	積算システム・文書管理システム				積算システム			
	清掃	積算システム		積算システム	積算システム	積算システム・文書管理システム				積算システム			
	維持補修対応	積算システム		積算システム	積算システム	積算システム・文書管理システム		統合型GIS		積算システム			
	施設応急対応	積算システム		積算システム	積算システム	積算システム・文書管理システム				積算システム			
	樹木管理	積算システム		積算システム	積算システム							積算システム	
	照明管理	積算システム		積算システム	積算システム			統合型GIS		照明灯管理システム			
	設備保守	積算システム		積算システム	積算システム			統合型GIS					
	その他			積算システム									
計画的修繕	点検・診断・調査	積算システム	積算システム	積算システム	積算システム	積算システム	積算システム	積算システム	積算システム	大阪府都市基盤施設維持管理データベースシステム	積算システム		積算システム
	補修・補強設計	積算システム	積算システム	積算システム	積算システム	積算システム	積算システム	積算システム	積算システム	積算システム	積算システム		積算システム
	更新設計	積算システム	積算システム	積算システム	積算システム	積算システム	積算システム	積算システム	積算システム	積算システム	積算システム	積算システム	積算システム
	補修・補強工事	積算システム	積算システム	積算システム	積算システム	積算システム	積算システム	積算システム	積算システム	積算システム	積算システム	積算システム	積算システム
	更新工事	積算システム	積算システム	積算システム	積算システム	積算システム	積算システム	積算システム	積算システム	積算システム	積算システム	積算システム	積算システム
	修繕計画策定	積算システム	積算システム	積算システム	積算システム	積算システム	積算システム	積算システム	積算システム	積算システム	大阪府都市基盤施設維持管理データベースシステム		積算システム

①Excelファイル名													
業務分類	業務項目（道路）	泉大津市	阪南市	高石市	熊取町	泉佐野市	岬町	泉南市	岸和田市	和泉市	貝塚市	忠岡町	田尻町
直営対応	巡回		業務報告書	苦情受付簿リスト	パトロール報告書		要望一覧表			パトロール日報集計表		苦情受付簿	苦情要望関係ファイル
	現場対応		業務報告書	苦情受付簿リスト	要望苦情処理簿		要望一覧表			パトロール日報集計表	苦情受付簿リスト	苦情受付簿	苦情要望関係ファイル
	その他			苦情受付簿リスト	要望苦情処理簿		要望一覧表					苦情受付簿	
	受付		現場確認表		要望苦情処理簿		要望一覧表他				苦情受付簿リスト	苦情受付簿	苦情要望関係ファイル
	立会・現地確認		現場確認表		要望苦情処理簿		要望一覧表他				苦情受付簿リスト	苦情受付簿	苦情要望関係ファイル
	実施判断				要望苦情処理簿						苦情受付簿リスト		苦情要望関係ファイル
	文書管理												苦情要望関係ファイル
	委託・工事監理				要望苦情処理簿								各簿冊ファイル
	検査				要望苦情処理簿								各簿冊ファイル
	発注等対応				要望苦情処理簿		発注一覧表	苦情・要望台帳					
発注対応	剪定										苦情受付簿リスト		各簿冊ファイル
	除草										苦情受付簿リスト	苦情受付簿	各簿冊ファイル
	浚渫		現場確認表								苦情受付簿リスト	苦情受付簿	各簿冊ファイル
	清掃		現場確認表								苦情受付簿リスト	苦情受付簿	各簿冊ファイル
	維持補修対応		現場確認表					苦情・要望台帳			苦情受付簿リスト	苦情受付簿	各簿冊ファイル
	施設応急対応		現場確認表								苦情受付簿リスト	苦情受付簿	各簿冊ファイル
	樹木管理		現場確認表								苦情受付簿リスト	苦情受付簿	各簿冊ファイル
	照明管理		現場確認表					苦情・要望台帳				苦情受付簿	各簿冊ファイル
	設備保守		現場確認表					苦情・要望台帳					各簿冊ファイル
	その他				要望苦情処理簿								各簿冊ファイル
計画的修繕	点検・診断・調査												各簿冊ファイル
	補修・補強設計												各簿冊ファイル
	更新設計												各簿冊ファイル
	補修・補強工事												各簿冊ファイル
	更新工事												各簿冊ファイル
修繕計画策定												各簿冊ファイル	

表 4-4 調査結果 (道路) 2/2

		②利用頻度											
業務分類	業務項目 (道路)	泉大津市	阪南市	高石市	熊取町	泉佐野市	岬町	泉南市	岸和田市	和泉市	貝塚市	忠岡町	田尻町
直営対応	直接業務												
	巡回		都度利用	毎日	都度利用		毎日			毎日		都度	都度利用
	現場対応		都度利用	毎日	都度利用	都度利用	毎日			毎日	毎日	都度	都度利用
	その他			毎日	都度利用	都度利用	毎日					都度	
	受付		都度利用		都度利用	都度利用	毎日			都度利用	毎日	都度	都度利用
	立会・現地確認		都度利用		都度利用	都度利用	毎日			都度利用	毎日	都度	都度利用
	実施判断				都度利用					都度利用	毎日		都度利用
	文書管理	都度利用	都度利用		都度利用	都度利用	毎日	都度利用		都度利用	毎日	都度	都度利用
	委託・工事監理				都度利用					都度利用		都度	都度利用
発注対応	間接業務				都度利用								都度利用
	検査				都度利用								都度利用
	発注等対応				都度利用	都度利用	都度利用	都度利用	都度利用	都度利用	都度利用	都度	都度利用
	剪定	都度利用	都度利用	都度利用	都度利用	都度利用			都度利用	都度利用	毎日	都度	都度利用
	除草	都度利用	都度利用	都度利用	都度利用	都度利用			都度利用	都度利用	毎日	都度	都度利用
	浚渫	都度利用	都度利用	都度利用	都度利用	都度利用				都度利用	毎日	都度	都度利用
	清掃	都度利用	都度利用	都度利用	都度利用	都度利用				都度利用	毎日	都度	都度利用
	維持補修対応	都度利用	都度利用	都度利用	都度利用	都度利用		都度利用	都度利用	都度利用	毎日	都度	都度利用
	施設応急対応	都度利用	都度利用	都度利用	都度利用	都度利用				都度利用	毎日	都度	都度利用
計画的修繕	樹木管理	都度利用	都度利用	都度利用	都度利用							都度	都度利用
	照明管理	都度利用	都度利用	都度利用	都度利用			都度利用		都度利用		都度	都度利用
	設備保守	都度利用	都度利用	都度利用	都度利用			都度利用					都度利用
	その他			都度利用	都度利用								都度利用
	点検・診断・調査	都度利用	都度利用	都度利用	都度利用	都度利用	都度利用	都度利用	都度利用	都度利用	都度利用	都度	都度利用
	補修・補強設計	都度利用	都度利用	都度利用	都度利用	都度利用	都度利用	都度利用	都度利用	都度利用	都度利用	都度	都度利用
	更新設計	都度利用	都度利用	都度利用	都度利用	都度利用	都度利用	都度利用	都度利用	都度利用	都度利用	都度	都度利用
	補修・補強工事	都度利用	都度利用	都度利用	都度利用	都度利用	都度利用	都度利用	都度利用	都度利用	都度利用	都度	都度利用
	更新工事	都度利用	都度利用	都度利用	都度利用	都度利用	都度利用	都度利用	都度利用	都度利用	都度利用	都度	都度利用
修繕計画策定	都度利用	都度利用	都度利用	都度利用	都度利用	都度利用	都度利用	都度利用	都度利用	都度利用	都度	都度利用	

		③負担・課題												
業務分類	業務項目 (道路)	泉大津市	阪南市	高石市	熊取町	泉佐野市	岬町	泉南市	岸和田市	和泉市	貝塚市	忠岡町	田尻町	
直営対応	直接業務					管理・担当人員の不足			別ソフトを活用			Excelのみ		
	巡回													
	現場対応								別ソフトを活用		GISとの連携ができていない	Excelのみ		
	その他								別ソフトを活用			Excelのみ		
	発注対応	間接業務								別ソフトを活用		GISとの連携ができていない ※苦情受付については 苦情受付簿リスト、道路 占用・承認についてもエ クセルで管理していま す。	Excelのみ	GISとの連携ができていない
		受付												
		立会・現地確認								別ソフトを活用		GISとの連携ができていない	Excelのみ	GISとの連携ができていない
		実施判断								別ソフトを活用		GISとの連携ができていない		
		文書管理								別ソフトを活用				
委託・工事監理									別ソフトを活用					
検査									別ソフトを活用					
発注等対応									別ソフトを活用					
計画的修繕		間接業務												
	剪定													
	除草											Excelのみ		
	浚渫								別ソフトを活用			Excelのみ		
	清掃								別ソフトを活用			Excelのみ		
	維持補修対応								別ソフトを活用			Excelのみ		
	施設応急対応								別ソフトを活用			Excelのみ		
	樹木管理							管理・担当人員の不足	別ソフトを活用					
	照明管理							管理・担当人員の不足	別ソフトを活用			Excelのみ		
計画的修繕	設備保守							管理・担当人員の不足	別ソフトを活用					
	その他							管理・担当人員の不足	別ソフトを活用					
	点検・診断・調査							管理・担当人員の不足						
	補修・補強設計							管理・担当人員の不足						
	更新設計							管理・担当人員の不足						
	補修・補強工事							管理・担当人員の不足						
更新工事							管理・担当人員の不足							
修繕計画策定							管理・担当人員の不足							

ロ. 公園

公園の維持管理では、積算システムや文書管理システムなどを活用している自治体が見られるが、その他のシステムやExcel を活用していない自治体も見られる。

利用頻度についても必要に応じて都度利用している。負担や課題は現時点では顕在化しておらず、GIS との連携ができていないことや人手不足といったものが挙げられている。

表 4-5 調査結果（公園） 1/2

①システム名		みさき公園は指定管理業者にて実施しています。															
業務分類	業務項目	泉大津市	阪南市	高石市	熊取町	泉佐野市	岬町4担当合計	【岬町】（公園） 観光推進担当・み さき公園	【岬町】（公園） 子育て支援課	【岬町】（公園） 企画地方創生担 当・いきいきパーク	泉南市	岸和田市	和泉市	貝塚市	忠岡町	田尻町	
直 接 業 務	巡回																
	現場対応																
	その他																
	受付												要望苦情処理簿				
	立会・現地確認																
	実施判断																
	文書管理	文章管理システム	文書管理システム	文書管理システム	電子決裁・文書管理システム		文書管理システム			文書管理システム	文書管理システム			文書管理システム	文書管理システム	文書管理システム	文書管理システム
	委託・工事監理													積算システム		積算システム	
	検査																
	発注等対応													積算システム	財務会計システム	積算システム	財務会計システム
間 接 業 務	剪定	積算システム	積算システム	積算システム	積算システム	積算システム											積算システム
	除草		積算システム	積算システム	積算システム	積算システム											
	浚渫				積算システム	積算システム											
	清掃				積算システム	積算システム											
	維持補修対応	積算システム			積算システム												
	施設応急対応	積算システム			積算システム												
	樹木管理	積算システム			積算システム											積算システム	
	照明管理				積算システム												
	設備保守																
	その他																
計 画 的 修 繕	点検・診断・調査	積算システム	積算システム	積算システム	積算システム	積算システム							積算システム	積算システム			積算システム
	補修・補強設計	積算システム	積算システム	積算システム	積算システム						積算システム	積算システム	積算システム	積算システム			積算システム
	更新設計	積算システム	積算システム	積算システム	積算システム						積算システム	積算システム	積算システム	積算システム	積算システム		積算システム
	補修・補強工事	積算システム	積算システム	積算システム	積算システム						積算システム	積算システム	積算システム	積算システム	積算システム	積算システム	積算システム
	更新工事	積算システム	積算システム	積算システム	積算システム						積算システム	積算システム	積算システム	積算システム	積算システム	積算システム	積算システム
	修繕計画策定	積算システム	積算システム		積算システム									積算システム	積算システム		積算システム
①Excelファイル名																	
業務分類	業務項目	泉大津市	阪南市	高石市	熊取町	泉佐野市	岬町4担当合計	【岬町】（公園） 観光推進担当・み さき公園	【岬町】（公園） 子育て支援課	【岬町】（公園） 企画地方創生担 当・いきいきパーク	泉南市	岸和田市	和泉市	貝塚市	忠岡町	田尻町	
直 接 業 務	巡回		業務報告書		パトロール報告書	苦情受付簿							公園処理カード			苦情受付簿	公園等点検表
	現場対応		業務報告書			要望苦情処理簿	苦情受付簿						公園処理カード			苦情受付簿	苦情要望関係ファイル
	その他					要望苦情処理簿							公園処理カード			苦情受付簿	
	受付	令和●年度苦情・事 件処理簿	現場確認表	苦情処理簿	要望苦情処理簿								公園処理カード		苦情受付簿		苦情要望関係ファイル
	立会・現地確認		現場確認表		要望苦情処理簿								公園処理カード			苦情受付簿	苦情要望関係ファイル
	実施判断				要望苦情処理簿								公園処理カード			苦情受付簿	苦情要望関係ファイル
	文書管理												公園処理カード				苦情要望関係ファイル
	委託・工事監理			入札関係簿	要望苦情処理簿								公園処理カード				各簿冊ファイル
	検査			入札関係簿	要望苦情処理簿								公園処理カード				各簿冊ファイル
	発注等対応			入札関係簿	要望苦情処理簿								公園処理カード				
間 接 業 務	剪定			伐木、剪定時重量計 算システム							要望受付簿	公園処理カード		委託契約簿			各簿冊ファイル
	除草			伐木、剪定時重量計 算システム							要望受付簿	公園処理カード		管理簿	苦情受付簿		各簿冊ファイル
	浚渫		現場確認表	入札関係簿								公園処理カード			苦情受付簿		各簿冊ファイル
	清掃		現場確認表	入札関係簿								公園処理カード		管理簿	苦情受付簿		各簿冊ファイル
	維持補修対応		現場確認表	修繕簿						要望受付簿		公園処理カード		修繕簿	苦情受付簿		各簿冊ファイル
	施設応急対応		現場確認表	修繕簿								公園処理カード		修繕簿	苦情受付簿		各簿冊ファイル
	樹木管理		現場確認表									公園処理カード		委託契約簿			各簿冊ファイル
	照明管理		現場確認表									公園処理カード		管理簿	苦情受付簿		各簿冊ファイル
	設備保守		現場確認表								自家用電気工作物保 安管理業務	公園処理カード		管理簿			各簿冊ファイル
	その他				要望苦情処理簿							公園処理カード					各簿冊ファイル
計 画 的 修 繕	点検・診断・調査			入札関係簿							〇〇〇点検業務委託 など		委託台帳	工事管理簿			各簿冊ファイル
	補修・補強設計			入札関係簿									委託台帳	工事管理簿			各簿冊ファイル
	更新設計			入札関係簿									委託台帳	工事管理簿			各簿冊ファイル
	補修・補強工事			入札関係簿									工事台帳	工事管理簿			各簿冊ファイル
	更新工事			入札関係簿									工事台帳	工事管理簿			各簿冊ファイル
	修繕計画策定			入札関係簿									委託台帳	工事管理簿			各簿冊ファイル

表 4-6 調査結果（公園） 2 / 2

◎利用頻度		泉大津市	阪南市	高石市	熊取町	泉佐野市	岬町4担当合計	【岬町】（公園） 観光推進担当・み さき公園	【岬町】（公園） 子育て支援課	【岬町】（公園） 企画地方創生担 当・いきいきパーク	泉南市	岸和田市	和泉市	貝塚市	忠岡町	田尻町	
直営対応	直 接 業	巡回		都度利用	都度利用	都度利用						都度利用			都度	都度利用	
		現場対応		都度利用		都度利用	都度利用						都度利用			都度	都度利用
		その他				都度利用							都度利用			都度	
	間 接 業 務	受付	都度利用	都度利用	都度利用	都度利用							都度利用	都度利用	都度利用		都度利用
		立会・現地確認		都度利用		都度利用							都度利用			都度	都度利用
		実施判断				都度利用							都度利用			都度	都度利用
		文書管理	都度利用	都度利用	都度利用	都度利用		都度利用			都度利用	都度利用	都度利用	都度利用	都度利用	都度	都度利用
		委託・工事監理				都度利用							都度利用	都度利用		都度	都度利用
		検査				都度利用							都度利用				都度利用
	発注対応	日 常 的 修 繕	発注等対応	都度利用	都度利用	都度利用	都度利用						都度利用	都度利用	都度利用	都度	都度利用
			剪定	都度利用	都度利用	都度利用	都度利用					都度利用	都度利用	都度利用	都度利用	都度	都度利用
			除草		都度利用	都度利用	都度利用						都度利用	都度利用		都度	都度利用
浚渫				都度利用		都度利用							都度利用			都度	都度利用
清掃				都度利用		都度利用							都度利用			都度	都度利用
維持補修対応			都度利用	都度利用	都度利用	都度利用					都度利用	都度利用	都度利用	都度利用	都度利用	都度	都度利用
施設応急対応			都度利用	都度利用		都度利用							都度利用		都度利用	都度	都度利用
樹木管理			都度利用	都度利用		都度利用							都度利用		都度利用	都度	都度利用
照明管理				都度利用		都度利用							都度利用		都度利用	都度	都度利用
設備保守			都度利用		都度利用						都度利用	都度利用	都度利用	都度利用	都度	都度利用	
計 画 的 修 繕		その他				都度利用							都度利用				都度利用
		点検・診断・調査	都度利用	都度利用	都度利用	都度利用						都度利用		都度利用	都度利用	都度	都度利用
	補修・補強設計	都度利用	都度利用	都度利用	都度利用						都度利用	都度利用	都度利用	都度利用	都度	都度利用	
	更新設計	都度利用	都度利用	都度利用	都度利用						都度利用	都度利用	都度利用	都度利用	都度	都度利用	
	補修・補強工事	都度利用	都度利用	都度利用	都度利用						都度利用	都度利用	都度利用	都度利用	都度	都度利用	
更新工事	都度利用	都度利用	都度利用	都度利用						都度利用	都度利用	都度利用	都度利用	都度	都度利用		
修繕計画策定	都度利用	都度利用		都度利用								都度利用	都度利用	都度	都度利用		

◎負担・課題		泉大津市	阪南市	高石市	熊取町	泉佐野市	岬町4担当合計	【岬町】（公園） 観光推進担当・み さき公園	【岬町】（公園） 子育て支援課	【岬町】（公園） 企画地方創生担 当・いきいきパーク	泉南市	岸和田市	和泉市	貝塚市	忠岡町	田尻町		
直営対応	直 接 業	巡回				人員不足									Excelのみ			
		現場対応				人員不足									Excelのみ			
		その他				人員不足									Excelのみ			
	間 接 業 務	受付			GISと連携していな い								特になし		GISとの連携ができていない		GISとの連携ができていない	
		立会・現地確認											特になし		Excelのみ		GISとの連携ができていない	
		実施判断											特になし		Excelのみ			
		文書管理											特になし					
		委託・工事監理											特になし					
		検査											特になし					
	発注対応	日 常 的 修 繕	発注等対応										特になし					
			剪定											特になし		GISとの連携ができていない		
			除草											特になし		GISとの連携ができていない	Excelのみ	
浚渫													特になし		Excelのみ			
清掃													特になし		GISとの連携ができていない	Excelのみ		
維持補修対応													特になし		GISとの連携ができていない	Excelのみ		
施設応急対応													特になし		GISとの連携ができていない	Excelのみ		
樹木管理													特になし		GISとの連携ができていない			
照明管理													特になし		GISとの連携ができていない	Excelのみ		
設備保守												特になし		GISとの連携ができていない				
計 画 的 修 繕		その他											特になし					
		点検・診断・調査					人員不足						特になし		システムとは別でExcel利用			
	補修・補強設計					人員不足						特になし		システムとは別でExcel利用				
	更新設計					人員不足						特になし		システムとは別でExcel利用				
	補修・補強工事					人員不足						特になし		システムとは別でExcel利用				
更新工事					人員不足						特になし		システムとは別でExcel利用					
修繕計画策定					人員不足						特になし		システムとは別でExcel利用					

ハ. 下水道

下水道では、既に包括民間委託導入に伴うシステムや統合GISなどを導入している自治体も見られる。加えて、要望リストなどを各業務で活用している事例も見られる。

システムは都度利用が多く、必要になれば活用できる状況にある。負担や課題については、多く挙がっておりGISとの連携などが挙げられている。

表 4-7 調査結果（下水道）1/2

①システム名		①Excelファイル名														
業務分類	業務項目（下水道）	泉大津市	阪南市	高石市	熊取町	泉佐野市	岬町	泉南市	岸和田市 2担当分	岸和田市 下水道施設課	岸和田市 下水道河川整備課	和泉市	貝塚市	忠岡町	田尻町	
直接業務	巡回			下水道スマートメンテナンス		管路台帳システム(せせら いん・GIS)										
	現場対応	管路R7より包括的民間委託	下水道台帳システム(維持管理)	下水道台帳システム	業務支援システム	管路台帳システム(せせら いん・GIS)		統合型GIS						管路台帳システム		
	その他	管路台帳システム		下水道スマートメンテナンス												
	受付	管路R7より包括的民間委託	下水道台帳システム(排水設備)		業務支援システム	管路台帳システム(せせら いん・GIS)		統合型GIS						管路台帳システム		
	立会・現地確認	管路R7より包括的民間委託	下水道台帳システム(維持管理)		業務支援システム	管路台帳システム(せせら いん・GIS)		統合型GIS						管路台帳システム		
	実施判断	管路R7より包括的民間委託	下水道台帳システム(維持管理)		業務支援システム			統合型GIS								
	文書管理	管路R7より包括的民間委託	文書管理システム	公開種別	電子決裁・文書管理システム	文書管理システム	文書管理システム	文書管理システム						文書管理システム	文書管理システム	
	委託・工事監理	管路R7より包括的民間委託				積算システム		文書管理システム							積算システム	
	検査	管路R7より包括的民間委託				管路台帳システム(せせら いん・GIS)		文書管理システム						管路台帳システム		
	発注等対応	管路R7より包括的民間委託				積算システム			管路台帳システム/積算システム	管路台帳システム/積算システム	管路台帳システム			積算システム	財務会計システム	
間接業務	除草	R7 管路R5より包括的民間委託				管路台帳システム(せせら いん・GIS)		統合型GIS					管路台帳システム			
	浚渫	R7 管路R5より、管路R7より包括的民間委託	下水道台帳システム(維持管理)	下水道台帳システム		管路台帳システム(せせら いん・GIS)		統合型GIS					管路台帳システム	管路維持管理情報システム		
	清掃	R7 管路R5より、管路R7より包括的民間委託	下水道台帳システム(維持管理)	下水道台帳システム		管路台帳システム(せせら いん・GIS)		統合型GIS					管路台帳システム			
	維持補修対応	R7 管路R5より、管路R7より包括的民間委託		下水道台帳システム		管路台帳システム(せせら いん・GIS)		統合型GIS	設備台帳システム	設備台帳システム			管路台帳システム	管路維持管理情報システム/設備台帳システム		
	施設応急対応	R7 管路R5より、管路R7より包括的民間委託	下水道台帳システム(維持管理)			管路台帳システム(せせら いん・GIS)		統合型GIS	設備台帳システム	設備台帳システム			管路台帳システム	管路維持管理情報システム/設備台帳システム		
	樹木管理	R7 管路R5より包括的民間委託				所管外							管路台帳システム			
	照明管理	R7 管路R5より包括的民間委託				所管外			設備台帳システム	設備台帳システム						
	設備保守	R7 管路R5より、管路R7より包括的民間委託				運転状況調査システム(ILP)	公共土木工事積算システム基II		設備台帳システム	設備台帳システム			管路台帳システム	設備台帳システム	積算システム	
	その他	R7 管路R5より、管路R7より包括的民間委託											管路台帳システム			
	点検・診断・調査	R7 管路R5より、管路R7より包括的民間委託	積算システム	積算システム(Gaia)	積算システム	管路台帳システム(せせら いん・GIS)	公共土木工事積算システム基II	積算システム	設備台帳システム	設備台帳システム	管路台帳システム	管路台帳システム	積算システム/管路維持管理情報システム	積算システム	積算システム	積算システム
補修・補強設計	R7 管路R5より、管路R7より包括的民間委託	積算システム	積算システム(Gaia)	積算システム	管路台帳システム(せせら いん・GIS)		積算システム	積算システム	積算システム	管路台帳システム/積算システム	管路台帳システム	積算システム	積算システム	積算システム	積算システム	
更新設計	R7 管路R5より、管路R7より包括的民間委託	積算システム	積算システム(Gaia)	積算システム	管路台帳システム(せせら いん・GIS)		積算システム	積算システム	積算システム	管路台帳システム/積算システム	管路台帳システム	積算システム	積算システム	積算システム	積算システム	
補修・補強工事	R7 管路R5より、管路R7より包括的民間委託	積算システム	積算システム(Gaia)	積算システム	管路台帳システム(せせら いん・GIS)		積算システム	設備台帳システム、積算システム	設備台帳システム、積算システム	管路台帳システム/積算システム	管路台帳システム	積算システム/管路維持管理情報システム/設備台帳システム	積算システム	積算システム	積算システム	
更新工事	R7 管路R5より、管路R7より包括的民間委託	積算システム/下水道台帳システム(管路)	積算システム(Gaia)	積算システム	管路台帳システム(せせら いん・GIS)	公共土木工事積算システム基II	積算システム	設備台帳システム、積算システム	設備台帳システム、積算システム	管路台帳システム/積算システム	管路台帳システム	積算システム/管路維持管理情報システム/設備台帳システム	積算システム	積算システム	積算システム	
修繕計画策定	R7 管路R5より、管路R7より包括的民間委託	積算システム				管路台帳システム(せせら いん・GIS)		積算システム	設備台帳システム	設備台帳システム	管路台帳システム	無し	積算システム		積算システム	
直接業務	巡回				巡回・点検記録表 ファイル	苦情・要望カード綴				苦情・要望管理ファイル			汚水管巡回ファイル/雨水管巡回ファイル	苦情受付簿	苦情要望関係ファイル	
	現場対応				苦情・要望 一覧表 ファイル	苦情・要望カード綴		苦情・要望内容報告書	苦情・要望管理ファイル	苦情・要望管理ファイル	苦情・要望管理ファイル	対応記録簿	苦情・要望管理ファイル	苦情受付簿	苦情要望関係ファイル	
	その他								苦情・要望管理ファイル	苦情・要望管理ファイル	対応記録簿		苦情受付簿			
	受付		排水設備確認関係	Excel	苦情・要望 一覧表 ファイル	下水道台帳関係簿(紙)		苦情・要望内容報告書	苦情・要望管理ファイル	苦情・要望管理ファイル	対応記録簿			苦情要望関係ファイル		
	立会・現地確認			Excel	苦情・要望 一覧表 ファイル		苦情・要望内容報告書	苦情・要望管理ファイル	苦情・要望管理ファイル	苦情・要望管理ファイル	対応記録簿		苦情受付簿	苦情要望関係ファイル		
	実施判断			Excel	苦情・要望 一覧表 ファイル		苦情・要望内容報告書	苦情・要望管理ファイル	苦情・要望管理ファイル	苦情・要望管理ファイル	下水道架一覧・対応記録簿		苦情受付簿	苦情要望関係ファイル		
	文書管理							苦情・要望管理ファイル	苦情・要望管理ファイル	苦情・要望管理ファイル	下水道架一覧・対応記録簿			苦情要望関係ファイル		
	委託・工事監理		公共下水道工事台帳/公共下水道業務委託台帳	Excel	工事等台帳 ファイル				苦情・要望管理ファイル	苦情・要望管理ファイル	対応記録簿				各簿冊ファイル	
	検査		公共下水道工事台帳/公共下水道業務委託台帳	Excel	工事等台帳 ファイル	開発協議関係書類簿(紙)			苦情・要望管理ファイル	苦情・要望管理ファイル	苦情・要望管理ファイル	下水道架一覧			各簿冊ファイル	
	発注等対応		公共下水道工事台帳/公共下水道業務委託台帳	Excel	工事等台帳 ファイル							下水道架一覧・対応記録簿				
間接業務	除草		管路施設浚渫調査委託			苦情・要望カード綴、シルバークラウド		業務委託業者発注	苦情・要望管理ファイル	苦情・要望管理ファイル	対応記録簿		苦情受付簿	各簿冊ファイル		
	浚渫		管路施設浚渫調査委託			苦情・要望カード綴、シルバークラウド		業務委託業者発注	苦情・要望管理ファイル	苦情・要望管理ファイル	対応記録簿		苦情受付簿	各簿冊ファイル		
	清掃		管路施設浚渫調査委託			苦情・要望カード綴、シルバークラウド		業務委託業者発注	苦情・要望管理ファイル	苦情・要望管理ファイル	対応記録簿		苦情受付簿	各簿冊ファイル		
	維持補修対応		管路施設管繕工事	Excel	工事等台帳 ファイル	苦情・要望カード綴、シルバークラウド			苦情・要望管理ファイル	苦情・要望管理ファイル	対応記録簿		苦情受付簿	各簿冊ファイル		
	施設応急対応		管路施設浚渫調査委託			苦情・要望カード綴、シルバークラウド			苦情・要望管理ファイル	苦情・要望管理ファイル	対応記録簿		苦情受付簿	各簿冊ファイル		
	樹木管理										対応記録簿		苦情受付簿	各簿冊ファイル		
	照明管理										無し		苦情受付簿	各簿冊ファイル		
	設備保守		管路施設浚渫調査委託	Excel	各発注業務のスケジュール				苦情・要望管理ファイル	苦情・要望管理ファイル	対応記録簿			苦情受付簿	各簿冊ファイル	
	その他								苦情・要望管理ファイル	苦情・要望管理ファイル	対応記録簿				各簿冊ファイル	
	点検・診断・調査		公共下水道業務委託台帳		Excel	工事等台帳 ファイル			苦情・要望管理ファイル	苦情・要望管理ファイル	苦情・要望管理ファイル	@CSV作成		苦情受付簿	各簿冊ファイル	
補修・補強設計		公共下水道業務委託台帳						苦情・要望管理ファイル	苦情・要望管理ファイル	苦情・要望管理ファイル	@CSV作成		苦情受付簿	各簿冊ファイル		
更新設計		公共下水道業務委託台帳						苦情・要望管理ファイル	苦情・要望管理ファイル	苦情・要望管理ファイル	@CSV作成		苦情受付簿	各簿冊ファイル		
補修・補強工事		管路施設管繕工事	Excel	各発注業務のスケジュール				苦情・要望管理ファイル	苦情・要望管理ファイル	苦情・要望管理ファイル	@CSV作成		苦情受付簿	各簿冊ファイル		
更新工事		公共下水道業務委託台帳	Excel	各発注業務のスケジュール	Excel	工事等台帳 ファイル		苦情・要望管理ファイル	苦情・要望管理ファイル	苦情・要望管理ファイル	@CSV作成		苦情受付簿	各簿冊ファイル		
修繕計画策定		公共下水道業務委託台帳	Excel	高石ポンプ場修繕計画				苦情・要望管理ファイル	苦情・要望管理ファイル	苦情・要望管理ファイル	無し			各簿冊ファイル		

表 4-8 調査結果（下水道）2/2

		②利用頻度													
業務分類	業務項目（下水道）	泉大津市	阪南市	高石市	熊取町	泉佐野市	岬町	泉南市	岸和田市 2担当分	岸和田市 下水道施設課	岸和田市 下水道河川整備課	和泉市	貝塚市	忠岡町	田尻町
面 管 対 応	巡回	対応業務なし		都度	毎月	都度			都度		都度	年2回程度/年1回程度/都度	年2回程度/年7回程度	都度	都度利用
	現場対応	都度	都度	都度	都度	都度		都度	都度		都度	都度	都度	都度	都度利用
	その他	都度		都度					都度		都度	都度		都度	
	受付	都度	都度	都度	都度	毎日		都度	都度		都度	都度	都度	都度	都度利用
	立会・現地確認	都度	都度	都度	都度	都度		都度	都度		都度	都度	都度	都度	都度利用
	実施判断	都度	都度	都度	都度	都度		都度	都度		都度	都度	都度	都度	都度利用
	文書管理	都度	都度	都度	都度	都度	都度	都度	都度		都度	都度	都度	都度	都度利用
	委託・工事監理	都度	都度	都度	都度	都度	都度	都度	都度		都度	都度	都度	都度	都度利用
	検査	都度	都度	都度	都度	都度	都度	都度	都度		都度	都度	都度	都度	都度利用
	発注等対応	都度	都度	都度	都度	都度	都度	都度	都度		都度	都度	都度	都度	都度利用
発 注 対 応	除草	都度	年1回程度			都度		都度	都度		都度	都度	都度	都度	都度利用
	浚渫	毎年	年3回程度	都度		都度		都度	都度		都度	都度	毎年	都度	都度利用
	清掃	毎年	年3回程度	都度		都度		都度	都度		都度	都度	都度	都度	都度利用
	維持補修対応	毎年	都度	都度	都度	都度		都度	都度		都度	都度	毎年	都度	都度利用
	施設応急対応	毎年	都度			都度		都度	都度		都度	都度	毎年	都度	都度利用
	樹木管理	都度									都度	都度		都度	都度利用
	照明管理	都度									都度	都度		都度	都度利用
	設備保守	毎年	都度	都度		都度	毎年		都度	都度	都度	都度	毎年	都度	都度利用
	その他	毎年							都度	都度	都度	都度		都度	都度利用
	点検・診断・調査	毎年	都度	都度	都度	都度	都度	毎年	都度	都度	都度	都度	都度/毎年	都度	都度利用
計 画 的 修 繕	補修・補強設計	毎年	都度	都度	都度	都度		都度	都度	都度	都度	都度	都度	都度	都度利用
	更新設計	毎年	都度	都度	都度	都度		都度	都度	都度	都度	都度	都度	都度	都度利用
	補修・補強工事	毎年	都度	都度	都度	都度	都度	都度	都度	都度	都度	都度	都度/毎年/毎年	都度	都度利用
	更新工事	毎年	都度	都度	都度	都度	都度	都度	都度	都度	都度	都度	都度/毎年/毎年	都度	都度利用
	修繕計画策定	毎年	都度	都度	都度	都度	都度	都度	都度	毎年	毎年	毎年	都度	都度	都度利用

		③負担・課題													
業務分類	業務項目（下水道）	泉大津市	阪南市	高石市	熊取町	泉佐野市	岬町	泉南市	岸和田市 2担当分	岸和田市 下水道施設課	岸和田市 下水道河川整備課	和泉市	貝塚市	忠岡町	田尻町
面 管 対 応	巡回			管路										Excelのみ	
	現場対応			管路										Excelのみ	
	その他	窓口来庁調査時		管路										Excelのみ	
	受付														GISとの連携ができていない
	立会・現地確認											各工事書類で対応		Excelのみ	GISとの連携ができていない
	実施判断											各工事書類で対応		Excelのみ	
	文書管理						特になし					各工事書類で対応		Excelのみ	
	委託・工事監理											各委託工事書類で対応		Excelのみ	
	検査											各完了報告書・検査調査書で対応			
	発注等対応											各工事書類で対応		Excelのみ	
発 注 対 応	除草			ポンプ場の運転管理にて 対応ポンプ場										Excelのみ	
	浚渫			管路										Excelのみ	
	清掃			管路										Excelのみ	
	維持補修対応			管路										Excelのみ	
	施設応急対応			ポンプ場の運転管理にて 対応ポンプ場										Excelのみ	
	樹木管理			ポンプ場の運転管理にて 対応ポンプ場										Excelのみ	
	照明管理			ポンプ場の運転管理にて 対応ポンプ場										Excelのみ	
	設備保守			ポンプ場										Excelのみ	
	その他													Excelのみ	
	点検・診断・調査			管路											
計 画 的 修 繕	補修・補強設計			管路										Excelのみ	
	更新設計			管路										Excelのみ	
	補修・補強工事			ポンプ場・JS委託/管路										Excelのみ	
	更新工事			ポンプ場・JS委託/管路										Excelのみ	
	修繕計画策定			ポンプ場・JS委託/管路										Excelのみ	

## (2) 幹事市へのヒアリングによる情報管理実態の深掘り調査

アンケート調査だけでは把握しきれない実際の管理状況について、幹事市を対象としたヒアリングにより細かい対応内容や具体的な課題などの確認を行った。

### ① 調査概要

幹事市を対象としたヒアリングの概要を以下に示す。

表 4-9 調査概要

項目	内容
対象者	幹事市（貝塚市、泉大津市、泉南市）の道路、公園、下水道担当者
調査内容	Excel データを使用する上での具体的な課題・改善方策
実施日時	令和7年11月19日（水）10時00分～（群マネWG幹事会）
場所	貝塚市役所6階多目的ホール

## ② 調査結果

分野ごとに、アンケート調査の取りまとめ結果を共有の上、実際にどのような対応を図り、具体的にどのような課題が顕在化しているか確認を行った。

### a. 結果の取りまとめ

後述のヒアリング結果を基に、各分野の確認結果を取りまとめた。

表 4-10 ヒアリング結果の取りまとめ

分野		道路	公園	下水道
対象	貝塚市	都市整備部道路整備課	都市整備部公園緑地課	上下水道部下水道推進課
	泉南市	道路課	住宅公園課・公共施設再編課	下水道課
	泉大津市	土木課	—	下水道課
要望対応		<ul style="list-style-type: none"> <li>• 要望が多く、特に電話対応が膨大（泉南 500 件、貝塚 1,500 件）</li> <li>• <u>要望対応を記録するのが手間</u></li> </ul>		
維持対応			<ul style="list-style-type: none"> <li>• 日常の現場対応を記録・報告が手作業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• <u>現場でチェック事項を記録してPCに入力が手間</u></li> </ul>
記録		<ul style="list-style-type: none"> <li>• <u>要望・対応内容を個別で管理</u></li> <li>• 要望リストを Excel で共有管理</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• <u>台帳など紙での管理が多く、スキャンしきれない</u></li> <li>• <u>台帳と現場の状況が違う</u>こともある</li> <li>• <u>当時の記録は人に聞く</u>ことで対応している</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 対応箇所が増えた場合には手動で追加している</li> </ul>
システム		<ul style="list-style-type: none"> <li>• GIS化を試行したが、入力の手間や凡例が煩雑などでうまくいかず</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>• <u>GISを試行しているが入力忘れが多い</u></li> </ul>
予算調達		<ul style="list-style-type: none"> <li>• 広域化する際にはDB化が必要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• タブレット導入などの予算がつけられない</li> </ul>	

b. 各分野のヒアリング結果

イ. 道路

対象	ヒアリング結果
貝塚市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電話での要望が多いのは共通している（年間で1,500件以上）。苦情を一覧で管理。内部で対応/維持発注など対応状況を全員が共有できるようにしている。<u>Excelのなかで、同じ場所で要望がないか、同じ損傷が発生していないかを職員が検索している。対応後、個票を作成して記録している。</u></li> <li>・要望はExcelでの管理をしているが、<u>詳細については当時の担当に聞くといった対応になる。</u></li> <li>・貝塚市では要望情報をGISで管理しようとしたがExcelに戻った。（入力の手間、位置情報フラグ建てするだけで意味がない、色分けしても凡例が煩雑であった など）。</li> <li>・電話要望について、神戸市コールセンターを参考にしているかどうか。自動化、委託入力が望ましい（コールセンター側で入力したものを共有され、対応した個票を作成、提出することで完結するのが最適）。</li> </ul>
泉南市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電話連絡が多い（年間で500件以上）。数が多くて全てデータ化はできない。要望の種類としては①窓口、②電話、③要望がある。個票で管理している。要望対応などは記録に残しやすいが、電話対応は入力の手間などがある、確認した結果によっては記録しないものなどもあるので件数にカウントしていない。</li> <li>・<u>データ化は手間なので、対応するなら目的を明確にする必要がある。</u></li> <li>・要望情報について本来はGISに出してほしいが手間が大きすぎる。</li> <li>・広域化した際は統一したDBが必要になるだろう。<u>DB化することで統計的に要望を分析することが可能となる。</u>分析結果を予算要望や体制構築に反映することも考えられる。泉南市は維持班がなく、<u>職員が直営で対応しておりExcelなどで要望管理はしていない。</u></li> </ul>
大阪府	<ul style="list-style-type: none"> <li>・CALSを利用している。データを使って苦情を減らそうとしている。</li> </ul>

ロ. 公園

対象	ヒアリング結果
貝塚市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・過去は道路と公園で所管が同じだった。途中で別れたので工事台帳が引き継がれなくなった。<u>現在は過去の工事は職員の記憶に頼っているため、探しやすくしたい意向はある。</u></li> <li>・<u>日常の現場対応の記録の残し方は市町ごとに違う。記録、報告が手作業で手間になっている。</u>二人一組で現場に行き、写真や記録などを一度記録して庁内に戻って若手などが入力している。よくシステム提案（タブレットなど）を受けるが予算をつけられない。一斉に導入するとなれば説明しやすい。</li> <li>・<u>台帳データはあるが更新されておらず、紙で追加していく。</u></li> <li>・市町村の発注では電子納品の体制がない（金額が少額で電子納品まで仕様に入っていない）。電子化が手作業なので入力されない。</li> <li>・紙資料が多くスキャンしきれない。書庫が不足するといった問題も今後出てくる。</li> </ul>
泉南市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・過去は建築で工事台帳を作っていた。最近は道路で作っている。</li> <li>・公園台帳は紙であり、なかなか更新できない。</li> <li>・取り換えの記録などが蓄積されていないので、現場に行ったときに台帳と違っていることがある。</li> <li>・<u>多くのファイルに情報が分かれており、複数ファイルを使って作業しなければならぬのが煩雑</u>（困っているというより、便利になるとよいという感覚）である。</li> </ul>
3市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>業務のやり方を合わせる抵抗や制度的な問題はない</u>と感じる。</li> </ul>
大阪府	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電子納品で建設CALS、電子調達システムと紐づけできる。紙資料を見なくなった。</li> </ul>

ハ. 下水道

対象	ヒアリング結果
貝塚市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・フォーマットを印刷→現場で手書き→PCに入力 帰ってからの入力は少し手間に感じる。<u>GISとのリンクがないため、苦情や対応箇所が増えた場合には手動で追加するしかない。</u> 個票や位置図もつけるため枚数が多くなっている。</li> <li>・GISになれば位置図の添付が不要になる。GISシステムを試行しているが忘れがち</li> </ul>

(3) 解決すべき課題（ニーズ）の整理

道路・公園・下水道を対象としたインフラ維持管理を対象に、情報管理に関わる実態調査として12市町を対象としたアンケート調査、幹事市を対象としたヒアリング調査を実施した。それぞれの結果から顕在化している・してくる課題として抽出した結果を以下のとおり取りまとめた。

現行の情報管理状況としては、紙媒体・Excelなどで負担を伴う部分や、市町ごとに異なるシステムでデータ管理を図っている。それぞれで課題を要する状況はうかがえるものの、将来的な広域化等を目指すにあたって一足飛びに取組を進めることが望ましいとは言えない状況にある。将来形を睨みつつ、そこに向けて段階的に取り組んでいくと共に、顕在化する課題解決に繋がる現実的な取組・今できる取組をすすめることも重要であり、短期的・長期的な視点での段階的な取組方針を検討する。

表 4-11 アンケート調査結果

12市町へのアンケート調査結果													
課題	泉大津市	高石市	忠岡町	和泉市	岸和田市	貝塚市	泉佐野市	泉南市	阪南市	熊取町	田尻町	岬町	平均
道路													
巡回	18	E 4	E 5	E 11	4	3	4	1	E 6	E 1	E 5	E 0	5
維持作業	13	E 20	E 30	E 15	7	シ 19	シ 32	10	E 20	E 4	E 10	E 10	16
窓口対応	16	11	E 10	シ 14	15	シ 3	シ 9	18	E 17	E 5	E 18	E 2	12
要望対応	0	0	E 0	シ 8	0	シ 4	シ 0	0	E 0	E 7	E 15	E 13	4
現地確認・実施判断	14	16	E 5	シ 8	18	シ 10	シ 3	4	E 8	E 6	E 8	E 5	9
委託・工事の監理	10	7	シ 10	シ 5	23	31	10	6	9	E 12	E 5	1	11
検収・支払	3	9	0	5	9	2	6	7	3	E 4	E 5	1	5
発注・契約手続き	3	シ 7	シ 10	シ 5	14	シ 4	シ 8	シ 3	11	E 16	シ 8	シ 16	9
点検計画・修繕計画	シ 1	シ 4	5	シ 3	シ 4	シ 1	シ 0	シ 3	シ 3	シ 5	シ 3	シ 2	3
台帳管理・データ整理	シ 1	シ 2	シ 5	シ 11	4	シ 2	シ 2	シ 6	シ 3	シ 0	E 3	シ 2	3
開発協議	4	シ 1	10	4	3	4	0	12	4	E 0	E 8	48	8
設備申請・検査	シ 2	シ 0	0	0	0	3	0	シ 7	E 0	0	E 0	0	1
申請受理対応	10	E 6	E 10	5	0	9	0	23	6	E 0	0	E 0	6
その他事務	3	13	0	8	0	5	25	0	10	38	15	0	10
公園													
巡回	2	19	E 20	3	E 20	10	E 5	6	E 18	E 0	E 8	10	10
維持作業	11	12	E 40	6	E 16	12	E 4	26	E 23	E 7	E 15	41	18
窓口対応	E 0	E 3	0	シ 6	E 20	E 13	15	7	E 24	E 7	E 8	8	9
要望対応	E 10	E 0	0	シ 10	E 0	E 0	0	0	E 0	E 9	E 0	1	2
現地確認・実施判断	10	21	E 30	8	E 20	12	3	4	E 9	E 7	E 10	3	11
発注・契約手続き	6	E 7	シ 5	シ 10	E 10	11	5	9	7	E 17	E 15	5	9
検収・支払	4	E 6	5	7	E 5	8	5	14	4	E 7	E 10	5	7
委託・工事の監理	6	E 8	シ 0	シ 15	E 5	シ 6	6	3	9	E 12	シ 13	14	8
点検計画・修繕計画	シ 4	シ 3	0	シ 5	1	シ 3	シ 0	E 4	シ 2	シ 4	シ 13	4	4
台帳管理・データ整理	シ 4	シ 1	シ 0	シ 5	E 1	シ 8	0	シ 5	シ 1	シ 0	E 7	シ 3	3
開発協議	4	0	0	5	E 2	E 5	0	E 2	E 3	0	E 0	0	2
排水設備申請・検査	0	0	E 0	0	E 0	E 2	0	0	E 0	シ 0	E 0	0	0
申請受理対応	13	0	E 0	3	E 0	3	E 0	7	E 0	E 0	E 0	7	3
その他事務	26	19	0	17	0	9	58	13	0	30	0	0	14
下水道													
巡回	0	シ 5	E 5	E 1	E 6	E 6	シ 0	2	0	E 2	E 5	0	3
維持作業	シ 5	シ 9	E 10	E 10	E 1	シ 13	シ 10	シ 5	シ 15	シ 4	E 20	15	10
窓口対応	シ 0	E 0	0	E 0	E 1	シ 0	シ 0	シ 0	シ 8	シ 0	E 5	0	1
要望対応	シ 1	E 8	5	E 25	E 13	シ 6	シ 10	シ 8	シ 4	シ 4	E 5	5	8
現地確認・実施判断	シ 1	E 7	E 10	E 4	E 6	シ 5	シ 10	シ 8	シ 5	シ 0	E 5	5	5
発注・契約手続き	シ 1	E 4	シ 20	E 4	E 12	8	シ 10	シ 5	E 5	E 1	E 10	20	8
検収・支払	シ 2	E 11	20	E 23	E 13	シ 14	シ 10	シ 5	E 12	E 1	E 15	20	12
委託・工事の監理	シ 4	E 0	シ 5	シ 8	シ 6	シ 5	シ 3	E 13	E 0	シ 5	10	5	5
点検計画・修繕計画	シ 1	シ 3	シ 5	シ 1	シ 8	シ 6	シ 10	シ 15	シ 1	0	シ 10	0	5
台帳管理・データ整理	シ 7	シ 1	シ 5	E 2	E 8	シ 7	シ 5	シ 13	シ 3	シ 1	E 5	シ 0	5
開発協議	シ 2	6	5	シ 20	E 7	16	5	20	1	1	E 10	5	8
排水設備申請・検査	シ 10	E 6	シ 5	シ 5	シ 2	シ 5	シ 10	8	E 5	2	E 0	シ 10	5
申請受理対応	シ 0	シ 5	E 5	E 4	E 2	シ 8	シ 10	シ 2	シ 3	シ 0	E 5	10	4
その他事務	69	13	0	0	17	0	5	2	25	84	0	0	18
総務係対応	0	23	0	0	0	0	0	5	0	0	0	0	2

全体の課題  
既存システム、Excel等に抜本的課題や喫緊の対応は見られない

LOGO  
フォーム利用  
窓口要望対応を電子申請システム(ワライ手続き)で負担軽減

データ・数字：業務量調査の結果(全業務合計100)  
シ：システム活用、E：Excel台帳等活用

共通のシステムを活用  
台帳管理やデータ整理には台帳システムや積算システムを複数の市町で活用している

Excelリストによる管理  
Excelリストで業務情報を一連で管理することでの業務負担が平準化が図れている

下水道・管路台帳システムの活用  
多くの自治体で台帳システムによる業務負担低減がみられる  
市町独自管路台帳システムの導入(せせらいん・GIS)  
業務負担の均一化

幹事市へのヒアリング調査結果

項目	顕在化している具体的な課題
要望対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>要望が多く、特に電話対応が膨大</li> <li><b>要望対応を記録するのが手間</b></li> </ul>
記録	<ul style="list-style-type: none"> <li><b>要望・対応内容を個票で管理</b></li> <li>要望リストをExcelで共有管理</li> </ul>
システム	<ul style="list-style-type: none"> <li>GIS化を試行したが、入力の手間や凡例が煩雑などでうまくいかず</li> </ul>
予算調達	<ul style="list-style-type: none"> <li>広域化するにはDB化が必要</li> </ul>

項目	顕在化している具体的な課題
維持対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>日常の現場対応を記録・報告が手作業</li> </ul>
記録	<ul style="list-style-type: none"> <li><b>台帳など紙での管理</b>が多く、スキャンしきれない</li> <li><b>台帳と現場の状況が違う</b>こともある</li> <li><b>当時の記録は人に聞く</b>ことで対応している</li> </ul>
予算調達	<ul style="list-style-type: none"> <li>タブレット導入などの予算がつけられない</li> </ul>

項目	顕在化している具体的な課題
維持対応	<ul style="list-style-type: none"> <li><b>現場でチェック事項を記録してPCに入力</b>が手間</li> </ul>
記録	<ul style="list-style-type: none"> <li>対応箇所が増えた場合には手動で追加している</li> </ul>
システム	<ul style="list-style-type: none"> <li><b>GISを試行しているが入力忘れが多い</b></li> </ul>

## 4-1-2 一元化システムの検討方針

### (1) 12市町のシステム利用状況

前項の整理結果より、12市町のシステム利用状況には以下の特徴がある。

- 各市町は業務システムを個別に導入、運用しており、業務によっては Excel によるデータ管理も多く行われている
- 一部の市町で人員の不足やGIS連携が課題に挙げられているが、まだ課題が顕在化していない市町も多い

そこで、本検討においては泉州地域で将来的に求められるデータ利用の効率化やシステムの姿を検討した上で、段階的な整備を目指すこととした。

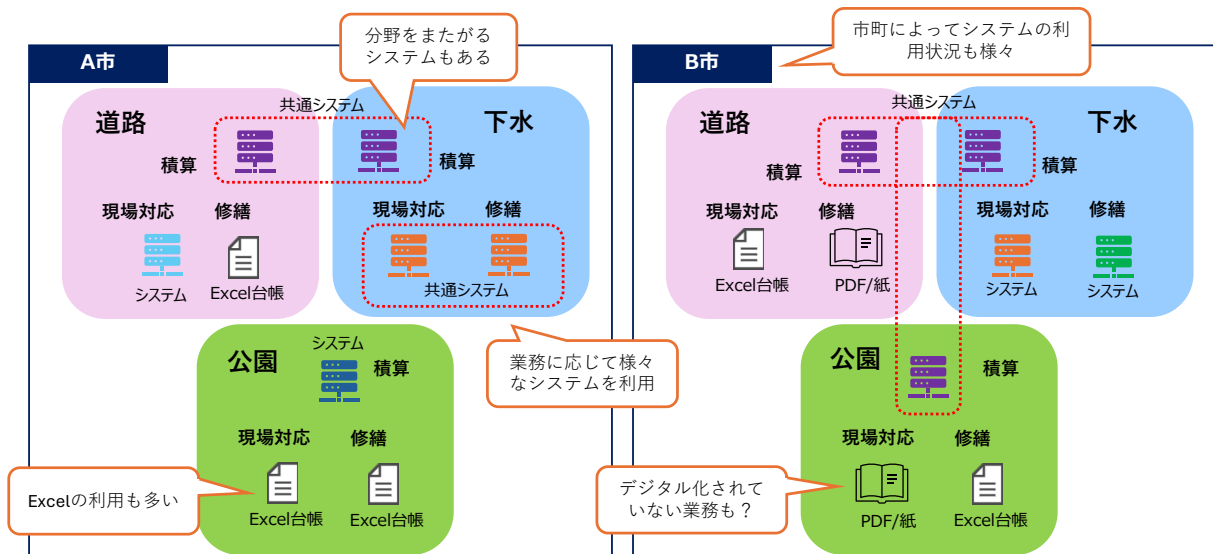


図 4-2 12市町のシステム利用状況イメージ

### (2) 一元化のステップ

維持管理業務の効率化のため、データ管理・システム面においてもシステム一元化といった効率化方策をとることが望ましい。ただし、市町ごと・分野ごとの実情や目指す連携体制に応じて最適な一元化の形は異なる。

このため、まずは市町を横並びに現状の分析と課題の把握を実施し、無理のない改善方策を実施するところから、段階的にデータの標準化やデータ連携を検討し、取組を拡大する方針とした。

なお、上記の無理のない改善提案を泉州地域でのシステム一元化のSTEP 1と位置づけ、本業務で整理する。また、将来的に目指す一元化システムをSTEP 3、中間段階をSTEP 2と位置づける。

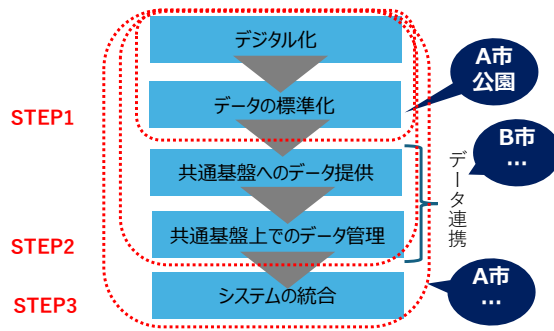


図 4-3 システム一元化のフローと市町ごとの取組段階イメージ

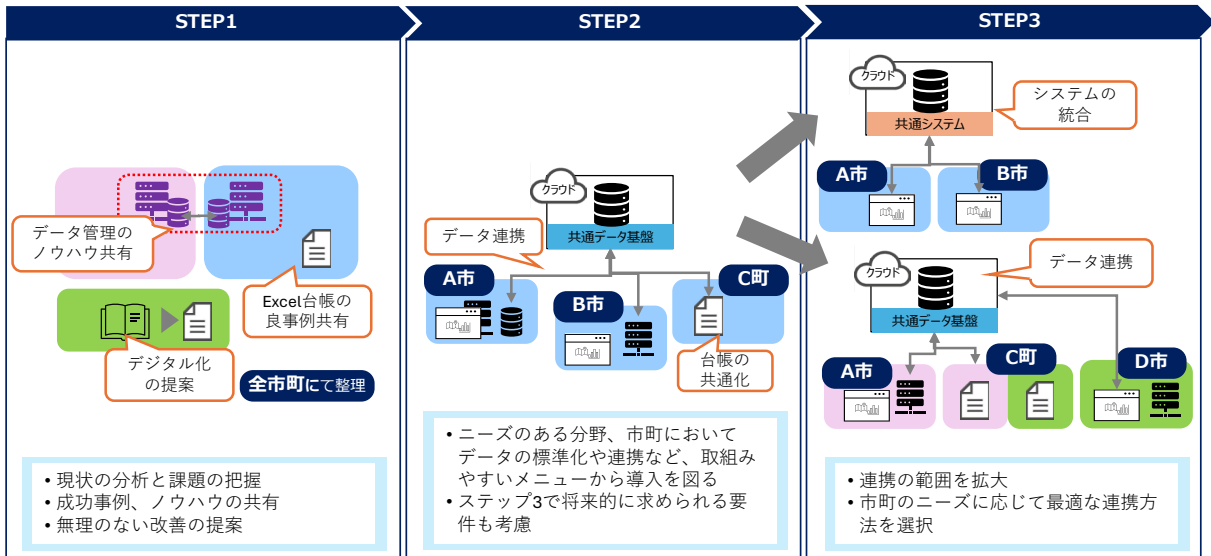


図 4-4 泉州地域で考えられるシステム一元化のステップ

### (3) 検討の流れ

今年度は STEP 1 として無理のない改善策を検討する。また将来形までの中間段階として STEP 2 についても素案を作成し、今後の実施に向けてロードマップを作成する。

中間段階の検討にあたっては将来的に求められる要件も考慮するため、本報告書においては STEP 1（取組初期の無理のない改善策）、STEP 3（将来体制における一元化システム）、STEP 2（将来形までの中間段階システム）の順で検討結果を記載する。

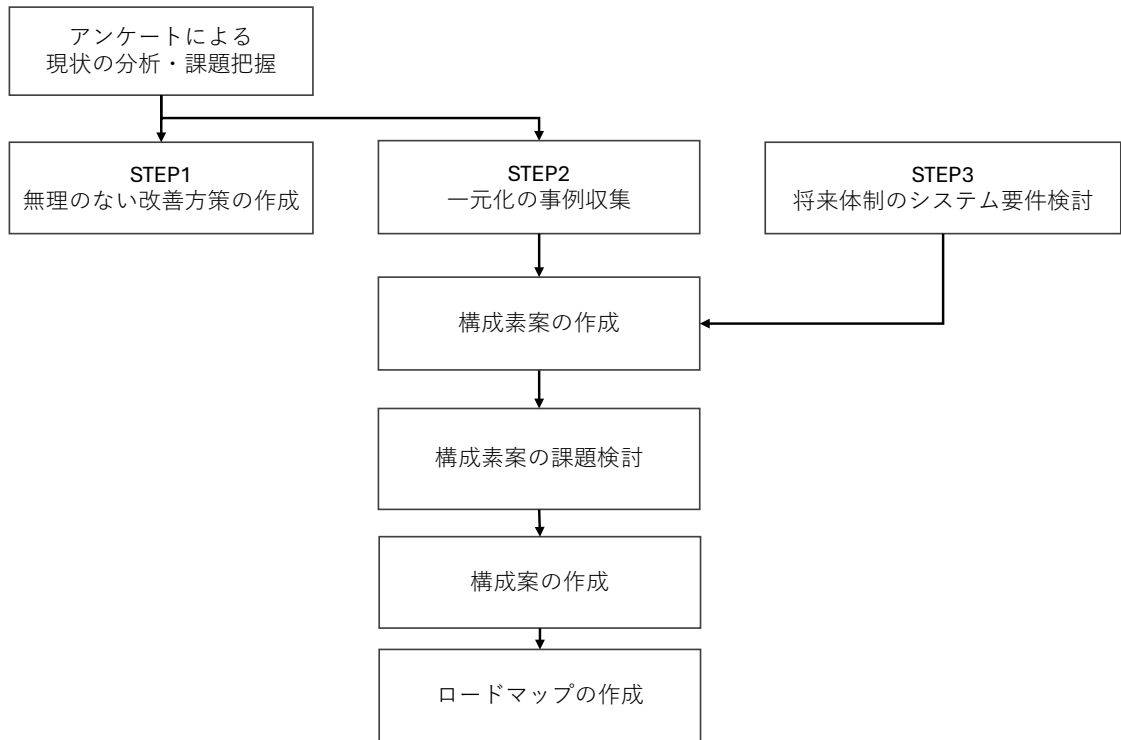


図 4-5 一元化システムの検討フロー



### 要望対応リストの作成・共有（案）

要望 No	受付者名	受付年月日	通報概要			場所	通報者名	連絡先	確認日	対応日時	対応内容	依頼した業者	対応者
			区分	対象	内容								
1	●●	R8.1.7	道路	舗装	めくれ	貝塚市畠中 1-17-1	C	090-xxxx- xxxx	R8.1.10	R8.1.10	レミ対応	▽工業	●●
2	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...

・入力様式を統一  
(住所or緯度経度→GISなどに出力可能な形式)

・カテゴリー分けすることで記録、分類、検索、分析が可能

・対応状況についても記録  
・一連の維持対応を記録、進捗管理

図 4-7 要望対応リストの改善イメージ

### 要望対応リストの項目別記入率（貝塚市）

項目	記入率
対応者	100%
要望No.	100%
相談の概要	100%
年月日	99%
区分	97%
<b>場所</b>	<b>96%</b>
内容	95%
要望方法	95%
依頼者区分	89%
備考	80%
現在の状況	67%
対応方針	59%
電話番号	44%
発注	34%
発注日	29%
<b>住所</b>	<b>10%</b>
要望者への連絡	5%
住宅地図	0%
受付No	0%

重複する項目の精査  
(「場所」、「住所」入力項目の重複)

貝塚市の要望リスト項目記入率をみると 2 ヶ月間で「要望者への連絡」、「住宅地図」、「受付 No」といった項目の記入率が 10%を下回っている

図 4-8 要望対応リストの項目別記入率（貝塚市）

## ② 公園

公園分野における改善方策としては、現行の紙資料での管理からExcelでの管理への移行が考えられる。

アンケートやヒアリングの結果より、公園分野の直営対応ではシステム等の導入がされていない市町が多い。え、施設台帳等を紙資料で保管しているため、Excelでの管理に移行し、入力、更新、確認がしやすいよう改良することが望ましいと考えられる。現行の紙資料（施設台帳など）をExcel化し、維持工事や照明等の取替履歴とともに蓄積する。また、Excel化にあたっては、12市町で統一した様式を作成するとともに、フォルダ階層のルールも統一化し、関連資料の確認や収集を円滑化することが望ましいと考えられる。

①システム名												
システム名	文庫管理	図書管理	石灯	園遊	景観	景観維持	景観維持	景観維持	景観維持	景観維持	景観維持	景観維持
公園分野	連携対応											
	その他											
	維持											
	立石・景観維持											
	文庫管理	文庫管理システム	文庫管理システム	文庫管理システム	電子図書・文庫管理システム	文庫管理システム	文庫管理システム	文庫管理システム	文庫管理システム	文庫管理システム	文庫管理システム	文庫管理システム
	景観											
	景観維持											
	景観維持											
	景観維持											
	景観維持											
公園分野	景観	景観システム	景観システム	景観システム	景観システム	景観システム	景観システム	景観システム	景観システム	景観システム	景観システム	景観システム
	景観	景観システム	景観システム	景観システム	景観システム	景観システム	景観システム	景観システム	景観システム	景観システム	景観システム	景観システム
	景観	景観システム	景観システム	景観システム	景観システム	景観システム	景観システム	景観システム	景観システム	景観システム	景観システム	景観システム
	景観	景観システム	景観システム	景観システム	景観システム	景観システム	景観システム	景観システム	景観システム	景観システム	景観システム	景観システム
	景観	景観システム	景観システム	景観システム	景観システム	景観システム	景観システム	景観システム	景観システム	景観システム	景観システム	景観システム
	景観	景観システム	景観システム	景観システム	景観システム	景観システム	景観システム	景観システム	景観システム	景観システム	景観システム	景観システム
	景観	景観システム	景観システム	景観システム	景観システム	景観システム	景観システム	景観システム	景観システム	景観システム	景観システム	景観システム
	景観	景観システム	景観システム	景観システム	景観システム	景観システム	景観システム	景観システム	景観システム	景観システム	景観システム	景観システム
	景観	景観システム	景観システム	景観システム	景観システム	景観システム	景観システム	景観システム	景観システム	景観システム	景観システム	景観システム
	景観	景観システム	景観システム	景観システム	景観システム	景観システム	景観システム	景観システム	景観システム	景観システム	景観システム	景観システム
公園分野	景観	景観システム	景観システム	景観システム	景観システム	景観システム	景観システム	景観システム	景観システム	景観システム	景観システム	景観システム
	景観	景観システム	景観システム	景観システム	景観システム	景観システム	景観システム	景観システム	景観システム	景観システム	景観システム	景観システム
	景観	景観システム	景観システム	景観システム	景観システム	景観システム	景観システム	景観システム	景観システム	景観システム	景観システム	景観システム
	景観	景観システム	景観システム	景観システム	景観システム	景観システム	景観システム	景観システム	景観システム	景観システム	景観システム	景観システム
	景観	景観システム	景観システム	景観システム	景観システム	景観システム	景観システム	景観システム	景観システム	景観システム	景観システム	景観システム
	景観	景観システム	景観システム	景観システム	景観システム	景観システム	景観システム	景観システム	景観システム	景観システム	景観システム	景観システム
	景観	景観システム	景観システム	景観システム	景観システム	景観システム	景観システム	景観システム	景観システム	景観システム	景観システム	景観システム
	景観	景観システム	景観システム	景観システム	景観システム	景観システム	景観システム	景観システム	景観システム	景観システム	景観システム	景観システム
	景観	景観システム	景観システム	景観システム	景観システム	景観システム	景観システム	景観システム	景観システム	景観システム	景観システム	景観システム
	景観	景観システム	景観システム	景観システム	景観システム	景観システム	景観システム	景観システム	景観システム	景観システム	景観システム	景観システム



②Excelファイル名												
Excelファイル名	文庫管理	図書管理	石灯	園遊	景観	景観維持	景観維持	景観維持	景観維持	景観維持	景観維持	景観維持
公園分野	連携対応	景観維持台帳										
	その他	景観維持台帳										
	維持	景観維持台帳										
	立石・景観維持	景観維持台帳										
	文庫管理	文庫管理システム	文庫管理システム	文庫管理システム	電子図書・文庫管理システム	文庫管理システム	文庫管理システム	文庫管理システム	文庫管理システム	文庫管理システム	文庫管理システム	文庫管理システム
	景観	景観維持台帳										
	景観維持	景観維持台帳										
	景観維持	景観維持台帳										
	景観維持	景観維持台帳										
	景観維持	景観維持台帳										
公園分野	景観	景観維持台帳										
	景観	景観維持台帳										
	景観	景観維持台帳										
	景観	景観維持台帳										
	景観	景観維持台帳										
	景観	景観維持台帳										
	景観	景観維持台帳										
	景観	景観維持台帳										
	景観	景観維持台帳										
	景観	景観維持台帳										

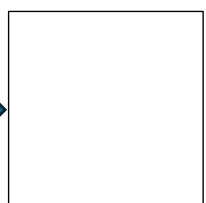


図 4-9 公園分野のシステム利用アンケートの結果

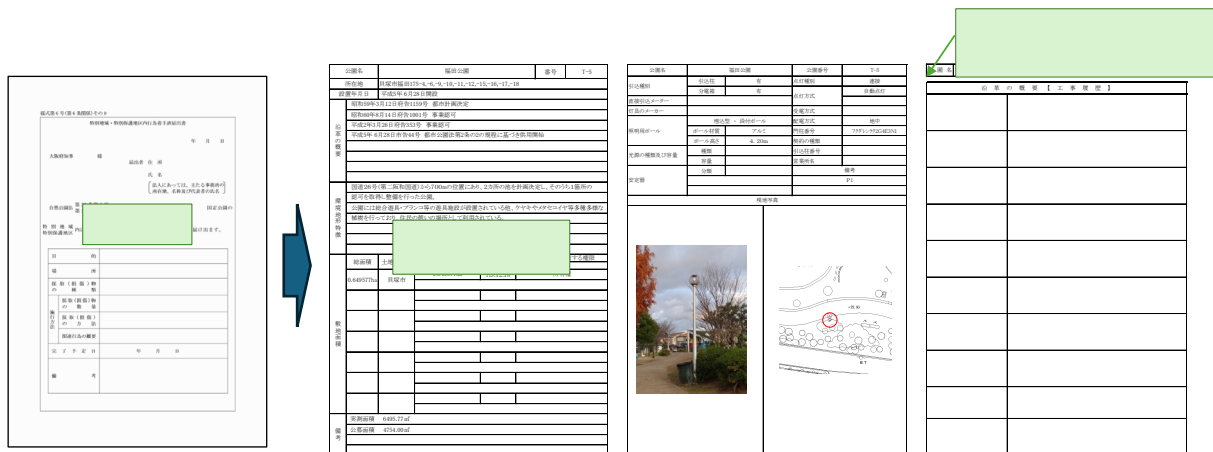


図 4-10 Excel への移行イメージ

No	内容	備考
様式-1	公園設備一覧表	
様式-2	公園設備位置図	
様式-3	公園設備台帳	
様式-4	<b>保守管理記録簿</b>	
様式-5	<b>点検履歴</b>	
様式-6	<b>整備履歴</b>	

図 4-11 統一様式のイメージ

階層1	階層2	階層3	階層4	文書名	更新状況
■台帳					
	01_主要緒元・図面等				
		0101_設計図書			
			010101_工事誌	01_工事誌	1990年保存
			0102_完成図書		
			010201_図面		
			0103_設備台帳		
				01_設備台帳	2025年pdf化
	02_位置図				
	03_規定・マニュアル				
	04_申請書類				
■履歴					

図 4-12 フォルダ階層の構成イメージ

### ③ 下水道

下水道分野における改善方策としては、データの電子化及びタブレットやクラウド等の導入が考えられる。現状、現場作業において印刷した紙資料に記録し、庁内に戻ってからPCで入力するなどデータの引き継ぎに手間が生じている。また、紙資料での記録となるため、修正や共有が困難である。

横浜市では、下水道台帳システムを導入しており、電子化したものをインターネットで公表しており、いつでもだれでも閲覧が可能となっている。また、電子化したデータを現場で確認するため、タブレットを導入しており、資料の確認やデータの入力・集計・共有等が迅速に実行できるようになっている。こうした事例に倣い、泉州地域でも台帳システムによるデータの電子化・タブレット等の導入が考えられる。

紙資料を電子化するには、上述した要望リストと同様に、チェック項目の精査と入力ルール・様式の統一を行うことで、チェックの効率化や表記ブレ抑制に寄与する。

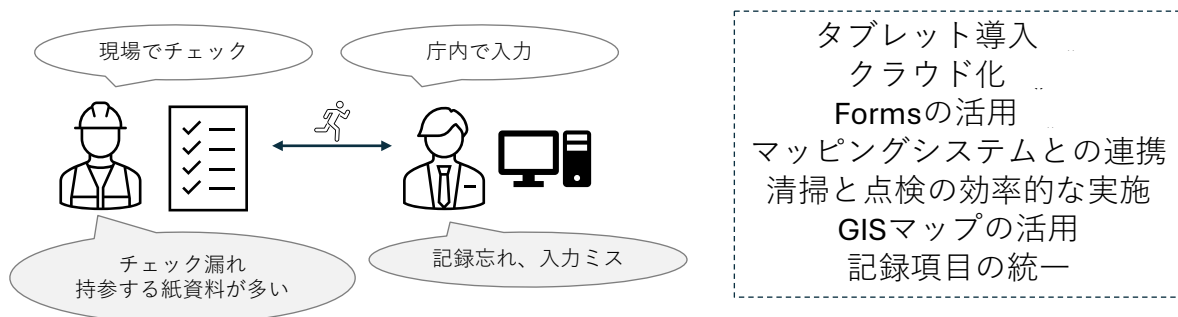


図 4-13 現状と改善方策

## ■公共下水道台帳図情報等の閲覧システム（だいちゃんマップ）



- ◆紙→電子化→インターネットでいつでも誰でも閲覧可能
- ・従来、紙ベースでの管理を行っていた情報を適切に管理し、下水道施設の維持管理や市民への閲覧に供するため、公共下水道台帳を電子化、下水道台帳閲覧システムを構築しました。
- ・公共下水道台帳図、公共下水道共用開始区域図、浸透施設設置判断マップ、（内水）浸水想定区域がいつでも誰でも閲覧できます。

## ■下水道BCP訓練におけるタブレット導入



- ◆紙・手書き不要→入力容易→被害状況に係る迅速なデータ共有可能
- ・タブレットに地図などを表示させ、その上に被害状況などを写真やテキストで記録していく仕組みです。電子化により現場で入力した情報を集計し、関係者間で共有できます。
- ・迅速な情報収集、適切な判断、タイムリーに対策実行できるように日頃から備えています。

出典：横浜下水道DX戦略

図 4-1 4 下水道台帳システムの導入事例

## (2) 将来体制における一元化システム

持続的な維持管理体制の構築に向け、今後段階的に取組が進展するに伴い、データ管理・システム面から広域化・共同化の効果を高め、維持管理業務を効率化するためのシステムの将来像（STEP 3）を検討した。

### ① 事業スキームによる取扱データの特徴

「2. 官民連携型の事業体制構築」においては、複数の事業スキームを比較検討した。ここではデータの観点から事業スキームによりどのような違いがみられるか検討した（図 4-16）。

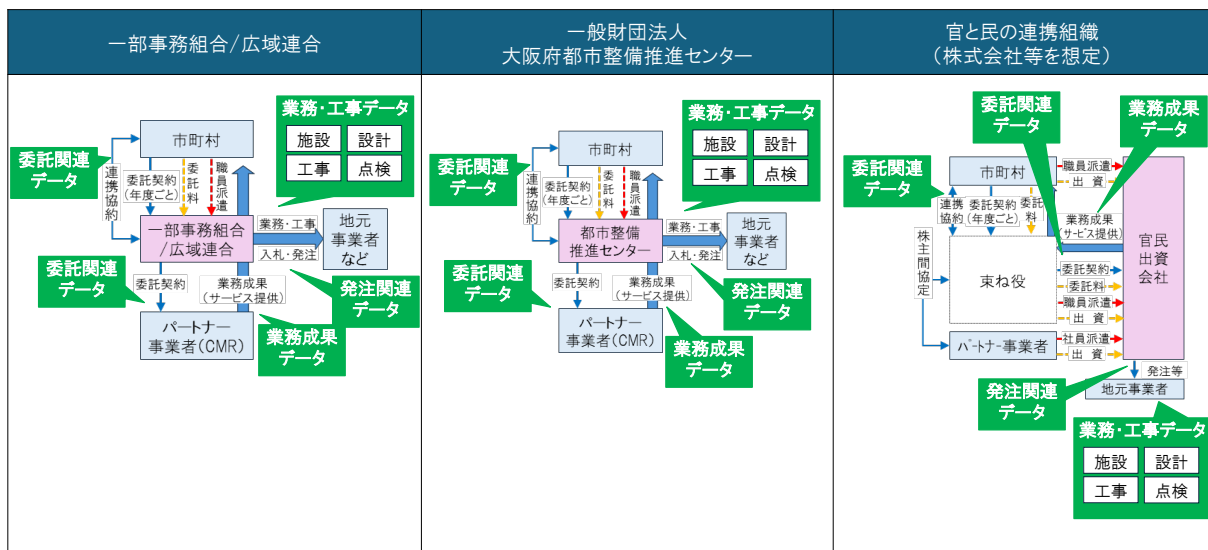


図 4-15 事業スキームの特徴整理（取扱データの観点）

データの観点からは、将来目指す組織と他主体との間でやり取りされるデータの関係性は、一部事務組合／広域連合と都市整備推進センターで大きな違いはない。官民出資会社の場合は東ね役となる主体を挟み、委託関連の情報がやり取りされる。

一方、業務・工事データを地元事業者と将来組織の間でやり取りする点はこの事業スキームでも同様である。

上記より、業務・工事データは事業スキームによらず一元化システムで取り扱うことが考えられるが、委託関連のデータはスキームにより取り扱いが変わることに留意が必要である。

### ② 将来体制に求める役割・業務範囲とシステム化による支援

「2. 官民連携型の事業体制構築」における道路・公園・下水道分野のインフラマネジメントに係る業務内容の整理を踏まえ、システムによる支援が図れる可能性のある項目を整理した（図 4-17）。

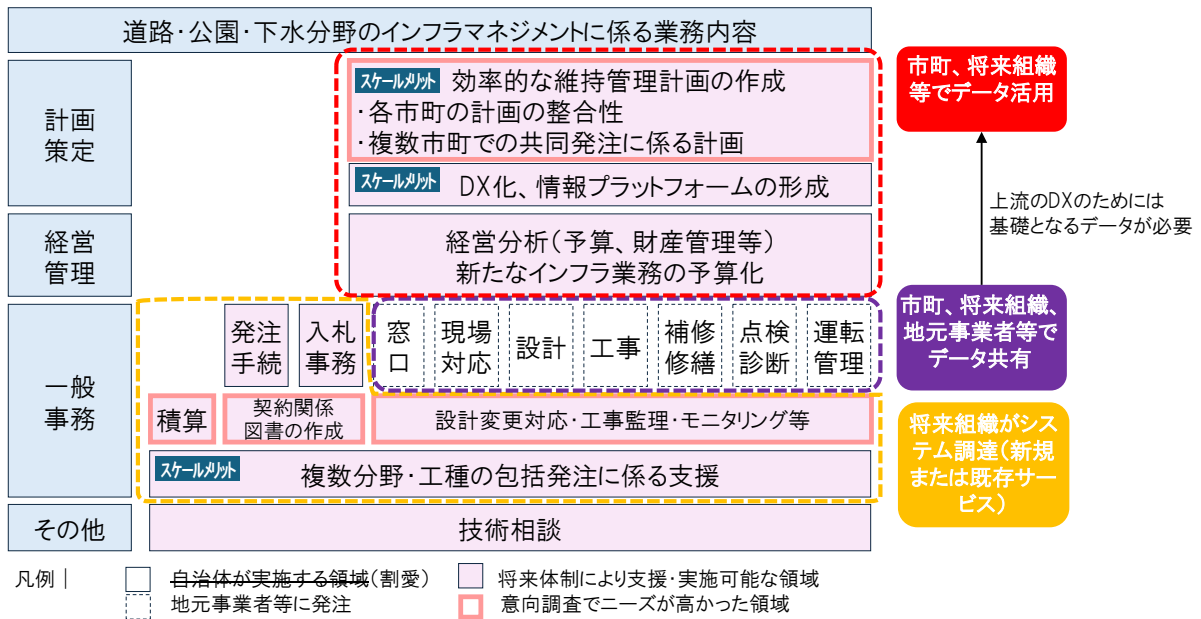


図 4-16 システム化による業務支援の範囲

計画策定、経営管理に関する業務は市町及び将来目指す組織（一部事務組合/広域連合、都市整備推進センター、官民出資会社）での情報共有、活用により効率化・高度化が期待される。上記業務でデータの活用を行うためには、一般事務のうち地元事業者等に発注する領域のデータを市町や将来組織で共有することが必要となる。

一般事務のうち将来体制により支援・実施可能な領域については、事業スキームにより取り扱いが異なる。将来組織にて全ての市町の対象工事・契約情報等をまとめて取り扱う必要があり、将来組織において新規調達または既存のサービスを活用することが望ましいと考えられる。

### ③ 事業スキーム案を踏まえた一元化システム（案）

一例として、都市整備推進センターと連携した場合に活用が想定される一元化システムのイメージ（案）を整理した（図 4-18）。ここでは、一般事務のうち地元事業者等に発注する領域のデータを市町や将来組織で共有するため共通データ基盤に集約した上で、個別の業務システムから利用することを想定する。

本案は理想的ではあるが、泉州地域のみで大規模なデータ連携基盤や共通の業務システムを構築するのは現実的ではない恐れがある。

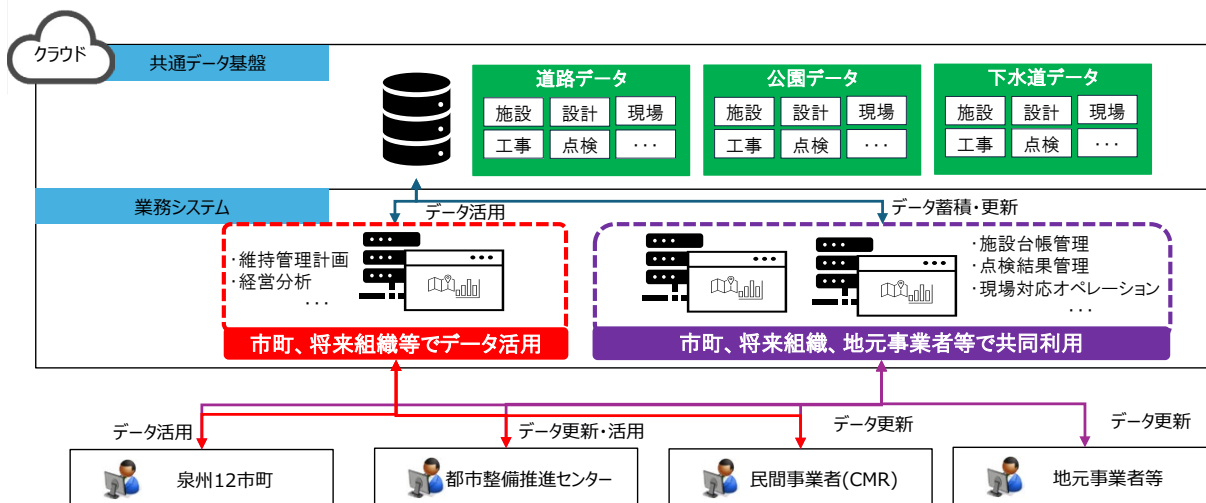


図 4-17 将来的な一元化システムイメージ (全体構築)

#### ④ 将来体制における一元化システム (案)

一元化システムの実現性を高めるため、泉州地域のみで大規模なデータ連携基盤や全ての主体で共通の業務システムを構築するのではなく、必要に応じて既存のサービスと共通データ基盤を組み合わせる案を検討した。

本案では各サービス間で連携を行い、1回の登録・更新作業が全体に反映されることを前提に構築する。各主体や分野、業務のニーズ、それぞれの実情に応じてサービスを選択することを想定する。

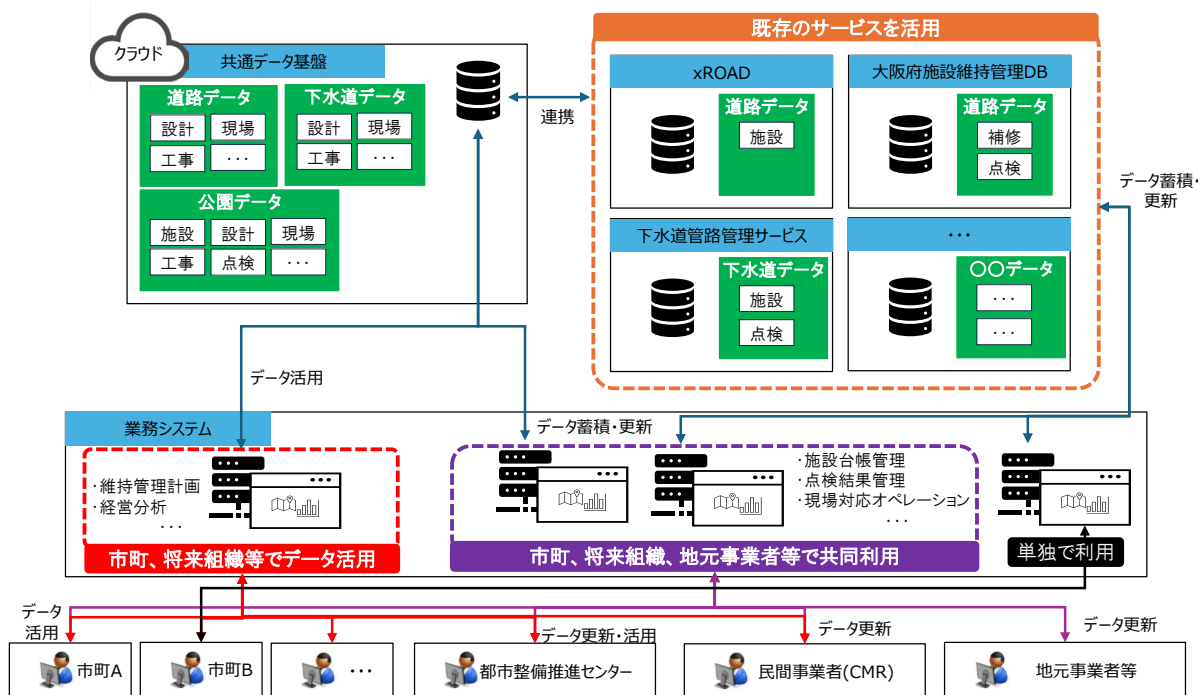


図 4-18 将来的な一元化システムイメージ (既存サービス利用)

### (3) 将来形までの中間段階システム

前項で検討した将来体制における一元化システムは一息に目指すものではなく、取組の進んだ分野や市町から段階的な導入が望ましい。将来形までの中間段階システム（STEP 2）の検討にあたっては、国内の一元化システムの事例や国におけるデータ連携の動向を踏まえ、複数の構成案を検討した。

#### ① 事例・国内動向の整理

中間段階システム（STEP 2）の参考とするため、国内での一元化システムの実例を収集、整理した。また、国におけるデータ連携の動向を整理した。

事例収集にあたっては、道路・公園・下水道の各分野で複数の自治体のデータを集約、管理している事例を優先的に収集した。加えて、分野を限らず複数自治体のデータを収集している例も収集した。

事例の一覧を表 4-13 に示す。

表 4-12 データ連携の事例（道路分野）

項番	分野	事例	構築・連携主体	概要	備考
1	道路	情報共有システム	静岡県、下田市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 包括管理において、県・市・受託者が施設の修繕、補修のデータを共有</li> <li>・ 情報共有システムを介して受発注者間の指示、確認、報告が可能</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県と市の垂直連携</li> </ul>
2	道路	大阪府都市基盤施設維持管理データベースシステム	大阪府事業調整室 府下市町村	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 橋梁、舗装、鋼構造物について施設点検データ・諸元、補修履歴等を一元的に保存し、地図情報やノウハウ集の検索・閲覧や長寿命化計画策定、予算管理の支援、要望・苦情の登録等ができるシステム</li> <li>・ 現地調査サブシステム、台帳等データ作成支援サブシステム、長寿命化サブシステムをもつ</li> <li>・ 年度ごとに自治体へ参画意向確認が行われる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ クラウドサーバに自治体のデータを集約している</li> <li>・ 複数の自治体にまたがった管理は想定されていない</li> <li>・ 参画している自治体間で情報共有の承諾が得られた場合は、閲覧ができるよう改良予定</li> </ul>
3	道路	xROAD	国土交通省	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ デジタル道路地図等を基盤として各種データを紐づけるデータプラットフォーム</li> <li>・ 全国道路施設点検データベースの整備が進んでいる</li> <li>・ API、ダウンロード、ビューアによってデータ利用が可能</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 道路施設点検データベースでは、クラウドサーバに自治体のデータを集約している</li> <li>・ 複数の自治体にまたがった管理は想定されていない</li> </ul>

表 4-13 データ連携の事例（公園、下水道、その他分野）

項番	分野	事例	構築・連携主体	概要	備考
1	公園	公園オープンデータ	神奈川県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2017 年より神奈川県内全 33 市町村と連携し、県内約 8,000 か所の公園に関する情報を集約</li> <li>・ 県の公開サイトにてダウンロード、二次利用が可能</li> <li>・ 名称・所管自治体・所在地・面積・各種設備（トイレ、水飲み場、遊具、駐車場など）の有無・開園時間・入園料などを集約</li> <li>・ 無料のスマホ向け公園検索アプリからも利用可能</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市町村の情報を県が集約</li> <li>・ データ整備は事業者へ委託</li> <li>・ 公園管理を目的としたデータ整備ではない</li> </ul>
2	下水道	下水道共通プラットフォーム	公益社団法人 日本下水道協会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 下水道管路施設の施設諸元や維持管理情報などの下水道に関するデータを、日本下水道協会が保管</li> <li>・ クラウド型の下水道管路台帳管理システムによって、台帳の図面や諸元情報を表示</li> <li>・ LGWAN, インターネットの利用が可能</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ クラウドサーバに自治体のデータを集約している</li> <li>・ 複数の流域にまたがった管理が行えるが、複数自治体の集約は行っていない</li> </ul>
3	その他	自治体クラウド	高石市、忠岡町、 田尻町、泉佐野市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 南海トラフ巨大地震等の災害リスクに備え、「災害に強い街づくり」の一環として、平成 26 年に高石市が忠岡町と連携し、基幹系業務システムを共同で導入</li> <li>・ 平成 27 年 1 月、システム更新時期を迎えた田尻町が参加</li> <li>・ 基幹系業務、内部情報系業務の 40 業務を対象。納付書、封筒、各種帳票類を統一することにより、コストを削減（当初 5 年間で高石市約 24%、忠岡町約 20%）</li> <li>※その他の府下導入事例</li> <li>・ 大阪版自治体クラウド（豊能町、河南町、千早赤阪村）</li> <li>・ 大阪版自治体クラウド（阪南市、太子町）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ データセンターと庁舎を専用回線で接続</li> <li>・ 業務フローをゼロベースから見直し、参加市町で完全に統合</li> </ul>

自治体のデータ連携に関する国の動向を表 4-15 に示す。

表 4-14 国内におけるデータ連携に関する国の動向

項番	項目	概要
1	基幹業務の標準準拠システム移行義務化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地方自治体情報システム標準化法（2021年成立）により、全国の自治体で共通する20の基幹業務について、国が定めた統一仕様に準拠したシステム（標準準拠システム）への移行が義務付けられた</li> <li>・ データ連携要件標準や共通機能仕様（申請管理や統合宛名機能等）が公開されている</li> </ul>
2	エリアデータ連携基盤の推奨	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域のデータを集約し、行政手続や交通などの様々なサービスにデータを仲介するシステムが推進され、全国で87基盤が稼働中（大阪府ORDENも含む）</li> <li>・ エリアデータ連携基盤は原則、各都道府県で一つに限る</li> <li>・ デジタル庁が推奨するエリアデータ連携基盤技術から採用する</li> </ul>

なお、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和7年 デジタル庁）及び関連する施策より、データ連携を行う際の重点検討事項を収集した。

表 4-15 データ連携基盤の重点事項

項番	重点事項	概要
1	セキュリティ対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 強化化するサイバー攻撃への対処が必要</li> </ul>
2	プライバシー対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 異なる管理主体・取扱データ形式のシステム間の安定的な連携体制を取る必要</li> <li>・ 個人情報や要配慮情報の保護が必要</li> <li>・ 個人情報保護法等の法令遵守に加えて、運用ルールの整備、透明性の確保、プライバシー影響評価等を行うことが望ましい</li> </ul>
3	相互運用性の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 異なる管理主体・取扱データ形式のシステム間の安定的な連携体制を取る必要</li> </ul>
4	データの品質管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 改ざんや送信元のなりすまし等の防止、取扱データの一定水準の品質担保が必要</li> </ul>

上記より、類似事例の状況及び主要な国の動向は以下のとおりである。

- 包括管理においては、複数の発注者と受注者間でデータの共有や指示・報告等の連携事例があるが、まだ多くはない
- 包括管理以外では、データの集約は行われるが、集約データそのものを更新するなど一元的な管理まで実施している事例は少ない
- 自治体クラウドによる基幹システムの統合は比較的事例が多い

- エリアデータ連携基盤は原則都道府県で1つとすることとされており、大阪府では ORDEN が整備されている

## ② 構成素案の作成

将来体制における一元化システムの要件及び事例収集・国内動向を踏まえ、段階的な整備の中間段階（STEP 2）における一元化システムの構成素案を作成した。

中間段階システムでは、先行的に連携に取り組む業務において、各市町の既存のシステムは生かしつつ、まずはデータの標準化・一元化を図り、共通利用できる仕組みを検討する。構成素案を図 4-20 に示す。

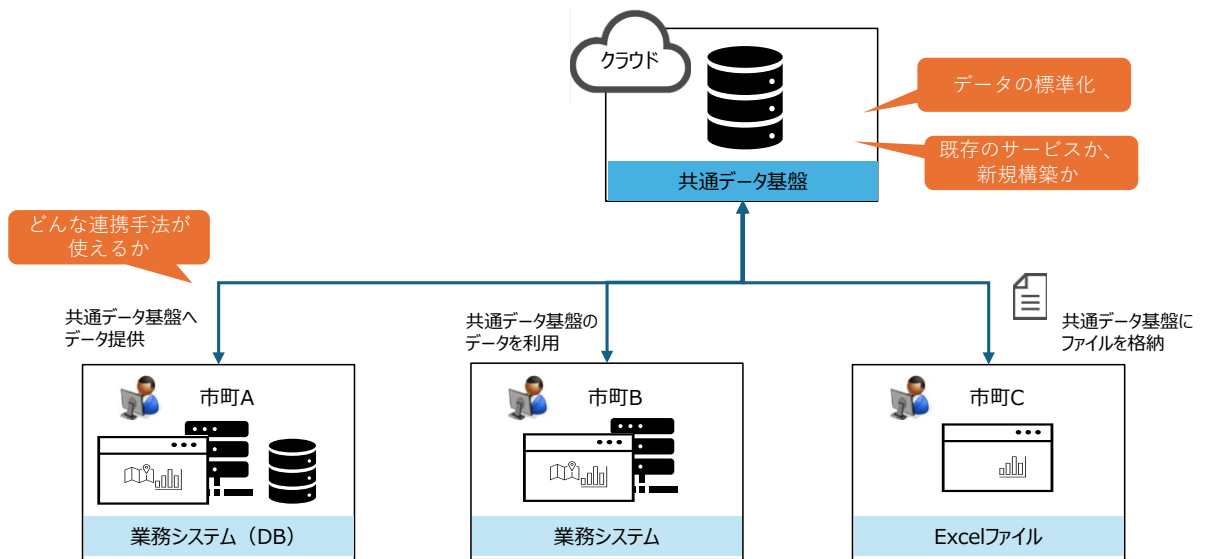


図 4-19 中間段階システムの構成素案

- クラウド上に共通データ基盤を設置する
- 先行的に連携に取り組む業務について、共通利用が望ましいデータを選定し、共通データ基盤に格納する
- 共通利用の方法は3パターンを想定する
  - A. 基盤へデータ提供：市町の業務システム側に元データを持ち、共通データ連携基盤へデータを提供する
  - B. 基盤のデータを利用：市町の業務システムではデータを持たず、共通データ基盤に格納したデータを管理・更新する
  - C. 基盤にファイルを格納：市町側でシステムを持たず、共通データ基盤に格納した Excel や PDF ファイルを管理・更新する

### ③ 構成素案の課題検討

構成素案の実現にあたっては表 4-16 に示す課題が考えられる。

表 4-16 構成素案の課題と対応策

項番	課題	対応策
1	共通データ基盤の構築は原則、都道府県で1つとされている	大阪府のデータ連携基盤 ORDEN を活用する
2	業務の見直しが発生する場合、原課で支障がないか	業務の実施方法の見直しによる効率化が目的のため検討対象外
3	セキュリティ対策	「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」に従った構築、運用を行う ※既存のプラットフォームを活用する場合はガイドラインへの準拠を確認する
4	データ連携の品質を確保できるか（連携の仕組みの安定的な運用、データの信頼性）	<ul style="list-style-type: none"> <li>安定性に留意して連携の設計を行う</li> <li>共通利用が望まれるデータについて、項目や内容の標準化を行う</li> </ul>

このうち特に大阪広域データ連携基盤 ORDEN の利用可否について、大阪府の担当者へヒアリングを実施した。ヒアリング結果を表 4-18 に示す。

表 4-17 大阪広域データ連携基盤 ORDEN に関するヒアリング結果

日時	令和8年2月3日（火）16:00~17:00
場所	大阪府咲洲庁舎
ヒアリング対象者	大阪府 スマートシティ戦略部 戦略推進室戦略企画課
ヒアリング項目	主な回答
データの取り扱い方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>データは ORDEN 内の連携データ領域に保管することができる</li> <li>基本的にはデータ項目を統一、標準化して格納する運用としている</li> </ul>
データ連携方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>オープンソース（公開された仕様）を採用しており、WebAPI を利用してデータの送受信を行う</li> <li>ORDEN にはパーソナル系・非パーソナル系基盤があり、今回利用を想定する非パーソナル系では個人情報等の機微な情報を扱っていない</li> <li>外部データ連携も可能であるが、以下の制約に注意が必要 <ul style="list-style-type: none"> <li>リアルタイムでの連携は想定していない</li> <li>LGWAN からは接続できない</li> <li>DB への直接アクセスは不可</li> <li>データ登録の際にロールバックや排他制御等、詳細なデータベースの制御ができない</li> </ul> </li> </ul>
泉州地域での活用可否	<ul style="list-style-type: none"> <li>大阪府としてはぜひ使ってもらいたい。個別にカスタマイズ等の対応も可能な場合があるため、どのようなデータを扱いたいかなど、要件が固まってきたら相談してほしい。</li> <li>府下の市町であれば無償で提供している。個別のカスタマイズ費用は別途となる。</li> <li>利用申請は使用する団体ごとに必要となる。広域連合であればその代表が申請してよい。</li> </ul>

ヒアリング結果を踏まえ、ORDEN を利用した場合の構成素案の実現性を共通利用のパターンごとに評価した。

#### <共通事項>

- インターネットに接続する必要があるが、LGWAN からはシステムの利用やシステム間の連携ができない。
- 個人情報等の機微な情報を共有できないため、問合せ台帳等の取り扱いに留意が必要である。

#### <パターンごとの評価>

A. 基盤へデータ提供：市町の業務システム側に元データを持ち、共通データ連携基盤へデータを提供する

⇒ORDEN にて通常想定されている利用方法であり、実現性が高い。

市町の業務システム側で、仕様の公開されている WebAPI を使用してデータ提供する機能を追加する必要がある。

B. 基盤のデータを利用：市町の業務システムではデータを持たず、共通データ基盤に格納したデータを管理・更新する

⇒ORDEN にて通常想定されている利用方法であるが、複数のユーザーが同時に同じデータを編集すると片方が消えてしまうなど、データ登録の際の細かい制御ができない点に留意が必要である。

市町の業務システム側で、WebAPI を使用したデータの参照、登録を行うよう機能を大きく作り変える必要がある。このため新しく業務システムを構築する場合に適している。

C. 基盤にファイルを格納：市町側でシステムを持たず、共通データ基盤に格納した Excel や PDF ファイルを管理・更新する

⇒ORDEN では単純なファイル共有機能は提供されておらず、実現性が低い。

以上の評価より、ORDEN を活用する場合は「A. 基盤へデータ提供」及び「B. 基盤のデータを利用」のパターンが考えられるが、B. は新規に業務システムを構築する場合に適している。「C. 基盤にファイルを格納」を行う場合は、クラウドストレージサービス等、ORDEN 以外のサービスを利用する必要がある。

#### ④ 中間段階システム構成案の作成

前項までの検討を踏まえ、構成素案をもとに中間段階システムの構成案を作成した。STEP 2では市町や業務分野のニーズ、システムの状況に応じて柔軟に構成を選択できることが望ましいため、3つの構成案についてメリット・デメリットを整理した。

表 4-18 中間段階システムの構成案

項目	A. 基盤へデータ提供	B. 基盤のデータを利用	C. クラウドストレージにファイルを格納
概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>市町側の業務システム（DB）に ORDEN へのデータ同期機能を構築し、定期的な同期（データの共有）を行う</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ORDEN にデータを保管し、市町側の業務システムが ORDEN からデータを直接参照、書き換えを行う</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>システムを構築せず、台帳等のファイルをクラウドストレージ上で共有する</li> </ul>
メリット	<ul style="list-style-type: none"> <li>市町側に既存システムがある場合は活用できる</li> <li>業務システム側の機能追加の規模が小さくて済む</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市町や将来的に想定される連携組織でシステムを共通化することができる</li> <li>市町側で大きなDBを持つ必要がない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>システム開発が不要で、すぐに使用することができる</li> </ul>
デメリット	<ul style="list-style-type: none"> <li>市町側で業務システム（DB）を持っておく必要がある</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>比較的大規模な業務システムの開発が必要となる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>利用者の組織のセキュリティポリシー等に則り、共同利用のためのサービスを契約する必要がある</li> <li>誤操作によるデータの破損等のリスクが高く、バックアップや共同利用のルールが必要になる</li> </ul>

市町で既存システムを活用しながらデータ共有をしたい場合は「A. 基盤へデータ提供」が優位となる。

一方、現状は業務システムがなく、単純な帳票の共有でよい場合は「C. クラウドストレージにファイルを格納」から始めることで、取組のハードルを下げることができる。

また、新たな組織で業務を開始するなど、システムを共通化できるタイミングであれば「B. 基盤のデータを利用」の方式も考えられる。

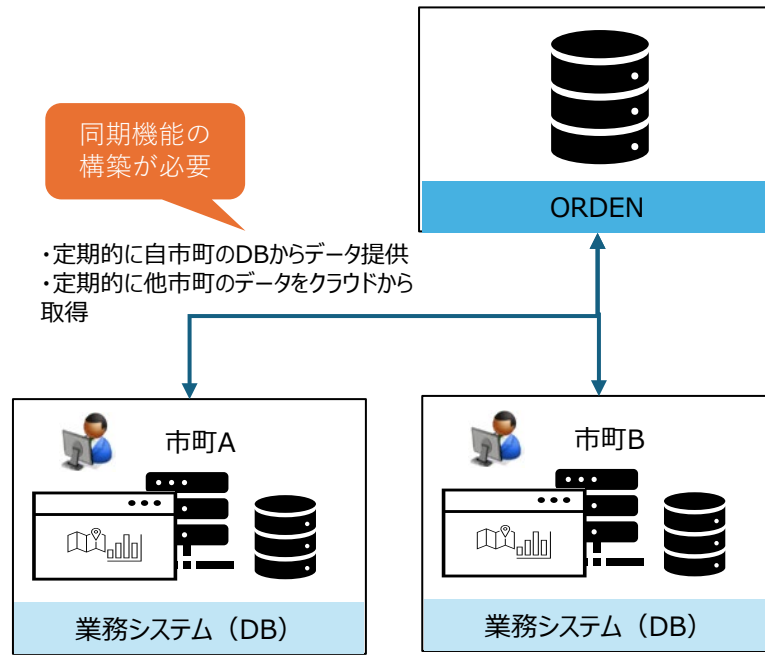


図 4-20 中間段階システム構成イメージ (A. 基盤へデータ提供)

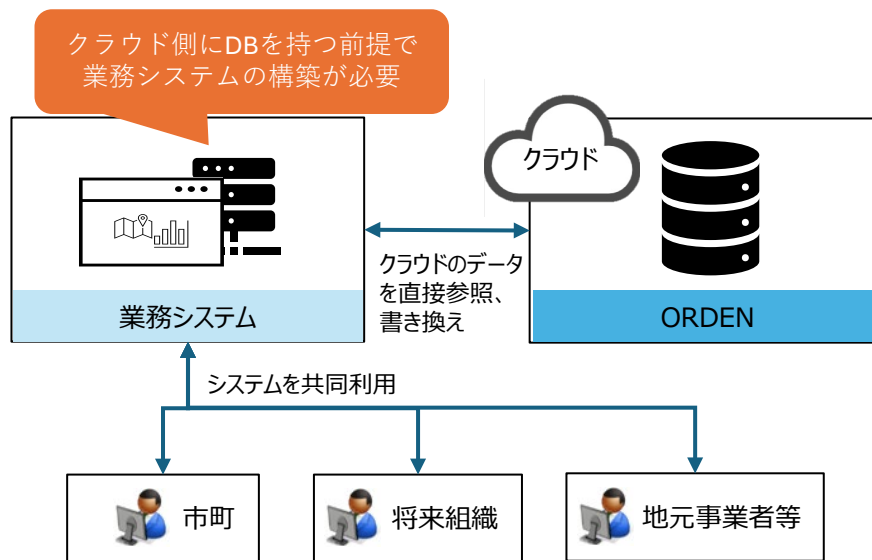


図 4-21 中間段階システム構成イメージ (B. 基盤でデータを利用)

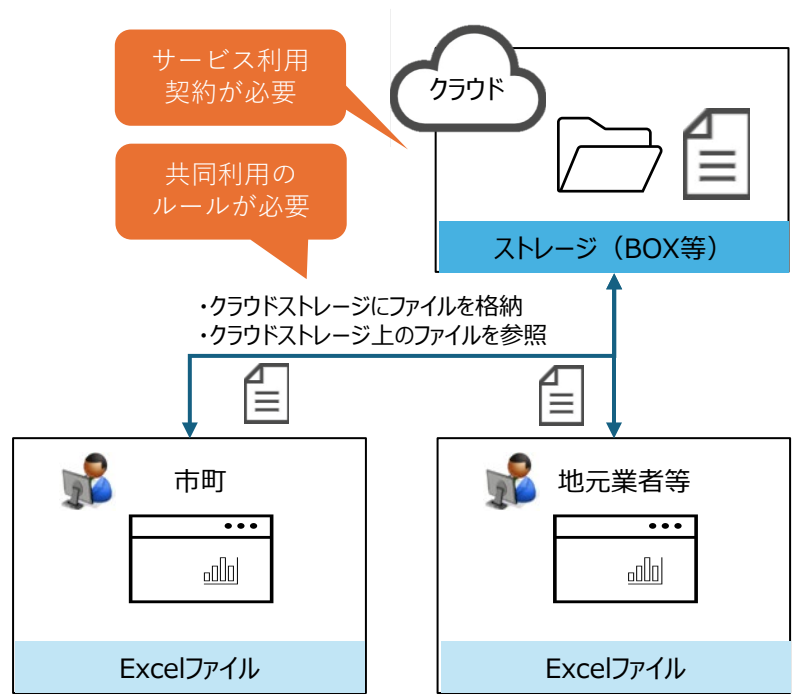


図 4-2 2 中間段階システム構成イメージ (C. クラウドストレージにファイルを格納)

## 4-2 一元化システムの一部試行・評価

前章の一元化システムの構想を進めるにあたっては、市町間での内部調整や取組方法のすり合わせ、意向確認や認識合せ等、いくつかの合意形成を図る必要がある。多くのステークホルダーを抱える中で、泉州 12 市町で試行的にでも取り組みを始動することがシステムの一元化や今後の広域連携の取組において有効に機能することが考えられる。

泉州 12 市町においては、令和 7 年 3 月 31 日に「ドライブレコーダーを活用した維持管理の研究に関する協定」を締結し、広域での取組を試行している。本協定は、産官学の連携となるが、産・学においては無償での対応を基本としており、取り組みを図る上で高い障壁となる市町での財政確保を要さないものとなる。本協定においては得られる広域データを基に、協定での検討結果に加えてデータ一元化の可能性などを整理した。

### 4-2-1 システム試行の概要

#### (1) 背景・目的

限られた維持管理予算や少ない技術職員の中では、ビッグデータや新技術の活用により業務を効率化していく必要があり、企業・大学などとの連携が不可欠である。泉州地域においてはサービスレベルの低下や技術職員の不足等の共通課題への解決策として、広域連携による群マネの取組を進めており、そのなかで道路管理の効率化に向けた検討及び 12 市町での連携を試行する位置づけも含め、泉州地域 8 市 4 町、三井住友海上火災保険株式会社、大阪大学大学院工学研究、パシフィックコンサルタンツ株式会社の 4 者で「ドライブレコーダーを活用した維持管理の研究に関する協定」を締結した。協定による取組により路面状態の予測・管理水準の設定等により事業導入効果や実現性の向上を目指すことを目的としてシステムの試行を行った。



図 4-2 3 協定締結式の様子

## (2) システム概要

システムの試行においては、協定締結三井住友海上火災保険株式会社が保有するドラレコAI道路点検サービス（商品名：「ドラレコ・ロードマネージャー」）を活用した。本システムは、一般車両（社用車）に取り付けられたドライブレコーダーから道路の映像データを収集し、AIにより路面の損傷（ポットホール、ひび割れ等）を検出し、システム上で損傷位置や損傷状況等を確認できるシステムである。本システムを活用することで、これまで車両等から目視で道路損傷を確認していたところを、自動的かつ定量的に路面損傷データを収集することが可能となる。



### (3) 検討概要

上記システムを用いた検討の概要を以下に示す。収集対象は泉州 12 市町が管理する市町道の路面損傷であり、データの収集期間は、5/26（月）～6/25（水）の1か月間である。

広域・官民連携での包括事業の実装に向けて、収集した路面損傷データにより泉州地域の対策要否の判断基準を定量化することに主眼を置いて検討を行った。

表 4-19 検討概要

項目	内容
取組内容	ドラレコAIで取得した路面損傷データを活用した現行水準の明確化及び劣化予測分析の実施
活用技術	<u>ドラレコ・ロードマネージャー</u> (三井住友海上火災保険株式会社が保有)
収集対象	泉州 12 市町が管理する市町道及び大阪府が管理する府道の路面損傷 (ポットホール、亀甲状ひび割れ、白線のかすれ等)
収集期間	<u>5/26（月）～6/25（水）の1か月</u> ※1自治体あたり1か月であれば無償で活用できるサービスの活用

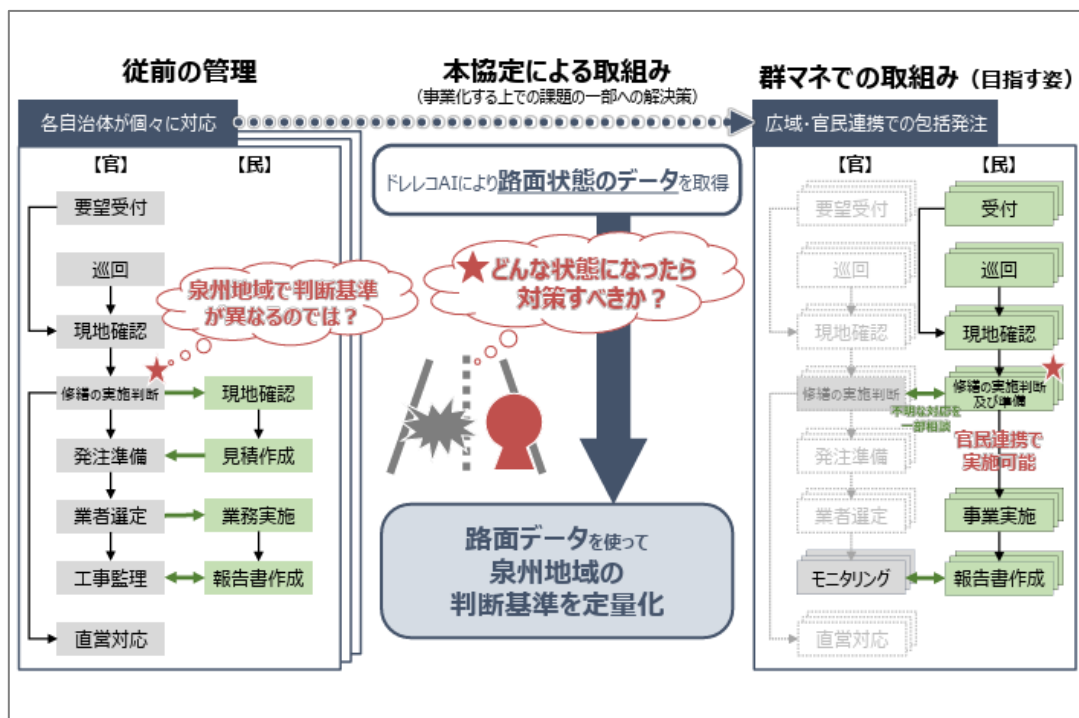


図 4-25 検討概要

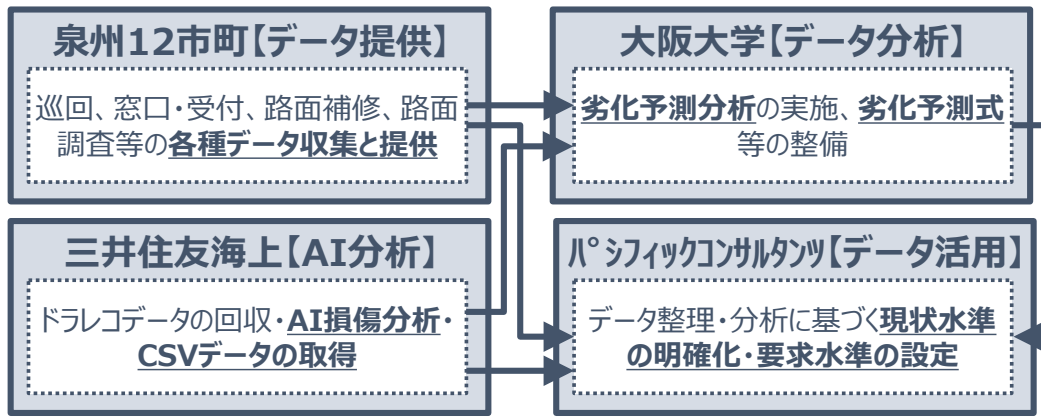


図 4-26 協定における役割分担

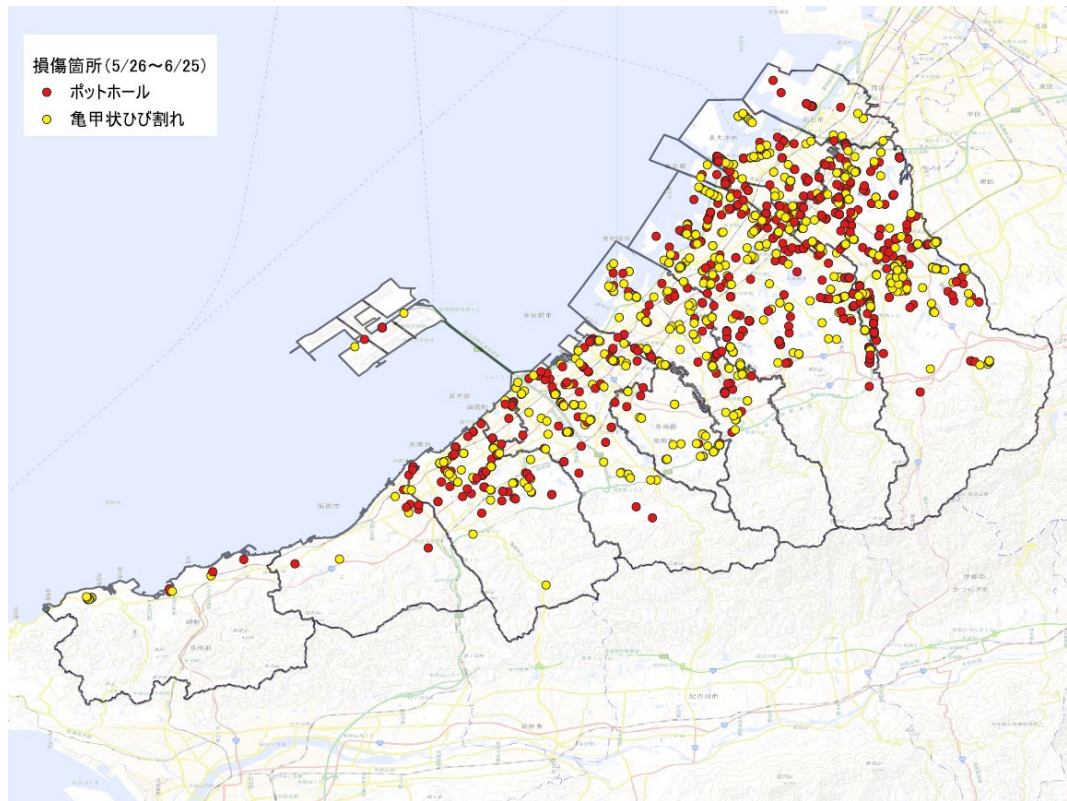
## 4-2-2 システム試行結果

### (1) データ収集結果

システム試行により収集した 12 市町の損傷検知結果を以下に示す。ドラレコデータからの収集となるため、道路を走行するドラレコ台数、カバー率（保有する道路リンク数に対するドラレコ車両が走行したリンク数の割合）、損傷検知数にばらつきが見られ、特に泉州地域南部は少ない傾向にある。

表 4-20 路面損傷のデータ収集結果

土木事務所	市町	ドラレコ台数 (ユニーク台数)	カバー率 (%)	ポットホール 検出箇所数	亀甲状ひび割れ 検出箇所数
鳳土木管内	泉大津市	848	66.4	58	91
	高石市	427	44.9	14	9
	忠岡町	482	76.0	25	20
	和泉市	735	58.3	279	278
岸和田土木管内	岸和田市	965	65.6	281	207
	貝塚市	490	61.3	74	112
	泉佐野市	525	75.3	130	71
	泉南市	322	44.9	98	59
	阪南市	155	21.2	10	6
	熊取町	204	40.9	6	38
	田尻町	170	66.9	10	0
岬町	58	21.1	7	13	
12 市町 (府道)		1,499	97.2	464	606



出典：国土地理院標準地図にパシフィックコンサルタンツが加工して作成

図 4-27 損傷位置図

## (2) 検討結果

システムを試行の結果として検討成果及び今後の課題を取りまとめた。詳細な検討成果は巻末資料に示す。

### ①システム試行による成果

#### <管理現況の可視化>

- ・ 12 市町の路面状況に関わる概略想定
- ・ 水準の定量化に向けた対応プロセスの整理（住民要望・職員対応及び判断結果の活用）

#### <将来状況の予測>

- ・ 各市町で必要となるデータ収集間隔を推定
- ・ 道路の種別（D I D地区内外）による損傷発生傾向を評価

### ②広域連携による成果

- ・ 12 市町分の損傷データ収集によるデータ数の一定確保
- ・ 群マネの取組に向けた連携のきっかけづくり

### (3) 今後の課題

#### ① ドラレコ・ロードマネージャーを活用した取組における課題

- 継続的な路面損傷データの収集
  - ・水準の明確化や劣化予測等の精度確保のためにはデータ数が必要
  - ・当初想定していたポットホールの程度による劣化予測には、2時点間のデータが必要
- 要望箇所や対応方法の記録
  - ・損傷データとの紐づけのためには、詳細な位置の記録が必要
  - ・各市町で維持管理情報の蓄積状況・様式も異なり、記録の標準化等も考えられる
- 大阪府を巻き込んだ取組によるスケールメリットの発揮
  - ・各市町のシステム活用においては、損傷のカバー率とシステム利用料がネック
  - ・大阪府はシステムのカバー率が高く、日常的な巡回も実施しており、本システム活用のメリットが大きいため、府を巻き込んだ垂直連携のツールとしての活用も視野

#### ② データー一元化に向けた取組課題

- 広域での取組の可能性
  - ・本技術を活用することで同一基準でのデータを広域に収集することが可能
  - ・本協定では1カ月間に限定したデータ収集となったが、1年・2年と収集期間を延伸する事で市町を網羅するデータ補完が期待できる
  - ・一方で、システム利用料を要するため、その際の予算確保が別途必要となる
- 取組効果の明確化
  - ・上述の通り、別途予算確保が必要となる中で、泉州12市町としての広域での取組効果に加え、個別自治体での取組効果を明確にする必要がある
  - ・今後の広域・包括事業での本技術の活用可能性や、データー一元化（システム構想）の中での連携可能性を見据え、どのように取組を進めていけるかを具体的に検討する必要がある

### 4-3 データ一元化に向けたアクションプラン

一元化システムの実現に向けては、先行して連携に取り組む業務において、より小さな段階を踏んで取組を進める必要がある。将来体制における一元化システム（STEP 3）の実現までに想定するロードマップを作成し、特に直近で取り掛かるデータ標準化については具体的な作業の流れを整理した。

#### 4-3-1 データ標準化の流れ

システムの一元化の前段階としてデータの標準化を実施することが考えられる。

具体的なデータ標準化の流れの例を以下に示す。各市町や分野のうち先行的に連携に取り組む業務ごとに、標準化の対象とするデータを整理・選定し、その特性に応じた標準化方策を採用することが望ましい。

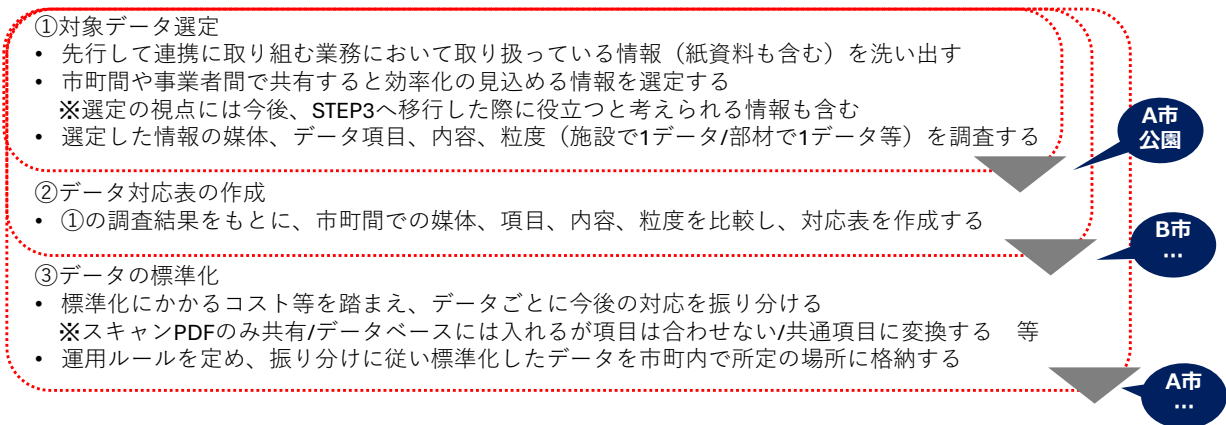
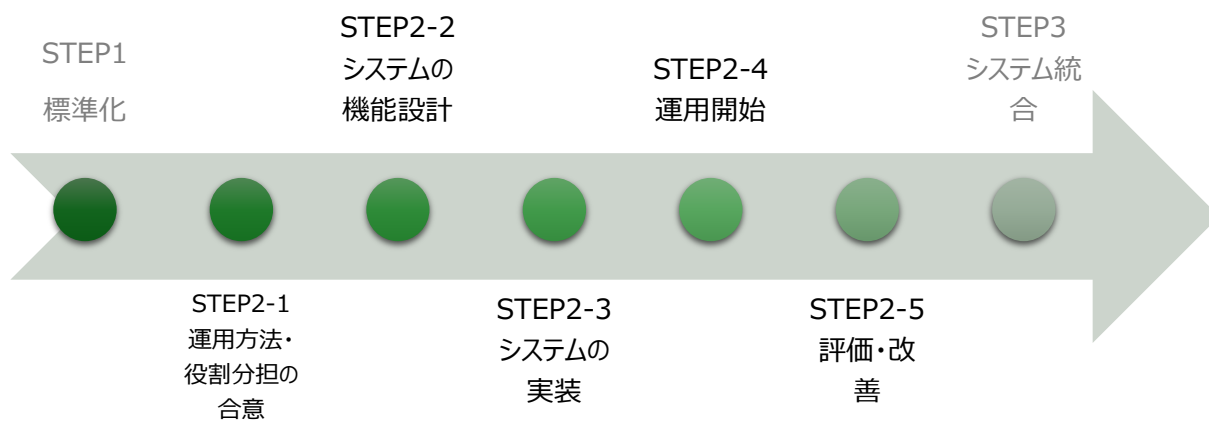


図 4-2 8 データ標準化の流れイメージ

### 4-3-2 一元化システム構築に向けたロードマップ

前項の標準化を踏まえ、一元化システムの構築に向けたロードマップを検討した。



STEP	項目	内容	備考
1	データの標準化	・標準化の対象とするデータを整理・選定し、データ項目や集計単位の共通化等を実施する	
2-1	運用方法・役割分担の合意	・一元化システムの方式、取扱いデータ、運用方法、構築及び運用にあたっての各組織の役割分担を合意する	・一元化システムの全体像を定め、共通部分と個別の業務システム部分の役割を明確化する必要がある ・共通部分については構築及び運用の担当者を明確にする必要がある
2-2	システムの機能設計	・共通部分・個別の業務システムそれぞれの担当による機能設計を行う	・システム間連携に支障が出ないように、適宜、各システム間の調整を行いながら仕様を定める必要がある
2-3	システムの実装	・共通部分・個別の業務システムそれぞれの担当による実装を行う	
2-4	運用開始	・役割分担に基づき、データ提供者・各システムの運営者・データ利用者が試行的に運用を開始する	・役割分担に基づく運用ルールを定める必要がある
2-5	評価・改善	・運用の中でデータ提供者・各システムの運営者・データ利用者がシステムの評価を行う ・抽出された課題を整理し、システムの改善を行う	・評価・改善は繰り返し実施する
3	システム統合	・評価の結果、システムの拡張が望まれた段階で一元化を行う	

図 4-29 一元化システム構築に向けたロードマップ